

令和 7 年度  
あさぎり町議会第 8 回会議  
会 議 録

開会 令和 8 年 3 月 9 日

閉会 令和 8 年 3 月 19 日

あさぎり町議会

# 令和7年度あさぎり町議会 第8回会議 日程

| 月 | 日  | 曜 | 会議別 | 議案・日程等                                                                                                                                  | 備 考                                              |
|---|----|---|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 3 | 9  | 月 | 本会議 | 開 会<br>諸般の報告<br>行政報告及び教育行政報告<br>施政方針<br>議案第54号～議案第61号<br>報告第19号<br>議案第62号～議案第68号（補正予算）<br>発議<br>議案第69号～議案第76号（R8 当初予算）<br>議案第77号～議案第79号 | 説明・審議・採決<br><br>説明・審議・採決<br><br>提案のみ<br>説明・審議・採決 |
|   | 10 | 火 | 本会議 | 当初予算説明・質疑（厚生文教所管課分）<br>※税務課分含む                                                                                                          | 説明・質疑                                            |
|   | 11 | 水 | 本会議 | 当初予算説明・質疑（総務建設経済所管課分）<br>※税務課分除く                                                                                                        | 説明・質疑                                            |
|   | 12 | 木 | 本会議 | 一般質問（4人）                                                                                                                                |                                                  |
|   | 13 | 金 | 本会議 | 一般質問（4人）                                                                                                                                |                                                  |
|   | 14 | 土 | 休 会 |                                                                                                                                         |                                                  |
|   | 15 | 日 | 休 会 |                                                                                                                                         |                                                  |
|   | 16 | 月 | 休 会 |                                                                                                                                         | 委員会等                                             |
|   | 17 | 火 | 休 会 |                                                                                                                                         | 例月監査                                             |
|   | 18 | 水 | 休 会 |                                                                                                                                         | 例月監査                                             |
|   | 19 | 木 | 本会議 | 議案第69号～議案第76号<br>報告第20号～報告第23号<br>要望審査報告<br>閉会                                                                                          | 総括質疑・採決                                          |

令和7年度 あさぎり町議会 第8回会議(3月定例会) 一般質問通告書

| 質問順 | 質問者                                  | 質問事項                         | 質問要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 質問の相手     |
|-----|--------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1   | (6番議員)<br>加賀山 瑞津子<br><br>※施政方針への質問なし | 1 人材育成につながる大会参加支援の今後の在り方について | 本町には、部活動や地域クラブ、文化活動において大会出場に対する補助金制度が設けられているが、県大会以上の大会に出場する際の交通費や宿泊費を考えると保護者等の負担は依然として大きく、十分とは言えない。近隣町村においては補助額の引き上げや対象経費の拡充など、実情に即した見直しを行っている例も見られる。大会への参加は、子ども達の成長を促し、将来の人材育成に繋がる重要な機会であり、町の将来への投資と捉えることもできる。<br>こうした観点から、既存の補助制度について、近隣町村の取り組みも踏まえ、補助額の増額や条例内容の見直しを検討する考えはないか問う。                                                                                               | 町長<br>教育長 |
|     |                                      | 2 ふるさと寄付金について                | ふるさと寄付金は、本町において子育て支援や高齢者支援など、住民の生活を支える重要な財源となっている。一方近年は寄付額が減少傾向にあり、支援策の拡充や継続に制約が生じているのではと危惧している。<br>ふるさと寄付金は、返礼品の工夫や情報発信、寄付金の使途の明確化など、政策的な取り組みによって大きく左右される財源でもある。今後住民生活を支える安定的な財源を確保するため、ふるさと寄付金の増額に向け、どのような施策や取り組みを進めていくのか問う。                                                                                                                                                    | 町長        |
|     |                                      | 3 リュウキンカフェスティバルについて          | 町の花であるリュウキンカは、本町の自然環境を象徴する存在であるが、近年は環境の変化等により自生する株の激減が進んでいる状況にある。こうした課題に対し、行政による保全対策だけでなく、町民一人ひとりが関心を持ち皆で守り育てていく意識づくりが重要であると考え。<br>そのひとつの取り組みとして環境セミナー等の啓発事業に併せて、リュウキンカを題材としたスケッチ大会や写真コンテストなどを実施し、子どもから大人まで自然に親しみながら学ぶ機会を設けてはどうか。<br>町花を通じた環境保全意識の醸成について、今後どのようにとりくむのか問う。                                                                                                         | 町長<br>教育長 |
| 2   | (7番議員)<br>橋本 誠<br><br>※施政方針への質問なし    | 人口減少に伴う持続可能な町づくりにについて        | 近年、少子化に伴い、生産年齢人口が減少している状況を踏まえて、町の存在も心配となって来ている。第3次総合計画に基づいて、今後の過疎地域であるあさぎり町の町づくりについて問う。<br><br>① 少子化対策の現状と課題について<br><br>② 生産年齢人口が減少していく中で、財政の見直しについて<br><br>③ 少子化に伴い、生産年齢人口から減少する中で、町の中心になる人材育成について                                                                                                                                                                               | 町長<br>教育長 |
| 3   | (9番議員)<br>豊永 喜一<br><br>※施政方針への質問なし   | 上地区石田橋について                   | 石田橋は、県管理河川免田川の柳別府区と塚脇区をつなぐ、今では希少となった木製の吊り橋で、百太郎溝整備時に架設され、長い歴史を刻んだ文化的、教育的な貴重な土木遺産でもある。<br>この木橋は、免田川とサイフォンで交差して流れる百太郎溝管理堤防道路の一部区間をなす橋梁であり、溝管理、免田川堤防や隣接水田の管理においても無くてはならない大変重要な橋梁である。<br>しかし、ここ10年近く老朽化を理由に修繕もされず放置され、通行止めとなっており、免田川で地域間が分断され、不便を強いられている等の内容で、令和6年4月に柳別府・塚脇区長、百太郎溝土地改良区の連名で、石田橋の架け替え工事着手に関する陳情書が提出され、議会では、6月定例会で、総務建設経済常任委員会へ付託され、9月定例会で趣旨採択となっているが、その後の取り組み状況と対策を問う。 | 町長        |

|   |                                       |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |           |
|---|---------------------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 4 | (2番議員)<br>加藤 弘<br><br>※施政方針への<br>質問なし | 1 人口減少対策について | <p>(1) 令和6年3月に令和13年度を目標として、「第3次あさぎり町総合計画」を策定しているが、その中に「自然増、社会増に繋がる積極的な取り組みを行い、総合計画の最終年の人口が12,480人となることを目指します。」とあるが、計画途中の現時点ではどのような状況か問う。</p> <p>(2) 自然増について、「学校区別児童生徒数」の状況を問う。</p> <p>(3) 自然増に繋がる対策として実施された事業及びその効果を問う。</p> <p>(4) 社会増としてつながる対策として、実施された事業及びその効果を問う。</p> <p>(5) 国や県の考え方を踏まえて、人口減少対策として、今後の大局的な構想をどのように考えるか。<br/>また、昨年(2023)の12月16日に開催された「お出かけ知事室～ともに未来を語る会～」がポッポ一館で開催された。その際、木村知事は、本町の議会会長の「県南の振興策」の意見に対する答えで、「球磨人吉は農業や林業、観光など、人吉球磨の良さを生かしたあらゆる産業の振興を図っていきたい。」とのことだったが、このことについてどのように考えるかを問う。</p> <p>(6) 人口減少対策としての重要な部分である物価高騰対策の中で、農業分野で畜産経営体の支援、認定農業者以外の農業機械の導入支援が決まったが、この支援について、町民の方の反応を問う。</p> <p>(7) 専業農家が安定して、後継者が存在して、あさぎり町を支えて頂くためにどのように考えておられるか。また、農業者をはじめとした人口減少が予想より早いスピードで進むので、財政の問題をはじめ諸対策の在り方について、第3次総合計画の変更の必要はないか問う。</p> <p>(8) 農業者との意見交換や勉強会の現状を問う。</p> <p>(9) 人口減少対策の大きな柱は農業振興と思うが、もう一つは、これまで、本町の発展に貢献されてきた事業者の方々のご努力があります。今のこの事業所が減少しないような支援が必要ではないか問う。</p> | 町長<br>教育長 |
|   |                                       | 2 物価高騰対策について | <p>(1) 12月に物価高騰対策として多くの対策が決定した。今回の物価高騰対策をどのように捉えているか問う。</p> <p>(2) 国の方では、物価高騰で国民が苦しんでいる中、衆議院の解散で国の対策としての、物価高騰対策や子育て支援など山積する課題が予算編成も含めて対策が遅れている。したがって本町では、更に、令和8年度でも物価高騰対策が必要であると思うが、どのように考えているか問う。</p> <p>(3) 障がい者の方で、障がい年金の対象とはならず、一般就労もできないで、A型事業所、B型事業所等に通所されておられる方は生活そのものに困っておられる。<br/>また、障がい者以外の方も含めて今後、物価高騰対策が実施される場合は生活困窮者への支援が必要ではないか問う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 町長        |

|   |                                        |                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |    |
|---|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 5 | (3番議員)<br>小谷 節雄<br><br>※施政方針への<br>質問あり | 令和8年度施政方針の具体的内容と対応について                                                  | <p>施政方針で述べられた新年度主要施策の実施に向けた具体的な方針と内容について、以下の点を問う。</p> <p>① 国の「学校給食費の負担軽減」に向けた支援体制の構築(P2)により、給食費無償化の財政面での影響と給食内容の充実について</p> <p>② 全国を上回る力強い成長が期待される熊本県としての「選択と集中」の方針について(P4)、県南地域や本町に関して特筆すべき具体的施策への認識と関連する本町の対応について</p> <p>③ 奨学金返還若者就労支援事業(P7～8)の具体的な内容と目指す効果について</p> <p>④ 部活動の地域展開について(P5、P13～14)</p> <p>1) 休日の部活動の地域移行と平日の活動(学校部活動)との連携や将来的なビジョン</p> <p>2) 受け皿となる実施主体づくりの見通し</p> <p>⑤ 避難所としての体育施設の環境整備について(P14)、具体的な年次計画等と空調設備以外の環境改善(バリアフリー化など)への考えについて</p> <p>⑥ 予算規模119億円(P14～15)についての、「将来に過度な負担を残さない堅実な財政運営」とのバランスとその評価について</p> | 町長 |
| 6 | (1番議員)<br>小松 英一<br><br>※施政方針への<br>質問あり | <p>1 農業支援センター及びシルバー人材センターの今後の運営について</p> <p>2 施政方針における事務事業の選択と集中について</p> | <p>(1) 農業就業人口の減少対策、農業経営体の在り方に対する町の考え方について問う。</p> <p>① 町内の農業就業人口の動向について</p> <p>② 農業経営体の内訳と今後の見込みについて</p> <p>③ 農業支援センターの6年度の運営実績について</p> <p>④ 農業支援センターの今後の在り方について</p> <p>(2) シルバー人材センターの現状と今後の運営について問う。</p> <p>① シルバー人材センターの6年度の運営実績について</p> <p>② 会員数の減少対策について</p> <p>③ 物価高騰や最低賃金の引き上げによる発注者側の変化について</p> <p>④ 町の関わり方について</p> <p>人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を維持していくためには、縮小均衡に陥ることなく、未来への投資を継続していかなければならないという方針について問う。</p> <p>① この方針に基づいた予算編成において、事務事業の選択と集中を徹底するとあるが、その具体的な取り組みについて</p>                                                          | 町長 |

令和7年度 あさぎり町議会 第8回会議(3月定例日) 一般質問通告書

|   |                  |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |           |
|---|------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 7 | (13番議員)<br>永井 英治 | 1 伝統芸能継承について                             | (1) 伝統芸能保持団体の現在の活動状況を問う。<br><br>(2) 伝統芸能継承に向けた今後の方策を問う。                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 町長<br>教育長 |
|   |                  | 2 丸池のリュウキンカの保護対策について                     | (1) 丸池のリュウキンカの保護のために、これまで実施されてきた対策と現在の状況を問う。<br><br>(2) 行政やボランティア活動のおかげで、一時期からすると株数も増加し、リュウキンカの復活に向けて明るい兆しも感じられるが、改めて今後の保護対策の方策を問う。                                                                                                                                                                                                      | 町長<br>教育長 |
|   |                  | ※施政方針への質問あり<br>3 魅力ある就業・産業の構築について        | (1) スマート農業の推進策や高収益作物導入の支援策を問う。<br><br>(2) 中山間地については、担い手の減少や高齢化、または農地等の生産条件の厳しさがある中でも、専業や兼業それぞれの農家が営農を続けることで、農産物の生産はもとより農地の持つ多面的な機能の保持にも大きな役割を果たしておられる。<br>今回の施政方針でもその施策を記してあるが、改めて中山間地域農業の現状と課題を問う。<br><br>(3) 第三者承継や事業拡大、または販路開拓等地域産業の支援強化が記してあるが、その現状と課題を問う。                                                                           | 町長        |
| 8 | (12番議員)<br>溝口 峰男 | 1 公営住宅空き室対策並びに外国人の入居及び共生社会実現のための取り組みについて | (1) 外国人の公営住宅入居に関する国土交通省住宅総合整備課長名の新通知(2026年2月10日付)では、①新規入居について、国籍や在留資格を把握すること ②緊急時の連絡先は、日本語で円滑にやり取りできる人とする こと ③既存の入居者についても、業務に過度な負担が生じない範囲で実態把握を促すこと<br>本町にも多くの外国人が企業等に就労している今日、外国人住民が安心して暮らせる環境を整えるための施策は重要である。<br>外国人就労者の公営住宅入居及び申し込み(相談)の現況及び通知内容等に関する条例等の整備について問う。<br><br>(2) 外国人との共生社会実現のための具体的施策について問う。<br><br>(3) 公営住宅空き室対策について問う。 | 町長<br>教育長 |
|   |                  | 2 水道事業におけるDXの活用について                      | 水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、職員の減少などの様々な課題に直面しており、将来にわたって安全で良質な水道水の供給を確保し事業運営を行っていくためには、運営基盤の強化とともに、業務の一層の効率化を図る必要がある。このためDXを活用することで、自動検針や漏水の早期発見といった業務の効率化に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの付加効果の創出が見込まれ、水道事業の運営基盤強化につながるものと考えられるが、今後の取り組みについて問う。                                                                                        | 町長        |

# 目 次

第18号（3月9日）

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 応招議員 .....                  | 1  |
| 出席議員 .....                  | 1  |
| 欠席議員 .....                  | 1  |
| 出席した議会書記 .....              | 1  |
| 説明のため出席した者の職氏名 .....        | 1  |
| 議事日程 .....                  | 2  |
| 本日の会議に付した事件 .....           | 3  |
| 開 会 .....                   | 4  |
| 会議録署名議員の指名 .....            | 4  |
| 定例日の会議日程報告 .....            | 4  |
| 諸般の報告 .....                 | 5  |
| 行政報告及び教育行政報告 .....          | 10 |
| 施政方針 .....                  | 12 |
| 議案第54号（提案説明・質疑・討論・採決） ..... | 16 |
| 議案第55号（提案説明・質疑・討論・採決） ..... | 18 |
| 議案第56号（提案説明・質疑・討論・採決） ..... | 19 |
| 議案第57号（提案説明・質疑・討論・採決） ..... | 20 |
| 議案第58号（提案説明・質疑・討論・採決） ..... | 21 |
| 議案第59号（提案説明・質疑・討論・採決） ..... | 22 |
| 議案第60号（提案説明・質疑・討論・採決） ..... | 23 |
| 議案第61号（提案説明・質疑・討論・採決） ..... | 24 |
| 報告第19号（報告・質疑） .....         | 24 |
| 議案第62号（提案説明・質疑・討論・採決） ..... | 25 |
| 議案第63号（提案説明・質疑・討論・採決） ..... | 40 |
| 議案第64号（提案説明・質疑・討論・採決） ..... | 41 |
| 議案第65号（提案説明・質疑・討論・採決） ..... | 42 |
| 議案第66号（提案説明・質疑・討論・採決） ..... | 44 |
| 議案第67号（提案説明・質疑・討論・採決） ..... | 45 |
| 議案第68号（提案説明・質疑・討論・採決） ..... | 46 |
| 発議第2号（質疑・討論・採決） .....       | 47 |
| 議案第69号（提案） .....            | 47 |
| 議案第70号（提案） .....            | 47 |
| 議案第71号（提案） .....            | 47 |
| 議案第72号（提案） .....            | 47 |
| 議案第73号（提案） .....            | 47 |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 議案第74号(提案)            | 47 |
| 議案第75号(提案)            | 47 |
| 議案第76号(提案)            | 47 |
| 議案第77号(提案説明・質疑・討論・採決) | 48 |
| 議案第78号(提案説明・質疑・討論・採決) | 48 |
| 議案第79号(提案説明・質疑・討論・採決) | 49 |
| 散 会                   | 49 |

#### 第19号(3月10日)

|                |     |
|----------------|-----|
| 応招議員           | 50  |
| 出席議員           | 50  |
| 欠席議員           | 50  |
| 出席した議会書記       | 50  |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 50  |
| 議事日程           | 50  |
| 本日の会議に付した事件    | 50  |
| 開 議            | 52  |
| 議案第69号(説明・質疑)  | 52  |
| 議案第70号(説明・質疑)  | 92  |
| 議案第71号(説明・質疑)  | 97  |
| 議案第72号(説明・質疑)  | 98  |
| 議案第75号(説明・質疑)  | 102 |
| 議案第76号(説明・質疑)  | 102 |
| 散 会            | 103 |

#### 第20号(3月11日)

|                |     |
|----------------|-----|
| 応招議員           | 104 |
| 出席議員           | 104 |
| 欠席議員           | 104 |
| 出席した議会書記       | 104 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 104 |
| 議事日程           | 104 |
| 本日の会議に付した事件    | 104 |
| 開 議            | 106 |
| 議案第69号(説明・質疑)  | 106 |
| 議案第73号(説明・質疑)  | 152 |
| 議案第74号(説明・質疑)  | 154 |
| 散 会            | 160 |

## 第21号（3月12日）

|                |     |
|----------------|-----|
| 応招議員           | 161 |
| 出席議員           | 161 |
| 欠席議員           | 161 |
| 出席した議会書記       | 161 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 161 |
| 議事日程           | 161 |
| 本日の会議に付した事件    | 161 |
| 開 議            | 162 |
| 一般質問           | 162 |
| 6番 加賀山瑞津子さん    | 162 |
| 7番 橋本 誠君       | 172 |
| 9番 豊永 喜一君      | 180 |
| 2番 加藤 弘君       | 184 |
| 散 会            | 194 |

## 第22号（3月13日）

|                |     |
|----------------|-----|
| 応招議員           | 195 |
| 出席議員           | 195 |
| 欠席議員           | 195 |
| 出席した議会書記       | 195 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 195 |
| 議事日程           | 195 |
| 本日の会議に付した事件    | 195 |
| 開 議            | 196 |
| 一般質問           | 196 |
| 2番 小谷 節雄君      | 196 |
| 1番 小松 英一君      | 207 |
| 13番 永井 英治君     | 217 |
| 12番 溝口 峰男君     | 228 |
| 散 会            | 239 |

## 第23号（3月19日）

|                |     |
|----------------|-----|
| 応招議員           | 240 |
| 出席議員           | 240 |
| 欠席議員           | 240 |
| 出席した議会書記       | 240 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 240 |
| 議事日程           | 241 |

|                                                       |       |
|-------------------------------------------------------|-------|
| 本日の会議に付した事件 .....                                     | 2 4 1 |
| 開 議 .....                                             | 2 4 2 |
| 議案第 6 9 号（質疑・討論・採決） .....                             | 2 4 2 |
| 議案第 7 0 号（質疑・討論・採決） .....                             | 2 6 7 |
| 議案第 7 1 号（質疑・討論・採決） .....                             | 2 6 7 |
| 議案第 7 2 号（質疑・討論・採決） .....                             | 2 6 7 |
| 議案第 7 3 号（質疑・討論・採決） .....                             | 2 6 8 |
| 議案第 7 4 号（質疑・討論・採決） .....                             | 2 6 9 |
| 議案第 7 5 号（質疑・討論・採決） .....                             | 2 6 9 |
| 議案第 7 6 号（質疑・討論・採決） .....                             | 2 6 9 |
| 報告第 2 0 号（報告・質疑） .....                                | 2 6 9 |
| 報告第 2 1 号（報告・質疑） .....                                | 2 7 0 |
| 報告第 2 2 号（報告・質疑） .....                                | 2 7 0 |
| 報告第 2 3 号（報告・質疑） .....                                | 2 7 1 |
| 日程 1 3 総務建設経済常任委員会の報告について（令和 7 年度要望第 1 1 号） .....     | 2 7 1 |
| 日程 1 4 総務建設経済常任委員会の報告について（令和 7 年度要望第 1 2 号） .....     | 2 7 2 |
| 日程 1 5 地方自治の未来を創る調査特別委員会の報告について（令和 7 年度要望第 7 号） ..... | 2 7 3 |
| 日程 1 6 議員派遣について .....                                 | 2 7 4 |
| 閉 会 .....                                             | 2 7 4 |
| 署 名 .....                                             | 2 7 5 |

| 令和7年度 あさぎり町議会第8回会議会議録（第18号）                                              |                            |                   |            |                      |         |            |
|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------|------------|----------------------|---------|------------|
| 招 集 年 月 日                                                                | 令和8年3月9日                   |                   |            |                      |         |            |
| 招 集 の 場 所                                                                | あさぎり町議会議場                  |                   |            |                      |         |            |
| 開 閉 会 日 時<br>及 び 宣 告                                                     | 開 議                        | 令和8年3月9日 午後 1時15分 |            | 議 長                  | 小見田 和行  |            |
|                                                                          | 散 会                        | 令和8年3月9日 午後 6時42分 |            | 議 長                  | 小見田 和行  |            |
| 応（不応）招議員<br>及び出席並びに欠<br>席議員<br>出 席 14名<br>欠 席 0名<br>○ 出席 △ 欠席<br>× 不 応 招 | 議 席 番 号                    | 氏 名               | 出欠等<br>の 別 | 議 席 番 号              | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|                                                                          | 1                          | 小 松 英 一           | ○          | 8                    | 森 岡 勉   | ○          |
|                                                                          | 2                          | 加 藤 弘             | ○          | 9                    | 豊 永 喜 一 | ○          |
|                                                                          | 3                          | 小 谷 節 雄           | ○          | 10                   | 山 口 和 幸 | ○          |
|                                                                          | 4                          | 岩 本 恭 典           | ○          | 11                   | 皆 越 てる子 | ○          |
|                                                                          | 5                          | 難 波 文 美           | ○          | 12                   | 溝 口 峰 男 | ○          |
|                                                                          | 6                          | 加賀山 瑞津子           | ○          | 13                   | 永 井 英 治 | ○          |
|                                                                          | 7                          | 橋 本 誠             | ○          | 14                   | 小見田 和 行 | ○          |
| 議事録署名議員                                                                  | 9番 豊永 喜一 10番 山口 和幸         |                   |            |                      |         |            |
| 出席した議会書記                                                                 | 事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 溝 口 久 志 |                   |            |                      |         |            |
| 地方自治法第12<br>1条により説明の<br>ため出席した者の<br>職 氏名<br>出席 ○<br>欠席 ×                 | 職 名                        | 氏 名               | 出欠等<br>の 別 | 職 名                  | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|                                                                          | 町 長                        | 北 口 俊 朗           | ○          | 教 育 長                | 椎 葉 勇 二 | ○          |
|                                                                          | 副 町 長                      | 土 肥 克 也           | ○          | 教育課長                 | 山 内 悟   | ○          |
|                                                                          | デジタル政<br>策 審 議 監           | 長 沼 宏 季           | ○          | 高 齢 福 祉<br>課 長       | 尾 方 圭   | ○          |
|                                                                          | 総 務 課 長                    | 酒 井 裕 次           | ○          | 健 康 推 進<br>課 長       | 荒 川 誠 一 | ○          |
|                                                                          | 会 計 管 理 者                  | 上 田 日 和           | ○          | 農 林 振 興<br>課 長       | 橋 本 英 樹 | ○          |
|                                                                          | 企 画 政 策<br>課 長             | 万 江 幸 一 朗         | ○          | 商 工 観 光<br>課 長       | 沖 松 勝 彦 | ○          |
|                                                                          | 財 政 課 長                    | 中 村 光 成           | ○          | 建 設 課 長              | 小 田 淳   | ○          |
|                                                                          | 税 務 課 長                    | 高 田 真 之           | ○          | 上 下 水 道<br>課 長       | 鬼 塚 拓 夫 | ○          |
|                                                                          | 町 民 課 長                    | 中 竹 健 次           | ○          | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 | 中 神 啓 介 | ○          |
|                                                                          | 生 活 福 祉<br>課 長             | 緒 方 理 恵           | ○          |                      |         |            |
| 議 事 日 程                                                                  | 別紙のとおり                     |                   |            |                      |         |            |
| 会議に付した事件                                                                 | 別紙のとおり                     |                   |            |                      |         |            |

## 議事日程（第 18 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 定例日の会議日程報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告及び教育行政報告
- 日程第 5 施政方針
- 日程第 6 議案第 54 号 あさぎり町過疎地域持続的発展計画について
- 日程第 7 議案第 55 号 あさぎり町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める  
条例の制定について
- 日程第 8 議案第 56 号 あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条  
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 57 号 あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 58 号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第 11 議案第 59 号 あさぎり町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 日程第 12 議案第 60 号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 61 号 あさぎり町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第 14 報告第 19 号 専決処分した令和 7 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 8 号）の  
報告について
- 日程第 15 議案第 62 号 令和 7 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程第 16 議案第 63 号 令和 7 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）  
について
- 日程第 17 議案第 64 号 令和 7 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2  
号）について
- 日程第 18 議案第 65 号 令和 7 年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）に  
ついて
- 日程第 19 議案第 66 号 令和 7 年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 20 議案第 67 号 令和 7 年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 21 議案第 68 号 令和 7 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第 3 号）  
について
- 日程第 22 発議第 2 号 あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関す  
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 69 号 令和 8 年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第 24 議案第 70 号 令和 8 年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について  
（提案理由の説明）
- 日程第 25 議案第 71 号 令和 8 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について  
（提案理由の説明）
- 日程第 26 議案第 72 号 令和 8 年度あさぎり町介護保険特別会計予算について  
（提案理由の説明）
- 日程第 27 議案第 73 号 令和 8 年度あさぎり町水道事業会計予算について

|         |           |                                             |           |
|---------|-----------|---------------------------------------------|-----------|
| 日程第 2 8 | 議案第 7 4 号 | 令和 8 年度あさぎり町下水道事業会計予算について                   | (提案理由の説明) |
| 日程第 2 9 | 議案第 7 5 号 | 令和 8 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について                | (提案理由の説明) |
| 日程第 3 0 | 議案第 7 6 号 | 令和 8 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について                | (提案理由の説明) |
| 日程第 3 1 | 議案第 7 7 号 | あさぎり町おかどめ幸福駅売店の指定管理者の指定について                 | (提案理由の説明) |
| 日程第 3 2 | 議案第 7 8 号 | 町道黒田古町線歩道整備工事 (R 6 ・ R 7 防安全) 請負変更契約の締結について |           |
| 日程第 3 3 | 議案第 7 9 号 | 道路維持管理車両の買入れについて                            |           |

---

#### 本日の会議に付した事件

|         |                |                                                 |
|---------|----------------|-------------------------------------------------|
| 日程第 1   | 会議録署名議員の指名について |                                                 |
| 日程第 2   | 定例日の会議日程報告     |                                                 |
| 日程第 3   | 諸般の報告          |                                                 |
| 日程第 4   | 行政報告及び教育行政報告   |                                                 |
| 日程第 5   | 施政方針           |                                                 |
| 日程第 6   | 議案第 5 4 号      | あさぎり町過疎地域持続的発展計画について                            |
| 日程第 7   | 議案第 5 5 号      | あさぎり町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について          |
| 日程第 8   | 議案第 5 6 号      | あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9   | 議案第 5 7 号      | あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について                     |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 8 号      | あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 9 号      | あさぎり町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 0 号      | あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 1 号      | あさぎり町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第 1 4 | 報告第 1 9 号      | 専決処分した令和 7 年度あさぎり町一般会計補正予算 (第 8 号) の報告について      |
| 日程第 1 5 | 議案第 6 2 号      | 令和 7 年度あさぎり町一般会計補正予算 (第 9 号) について               |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 3 号      | 令和 7 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について         |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 4 号      | 令和 7 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について        |

|         |           |                                                   |
|---------|-----------|---------------------------------------------------|
| 日程第 1 8 | 議案第 6 5 号 | 令和 7 年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について               |
| 日程第 1 9 | 議案第 6 6 号 | 令和 7 年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第 5 号）について                 |
| 日程第 2 0 | 議案第 6 7 号 | 令和 7 年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について                |
| 日程第 2 1 | 議案第 6 8 号 | 令和 7 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第 3 号）について             |
| 日程第 2 2 | 発議第 2 号   | あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 3 | 議案第 6 9 号 | 令和 8 年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明）                   |
| 日程第 2 4 | 議案第 7 0 号 | 令和 8 年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について<br>（提案理由の説明）         |
| 日程第 2 5 | 議案第 7 1 号 | 令和 8 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について<br>（提案理由の説明）        |
| 日程第 2 6 | 議案第 7 2 号 | 令和 8 年度あさぎり町介護保険特別会計予算について<br>（提案理由の説明）           |
| 日程第 2 7 | 議案第 7 3 号 | 令和 8 年度あさぎり町水道事業会計予算について<br>（提案理由の説明）             |
| 日程第 2 8 | 議案第 7 4 号 | 令和 8 年度あさぎり町下水道事業会計予算について<br>（提案理由の説明）            |
| 日程第 2 9 | 議案第 7 5 号 | 令和 8 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について<br>（提案理由の説明）         |
| 日程第 3 0 | 議案第 7 6 号 | 令和 8 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について<br>（提案理由の説明）         |
| 日程第 3 1 | 議案第 7 7 号 | あさぎり町おかどめ幸福駅売店の指定管理者の指定について                       |
| 日程第 3 2 | 議案第 7 8 号 | 町道黒田古町線歩道整備工事（R 6 ・ R 7 防安全）請負変更契約の締結について         |
| 日程第 3 3 | 議案第 7 9 号 | 道路維持管理車両の買入れについて                                  |

---

## 午後 1 時 1 5 分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は 1 4 人です。定足数に達していますので令和 7 年度あさぎり町議会第 8 回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例日の会議録署名議員は会議規則第 1 2 4 条の規定によって 9 番豊永喜一議員、1 0 番山口和幸議員を指名します。日程第 2、定例日の会議日程報告を行います。本定例日の会議運営について議会運営委員会が開催されておりますので、ここで山口議会運営委員長長の報告を求めます。山口議員。

◎議会運営委員長（山口 和幸 君） それでは議会運営委員会より報告を致します。実はその前に先ほど皆越議員からとてもすばらしいお花を頂いたという御紹介がございましたが、岡留公園、

おかどめ幸福駅周辺活性化委員会の方々が、春の花を昨年１２月種まきから育てていただきました。そのお花を管内の小学校５校、中学校１校、そして文化ホールあるいは体育センターとして先日は、幸福駅。そして、第二庁舎の周辺の花壇に大変和む花を植えていただきました。先ほど町長からもお礼を頂きましたが、活性化委員会の方々もやってよかったと思っていただけるというふうに思っております。花を見ますと大変和やかな気持ちにもなっております。是非執行部の皆様、午前中のことを忘れて、和やかな気持ちで実のある定例会ができますよう心から祈念を致しております。それでは改めて報告を致します。３月３日火曜日 午前１０時より第二庁舎委員会室におきまして議会運営委員会を開催しております。その内容を報告致します。本定例会の会議日程については御手元に配付のとおり、本日より３月１９日の木曜までとすることと致しました。会議に付する事件について今回は３１案件の提案が予定されておりますが、全ての議案を本会議において審議することと致します。それでは会期中の日程についてお知らせを致します。本日は、議案第５４号から第６８号、議案第７７号から第７９号の提案理由の説明と審議、採決を行い、議案第６９号から第７６号までの令和８年度一般会計予算及び各特別会計予算の提案のみを行います。１０日と１１日の２日間、当初予算について詳細説明と質疑を行います。１０日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分、１１日は税務課分を除く総務建設経済常任委員会所管課分と致します。今回も各課より説明補助職員として課長補佐の出席を認めておりますので、詳細な質疑につきましては、極力この２日間に済ませていただくようお願いを致します。また役場の人事異動内示により新課長及び課長補佐予定者も次年度からの準備のため参加を致しますのでよろしくお願い致します。各課長をはじめ説明員におかれましては、説明資料の活用などを含めて、簡潔で明瞭な説明や答弁を改めてお願いを致しておきます。１２日から一般質問を行います。今回は１２名の議員の登壇が予定されております。１２日１３日１６日にそれぞれ４名ずつ行いますので、簡明で建設的な政策論争が展開されますよう議員各位の御奮闘を期待を致します。なお１４日１５日は休日のため、１７日１８日は例月監査のため休会と致します。最終日の１９日は、令和８年度当初予算の総括審議と採決を行います。また追加日程や議員発議案件が予定される場合は、審議のほどよろしくお願いを致します。昨年１２月以降に受け付けた陳情書等の取扱いにつきましては、配付した一覧表のとおりであります。その他、議会運営につきましては、議会運営の指針の定めのとおりでありますので議員各位の御協力をお願い致します。以上、議会運営委員会の報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 従って本定例会の日程は本日から３月１９日までとします。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第３、諸般の報告を行います。まず私、議長より報告致します。お手持ちの文書がございますので極力抜粋して報告を致します。令和７年１２月７日に第２６回球磨人吉消防ラッパ吹奏競技大会が行われております。次に飛びまして令和７年１２月１９日に第１２回あさぎり中学校 中学生１日議会が開催されており、１３人が一般質問に登壇していただきました。後日寄せられた感想として、今回の経験を将来に生かしたいという声が非常に多かったようでございます。次に令和７年１２月２２日 金子国土交通大臣の表敬訪問を行っております。その際、要望と致しまして、球磨地域公共交通網の整備促進と九州新幹線宮崎新八代ルートの整備促進について要望しております。次に令和７年１２月２４日 定例郡議長会、副議長合同会議が

行われております。その際、球磨川の河川整備の道路をめぐる最近の動きについてありましてその内容としまして、国道219号について八代市渡町から坂本橋までの主要道路につきましての通行止めが解除されるというお知らせと坂本スマートインターチェンジの新規事業か所に決定したということのお知らせがございました。令和7年12月29日に消防団年末警戒が始まっております。次に令和8年1月4日あさぎり町二十歳の成人式がとり行われております。めくっていただきまして、令和8年1月14日に認定農業者協議会とあさぎり町議会それから農業委員会との合同勉強会が行われております。テーマといたしまして農地の売買の制度について、成年後見人制度について、それから法定相続証明制度についての勉強会を元熊本県農業公社業務第2課 課長 高木たつお氏より御講義頂いております。あけまして令和8年1月18日 上球磨消防団連合会放水競技大会が行われてありまして、あさぎり町より4分団1部と12分団1部が出場してありまして、12分団1部は2位に入賞しております。次に令和8年1月20日 第2回熊本県町村議会議員研修がオンラインで行われてありまして青山彰久氏の講演を、演題は地方創生の行方と議会の役割ということでございました。次飛びまして令和8年2月6日 球磨郡町村議会議員研修会が行われております。国土交通省大臣官房技術調査課前川辺川ダム砂防事務所所長の齊藤正徳氏において、国の治水対策インフラDXについての講演を頂いております。あけまして令和8年2月13日 幸野溝完成320周年記念式典に出席しております。記念上演と致しまして、「幸野溝物語 高橋政重の歌」を岡原小学校4年生が演じておられます。記念講演としてしまして、「アフガニスタンに命の水を中村哲氏と歩いた道と志」を題しまして、NGOペルシャワール会理事の徳永てつや氏がお話がございました。同日、午後5時よりテクノワールド人吉工場落成式典に出席させていただいております。半導体製造装置の組立てを行う工場でございます。県内へも半導体産業の進出の可能性を期待するものでございます。次に令和8年2月14日 八代市坂本橋から八代市渡町までの全面通行止め解除に伴う落成式に出席しております。次に令和8年2月20日 県議長会第76回定期総会に出席しております。来賓に竹内県副知事、高野県議会議長、竹崎熊本県町村会会長お招きし、表彰としまして15年以上在籍ということで山口和幸議員も表彰されております。議事として致しまして、令和6年度の決算、8年度予算が可決され、さらなる地方自治の振興発展を実現するための要望・宣言・決議が採択され閉会致しました。令和8年2月24日には、上球磨正副議会議員健康づくり交流会と研修会が行われております。グラウンドゴルフ大会と熊本県町村議会議長会の事務局長 古家洋介氏を招いて、「町村議会をめぐる昨今の動向について」御講演を頂いております。最後に昨日、令和8年3月8日あさぎり中学校卒業式に全員参加致しました。本日まで受理した令和7年12月定例日以降の要望書等については、御手元に配付した一覧表のとおりです。例月現金出納検査報告書は事務局に保管してありますので、閲覧していただきたいと思います。なお12月定例日以降の指摘事項の報告は、御手元に配付のとおりです。以上で議長の報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 次に総務建設経済常任委員会の報告を求めます。総務建設経済常任委員会委員長 皆越議員。

◎総務建設経済常任委員長（皆越 てる子 さん） 皆様お疲れでございます。それでは、総務建設経済常任委員会の報告を致します。所管事務調査と致しまして、令和8年1月20日、ひとつの

議題でございます。あさぎり町住民協働による環境整備資材等支給に関する上限額の見直しについて。執行部より副町長、建設課長、課長補佐出席頂き、会議を開催致しました。この案件につきましては、国の地方自治法施行令の改正によりまして額の引上げによるものでございます。現行の指定都市を除く市町村130万円から200万円に引上げられたという説明を頂きました。会議内容の詳細につきましては、議員各位のタブレット総務建設常任委員会議事録で御確認頂くことで割愛させていただきたいと思えます。続きまして委員会付託案件審査で、ひとつ目「あさぎり町商工業振興補助金見直し要望書」について2つ目「あさぎり町商工業補助金増額要望書」について。この2件については、今後の会議の進め方について協議致しました。令和8年2月2日 委員会付託案件審査でひとつ目「あさぎり町商工業振興補助金見直し要望書」について、2つ目「あさぎり町商工会補助金増額要望書」について会議を開催し、商工会よりあさぎり商工会長、事務局長、執行部より商工観光課長、課長補佐出席頂き、最初に商工観光課長より昨年11月20日 町へ提出された要望書について説明。続けて商工会事務局長より経緯を詳細に説明し、委員と致しまして現状を把握することができたことに感謝し、会議を終了致しました。令和8年2月18日 委員会付託案件審査でひとつ目「あさぎり町商工業振興補助金見直し要望書」について、2つ目「あさぎり町商工会補助金増額要望書」について。ひとつ目のあさぎり町商工振興補助金見直し要望書については、商工観光課長より再度説明を受け、その後、ひとつ目「あさぎり町商工業振興補助金見直し要望書」について、2つ目「あさぎり町商工会補助金増額要望書」について、要望書に対して反対意見もなく採決すべき結論となりました。以上報告と致しますが、この2つ案件についても詳細については、議員各位のタブレットの会議録で御確認頂ければと思います。以上で報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 次に厚生文教常任委員会の報告を求めます。加賀山委員長。

◎厚生文教常任委員長（加賀山 瑞津子 さん） 厚生文教常任委員会の報告を行います。12月11日 所管事務の調査、雑草繁茂の対応・予算措置等について、防草シートの有効活用等設置場所の確認等を行いながら健康推進課、教育課から説明を受け、審議を行いました。2月26日 所管事務の調査、3議案を審議です。1、あさぎり町健康運動教室の取組について、健康推進課から説明を伺いました。令和2年に運動教室が開始され現在は6年目。5年間のまとめとして参加者数の推移、1期から5期生まで教室へ399名、自主教室へ131名が参加、トータル530名の参加がっているということ。そして参加者の体力年齢の変化、心理面での変化について詳しく説明を受けました。令和7年度事業経費が2,551万7,000円との説明もっております。委員からは、公費での運営の継続、民間との連携、地区ごとのデータについて、運動拠点を増やすことについて、地域おこし協力隊の方の今後の関わり方についてなど質問が上がっております。担当課として、令和8年度熊大とタイアップして状況の分析を行っていくとの説明がありました。2つ目、救護施設しらがね寮の民間移譲について。令和8年度は町で運営を行い、指定管理等についても視野に入れながら民間移譲を考えていきたいと説明がありました。今後の運営について委員から様々な課題等が挙げられており、今後も委員会で継続して審議をすることとなりました。3点目、あさぎり町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について審議を行いました。現在、町の条例規則によ

り既に対応が可能となっていると生活福祉課からの説明がありました。委員からは、手話は言語であることの理解と啓発をしっかりと町民に向けて深めていく必要があるとの意見がありました。以上、厚生文教常任委員会の報告と致します。

◎議長（小見田 和行 君） 次に人吉球磨広域行政組合議員の報告を求めます。皆越議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（皆越 てる子 さん） 令和7年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告を致します。令和7年第4回人吉球磨広域行政組合定例会が令和7年12月24日 人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。日程第1、議案第15号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、執行部から補足説明を受け、質疑、採決を行い、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。日程第2、議案第16号人吉球磨広域行政組合給与条例等の一部を改正する条例の制定について。日程第3、議案第17号令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算の2件につきましては、一括して提案理由の説明を理事会代表理事から受け、続けて補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。日程第4、発議第1号人吉球磨広域行政組合傍聴規則の一部を改正する規則の制定については、提案者である中村龍喜議会運営委員長から提案理由の説明を受けた後、質疑、採決を行い全員異議なく原案のとおり可決いたしました。日程第5、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長報告については、議会での朗読を省略し、報告書のとおり会議録に掲載することが諮られ、了承されました。日程第6、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長及び新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員長の申出のとおり了承されました。以上が令和7年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議決定の報告と致します。続きまして、令和8年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告を致します。令和8年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和8年2月26日 人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。球磨村議会の村議会の選挙に伴い議長が不在となっており、議長が決定するまで副議長 田中哲議員ですけれども議長の職を行いました。日程第1、仮議席の指定。日程第2、議長選挙は指名推選で行うことが決定し、あさぎり町選出の山口和幸議員が全員一致によって議長に当選されました。山口和幸議員により新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員長の辞職届が出され、追加日程として審議することに決定致しました。新たに議事日程第1号の追加1を配布して、議事日程に従い審議致しました。追加日程第1、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長の辞職では、まず山口和幸議員の退場を求め辞職について審議し、許可することが決定致しました。新たに議事日程第1号の追加2を配布致しまして、議事日程に従い審議しました。追加日程第1、議席の指定が球磨村村議会から新たに選出された永椎樹一郎議員を20番、槻木啓介議員を21番に議長から指定され、あわせて新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員に指名されました。追加日程第2、会議録署名議員の指名。追加日程第3で会期の決定は、議会運営委員長のとおりでございます。追加日程第4、議会運営委員会委員の選任については、球磨村議の選挙に伴いまして欠員となっている1名を下球磨の地区から議員が選出され20番の永椎樹一郎議員が委員に選出されました。追加日程第5、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長の互選は、議長選挙によって委員長が不在となっているため委員会を開催し委員長の互選を行った結果、人吉出身の西信八郎議員が互選されました。委員長の互選によって副委員

長が不在となったため、同委員で日程を追加し、新たに副委員長の互選を行った結果、湯前町議員の遠坂道太議員が互選されました。追加日程第6、行政報告は、理事会代表理事から令和7年第4回定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。追加日程第7、議案第1号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。追加日程第8、議案第2号令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算。追加日程第9、議案第3号令和8年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算。追加日程10、議案第4号令和8年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の増額、この4件の提案理由を一括して理事会代表理事から説明を受けました。続けて議案第1号及び第2号の2件については、補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、2件とも原案のとおり可決いたしました。以上で定例会の審議を終了し散会致しました。以上、少し長くなりましたが報告と致します。

◎議長（小見田 和行 君） 次に上球磨消防組合議員の報告を求めます。岩本議員。

○上球磨消防組合議員（岩本 恭典 君） それでは、上球磨消防組合議会の報告を致します。令和8年第1回上球磨消防組合議会定例会が2月27日午前10時より会期を1日間として開催されました。まず追加日程第1として、水上村議会選出の米本宗徳議長から辞職願の提出があったため、あさぎり町選出の橋本誠副議長が議長職を務め、米本議長の除斥に続き、事務局より辞職願の朗読後、議長辞職許可の採決を行い、全会一致で米本議長の辞職が許可されました。追加日程第2として、議長の辞職により副議長が議長の選挙と選挙の方法を指名推選とし、指名者を多良木町議会選出の豊永好人議員とすることをそれぞれ提案し、異議なしの後、豊永議員が橋本副議長を指名、橋本副議長を議長の当選人とすることが全会一致で承認されました。追加日程第3として、橋本議長選就任により副議長が不在となったため橋本議長から副議長の選挙の日程追加と選挙の方法を指名推選とし、議長が指名することを提案し、異議なしの後、議長が多良木町議会選出の落合健治議員を指名し、落合議員を副議長の当選人とすることが全会一致で承認されました。追加日程第4として議席の変更が行われました。次に日程第3で中嶽組合長より行政報告があり、その後3件の議案と1件の同意が上程され、いずれも全会一致で原案どおり可決、同意されました。それでは概要を報告します。日程第4、議案第1号火災予防条例の一部改正については、関係省令改正に伴うものです。日程第5、議案第2号令和7年度一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ1,220万円を減額し、総額を108億6,416万円とするもので、消防ポンプ自動車更新事業費及び東分署改修工事請負費の減額によるものです。日程第6、議案第3号令和8年度一般会計予算については、歳入歳出総額9億3,100万とするもので、主な事業として浸水対策設計業務委託料300万円、消防ポンプ自動車更新に伴う備品購入費9,000万円が計上されております。日程第7、同意第1号は監査委員の選任同意について、多良木町議会選出の豊永議員の辞職願を受け、組合議員から湯前町議会選出の倉本豊議員が選任されました。日程第8は、令和8年5月22日金曜日開催の熊本県消防救助技術大会視察研修への議員派遣について、日程第9は一般質問でしたが今回一般質問はありませんでした。以上、上球磨消防組合議会の報告と致します。

◎議長（小見田 和行 君） 次に熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を求めます。加賀山議員。

○熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員（加賀山 瑞津子 さん） 後期高齢者医療広域連合議会の報告を行います。令和8年2月6日 熊本県市町村自治会館において構成県内45市町村による令和8年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、8つの議案審議を行いました。議案については、御手元のタブレットに記載のとおりです。主なものとして、後期高齢者医療広域連合の令和8年当初予算の概要について報告致します。まず、令和8年度の一般会計及び特別会計の予算額は約3,418億円となっております。次に被保険者数の状況ですが、後期高齢者医療制度が開始された平成20年度は約24万4,000人でありました。令和6年度には約30万5,000人となっており、制度開始当初と比べておよそ6万人増加しています。年間では約3,600人、率にしては、率にして約1.3%ずつの増加です。また医療費総額についても平成20年度の2,286億円に対し、令和6年度は3,335億円となっており年間平均で約65億円、率にして約2.4%ずつ増加しております。次に条例の一部改正の主な内容について申し上げます。令和8年度及び9年度の保険料率の見直し、保険料賦課限度額の見直し、子ども子育て支援金制度への対応、令和8年度以降の保険料軽減対象の拡大などであります。また広域連合の第5次広域計画では、5つの基本目標が挙げられており、その一つとして、健康寿命の延伸が挙げられています。参考までに本県の平均寿命は、令和2年のデータで男性81.9歳、全国で9位、女性88.2歳、全国で5位となっております。一方、健康寿命は、令和4年のデータで男性72歳、女性75歳、いずれも全国31位となっております。このように平均寿命と健康寿命の間には、およそ10年から13年の差があり、この期間に医療や介護の利用が増える傾向にあるとされています。いわゆる団塊の世代は令和7年度までに既に後期高齢者医療制度へ移行しており、今後も被保険者数及び医療給付費の増加が見込まれています。このような状況の中で制度を安定的に運営していくためには、1人当たり医療費の伸びを抑制するとともに、医療費の適正化を図りながら健康寿命の延伸に向けた取組をより一層推進していくことが重要であると感じたところです。以上、後期高齢者医療広域連合の報告と致します。

◎議長（小見田 和行 君） これで諸般の報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第4、行政報告及び教育行政報告を行います。まず行政報告を行います。町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。まずは先ほど山口議運委員長のほうからありましたけれども、花の植栽につきましては大変お世話になりました。この場をお借りして感謝申し上げます。それでは、令和8年2月までの行政報告について主なものを説明致します。1ページ目、上から3段目です。12月5日「民生委員・児童委員感謝状伝達及び贈呈式」「委嘱状伝達式」を開催しました。令和7年12月1日の一斉改選に伴い退任者への感謝状の伝達及び贈呈、就任者へ委嘱状を伝達しました。次の段です。12月7日 球磨人吉消防ラッパ吹奏競技大会が開催されました。団体の部では、第1部・第2部ともあさぎり町消防団ラッパ隊が優勝、個人の分では第1部で中原隊員が3位、第2部で高田隊長が敢闘賞を受賞しました。次の段です。12月16日 第5回定例区長会を開催しました。移動支援サービスと防災訓練について説明を行いました。次のページになります。上から3段目です。1月8日 あさぎり町産業活性化協議会「新春の集い」が開催されました。町内の各種団体等が一堂に会し、本町の産業活性化に向けた交流と情報交換が行われま

した。次の段です。1月11日 令和8年あさぎり町消防団出初め式を開催しました。分列行進を行い、式典では、松村参議院議員他から御祝辞頂き、消防功労者表彰を実施しました。放水競技大会には34チームが参加し、日頃の訓練の成果を競いました。次のページ 3段目になります。

1月30日 総合農政協議会を開催しました。新規就任となった協議会委員への委嘱状の交付を行い、その後、農業振興主要事業について予算措置状況を含め、協議を行いました。また、新たに取り組む計画の農地耕作条件改善事業について説明を行いました。次の段です。2月4日 補助金等審議会を開催しました。令和8年度当初予算に係る17の各種団体補助金等について諮問し、慎重審議の上、全て適当との答申がありました。次のページ 最上段です。2月7日、21日 教育の質の向上のための研修会を開催しました。保育士の不安や悩みを軽減し、保育業務に自信とやりがいを持って取り組むことを目的に、虐待や保護者対応についての研修会を実施しました。

次の段です。2月8日 第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査が行われました。投票率は65.92%でした。前回の衆議院議員選挙から2.27ポイント上昇しました。次のページ 上から3段目です。2月17日 第6回定例区長会を開催しました。奥球磨女子駅伝大会などについて説明を行いました。次の段です。2月18日 居宅介護支援事業者等集団指導を行いました。町内の居宅介護支援事業者等6事業者を対象に介護保険制度に係る各種手続及び運営指導における指摘事項について説明・指導を実施しました。次の段です。2月20日 第1回まちづくり審議会を開催しました。第3次総合計画及び総合戦略の進捗状況報告、新たな過疎計画案の内容説明を行い、各委員から意見を頂きました。次のページ 上から2段目です。2月25日 あさぎり町在宅医療と介護連携のための多職種研修会を開催しました。「人手不足をみんなで乗り越える - 地域で手を取り合う在宅医療と介護のカタチ -」をテーマに、あさぎり町の数字的な現状について説明した後、多職種がそれぞれの人手不足について悩みや課題、解決策を出し合い、グループワークを実施しました。以下、入札関係の資料を別紙に添付しておりますので後で御覧頂ければと思います。以上、行政報告と致します。

◎議長（小見田 和行 君） 次に教育行政報告を行います。椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） それでは、12月から2月までの教育行政について資料に沿いまして主なものを報告させていただきます。まず1ページ目 3段目です。令和7年12月5日、9日、10日、家庭教育支援事業をあさぎり中学校、岡原小学校、須恵小学校で実施致しました。家庭教育講演会並びに親の学び講座の実施により各校保護者の学びや横のつながりの強化を図ったところです。これをもちまして、全小・中学校6校実施を終えたところです。1つあけまして5段目です。12月12日 あさぎり町の町民栄誉賞を受賞された月足さおり氏を講師に「月足さおり出前コンサート」を岡原小学校で実施致しました。人権教育の視点も踏まえたコンサートを実施し、その下、12月19日に須恵小学校と12月19日をもって全小・中学校6校を実施したところです。次をおあげください。2ページ目 第1段目です。12月21日 第73回球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会をあさぎり町スタート・ゴールとして、10市町村21チームの参加により開催されました。あさぎり町からは3チームが出場し、チームが2位、Bチームが12位、Cチームが15位と大健闘していただいたところです。2つあけまして4段目です。令和8年1月4日 令和8年あさぎり町二十歳の成人式を須恵文化ホールで実施致しました。今年度20歳に

なる148名を対象に開催し、126名が参加頂きました。実行委員会が作成した思い出映像の放映後、成人者による司会進行のもと厳粛な中にすばらしい式典を実施されました。最下段です。1月24日 あさぎり町文化財講座 第3回を須恵文化ホールで行いました。八洲開発株式会社の木崎康弘氏を講師に迎え、「皆さん免田式バ使うてください」の秘話をテーマに重弧文土器の研究史や免田式土器命名の逸話に関する講演会を実施、31名の参加を頂いたところです。次のページです。第1段目です。1月25日、2月1日、生涯学習講座「絶品ベーコンの作り方」講座をせきれい館及び錦町で実施致しました。錦町のハムのヨネザワの米澤梨沙氏を講師に迎え、スパイス調合から燻し方を学ぶ体験講座を小学生から80代まで20名が参加頂き、大変好評を得たところです。2つあけまして4段目です。1月29日 第1回地域のひとづくり講座・第2回あさぎり町公民分館長会の合同開催を実施致しました。せきれい館にて熊本大学准教授 田中尚人氏を迎え、公民分館長、婦人会、子ども会、地域おこし協力隊ほか、地域活動に関心のある町民52名を対象に、ワークショップなども交えた地域づくりの手法について学んだところです。最下段です。2月8日 第52回熊日郡市対抗駅伝大会が天草市から熊本市までのコースで実施されました。18区間を男女混合で開催され、球磨郡代表として本町からは監督1名・マネージャー1名・選手12名が選出され、当日は7名の選手が力走致しました。杉山選手の区間賞を初めとして本郡市8位の大健闘していただいたところです。次のページをお開きください。2段目です。2月22日 須恵文化ホール自主事業として「桂宮治 独演会」を須恵文化ホールで実施致しました。494名の満席の来場を頂き、大好評を頂いたところです。続いてその下です。2月22日 免田支部球技大会をビーチバレーボール大会で免田地区大会で実施致しました。その下、同日、岡原支部球技大会でグランドゴルフ、その下、深田支部球技大会をグランドゴルフと2月22日それぞれ3支部で球技大会を実施致しました。最下段です。2月24日 第2回あさぎり町総合教育会議を実施致しました。学校規模適正化等について、中学校部活動地域展開について、中学校制服について、あさぎり町立学校における働き方改革推進プランについて、町長と教育委員による意見交換を実施致しました。以上をもちまして教育行政報告とさせていただきます。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午後2時05分

---

再開 午後2時16分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第5、施政方針説明を行います。町長から令和8年度施政方針を述べたいとの申出がありますのでこれを許可します。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 本日、令和7年度あさぎり町議会3月定例日が開会され、令和8年度一

般会計予算案を初めとする各議案の御審議をお願いするにあたり、発言の機会を与えていただきましたことに心よりお礼を申し上げます。あさぎり町政運営に向けての所信の一端と主要施策の概要につきまして、少し時間を頂きまして述べさせていただきます。「１．国の動向と地方財政対策」政府は、昨年１２月に閣議決定した「令和８年度予算編成の基本方針」において、日本経済が「賃上げと投資が牽引する成長経済型」への移行段階にあるとし、デフレからの完全脱却と「強い経済」の実現を目指すとしています。具体的に、こども・子育て政策の抜本的強化として、「学校給食費の負担軽減」に向けた支援体制の構築が進められるほか、地方におけるＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）やＧＸ（グリーントランスフォーメーション）への投資が加速されています。また、近年激甚化する自然災害への対応として「国土強靱化実施中期計画」に基づき、町の防災・減災対策の財源となる「緊急防災・減災事業債」等の事業期間が、令和１２年度まで５年間延長されるなど、息の長い支援体制が示されました。これらを受けた令和８年度の地方財政対策においては、人件費や物件費の高騰、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額について前年度を上回る額が確保されたところです。特筆すべき点として、地方財政の健全化に向け、臨時財政対策債の新規発行額は、昨年度に続き「０円」とすることが明示されました。これにより、将来への負担となる借金を抑制しながらも、現在求められている行政サービスや物価高騰への対応に必要な財源は確保するという、「財政規律」と「地方への配慮」を両立させる方針が鮮明となっています。

「２．熊本県の情勢」一方、県では「くまもと新時代共創基本方針」に基づき、半導体関連産業の集積促進による波及効果の最大化に向けた施策を強力に推進するとしています。県内経済は、活発な設備投資や雇用環境の改善により、令和８年度の県内総生産が初めて７兆円台に達すると予測されるなど、全国を上回る力強い成長が期待されています。また、令和２年７月豪雨からの創造的復興にも引き続き全力で取り組む姿勢が示されました。特に人吉球磨地域の悲願であるくま川鉄道の全線開通に向けたイベントに加え、ＪＲ肥薩線の復旧工事にも着手され、復興に向けた大きな一歩が踏み出されます。財政面では、復興需要等による財源不足に対し、徹底した「選択と集中」が行われており、未来への投資と財政規律を両立させる姿勢は、本町の予算編成とも共通する重要な視点であります。「３．社会的課題の認識」国や県の情勢変化の一方で、本町を取り巻く社会構造は、人口減少と少子高齢化の進行により、極めて重大な局面を迎えています。団塊の世代が全て７５歳以上の後期高齢者となる「２０２５年問題」を経て、今後は、医療・介護需要の高止まりと同時に、現役世代の急減による深刻な「人手不足」が、町内の産業や行政サービスの維持に大きな影を落とし始めています。本町の基幹産業である農業分野においては、生産者の高齢化と後継者不足が顕在化しており、中山間地域における共同活動の維持や、農地の受皿となる担い手の確保が喫緊の課題となっています。また、町民生活の根幹を支える社会インフラに目を向けますと、水道施設や管路の老朽化が進行しており、耐震化や更新に向けた多額の投資と、将来を見据えた水道事業の再編が避けられない状況にあります。教育・子育て環境においては、少子化の影響により、中学校の部活動単独維持が困難となる中、学校と地域が連携した新たな受け皿の整備が求められています。さらに、保育現場における多様なニーズの対応や、複雑化・複合化する生活課題に対し、既存の制度を超えた包括的な支援体制の構築も急務となってい

ます。加えて、激甚化する自然災害への備えは一刻の猶予も許されません。令和2年7月豪雨の教訓を踏まえ、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策を継続するとともに、夏の猛暑等に対応した避難所の環境整備など、気候変動適応策も講じていかなければなりません。「4. 予算編成の基本方針」こうした情勢認識のもと、令和8年度の当初予算編成にあたっては、「第3次あさぎり町総合計画」の前期基本計画が後半に入る重要な年であることを踏まえ、これまでの成果を土台に、将来像の実現に向けた取組をさらに加速させることを基本といたしました。本町の財政状況を顧みますと、近年の大型事業による地方債残高の増加や、物価高騰に伴う維持管理経費の上昇により、経常収支比率が高止まりするなど、財政構造の弾力性が失われつつある厳しい局面にあります。しかしながら、人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を維持していくためには、縮小均衡に陥ることなく未来への投資を継続していかなければなりません。そのため、本予算編成においては、事務事業の「選択と集中」を徹底し、限られた財源を効果的に配分する「規律ある積極財政」を堅持することといたしました。具体的には、国の「こども未来戦略」や「学校給食費の負担軽減」の動きに呼応した子育て支援の抜本的強化、地域経済の柱である農業の担い手確保と生産性向上、町民の生命と財産を守る防災・減災対策の加速、そして、持続可能なライフラインを維持するための水道事業の再編やDX・GXの推進を重点施策として位置づけ、予算を重点的に配分いたしました。歳入面におきましては、国が令和12年度まで期間を延長した「緊急防災・減災事業債」をはじめとする有利な地方債や、国・県の各種交付金など特定財源の確保に全力を挙げるほか、ふるさと納税による寄附金の獲得にも引き続き注力してまいります。歳出面におきましては、既存事業の必要性や費用対効果を的確に見極め、経常経費の抑制に努めました。その上でなお不足する財源につきましては、住民福祉の向上とあさぎり町の未来を切り開くために不可欠な投資であると判断し、財政調整基金を取崩し活用することで収支の均衡を図りました。「5. 主要施策」続きまして、第3次総合計画の「4つの基本目標」の視点に沿って、令和8年度の主要な施策について申し上げます。（1）魅力ある就業・産業の構築。第一に、「魅力ある就業・産業の構築」についてです。地域経済の持続的な発展には、次の時代を担う「若者」の力が不可欠です。若者の地元定着と管内企業の人材確保を強力に推し進めるため、新たに「奨学金返還若者就労支援事業」を創設いたします。これは、奨学金を返還しながら働く若者を対象に、年間返還額の3分の2を助成するものであり、経済的な負担を軽減することで、若者が希望を持ってこの地域で働き、安心して暮らしていける環境を整え、地域産業の担い手確保につなげてまいります。また、既存事業者の支援においては、経営者の高齢化に伴う事業承継や事業の継続が喫緊の課題となっています。このため、創業支援に加え、第三者承継を含む事業の引継ぎに必要な経費を補助する「商工業振興補助金」の対象期間を創業から3年間に延長し、併せて事業拡大や販路開拓に要する経費の補助につきましては、5年後に再度申請可能とするなど、当該補助内容を拡充し、地域産業の灯を絶やさないための支援を強化いたします。併せて、個人住宅のリフォームや店舗改装の助成を継続し、町内施工業者の受注機会の確保と住環境の向上を図ります。農業分野におきましては、スマート農業の推進や高収益作物の導入支援を行い、稼げる農業の実現を目指します。農地保全の要である「中山間地域等直接支払制度」では、協議会ヘラジコン草刈機やドローンを配備し、集落オペレーター等と連携した受託体制を構築することで、共同

活動の省力化と持続性を確保します。生産基盤の強靱化については、豪雨災害に備える「農業用施設整備事業」を推進いたします。溢水リスクのある齊堂地区排水路改修事業に継続して取り組み、農地・宅地への浸水被害軽減を図ります。また、鳥獣対策では、ＩＣＴ捕獲機の導入支援に加え、新たに「植林獣害対策事業」を創設いたします。苗木を守るツリーシェルター設置に対し、県補助に町独自の上乗せ助成を行うことで所有者負担を軽減し、次の世代へつなぐ森林資源の保全に努めてまいります。（２）魅力ある健康・福祉の構築。第二に、「魅力ある健康・福祉の構築」についてです。人口減少や世帯構造の変化により、住民が抱える生活課題は複雑化・複合化しています。こうした課題に対応するため、高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野を超えてつながる「包括的な支援体制」の構築を進めます。令和８年度において、国の制度に一律に合わせるのではなく、本町の地域資源や既存のネットワークを最大限に活かしたあさぎり町独自の「くらし・つながり支援体制」を整備し、制度の狭間にある困りごとに寄り添う相談支援体制を確立いたします。児童福祉におきましては、昨年度より実施しております「子育て環境整備事業」を継続し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。令和８年度は、保育現場における人材確保と業務効率化を図るため、新たに「保育所等におけるＩＣＴ化推進事業」を実施いたします。登降園管理や保護者連絡等の業務システム導入を支援することで、保育士の事務負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を確保するとともに、保育の質の向上を図ります。高齢者福祉におきましては、医療と介護の切れ目ない連携体制を強化します。新たに「多職種連携ツール導入事業」として、ＩＣＴを活用した情報共有システムを導入し、その第一歩として、まずは行政と介護サービス事業所等の間において運用を開始いたします。これにより、行政、ケアマネジャー、介護サービス事業所間でのリアルタイムな情報共有が可能となり、平時の見守りはもとより、災害時や救急時における迅速かつ的確な対応体制を構築いたします。また、健康寿命の延伸に向けた「スマートウェルネスシティ」の取組につきましても、さらなる発展を目指します。これまで推進してまいりました「健幸運動教室」においては、これまでの実績を基に、熊本大学と連携した科学的な効果検証を行います。教室参加による医療費抑制効果などを分析し、エビデンスに基づき、より効果的で持続可能な健康づくり事業へと進化させてまいります。（３）魅力ある生活基盤の構築。第三に、「魅力ある生活基盤の構築」についてです。町民の生命と財産を守り、安全で快適な生活環境を維持するため、防災・減災対策とインフラの強靱化に加え、持続可能な維持管理体制の構築に重点的に投資いたします。まず、役場本庁舎周辺の環境整備についてです。経年劣化による駐車場の傷みが激しいことから「役場本庁舎駐車場等整備事業」を実施し、全面的な舗装の打ち替えを行うとともに、屋根つき駐輪場の新設や、見通しを遮る樹木の伐採と記念碑の移設を行い、来庁される全ての皆様が安全快適に利用できる庁舎環境を整えます。また、町道や公共施設等における維持管理につきましても、長年の課題である夏季の雑草繁茂に対し、「行政による機能強化」と「地域住民との協働」の両面から、より効果的で持続可能な対策の構築を目指します。新たなハード対策として、防草シートの敷設や防草土舗装といった手法を導入する「雑草繁茂対策事業」を展開いたします。本事業におきましては、試験施工等により防草効果や経済性を十分に検証し、その結果を踏まえながら、効果的な実施箇所や手法について検討してまいります。これに加え、地域住民の皆様が自ら行う草刈りや防草シート敷設等の

活動を支援する「住民協働による環境整備資材等支援支給事業」を積極的に推進します。令和8年度は、昨今の資材価格高騰に対応するため、支給限度額を引き上げることで支援体制を拡充し、地域の「和」と「絆」による自主的な環境保全活動を後押しいたします。防災・減災対策につきましては、国の「緊急防災・減災事業債」等を活用し、伊賀川の河川改修工事を継続して実施するほか、免田川や辰堀川の浚渫・護岸改修を進め、流下能力の向上を図ります。特に水道事業におきましては、安全な水を安定的に供給するため、「水道施設再編整備計画」に基づき、災害に強いライフラインの構築を進めてまいりました。これまでに須恵地区及び岡原地区におきましては、水源の確保と配水拠点の整備を完了いたしました。令和8年度は上地区において、新たな水源確保に向けた調査・計画策定に着手いたします。併せて、免田地区における老朽管の更新事業を継続するとともに、須恵地区における管路の耐震化設計を進め、町内全域において強靱な水道システムの構築を着実に進めてまいります。現在、町では、情報配信アプリ「あさぎりナビ」が運用されていますが、双方のやりとりが可能な環境を整えるため、利用者の多いLINE上での電子申請や避難所受付を行う機能を持った「スマホ市役所」サービスを導入することで、行政手続の電子化と利便性の向上を図ってまいります。4番目に魅力ある教育・文化の構築。第四に、「魅力ある教育・文化の構築」についてです。未来を担う子どもたちの育成と子育て世代への支援は、町の未来への投資です。子育て支援の経済的負担を軽減し、子どもの門出を地域全体で祝福するため、新たに「入学祝金事業」を創設いたします。小学校及び中学校へ入学する児童生徒の保護者に対し祝い金を支給し、安心して教育を受けられる環境づくりを支援します。学校教育におきましては、少子化に伴う中学校部活動の維持が課題となる中、国・県の改革方針に基づき、休日の部活動の「地域移行」を段階的に進めます。令和8年度は剣道部・柔道部を先行して地域クラブへと移行し、学校と地域が連携して子どもたちのスポーツ環境を支える新たな仕組みづくりに着手します。社会教育・社会体育施設におきましては、上総合運動公園テニスコートの全面改修を行い、安全性と利用者の利便性向上を図ります。また、災害時の指定避難所となる社会体育施設の体育館に空調設備を順次設置し、避難所の環境改善と、猛暑時におけるスポーツ活動の熱中症対策を講じます。文化財の保護につきましては、国指定重要文化財である「才園古墳出土品」の劣化を防ぐため、保存環境の改善に向けた修復・保存処理事業に着手し、貴重な地域遺産を次の世代へ確実に継承してまいります。（6）令和8年度予算総額。令和8年度当初予算につきましては、一般会計119億2,251万8,000円、前年度予算比8.0%、10億3,634万1,000円の減となりました。ここ数年間、第二庁舎建設をはじめとする光基盤整備、屋外放送設備、中学校改修など大型公共事業が一区切りを迎えたことで、予算規模は4年ぶり110億円台となりました。令和8年度は、将来に過度な負担を残さない現実な財政運営を基本とし、第3次総合計画に掲げる「人が集い 支え合う 未来へつなぐ『あさぎり町』」の実現に向け、産業、福祉、生活基盤、教育の各分野において、魅力あるまちづくりに向けた施策を力強く展開してまいります。町民の皆様、議員各位におかれましては、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針といたします。令和8年3月9日 あさぎり町長 北口俊朗。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第6、議案第54号あさぎり町過疎地域持続的発展計画について

を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（北口 俊朗 君） 議案第54号あさぎり町過疎地域持続的発展計画について提案致します。提案理由を申し上げます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、過疎地域の市町村は当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定める必要があるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課課長。

- 企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。それでは、議案第54号について説明申し上げます。現在の過疎法は、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき令和3年4月1日から施行され、以後10年間の時限立法とされているものです。またこの10年間で過疎地域から自立するために、持続的発展に資するよう地域活性化等の取組を推進することとされておりまして、本年度末で前半の5年が経過しますが、このタイミング、県の過疎方針の見直しに合わせ、あさぎり町におきましても社会情勢や町の現状に合わせて見直しを行うものです。今回、過疎計画を策定するに当たりましては、県との協議を行うことが必須となっておりますが、県との事前協議を2月の19日に終え、またこの過疎計画に住民意見を広く反映する形をとるため、まちづくり審議会での協議やホームページ等によるパブリックコメントの実施、終了を致したところです。それでは、今回提出をしております計画の内容について概要を申し上げます。6ページをお願い致します。1 基本的な事項ということで6ページから19ページにかけまして記載しておりますが、国勢調査の最新データにつきましては昨年令和7年度に国勢調査行われておりますが、本計画策定段階においては、速報値も出ておりませんので令和2年国勢調査のデータとなっております。8ページをお願い致します。下段の（2）人口及び産業の推移推移と動向。また、13ページをお願い致します。（3）行財政の状況。次に16ページをお願いします。中ほど（4）地域の持続的発展の基本方針を掲げておりまして、従来から町の総合計画である第3次あさぎり町総合計画前期基本計画に基づき、10年後のありたい姿を実現するため、3つの基本目標をもとに施策展開することとしております。17ページをお願い致します。次に最下段から次の18ページ上段にかけまして（5）地域の持続的発展のための基本目標としての評価指標に人口と社会増減数を掲げているところです。18ページをお願い致します。中ほどに（7）計画期間。計画期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間ということになります。それから下段（9）から19ページにかけまして、エスディージーズの視点ということでロゴを示し、これ以降の計画における項目ごとに該当するエスディージーズの目標のロゴを表示しているところです。19ページをお願い致します。また次の20ページからは、分野ごとの取組と計画、具体的な施策ということになります。2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項までの12項目につきまして、それぞれ社会情勢や町の現状に合わせて記載内容、それから目標値の設定、変更また事業の計画につきましても、財源の裏づけとなる国からの財政支援を確実に受けられるようにするために、漏れがないように見直し追加等を行ったところです。なおこれらの12の項目につきましては、それぞれ公共施設等総合管理計画との整合の記載がありまして、施設分類ごとに個別計画を策定し、整合性を図りなが

ら必要な事業を適正に実施していくこととしているところです。70ページをお願い致します。この70ページから77ページにかけまして、参考資料として過疎地域持続的発展特別事業いわゆるソフト事業分となりますが、を抱え掲げているところです。最後に今後のスケジュールですが、本計画書につきまして議決を頂きましたら県へ本協議を行いまして、県知事からの同意を受けます。それを受けましてそれから告示、住民への公表またあわせて国・関係省庁への報告ということになります。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第7、議案第55号あさぎり町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第55号あさぎり町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。子ども・子育て支援法第54条の3において、準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） 議案第55号について御説明申し上げます。本条例は、子ども・子育て支援法等の一部改正により創設された子ども誰でも通園制度、法律上は乳児等通園支援事業とされる新たな制度に対応するために制定するものであります。この制度は、生後6か月から満3歳未満で保育所や認定こども園等に通っていないお子さんを育てる家庭を対象に、就労要件を問わず月一定時間まで時間単位で柔軟に通園利用ができる仕組みであり、令和8年度から全国一律の給付として実施されることとなっております。2ページをお願いします。今回の条例は、あさぎり町における特定乳児等通園支援事業の運営基準を定めるものとなります。全体は、第1章から第3章まで全33条と附則で構成されています。まず第1章総則では、第1条で、この条例の趣旨として、子ども・子育て支援法に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営基準を定めること。第2条で、事業者が目指すべき一般原則を規定しています。3ページをお願いします。第2章は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準で、ふたつの節に分かれています。第1節 利用定員に関する基準では、事業者が定めるべき1時間当たり及び1か月当たりの利用定員の考え方を示しています。第2節は、運営に関する基準となっており3ページから14ページまで、第4条から第32条において、面談の実施や利用申込みへの対応、ほか機関との連携、支払いや費用徴収のルール、支援内容の方針と評価、相談、苦情対応、事故防止や緊急時対応、会計や記録の整備など、事業運営の具体的な基準を幅広く規定しています。また、運営規程や勤務体制の整備、差別的取扱いの禁止、秘密保持、利益供与の禁止など倫理、コンプライアンス面の規定も

含まれています。14ページをお願いします。第3章 雑則では、この条例において書面で行うこととされている記録や同意について、電磁的記録や電磁的方法による提供を認めることを規定しています。16ページをお願いします。最後に附則におきまして、この条例は令和8年4月1日から施行すると定めております。本条例の制定により本町においても、子ども誰でも通園制度を適切に実施し、全ての子どもが健やかに成長できる環境を確保するとともに保護者の子育て負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第8、議案第56号あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第56号あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償の額を改定するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） それでは議案第56号につきまして説明致します。今回の改正につきましては、近年の物価上昇により費用弁償の支給額と実際の負担額に乖離が生じていると見込まれていること。また球磨郡医師会の決定通知により報酬及び費用弁償の額を改正するものでございます。3ページをお願いします。新旧対照表でございしますが、別表第1の報酬の額を改正するものでございまして、5ページをお願いします。右側改正の欄で16の健康管理医、17の学校医、19の町医につきまして、それぞれ記載のと通りの額に改正するものです。次の6ページをお願いします。別表第2で費用弁償の額につきまして、産業医、健康管理医、学校医、町医、2つ下の看護師の金額をそれぞれ記載のとおり改正し、その次の月額で報酬の支給を受ける非常勤職員以外の非常勤職員で、人吉市及び球磨郡における費用弁償の額を1,100円から1,700円に改正するものです。2ページをお願いします。下のほうで、附則としましてこの条例は、令和8年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。ただいま御説明頂きましたが、4ページお願い致します。先ほどの今回の理由、提案理由の中で昨今の物価高騰云々というのもございました。確かにそういうことでございますが。一方、人件費そのものも世の中全般的に上がってきております。とい

うことで、今回の条例改正案そのものにはですね私自身はなんら異議ないんですが、併せてこの4ページで言うところの、例えばでございますが8番9番10番。ここあたりは、この国のほうに準じたあれは何ですか正式には分かりませんが国のほうの基準の中で改正されていっていると思いますがこの具体的な数字ですね。これ私の知る限りは、上がってきていると思います。そういうことでですね今回条例の中で報酬関係ですね。についても、今回同時かどうかは別としてですよ。もうここ何十、何十年と申しませんが合併後ほぼほぼどうなんだろう。変わってない、あるいは少なくとも一部を除いてはですね、ほぼほぼそのままなっていると思います。特に私気にしておりますのは具体的な表現をして大変あれなんですけども、ちょっと私ずっと気になっているものですから1点申し上げますが、3ページの監査委員の中での代表監査委員さん。今大変監査業務も厳しくなっておりますが、専門的知識も必要で今私が聞いている範囲では非常にですね、ここも言葉表現悪いんですけど成り手不足というか、中々かわりたいんだけど次の後継者が云々というのは、後継者という表現で分かりませんが、そういうこともあっております。ということで私が申し上げたいのは、この費弁の改正あるいは今回の提案頂いた一部報酬の改正は異議ございませんが、ほかの部分もですね、網羅的に一遍、町のほうとしてですね、御検討頂く時期はもう来てるんじゃないかというふうに思っております。今回の改正は間に合っておりませんが何でも全て上げろ上げろという意味ではございませんが、現状としてですね、ちょっともうそろそろそのタイミング。もしかすると逸しているのじゃないかなというイメージを持っておりますので、そこら辺についての考え方、もし何か町のほうでこれまで検討の経緯があったかどうかも含めてですね、お願いをできればと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 土肥副町長。

●副町長（土肥 克也 君） はい。非常勤の職員の報酬の件のお尋ねですが、議員御指摘のとおり通常のうちの附属機関の委員また委員長の報酬につきましては統一しておりますが、合併以来これは第1次行革、行財政改革の時に逆に引下げを行った経緯がございます。それ以降、改定は行っておりません。ただ、先ほど医師会からのということを経験の中で申し上げましたが、そのように関係機関からの要請等により都度対応してきた経緯もでございます。で、今御質問の中でこの報酬についての協議はということでございますが、事実協議をすべきということはこれまでもあっております。検討はした経緯もございますが、今回の報酬改定には、改定には至らなかったと。これまでもそういう結論でございます。しかしながら、この報酬は労務の対価でもございます。最低賃金も毎年上昇しておりますので、その対価としては、検討すべき時期はもう来ているものと認識しているところでございます。今回は、やはり物価上昇等がございまして、実費弁償について早急に引上げが必要という判断で今回の改正に至ったものでございまして、引き続きこの報酬の額については検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第9、議案第57号あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（北口 俊朗 君） 議案第57号あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。消防団員の処遇等の改善のため、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

- 総務課長（酒井 裕次 君） はい。それでは、議案第57号につきまして説明致します。今回の改正につきましては、消防団員の処遇等の改善のため、消防学校に入校した時の費用弁償の額を改正するものでございます。3ページをお願いします。新旧対照表でございますが、第13条第3項で費用弁償の額につきまして、6,100円から1万円に改正するものでございます。2ページをお願いします。附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第10、議案第58号あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（北口 俊朗 君） 議案第58号あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、通勤手当に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

- 総務課長（酒井 裕次 君） はい。それでは、議案第58号につきまして説明致します。今回の改正につきましては、通勤手当に関するものでございまして、改正内容としましては、自動車等の使用距離の区分についてこれまで60キロ以上までとしていたものを100キロメートル以上までに拡大するものですが、これにつきましては規則で定めることとしまして、また駐車場の利用に対する手当を追加するものです。3ページをお願いします。新旧対照表でございますが第14条第2項第2号につきまして、距離区分に応じて額を定めておりましたが、改正後では上限額を6万6,400円とし、規則で定めることとするものです。5ページをお願いします。右側で第5項としまして、駐車場等の利用に関する手当の規定を追加するもので、第1号で手当の額につきまして5,000円を超えない範囲とするものです。2ページをお願いします。1番下のほうで附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

す。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1 番 小松 英一 君） はい、1 点お尋ね致します。5 ページでですね、駐車場の利用に対する通勤手当の支給。これは本人の申出によるものと思いますけれども、実際に利用をしているというのが前提になるものなのかですね。そのところについて説明をお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。駐車場の利用については、本庁舎に勤務する職員等につきましては該当はないと思いますが、これまで該当する例としましては、県のほうに出向していた職員でたまたま車で通って職場周辺の駐車場利用必要があったという事例がありますので、そういう場合が対象になるのではないかというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 58 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第 11、議案第 59 号あさぎり町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第 59 号あさぎり町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。国家公務員の旅費制度改正を踏まえ、宿泊費等に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） それでは議案第 59 号について説明致します。改正の内容としましては、宿泊費を定額支給から実費支給とし、包括宿泊費と宿泊手当を新設し、食卓料を廃止するものでございます。また外国旅行に関する規定を規則に委任するものでございます。5 ページをお願いします。新旧対照表でございしますが主な点について説明致します。次の 6 ページをお願いします。下のほうで第 6 条の旅費の種類につきまして、左側現行では、宿泊料、食卓料とあるのを宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当に改めるものです。8 ページをお願いします。左側現行の第 20 条で、宿泊料の額は別表第 1 の定額によるとあるのを、右側改正では、宿泊費に改め、規則に委任するものです。次の第 21 条では、食卓料を包括宿泊費に改め、新たに第 21 条の 2 として、宿泊手当の規定を追加するものです。10 ページをお願いします。右側で第 28 条の 2 としまして、旅費の支給額の上限の規定を新たに追加するものです。左側の現行の規定で、第 3 章 外国旅行の旅費につきましては、削除するものとしまして、12 ページをお願いします。右側の第 31 条で、外国旅行の旅費については、規則に委任するものです。次の 13 ページをお願いします。左側別表第 1 で、日当の後の宿泊料及び食卓料とあるのは、規則で定めることから削除する

ものです。次の14ページをお願いします。左側別表第2で、外国旅行の旅費につきましても規則で定めることで削除するものです。4ページをお願いします。1番下で附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午後3時12分

---

再開 午後3時22分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第12、議案第60号あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第60号あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。介護保険法施行令の一部を改正に伴い、本町の保険料について、住民税非課税世帯の意図しない負担増を回避するための特例減免等の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい。議案第60号について説明致します。条例改正の内容は、令和4年度税制改正において給与所得控除の最低保障額が引上げられたことに伴い、この影響による市町村の介護保険料収入不足を防ぐため、国は介護保険法施行令を改正し、所得を足し戻す等の影響を遮断する措置を講じていますが、この国の措置により本来は市町村税非課税世帯である方が意図せず課税段階へ判定される不利益を回避するため、令和8年度に限り前年度非課税者に係る特例減免を実施するため附則に加えるものです。3ページをお願いします。新旧対照表です。第10条第1項は、国の措置によるみなし課税と判定された方のうち令和7年度、令和8年度に続けて、世帯全員が市町村民税非課税の方を減免の対象とすることを定めております。第2項は、第1項の対象者の介護保険料をみなし課税とする前の本来の非課税世帯の段階まで引き下げるものです。第3項は、住民の利便性に配慮し、申請書の提出を不要とし、システムで自動的

に減免を適用することを定めております。2 ページをお願いします。1 番下です。この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行します。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 6 0 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第 6 0 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第 1 3、議案第 6 1 号あさぎり町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第 6 1 号あさぎり町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について提案致します。提案理由を申し上げます。林野火災注意報・林野火災警報が運用開始されたことにより、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。議案 6 1 号につきまして説明致します。今回の改正につきましては、近年発生した大規模な林野火災などを踏まえまして、火災予防の実効性を高めるために林野火災注意報・林野火災警報が新設され運用が開始されたことから、本条例の一部を改正するものです。3 ページの新旧対照表をお願い致します。第 1 4 条 火入れの中止について、林野火災注意報・林野火災警報を加えるため、記載のとおりに改めるものです。2 ページをお願いします。附則と致しまして、この条例は公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 6 1 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第 6 1 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第 1 4、報告第 1 9 号専決処分した令和 7 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 8 号）の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第 1 9 号専決処分した令和 7 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 8 号）の報告について。地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告致します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 中村財政課課長。

●財政課長（中村 光成 君） 報告第 1 9 号について御説明致します。4 ページをお願い致します。令和 7 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 8 号）。令和 7 年度あさぎり町の一般会計補正予算（第 8 号）は次に定めるところによる。第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 5 2 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 0 億 5, 3 0 2 万 8, 0 0 0 円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和8年1月23日 専決。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） それでは総務課所管分につきまして説明致します。9ページをお願いします。歳入でございます。2枠目、目1 総務費県委託金 節4 選挙費委託金につきまして、2月8日に行われました衆議院議員総選挙の執行経費に充てるため交付されるものです。次の10ページをお願いします。歳出でございます。目4 衆議院議員総選挙費につきまして、選挙に必要な経費としまして、節1 報酬の選挙管理委員報酬のほか、節3 職員手当で選挙事務に当たる職員の時間外勤務手当、節11 役務費では、入場券郵送料などの通信運搬費などを計上しております。次の11ページをお願いします。給与費明細でございますが、特別職におきましては、その他の特別職で衆議院議員総選挙関係の立会人等の報酬の増額でありまして、補正額につきましては比較の欄のとおりでございます。次の12ページをお願いします。一般職におきましては、衆議院議員総選挙に関する時間外手当の増額でありまして、補正額につきましては比較の欄のとおりです。次の13ページをお願いします。増減額の明細でございますが、職員手当の増減事由としましては、時間外手当でありますのでその他の増減分に区分するものです。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。報告第19号専決処分した令和7年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）の報告について質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第15、議案第62号令和7年度あさぎり町一般会計補正予算についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第62号令和7年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）について提案致します。令和7年度あさぎり町の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ832万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億6,135万1,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 中村財政課課長。

●財政課長（中村 光成 君） それでは議案第62号について御説明致します。2ページの続きを読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。第3条 債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。7ページをお願い致します。第2表 繰越明許費補正です。今回の補正で追加22件、及び次のページとなりますが変更1件について翌年度への繰越しをお願いするものです。内容につきましては、それぞれ担当課より御説明致します。財政課所管分について御説明致します。番号1番の公用車

導入事業につきましては、半導体不足等により年度内の完了が困難であることから、翌年度に繰り越すものです。番号2番の公立保育所分筆登記事業につきましては、公立保育所用地の取扱いに係る方針決定に期間を要し、年度内の完了が困難であるため翌年度に繰り越すものです。次9ページをお願い致します。第3表 債務負担行為補正です。今回の補正で追加10件、次のページをお願い致します。廃止3件及び変更1件につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものです。詳細につきましては担当課より御説明致します。次のページをお願い致します。第4表 地方債補正です。今回の補正で18件について、起債の利率及び限度額の変更をお願いするものです。詳細につきましては、担当課より御説明致します。財政課所管分について御説明致します。起債の利率について。現在の金融情勢を踏まえ、確実に資金を調達できるよう利率の上限を3%から5%へ変更するものでございます。次14ページをお願い致します。歳入です。財政課所管分につきまして御説明致します。まず、4枠目の目1地方交付税の普通交付税につきましては、今回の補正の財源調整により増額するものです。次20ページをお願い致します。3枠目の目1不動産売却収入は、町有地1件の売却によるものです。次のページをお願いします。3枠目の目1財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整により減額するものです。次のページをお願いします。1枠目の目4雑入 説明欄の1行目、市町村振興協会市町村交付金は、市町村振興宝くじ交付金の交付決定により増額するものです。次25ページをお願いします。歳出です。目6財産管理費の節1報酬から節26公課費につきまして、事業実績により減額するものです。次27ページをお願いします。目14基金費です。説明欄の3行目、公共施設整備基金積立金は、収支差額を活用した新規積立て、基金利子及び町有地売却収入分を積み立てるものです。その下の財政調整基金積立金、6行目の減債基金積立金は基金利子を積み立てるものです。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） それでは総務課所管分につきまして説明致します。8ページをお願いします。繰越明許費の追加でございますが、18番のマンホールトイレ設置事業につきまして、資材調達の遅れにより年度内の工事完了が見込めないため繰り越すものでございます。16ページをお願いします。歳入でございします。2枠目の目1総務費国庫補助金 節4防犯対策費補助金の空き家対策事業補助金につきまして、空き家除却促進事業の実績がなかったことから減額するものです。次の17ページをお願いします。3枠目、目1総務費県負担金 節1派遣職員負担金につきまして、県に派遣しております職員の負担金で実績により増額となるものです。次の18ページをお願いします。2枠目、目1総務費県補助金 節1総務管理費補助金の権限移譲事務交付金につきまして実績により増額交付されるものです。20ページをお願いします。1枠目、目1総務費県委託金 節4選挙費委託金につきまして、参議院議員通常選挙の執行実績により減額するものです。次の21ページをお願いします。3枠目、目8防災基金繰入金につきまして建設課所管の耐震化支援事業の充てるものですが、事業実績により減額するものです。次の22ページをお願いします。1枠目、目4雑入の2行目で職員健診個人負担金、下から2行目の県派遣職員住居借上負担金、その次の派遣職員人件費につきましては実績によるものです。24ページをお願いします。歳出でございします。まず今回補正で給与費につきまして各科目の支給実績及び見込み

による補正を行っておりまして、その総額は、後ほど説明します給与費明細に示すものでございます。なお特別会計におきましても同様でございます。よって各科目及び特別会計での説明は省略させていただきます。それでは1枠目、目1議会費につきまして、支出確定または見込みによる不用額をそれぞれの科目において減額補正するものです。2枠目、目1一般管理費 節3職員手当等の時間外勤務手当から次の25ページ節18負担金補助及び交付金の職員採用共同試験負担金まで、支出確定しているものもしくは見込みにより不用額を減額するものです。次の目2文書管理費 節18負担金補助及び交付金につきまして、文書管理電子決裁システムの運用開始の時期を当初予定しておりました令和8年2月から令和8年4月とすることで、運用費支出分が不用となり減額となるものです。目6財産管理費につきまして実績見込みにより減額するものでございますが、節14工事請負費では、本庁舎キュービクルトランスの取り替え工事を予定しておりましたが、変圧器が製造中止となり部品の調達が見込めなくなったことから、工事を取りやめ減額するものです。27ページをお願いします。目9支所費 節8旅費につきましては、実績により不用額を減額するものです。目12防犯対策費 節18負担金補助及び交付金につきまして、危険空き家を除却する事業への取組がなかったため減額するものです。目14基金費 節24積立金の下から3行目で、防災基金の利息を積み立てるものです。29ページをお願いします。3枠目の目3参議院議員通常選挙費につきまして、節1の報酬から次のページの節17の備品購入費におきまして、選挙の執行実績により不用額を減額するものです。42ページをお願いします。1枠目の目2非常備消防費につきまして、節1報酬の消防団員報酬から節17備品購入費におきまして、支出確定または見込みによる不用額を減額するものです。目4防災管理費につきまして、節3職員手当等の宿日直手当から節17備品購入費におきまして、支出確定または見込みにより不用額を減額するものです。44ページをお願いします。給与費明細でございますが、特別職におきまして職員数の減としましては、地域公共交通会議委員の会議の開催がなかったことによるもの。それから報酬の減につきましては、消防団員の出勤報酬の減額などによるもので補正額につきましては比較の欄のとおりでございます。次の45ページをお願いします。一般職におきまして、実績見込みによる給与費の補正額につきましてそれぞれ比較の欄のとおりでございます。次の46ページをお願いします。会計年度任用職員におきまして、実績見込みによる給与費の補正額につきまして比較の欄のとおりでございます。次の47ページをお願いします。増減額の明細でございますが、今回の給与費及び職員手当の増減事由としましては、その他の増減分に区分するものです。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 上田会計管理者。

●会計管理者、会計課長（上田 日和 さん） はい。それでは、会計課所管分を説明致します。9ページをお願い致します。債務負担行為補正です。次10ページをお願い致します。債務負担行為の廃止です。1枠目、番号1 町税等コンビニ収納代行業務は、令和8年4月から改修を予定しておりました。コンビニ収納代行業務に関しまして、標準準拠システム移行が令和9年に延期されたことに伴いまして、コンビニ収納代行業務の開始も延期することとなったため、債務負担行為を廃止するものです。歳入です。2枠目、目2基金及び配当金は、基金運用収益及びその配当額の確定により説明欄のとおり補正するものです。なお特別会計の国民健康保険財政調整基金、

介護保険給付費等準備基金につきましても同じ理由で補正を行っておりますので、申し添えます。続きまして歳出です。25ページをお願い致します。中ほどの目5会計管理費 節11役務費は、支出見込みにより減額補正するものです。その下、節12委託料は、債務負担行為の廃止で御説明いたしましたとおりコンビニ収納代行業務開始が延期となったため、減額補正するものです。以上で会計課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。それでは、企画政策課所管分について説明を申し上げます。7ページをお願い致します。第2表 繰越明許費補正の追加になります。番号の3地域脱炭素推進補助金につきましては、一般住宅向けPPA及びソーラーシェアリングに関する予算となりますが、先行地域以外の地域、レジリエンス事業の採択を受け、これを優先する必要があったため繰越しを行うものです。8ページをお願い致します。番号22その他公共施設公用施設災害復旧事業につきましては、年度内の事業完了が見込めないことから繰越しを行うものです。次に9ページをお願い致します。債務負担行為補正の追加につきまして、番号の1総合行政システム利用料及び番号2総合行政システム機器保守料につきまして、行政システム標準化の関係もあり12月時点において事業費の見通しが立たなかった案件であります。契約上の準備行為のため計上を行うものです。15ページをお願い致します。歳入になります。なお、今回の補正につきましては、交付決定や実績に基づくものとなりますが抜粋をして説明を申し上げます。1枠目、目1総務使用料 節1総務施設使用料のテレワーク施設使用料につきまして、昨年6月以降交流スペースの改修が終わり運営をしておりますが、実績に応じて減額をするものです。続いて22ページをお願い致します。1枠目、目4雑入 節2のデジタル基盤改革支援推進補助金につきまして、町情報システムの標準化が延期となっておりますが、これまでに要した経費を実績として受け入れるものです。25ページをお願い致します。歳出になります。歳出につきましても抜粋して説明を申し上げます。最下段、目7企画振興費、26ページをお願い致します。節12委託料の地域おこし協力隊活動支援委託料につきましては、当初予算説明時、地域脱炭素事業における推進事業のために2人分の協力隊の人件費及び活動費ということで説明を致しておりましたが、人材の確保が難しく減額を行うものです。ひとつ飛びまして、食の連携事業委託料は、初年度を合併20周年記念事業の一環として南陵高校生を対象に実施されてきたものですが、南陵高校と協議の結果、実施しないということで減額をするものです。次に節18くま川鉄道経営安定化補助金は、安定した運行の確保、地域住民の利便性向上のための補助金ですが、額の確定によるものです。次に節22利子及び割引料の重点支援地方交付金事業国庫補助金返還金は、令和6年度事業分における物価高騰対応策として実施した給付金不足額一体支援事業における事務費とLPガス価格高騰対応生活者支援事業における残額分を返還するものです。次に最下段、目8電子計算費 節12委託料の27ページをお願い致します。最上段の電算システム改修委託料の減額は、情報システムの標準化への移行及びコンビニ収納導入事業の延期によるものです。次の節13使用料及び賃借料の総合行政システム使用料につきましても、標準化への移行延期によるものです。次に目14基金費 節24積立金の2行目 まちづくり基金積立金は、会計課長から説明がありました債券運用益における配分計画に基づき減額をするものです。次に目15地域情報通信基盤整備

事業費 節 1 2 委託料及び節 1 4 工事請負費の減額は、屋外放送設備更新工事に関する入札残等となります。次のページをお願い致します。3 枠目、目 2 0 テレワーク施設運営費 節 1 2 委託料の 2 行目 地域おこし協力隊関係人口創出業務委託料は、現在アロットを拠点として 2 名の協力隊員に活動頂いておりますが、就任時期の関係によりまして生じた予算を減額するものです。また最下段、目 2 1 生活応援給付金給付事業費の各節につきましては、本年度第 1 回目の生活応援券給付に係る残額の減額分となります。3 0 ページをお願い致します。2 枠目、各統計調査費に係る減額分ということになります。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課課長。

●税務課長（高田 真之 君） はい。それでは税務課所管分について説明致します。1 4 ページをお願い致します。歳入になります。1 枠目、目 1 個人、その下、目 2 法人、2 枠目、目 1 固定資産税、3 枠目、目 1 市町村たばこ税につきましては、それぞれ歳入見込額の増減による補正になります。次に 1 5 ページをお願い致します。2 枠目、目 1 総務手数料 節 1 徴税手数料 説明欄 税務関係証明手数料につきましては、歳入見込額の減による補正になります。マイナンバーカードの普及により証明書の添付書類に省略が増えたことが減額の要因と考えられます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。町民所管分を説明します。7 ページをお願い致します。第 2 表の繰越明許補正です。番号 4 戸籍附票システム改修事業は、令和 7 年 1 2 月に国の補正予算にて総務省社会保障税番号システム整備費補助金の対象事業となったために補正予算を計上し、翌年度の繰越し事業として実施します。次に番号 5 国民年金システム改修事業は、令和 7 年度税制改正に伴う改修で適用時期は令和 8 年度の住民税確定後を予定しており、次年度も引き続き補助対象となったこととシステムの安全性の観点から、繰越し事業として実施するものです。1 5 ページをお願い致します。歳入です。2 枠目、目 1 総務手数料 節 2 戸籍手数料から節 5 諸証明手数料までは実績見込みにより減額するものです。その下、目 3 衛生手数料 節 1 衛生手数料は、犬登録手数料と狂犬病予防注射手数料の実績見込みにより減額するものです。次のページをお願い致します。2 枠目、目 1 総務費国庫補助金 節 3 社会保障・税番号システム整備費補助金は、歳出で予算化した戸籍附票システム改修事業が令和 7 年 1 2 月に国庫補助対象になりましたので、歳入を受け入れるものです。2 9 ページをお願い致します。歳出です。2 枠目、目 1 戸籍住民基本台帳費 節 1 1 役務費の郵便料 節 1 2 委託料の住基ネットバージョンアップ支援委託料と戸籍システム標準化・共通化業務委託料は、実績により減額するものです。節 1 3 使用料及び賃借料の住基台帳ネットワークシステムリース料とガバメントクラウド使用料は実績見込みにより減額するものです。3 5 ページをお願い致します。中段の 3 環境保全費 節 1 2 委託料の墓地公園管理委託料と節 1 8 負担金補助及び交付金の 2 行目、資源有価物回収事業交付金とその下、生ごみ処理容器等設置事業補助金は、実績見込みにより減額するものです。以上で町民課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） 生活福祉課所管分の補正予算について説明させていただきます

す。7 ページをお願いします。繰越明許費補正でございますが生活福祉課所管分としまして、番号6 ヘルシーランド給水温泉機器設備更新事業、番号7 物価高対応子育て応援手当支給事業につきまして、年度内の完了が見込めないため翌年度に繰越しをするものです。9 ページをお願いします。債務負担行為補正でございます。生活福祉課所管分としましては、番号3 くらし・つながり支援体制整備事業、番号4 生活困窮者支援等のための地域づくり事業となりますが、どちらも社会福祉協議会に委託するもので準備行為がありますため、債務負担行為を行うものです。期間、限度額につきましては、記載のとおりでございます。11 ページをお願いします。地方債補正でございます。番号3、番号4、番号5、こちらは、いずれも実績見込みにより限度額を減額補正するものです。15 ページをお願いします。歳入です。3 枠目の国庫支出金 目1 節2 説明の障害者自立支援給付費等負担金と次の16 ページ1 枠目の節4 の2 行目、3 行目、節5、節6、こちらはいずれも実績見込みによる減額補正となります。節4 説明の1 行目 子どものための教育・保育給付交付金は、公定価格が見直されたことにより増額が見込まれ、補正するものです。2 枠目の目2 節2 と3につきましては、全て交付決定及び実績見込みにより減額補正するものです。17 ページをお願いします。2 枠目の目2 節1、3 枠目の県支出金の目2 節2、それと18 ページです。節4、5、6、7につきましても実績見込みにより補正するものです。なお節4 説明の1 行目 子どものための教育・保育給付費負担金は、国庫支出金で説明致しました内容と同様の理由での増額。節7 説明の1 行目 事務費負担金は支弁基準設定額の改定に伴い増額補正するものです。同じページ2 枠目になります。目2 節1 と節3、節4、また次の19 ページをお願い致します。1 段目の節の1 段目です。節5、節6につきましても、実績見込みによる補正です。22 ページをお願い致します。諸収入です。1 枠目の目1 節1、実績見込みによる増額。目4 の節1 の5 行目と6 行目の障害児給付費等国庫並びに県費負担金精算金は、令和6年度の交付額確定に伴う追加交付分になります。2 枠目 町債です。目2 の節1 から節3まで、いずれも実績見込みにより減額補正するものです。31 ページをお願いします。歳出となります。2 枠目の目1 節1 2 説明の地域福祉支援システム改修委託料は、実績見込みにより減額補正するものです。32 ページをお願いします。目4 節1 2 と節1 9 は、いずれも実績見込みによる補正、節2 2 は、いずれも令和6年度の交付額確定による返還金を補正するものです。目7 の節1 2 ヘルシーランド指定管理委託料は、人件費並びに事務費の見直しによる減額。節1 4 の工事請負費は、ヘルシーランドの温泉水用等ポンプ、深井戸水中ポンプ、加圧給水ポンプの老朽化による設備更新費用について計上するものです。33 ページをお願いします。目1 は、いずれも実績見込みによる補正となりますが、節1 8 説明の1 行目 物価高対応子育て応援手当については、対象者増が見込まれることによる増額補正。2 行目の施設型給付費負担金は、歳入においても説明致しましたが、公定価格見直しにより保育園・認定こども園への負担金を増額補正するものです。目2 の節1 9 児童手当は、実績見込みによる減額。目3 から目5までは、歳入補正による財源の更正になります。34 ページをお願いします。1 枠目の目1 節1 2 の説明 用地取得業務委託料と登記業務委託料は、地権者調査継続により業務委託に至らなかったため減額補正するもの。目2 は、全て実績見込みにより減額補正するものです。以上で生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齡福祉課長（尾方 圭 君） それでは、高齡福祉課所管分について説明致します。9 ページをお願いします。債務負担行為補正です。5 番の人吉球磨成年後見センター運営事業は、成年後見制度推進に関する業務を人吉球磨 10 市町村で人吉市社会福祉協議会へ委託するものであり、契約に関する準備行為を行うため設定するものです。10 ページをお願いします。2 枠目の在宅高齢者等緊急通報装置貸与事業につきましては12月補正予算で既に債務負担行為を設定しておりますが、令和8年度から発生する機器リース料の変更が生じたことによる債務負担行為補正の変更となります。15 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出とも国県交付金の決定や各種事業収入及び支出の実績見込み等による増減でありますので、これらに該当する事業の主なもの以外は、詳細説明は省略させていただきます。歳入です。1 枠目、目2 節1 社会福祉施設等使用料は白寿荘使用料の減額です。16 ページをお願いします。2 枠目、目2 節1 の説明 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、人吉球磨成年後見センター委託に関する国庫補助金増額です。18 ページをお願いします。2 枠目、目2 節2 説明1 行目 老人クラブ活動等事業費補助金から4 行目の権利擁護人材育成事業補助金は、各種事業費の補助金の増減となります。31 ページをお願いします。歳出です。2 枠目、目2 節7 報償費及び節10 需用費は、金婚式、敬老会、敬老祝い金に関する減額です。節27 説明1 行目の介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計の町負担分を減額するものです。その下、目3 節19 の説明 老人施設入所措置費は、養護老人ホーム入所者数の実績見込みによる減額です。高齡福祉課所管分は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午後4時09分

---

再開 午後4時19分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） それでは、健康推進課所管分について説明致します。7 ページをお願い致します。繰越明許費補正の追加です。番号8 事業名 健康管理システム改修事業は、RSウイルスワクチン予防接種が令和8年度より定期予防接種化となる見込みでシステム改修を行っており、時間を要し年度内の完了が見込めないため繰越しをするものです。9 ページをお願い致します。債務負担行為補正です。番号6から番号8は、健康管理システムに関する経費でシステム標準化の延期に伴いまして、現行システムを再度使用する必要が生じましたので追加をお願いします。10 ページをお願い致します。1 枠目、債務負担行為の廃止です。番号2と番号3は、健康管理システムの標準化に対する経費分で、標準化の延期に伴いまして廃止をお願いします。15 ページをお願い致します。歳入です。3 枠目、目1 民生費国庫負担金、次のページをお願い致します。節3 国民健康保険事務費負担金は、保険基盤安定のための負担金で

交付額決定に伴い増額するものです。2 枠目、目 2 民生費国庫補助金は、次のページをお願い致します。節 4 老人福祉費補助金と目 3 衛生費国庫補助金は、説明の 2 行目とともに説明の 2 行目とともに事業実績見込みにより減額するものです。3 枠目、目 2 民生費県負担金 節 1 老人福祉費負担金と節 3 国民健康保険事務費負担金は、保険基盤安定のための負担金等とともに実績見込みにより減額するものです。19 ページをお願い致します。目 3 衛生費県補助金 説明の 2 行目 少子化対策総合交付金と次の市町村健康推進事業費補助金は、ともに事業実績見込みにより補正をするものです。21 ページをお願い致します。4 枠目、目 1 民生費受託事業収入と目 2 衛生費受託事業収入は、高齢者の健康診査及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業分で、ともに実績見込みにより減額するものです。22 ページをお願い致します。1 枠目、目 2 衛生費納付金は、集団健診の個人負担金で実績により減額するものです。目 4 雑入 説明の 3 行目の岡原保健センター光熱水費は、事務費の貸出しによる収入で実績見込みにより減額をするものです。31 ページをお願い致します。歳出です。2 枠目、目 2 老人福祉費 節 3 職員手当等の説明の 3 行目 時間外勤務手当と節 1 2 委託料とともに実績見込みにより減額するものです。節 2 7 繰出金 説明の 2 行目 後期高齢者医療特別会計繰出金は、各事業の事業実績見込みにより減額するものです。32 ページをお願い致します。目 6 国民健康保険事務費は、ともに事業の実績見込みにより減額するものです。34 ページをお願い致します。2 枠目、目 1 保健衛生総務費 節 7 報償費と節 1 0 需用費は、ともにあさぎり町医療連携会議時の経費、節 8 旅費は、会計年度任用職員の通勤手当で全て実績見込みにより減額するものです。節 1 2 委託料から次のページをお願い致します。節 1 3 使用料及び賃借料まで健康管理システムの標準化分の経費で標準化の延期に伴い減額するものです。節 1 8 負担金補助及び交付金 説明の病院事業負担金から休日在宅医当番事業負担金まで、事業の実績見込みにより補正をお願いするものです。目 4 健康増進事業費 節 3 職員手当等から節 1 2 委託料まで、集団健診に係る経費で事業実績見込みにより減額、節 2 2 償還金利子及び割引料は、令和 6 年度の事業費確定に伴います返還金です。目 5 母子保健事業費 節 3 職員手当等 時間外勤務手当は実績見込みによる減額、次のページをお願い致します。節 1 2 委託料と節 1 8 負担金補助及び交付金は、ともに実績見込みにより減額です。目 6 予防接種事業費 節 1 2 委託料は、医療機関に対する各種の予防接種委託料で実績見込みにより減額、節 1 8 負担金補助及び交付金は、定期予防接種、予防接種健康被害、おたふくかぜに対する助成金で実績見込みにより減額するものです。目 7 健康づくり推進事業費 節 3 職員手当等と節 7 報償費はともに実績見込みにより減額です。目 8 スマートウェルネスシティー事業費の地域おこし協力隊員支援委託料は、健幸運動教室の指導助手等としまして新規 2 名を募集しておりましたが、応募がありませんでしたので減額するものです。目 9 保健センター管理費は、免田保健センター外壁補修工事費の執行残を減額するものです。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 中神農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中神 啓介 君） はい。それでは農業委員会所管分の歳入について説明致します。19 ページをお願い致します。中段の 4 目 農林水産事業費県補助金 節 1 の農業委員会費補助金の説明欄の 3 つの交付金及び補助金は、交付決定額の増減により補正するものです。21 ページをお願い致します。最下段の枠の 3 目農林水産費受託事業収入 節 1 の農業委員会費受託

事業収入の説明欄の２つの事業収入は、交付決定額の増額により補正するものです。２２ページをお願い致します。枠の中段の４目の雑入 節１の雑入 説明欄の４番目の情報活動交付金は、交付決定額の減額により補正するものです。次に歳出について説明致します。３７ページをお願い致します。枠の最上段の１目農業委員会費 節８の旅費 説明欄の費用弁償は、農業委員を対象とした研修会の欠席者の不用額を減額補正するものです。以上で農業委員会所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。農林振興課所管分につきまして説明致します。７ページをお願いします。繰越明許費補正 番号９ 地域農業構造転換支援補助金事業は、国の令和７年度補正予算において新設国庫補助事業として要望調査が実施され内容を受けたところですが、年度内の完了が見込めないため繰越しをお願いするものです。番号１０ 団体営農業農村整備事業では、工事として、齊堂地区排水路改修工事と仁王地区堰改修工事を業務委託として、齊堂地区排水路と県管理河川井口川と接続する重構造物樋門の詳細設計を実施しているところです。工事につきましては、主要資材の調達の遅れにより年度内の完了が見込めないことから、業務委託につきましては、県との河川協議が令和８年度に及ぶことから繰越しをお願いするものです。番号１１ 公有林整備事業は、県からの内示、計画承認、交付前着手承認などの時期の遅れにより作業着手が遅れたことと、年度末に補助金の追加交付があることから繰越しをお願いするものです。９ページをお願いします。債務負担行為補正 番号９ 町有林管理業務、番号１０ 林地台帳システム保守業務は、契約上の準備行為を必要とするため計上するものです。１７ページをお願いします。歳入について説明致します。１枠目３段目、目４ 農林水産業費国庫補助金 農山漁村地域整備交付金は、林道橋の補修設計に係る交付金で交付決定に基づく減額です。１９ページをお願いします。３段目、目４ 農林水産事業費県補助金 節２ 農業費補助金のうち説明３行目 農業次世代人材投資事業補助金は、受給者が町外に転出したことによる減額。最下行 地域農業構造転換支援事業補助金は、本年度の計画承認申請に対し内容を受けたことによる増額。その上、農業農村整備事業推進交付金は、齊堂地区排水路改修工事に係る河川協議未完了による工事区間の減による減額で、そのほかの補助金または交付金は交付決定に基づく減額です。節３ 林業費補助金 説明１行目 有害鳥獣駆除補助金は交付決定に基づく減額。その下、間伐等森林整備促進対策事業補助金は、県予算追加交付による増額です。２２ページをお願いします。２枠目２段目、目３ 農林水産業債 節１ 農業施設整備事業債、節３ 林業整備事業債は事業実績による減額です。２７ページをお願いします。歳出について説明致します。４段目、目１４ 基金費 説明最下行 林業振興基金積立金、その上、森林環境譲与税基金積立金は、債券運営益を積み立てるものです。３７ページをお願いします。４段目、目４ 農業振興費 節１８ 負担金補助及び交付金 説明１行目 法人組織育成支援補助金は、組織において導入を予定していた機械の減により、その下、農業次世代人材投資事業補助金は、受給者が町外に転出したため、その下、農林業資材等高騰対策支援金は、実績によりそれぞれ減額するものです。５段目、目５ 農業経営基盤強化促進対策事業費 節１８ 負担金補助及び交付金 地域農業構造転換支援事業費補助金は、国補助金と受益者負担金で実施する事業で国補助金を受入れ、同額を支出するものです。６段目、目６ 農業後継者育成指導費、その下、目７ 水田農

業経営確立対策事業費、38ページをお願いします。1 枠目 2 段目、目 9 畜産事業費、その下、目 1 2 中山間地域等直接支払制度事業費、その下、目 1 3 多面的機能支払制度事業費、その下、目 1 4 環境保全型農業直接支払制度事業費は、実績によりそれぞれ減額するものです。6 段目、目 1 5 農地費は、齊堂地区排水路改修工事に係る河川協議未完了による工事区間の減による減額です。39ページをお願いします。1 枠目 2 段目、目 3 公有林整備事業費は、間伐事業補助金が追加交付されることによる増額です。3 段目、目 4 林道維持費は、林道橋補修設計委託料と林道システム改修委託料に係る入札残を減額するものです。4 段目、目 5 鳥獣防止事業費は財源更正をするものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） それでは商工観光課所管分の説明を致します。7 ページをお願い致します。繰越明許費補正の追加となります。番号 1 2 の商工業物価高騰対策支援金事業で物価高騰や人手不足の影響を受けている町内の商工業者の経営継続を支援することとしておりますが、年度内完了が見込めないため繰越しをお願いするものです。次に 2 1 ページをお願い致します。歳入です。2 枠目の目 1 指定寄附金 節 1 指定寄附金ですが、ふるさと寄附金は実績額により減額し、企業版ふるさと寄附金は、実績額により増額するものです。3 枠目の 2 行目、目 5 産業活性化基金繰入金 節 1 産業活性化繰入金ですが、須恵農事組合法人補助金の実績額により減額を行うものです。次に 2 7 ページをお願い致します。歳出です。1 枠目の中ほどの目 1 4 基金費 節 2 4 積立金ですが、歳入でも御説明しましたふるさと基金と産業活性化基金、まち・ひと・しごと創生推進基金をそれぞれ実績見込額により増減額を行うものです。次に最下段の目 1 7 ふるさと寄附対策費 節 7 報償費のふるさと寄附お礼品は、寄附額の実績見込額により減額をするものです。次に 2 8 ページをお願い致します。上段の節 1 1 役務費の広告料そしてその下の節 1 2 委託料につきましては、ふるさと寄附の返礼品のブラッシュアップの要望がなかったため、それぞれ減額するものです。次に 3 9 ページをお願い致します。2 枠目の目 1 商工総務費 節 2 給料から節 4 共済費までの人件費に係る部分につきましては、地域プロジェクトマネジャーが 1 2 月からの着任となりましたので、それぞれ実績見込額により減額をするものです。次に 4 0 ページをお願い致します。1 枠目の節 1 8 負担金補助及び交付金の商工業物価高騰対策支援金につきましては、物価高騰の影響を受けている町内の法人・個人の事業者に対しまして、法人の場合は一律 1 0 万円、個人の場合は 5 万円をそれぞれ定額給付定額支援をするものです。2 枠目の目 1 定住促進費の財源につきましては、少子化対策総合交付金の県補助金の確定により財源更正を行うものです。以上で商工観光課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 小田建設課長。

●建設課長（小田 淳 君） 建設課所管分につきまして説明致します。7 ページをお願いします。繰越明許費の追加でございますが、1 3 番の住宅耐震化支援事業につきましては耐震改修補助金の交付に係る改修工事において、年度内完了が見込めないため繰り越すものです。1 4 番の道路改良事業につきましては、隣接する工事との工程調整が必要になったことや測量設計に不測の日数が生じたことにより、年度内の完了が見込めないため繰り越すものです。次のページをお願いします。1 5 番の河川改修事業につきましては、用地測量・用地交渉に不測の日数を生じたこと

や隣接の耕作の状況により施工時期をずらす必要があり、年度内での完了が見込めないため繰り越すものです。16番の町営住宅整備事業につきましては、住宅解体工事になりますが、入居者の退去に時間を要しまして工事発注が遅れたことにより、年度内の完了が見込めないため繰り越すものです。17番の町営住宅長寿命化計画策定事業につきましては、策定に伴う県の確認検査が年度をまたぐ可能性がありますので繰り越すものです。2枠目は、繰越明許費の変更になりますが、歩道整備事業につきましては、既に設定しておりますが電柱移転に時間を要したことや前工事との工程調整や用地交渉の長期化により、年度内の工事完了・登記完了が見込めませんので増額するものです。14ページをお願いします。歳入でございますが5枠目の目4土木費負担金説明欄で、道路改良事業負担金につきましては、当初予算で町内に新ごみ処理施設整備に伴う道路改良に要する費用を計上しておりましたが、着手できませんでしたので減額するものです。17ページをお願いします。1枠目の目5土木費国庫補助金説明欄の補助金につきましては、耐震化支援事業に実績に伴いまして減額するものです。2枠目の目3土木費国庫委託金説明欄の委託金につきましては、樋門の管理経費の実績によりまして減額するものです。19ページをお願いします。目6土木費県補助金説明欄の補助金は、耐震化支援事業の実績に伴いまして減額するものです。次のページをお願いします。1枠目の目2農林水産事業費県委託金説明欄の委託金につきましては、清願寺ダムの管理経費の実績に伴いまして減額するものです。23ページをお願いします。目5土木債節1道路橋梁債、節2河川債につきましては、それぞれの実績に伴いまして減額するものです。38ページをお願いします。歳出でございますが目17清願寺ダム管理費説明欄の委託料につきましては、当初計画しておりました堆積量測定業務を県のほうで行いましたので減額するものです。40ページをお願いします。3枠目の目1土木総務費節18負担金補助及び交付金につきましては、耐震化支援事業の実績に伴いまして減額するものです。4枠目の目2道路維持費説明欄の委託料につきましては、橋梁点検業務委託の入札残を減額するものです。次のページをお願いします。1枠目の目3道路新設改良費節12委託料につきましては、町道人中竹下線の測量設計委託を計画しておりましたが、着手出来ませんでしたので減額するものです。また2路線の入札残をあわせて減額するものです。節18負担金補助及び交付金につきましては、錦町で計画されておりましたあさぎり町との境界付近の道路改良として接続する新免田線の未改良部分の工事を行っていただくための負担金ですが、7年度では工事に入らなかったことで減額するものです。なお8年度において引き続き改良工事を行うと伺っておりますので、再度8年度予算において計上する予定です。目4道路改良費節12委託料につきましては、入札残を減額するものです。節21補償補填及び賠償金につきましては、黒田古町線の電柱移転補償費であります。九電に無償で移転を行っていただきましたので減額するものです。2枠目の目1河川総務費節10需用費、節11役務費につきましては、樋門管理の事業実績により減額するものです。目2河川改修費節12委託料、節14工事請負費につきましては、入札残による減額するものです。節16公有財産購入費につきましては、伊賀川河川改修工事に伴う補償費ですが契約が全て終わりましたので、不用額を減額するものです。3枠目の目2住宅建設費節12委託料、節14工事請負費につきましては、入札残により減額するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 小山上下水道課課長補佐。

●上下水道課長補佐（小山 英治 君） はい。それでは上下水道課所管分について説明をさせていただきます。17ページをお願い致します。歳入になります。1 枠目の目3 衛生費国庫補助金 節1 保健衛生費補助金 説明欄の1 行目 浄化槽設置交付金は交付実績により減額をするものです。19ページをお願い致します。目3 衛生費県補助金 節1 保健衛生費補助金 説明欄 1 行目の浄化槽設置事業費補助金は、先ほどの国庫補助金同様実績により減額をするものです。次に35ページをお願い致します。目の2 目、目3 環境保全費 節1 8 負担金補助及び交付金 浄化槽設置整備事業補助金は、交付実績による減額です。5 人槽2 基分の交付を行っております。上下水道課所管分については以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 山内教育課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。それでは教育課所管分につきまして御説明致します。8ページをお願い致します。繰越明許費補正追加でございます。番号19のせきれい館看板設置事業は県との占用協議に期間を要したことなどにより、年度内の竣工が見込めないことが想定されることから繰越しするものでございます。その下番号20 内山観音堂保存整備補助金事業は、内山区が事業主体となりますが伐採する樹木周辺の電線につきまして電力会社との施工工程の調整に時間を要することなどから、年度内の竣工が見込めないことが想定されることから繰越しするものでございます。その下番号21 免田総合グラウンドナイター制御盤等修繕事業は、ナイター照明制御盤の部品につきまして半導体不足により納期に時間を要することから、年度内での事業完了が見込めないことから繰越しするものでございます。次に15ページをお願い致します。歳入です。1 枠目の目2 教育使用料 節1 説明欄の小中学校体育施設使用料、その下、節2 教職員住宅使用料、その下、節4 運動公園等施設使用料につきましては、いずれも使用料収入の見込みにより減額補正するものでございます。19ページをお願い致します。最下段の目8 教育費県補助金 説明欄の地域学校協働活動推進費補助金につきましては、事業実績見込みにより減額補正するものです。次に22ページをお願い致します。上の枠の目3 給食事業収入の節1 学校給食費及び学校給食費過年度分につきましては、収入見込みにより減額補正するものでございます。次に42ページをお願い致します。歳出になります。下の枠、目3 教育振興費 節2 4 学校教育施設整備基金積立金は、基金利子実績見込みにより基金積立金12万8,000円を減額補正し、また、今後の施設整備の財源として留保財源を活用し2億円を積み立てるものでございます。その下、節2 7 奨学基金繰出金につきましては、基金利子分を増額補正するものです。その下、目4 教職員住宅費につきましては財源の更正、次43ページ1 枠目、目2 公民館費の節1 0 需用費の電気料につきましてはせきれい館の電気料について不足が見込まれますので増額補正するものです。2 枠目の目2 体育施設費 節1 0 需用費の電気料につきましては、社会体育施設の電気料の不足が見込まれますので増額補正するものです。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） ここで本日予定しております日程が終わりそうにありませんので、時間を延長して会議を続けますことを宣言いたします。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1 番 小松 英一 君） はい、1 点お尋ねします。ページは36ページですけれども、健

康推進課の予防接種事業の中でおたふく風邪の助成金が減額になっております。私の記憶では確か就学前のお子様を対象とするということで補正予算に計上されたと思うんですが、この減額になった数字が少しく予想よりも大きいようなイメージがあるんですね。対象がどれくらいおられて、実際の接種をされた児童それからこの事業は、年度途中からですので中々周知も難しかったと思うんですけども、どのように周知をなさったのか、お尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。対象者につきましては、一応ですね出生からですね小学生に上がるまでのですね就学前の方を対象としておりました。これにつきましては、既にですね他の自治体でされておりました接種の率、材料としまして人間を設定したところでございます。ちょっとですね今詳しい資料がございませんので何人を対象にしたかというのがですね、後ほどちょっと答えさせていただければと思います。現在ですね対象者につきましては、申し訳ありません、そこにつきましてもですね、後ほど対象者の数をお知らせしたいと思います。周知につきましては、一応ですねこちらのほうはホームページまた広報紙等を活用して周知をしたところでございますが、中々思うようにですね皆さんが接種をされなかったというところになっていると思います。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1 番 小松 英一 君） はい。詳しい数字は後ほどでも結構なんですけど。多分に就学前ということですから保育園あるいはこども園、登園なさってる方がほとんどだと思うんですね。ですからそういう施設を介しての周知であるとか、それも可能かなと思うんですけども、いわゆるまだこれが本当に予防接種法に定められた接種ではないということですので、どこまでその副反応辺りをですね考えられて保健師さんが勧奨をなさるのか。そういうところをですね、新年度において明確にされたほうがいいのかと思ってお尋ねをしたんです。1 2 0 万ですから、相当数の未接種の方が予定よりもですね、少なかったということだろうと思いますのでそういう周知について、今後の在り方っていいですか、考え方をお尋ねをしたところなんです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。周知につきましては、今後、各幼児のですね健診等がありますので、そういった場面で周知を行いたいというふうに考えております。以上であります。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（1 1 番 皆越 てる子 さん） はい。町民課長にお尋ね致します。3 5 ページですけども、生ごみ処理容器設置事業補助金、減額されておられます。実績に応じてという説明でございましたが実績をお知らせ頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。お答えします。生ごみ処理容器等設置事業補助金なんですけれども、生ごみ処理機がですね、1 4 台。それと生ごみ処理容器が5 台、補助金と致しまして3 9 万 2, 0 0 0 円、交付をしておる状況でございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（1 1 番 皆越 てる子 さん） 分かりました。熊日のですねこれ新聞にですね、ごみ処理

機のチラシが掲載されておりました。あさぎり町民の皆様へというこれを熊日新聞のですね、広告に入っておりました。ちょっと日にちをですね私記載してなかったんですけども、これを見てですね、どれだけの効果があるのかなあって私疑問に思いましたので課長としてどういう効果があるとお考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。業者さんからの広告につきましては、大体10日前ぐらいに広告に入れるということで連絡があって前日連絡があってですね、それでここが入った後ですね、今現在、広告によって2台実績が増えております。それと問合せも5～6件ほどですね、あっておりまして、その業者さんとはですねタイアップしてないわけなんですけれども、その広告による周知効果、需要効果は大変あると感じておるところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。そういうことでですね、やはり助成金があるということですね、町民の皆様方に広報紙とかもですね、通じて周知をしていただければと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。広報紙等についてですね毎年行うわけなんですけれども、機会あるごとに区長会等とかですね、廃棄物減量等推進を通じて周知を行っていきたいと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 27ページの防犯対策費の老朽危険空き家除却促進事業補助金、マイナスの250万ですが。これは要綱に基づいて、これ上限は50万というふうになっとるわけですが、この申請時期っていうのは決められているんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。ちょっとはっきりと記憶はしてませんがなかったような記憶がありまして、常時相談等がございますので時期によっては、翌年度に取り組むという方法もございますので。ただ予算の制限もございますので今のところは実施はございませんが、仮に多くなるのであればですね、そういう制限も必要になってくるんじゃないかと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 実はですね、11月にそういう申入れてこの補助金の要綱に従って事前調査の申込みがなされておられますね。そして町民課それから総務課、担当課が現地確認をして、対象物件になるということを建物の関係者、土地の関係者、別々ですからね。そこは。そういう説明をされております。あとこの要綱に基づいて、町長に対して補助金の交付申請をするわけですね。該当するということになった後ですよ。順番がありますから。だから、その中で担当職員から9月末、9月が申請の締切りであると。ですから、今回は事業補助金が出ませんと。ですから次年度に対応することになります。という説明をしてありますね。当事者の皆さん方は、いち早く1日も早くこれは撤去したいという思いがいっぱいなんですよね。老朽化したこれ対象事業だもんですから。対象の該当するということで、返事をしてあるわけですね。職員から。そ

ういう説明をしてあるから補助金がないものだという考え方で、予算がないからという受け止め方をされてるわけですね。ところが今回250万の減額予算です。私は、年が明けてからその話を聞きまして、もっと私も調べればよかったんですが、今回の全協で250万、対象者がいないで減額しますという説明でした。ですから、9月っていう締切りが期限がありますという説明が非常に引かかるわけですね。要綱にも定められてない。そしてなおかつ予算は該当者がいないということで全額削除された、削減ですね。その方々は、もっとやっぱり地域住民ですね、町民に寄り添った事業をして欲しいということなんです。ここはどのような対応をされたんですかね。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。その対応についてはちょっと詳細は把握できておりませんが、国の国・県の事業でございますので、当然補助金の締めといいますか申請時期等もあります。確定する必要がございますので。それが9月だったかどうかはちょっと詳細はつきり分かりませんが、もう9月の時点であれば恐らく事業は出来たのかなという気はしますが、どういう内容が詳細に相談があったのかちょっと把握出来てませんので、ちょっとはつきりしたことは今、答弁は差し控えたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。そういう期日をですね、はっきり言われるのであるならば、そこに根拠を示して説明をしてあげないと。私も調べても、それが出てこなかったんで。そしてなおかつ予算はある、あったわけですね。それを今年の私が聞いたのは1月ですから。ですから、やろうと思えば実行できたとは私は判断してるんですけども、もっとだから担当の町民課と総務課の担当職員、協議をされて対象の該当にしますよと。この事業に該当しますからというそういう説明をして50万の補助金が出ますと説明までしてあるわけですから、やっぱりその辺はもっと早くですね、対応して欲しい。やっぱりすべきではなかったのかなというふうに思うわけですね。ですから今回の問題については、当事者の皆さん方にしっかりと説明をして、そして、もう次の年しかもう出来ませんからね。ですから、新年度になったらもう早急に解体ができるように致しますというような話をしていただいて、私はもっと町民の皆さん方にね、やっぱり寄り添った形のやっぱり事業推進をして欲しいなというふうに思うんですけども。その辺はもう1回担当職員と打合せをして、そして説明を当事者にしてみてくださいよ。よろしいですか。私は確認しておりますからね。本人、当事者の皆さん方から。はい。よろしく願いしときますね。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） ちょっと私の記憶では今年は該当者はいないというふうに聞いてましたんでちょっと詳細は分かりませんが、先方ともですね、連絡とって対応できるのであれば、そういう形で進めていければと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） その件については確認の後に議会にも報告を願いたいと思います。よろしいですか。

◎議長（小見田 和行 君） ちょっと暫時休憩致します。

休憩 午後5時06分

---

再開 午後5時48分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。老朽化危険空き家等除却促進事業についてですが、こちらにつきましては、一応事務手続上ですね、事前調査の申込み期限を11月末までということで設定させていただいております。そのあと実際の取壊し事業については、2月末までに完了報告をできるものということで一応定めておるところでございますが、それを踏まえまして年末にですね、この対象者から申請がございまして、結果的に判定の通知は、年明けて1月になってから決定通知を出しているところでございます。そういったことで今年7年度につきましては、補助事業でもありますので補助金の確定時期を過ぎていているということありますので今年度の執行は難しいという説明があったと思います。来年度もですね同様の予算を計上することとしておりますので、補助金等の課題もありますので、その辺は、着工時期等も確認しながら、本人には丁寧な説明を申し上げてですね、速やかに対応できるように進めていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第16、議案第63号、令和7年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第63号令和7年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案致します。令和7年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,574万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,404万8,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） それでは議案第63号につきまして説明致します。第2項より読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。今回の補正につきましては、一般被保険者の療養給付費及び高額療養給付費の減額に伴います補正が主なものです。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） はい。それでは税務課所管分について説明致します。7ページをお願い致します。歳入になります。1 枠目、目 1 子ども・子育て支援事業費補助金 説明欄 子ども・子育て支援事業費補助金の減額補正になります。交付決定額が決定されたためです。次に9ページをお願い致します。歳出になります。1 枠目、目 1 一般管理費 節 1 2 委託料 説明欄 システム改修委託料は、子ども・子育て支援制度のシステム改修実績による減額になります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。それでは、健康推進課所管分について説明致します。歳入です。7ページをお願い致します。2 枠目、目 1 保険給付費等交付金 節 1 保険給付費等交付金 普通交付金は、歳入の保険給付費の減額に伴い減額するものです。次の節 2 保険給付費等交付金 特別交付金は、事業の実績見込みにより補正をするものです。3 枠目、目 1 利子及び配当金 説明の基金利子は、実績見込みにより減額するものです。4 枠目、目 1 一般会計繰入金 節 1 保険料軽減分保険基盤安定繰入金から8ページをお願い致します。節 6 その他一般会計繰入金まで、それぞれの事業の実績見込みにより補正するものです。2 枠目、目 1 財政調整基金繰入金と3 枠目、目 1 繰越金はそれぞれ財源調整のため増額するものです。9ページをお願い致します。歳出です。1 枠目、目 1 一般管理費 節 1 1 役務費は、資格確認書及びお知らせの送付方法の変更に伴い減額するものです。2 枠目、目 1 療養給付費 次の目 2 療養費、3 枠目、目 2 高額療養費、4 枠目、目 1 出産育児一時金につきましては、それぞれ実績見込みにより減額するものです。10ページをお願い致します。1 枠目、目 1 医療給付費分は、医療給付費分と2 枠目、目 1 特定健康診査等事業費は、ともに財源更正をするものです。3 枠目、目 1 財政調整基金積立金は、実績見込みにより減額です。4 枠目、目 5 その他償還金は、令和6年度事業実績の確定に伴う返還金を補正するものです。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第17、議案第64号令和7年度あさぎり町後期高齢医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第64号令和7年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案致します。令和7年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,13万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,292万7,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） 議案第64号につきまして説明致します。それでは、第2項より読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。今回の補正につきましては、被保険者の保険料負担金の増額に伴うものが主なものとなります。7ページをお願い致します。歳入です。1 枠目、目1 後期高齢者医療保険料は、節1 現年度分特別徴収保険料につきましては、普通徴収への徴収方法の変更に伴う減額。節2 現年度分普通徴収保険料は、先ほど説明致しましたが特別徴収と新規加入者分を増額するものです。節3 滞納繰越分普通徴収保険料は、実績見込みによる減額です。2 枠目、目1 一般会計繰入金 節1 事務費繰入金から節3 歯科口腔健康診査繰入金は、歳出側の実績見込みによる減額です。3 枠目、目1 延滞金は、収入実績に伴う増額です。4 枠目、目1 受託事業収入は、歯科口腔健康診査分で受診者数の減に伴う減額です。8ページをお願い致します。目1 繰越金は、財源調整のための補正となります。9ページをお願い致します。歳出です。1 枠目、目1 一般管理費 節10 需用費と節11 役務費は、事業の実績見込みによる減額。節12 委託料は、改修費用の積算を精査したことにより減額するものです。2 枠目、目1 後期高齢者医療広域連合納付金 説明の被保険者保険料負担金は、被保険者から徴収しました保険料を納付するもので、令和4年度3月期納付金を諸事情により令和5年度予算で納付したことによって生じておりましたので、令和7年度予算で適正な徴収納付にするため補正するものです。次の保険基盤安定負担金は、交付額決定による減額になります。3 枠目、目1 保険審査等事業は、歯科口腔健康診査受診者の減に伴い減額するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第18、議案第65号令和7年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第65号令和7年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案致します。令和7年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,054万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,899万3,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） それでは、議案第65号について説明致します。第2項から読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。5ページをお願いします。債務負担行為補正です。1番 地域支援事業訪問型サービスA業務から6番 地域支えあい体制整備事業までの6項目につきましては、

令和7年度も実施している事業で、契約に関する準備行為を行うため設定するものです。いずれも期間限度額は記載のとおりとなります。8ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出とも国県交付金の決定や各種事業収入及び支出の実績見込み等による増減が主なものでありますので、これに該当する事業の詳細説明は省略させていただきます。歳入です。1枠目、目1第1号被保険者保険料は、介護保険料の特別徴収及び普通徴収の減額です。2枠目の項2国庫補助金から次ページ2枠目の項2県補助金までは、国・県等の交付決定による増額となります。9ページをお願いします。3枠目、目1節1基金利子は介護保険給付費準備基金の運用実績による利子増額分です。4枠目、目2節1の事務費繰入金は、球磨郡介護認定審査会のあさぎり町負担分の減額に伴い、一般会計からの繰入を減額するものです。その下、目3節2の包括的支援事業・任意事業繰入金は、地域支援事業の交付決定に伴い、一般会計から繰り入れる町負担分を減額するものです。10ページをお願いします。1枠目、目1繰越金は、今回の補正予算の調整財源として計上しております。11ページをお願いします。歳出です。1枠目、目1の介護認定審査会等費は、歳入の事務費繰入金同様で球磨郡介護認定審査会のあさぎり町負担分が減額となるものですが、要因は、審査会のシステム標準化等の実績に伴うものです。2枠目、目1介護サービス等給付費は、歳入の国・県交付金等の決定により、居宅介護サービス等給付費負担金を減額するものです。3枠目、目1介護予防サービス等給付費から次ページ2枠目、目1特定入所者介護サービス等費までにつきましては、国・県交付金等の決定による財源更正となります。12ページをお願いします。3枠目、目1節24説明介護給付費準備基金積立金は、介護保険給付費準備基金の運用実績による利子増額分です。4枠目、目1節12委託料と節18負担金補助及び交付金につきましては、各事業の実績見込みによる減額です。13ページをお願いします。1枠目、目2一般介護予防事業費は、地域リハビリテーション活動支援事業の実績による減額です。2枠目、目1節12委託料は、介護予防支援委託料の減額と、その下システム連携データ標準化対応委託料は、標準化延期による未対応分の減額です。その下、目2包括的支援事業費目4社会保障充実分事業費は財源更正となります。目3任意事業費は、家賃等助成事業及び家族介護用品支給事業の減額です。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○委員（小谷 節雄 君） これは8ページですか。保険料の減額理由ですね、特段何かあるのか。と申しますのがよくあるのが特別徴収と普通徴収の入れ替わりとかがあったりするんですけど両方ともマイナスということで、もし、特段の理由があったら教えていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） 特段の理由とこまではこう分析出来ておりませんが、当初の組む時の見込みが前年度の対象者で組むもんですから、その影響によるものが今回の減額となっているものと思われます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立

願います。起立多数です。したがって議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第19、議案第66号令和7年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第66号令和7年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第5号）について提案致します。第1条 令和7年度あさぎり町水道事業会計の補正予算（第5号）は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 小山上下水道課課長補佐。

●上下水道課長補佐（小山 英治 君） はい。それでは、議案第66号について説明致します。まず2ページの第2条から読み上げます。第2条 令和7年度あさぎり町水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出 第1款水道事業費用、補正前の額3億8,375万8,000円。補正額24万2,000円の減額。計3億8,351万6,000円。第3条 予算第4条本文括弧書きの全文を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,420万円は、過年度分損益勘定留保資金5,740万3,000円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,679万7,000円で補填するものとする。）」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出 第1款資本的支出、補正前の額5億8,784万4,000円。補正額1万7,000円。計5億8,786万1,000円。3ページをお願いします。第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。詳細につきましては、別途調書で説明致します。第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。起債の目的 上水道整備事業。限度額、起債の方法、償還の方法は補正前と変更ありませんが、利率につきまして年3%以内を年5%以内に変更するものです。4ページをお願いします。第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費 補正前の額4,336万3,000円、補正額15万5,000円の減額、計4,320万8,000円。詳細につきましては15ページをお願いします。補正予算説明書の収益的支出です。4目総係費 節17委託料は、コンビニ収納代行業務の開始時期が延期となったため委託料について減額するものです。7ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。右側の下から3行目の資金増加額3,418万5,000円。最下段の資金期末残高は7億4,883万円となる見込みです。8ページをお願い致します。8ページから10ページにかけては、給与費明細となっておりますので御覧ください。11ページをお願い致します。債務負担行為に関する調書です。コンビニ収納代行業務について、支出で説明しましたとおり開始時期の延期により債務負担行為を廃止するものです。12ページをお願い致します。令和7年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表です。12ページ最下段の資産合計と、14ページ最下段の負債資本合計はともに60億4,189万3,756円の見込みです。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議

案第 66 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第 20、議案第 67 号令和 7 年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第 67 号令和 7 年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について提案致します。第 1 条 令和 7 年度あさぎり町下水道事業会計の補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 小山上下水道課課長補佐。

●上下水道課長補佐（小山 英治 君） それでは、議案第 67 号について説明致します。まず 2 ページの第 2 条から読み上げます。第 2 条 令和 7 年度あさぎり町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入 第 1 款 下水道事業収益 補正前の額 6 億 5,586 万円、補正額 100 万円の減額、計 6 億 5,486 万円。支出 第 1 款 下水道事業費用 補正前の額 5 億 9,055 万 5,000 円、補正額 202 万 8,000 円の減額、計 5 億 8,852 万 7,000 円。3 ページをお願いします。第 3 条 予算第 4 条本文括弧書きの全文を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 5,603 万 3,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,002 万 2,000 円、損益勘定留保資金 1 億 9,057 万 3,000 円、利益剰余金処分別 5,543 万 8,000 円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入 第 1 款 資本的収入 補正前の額 2 億 5,625 万 9,000 円、補正額 470 万円の減額、計 2 億 5,155 万 9,000 円。支出 第 1 款 資本的支出 補正前の額 5 億 1,228 万 2,000 円、補正額 469 万円の減額、計 5 億 759 万 2,000 円。4 ページをお願いします。第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額を次のとおり補正する。詳細につきましては、別途調書で説明致します。第 5 条 予算第 5 条で定めた企業債を次のとおり補正する。建設債の限度額について記載のとおり変更するものです。また起債の方法、償還の方法については変更はありませんが、利率について年 3%以内であったものを年 5%以内に変更しております。5 ページをお願いします。第 6 条 予算第 8 条に定めた経費を経費の金額を次のように改める。職員給与費 補正前の額 2,866 万 9,000 円、補正額 1 万 3,000 円、計 2,868 万 2,000 円。第 7 条 利益剰余金のうち 5,543 万 8,000 円は、資本的収入が資本的支出に対し不足する額の補填に処分するものとする。詳細につきましては、17 ページをお願い致します。補正予算説明書の収益的収入です。3 目国庫補助金 節 1 特環下水道国庫補助金は、新規下水道接続件数が見込みを下回ったため、接続助成金の国庫補助金について減額を行うものです。18 ページをお願いします。収益的支出です。目の 2 つ目、4 目総係費 節 18 委託料は、コンビニ収納代行業務の開始時期が延期となったため減額を行うものです。次の 5 目業務費 節 33 排水設備助成金の減額は、収入で説明しましたとおり新規下水道接続件数が見込みを下回ったため助成金を減額するものです。19 ページをお願いします。資本的収入です。1 目下水道事業債 節 1 下水道事業債は、県が行う球磨川上流流域下水道建設工事の町村負担金が確定したため減額を行うものです。20 ページをお願い致します。資本的支出です。5 目流域下水道建設負担金 節 1 流域下水道建設負担金は、収入でも説明しましたが流域町村負担金の確

定により減額を行うものです。10ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。右側の下から3行目、資金増加額1,286万2,000円。最下段の資金期末残高は1億1,547万7,000円となる見込みです。11ページをお願いします。このページから13ページにかけては給与費明細となっておりますので御覧ください。14ページをお願いします。債務負担行為に関する調書です。コンビニ収納代行業務について、支出で説明しましたとおり開始時期の延期により債務負担行為を廃止するものです。15ページをお願い致します。令和7年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表です。右下の二重下線部の資産合計と16ページ最下段の二重河川部 負債資本合計はともに96億5,345万3,556円の見込みです。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第21、議案第68号令和7年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第68号令和7年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第3号）について提案致します。令和7年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,870万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,469万円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） それでは、議案第68号について説明致します。第2項から読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。7ページをお願いします。歳入です。1 枠目、目1 節1 説明1 行目 介護認定審査事業負担金は、事務局職員が多良木町職員派遣からあさぎり町職員での対応となったことから、球磨郡町村の人件費負担分を見直したものです。その下、説明2 行目 標準化対応分は、介護認定審査会システムの標準化対応において運用方法を変更したことによる負担金の減額です。2 枠目、目1 節2 介護保険特別会計繰入金は、1 枠目で説明しました負担金の見直しによるあさぎり町分負担金で一般会計からの繰入金を減額するものです。8ページをお願いします。歳出です。1 枠目、目1 節2 委託料は、介護認定審査会システムの標準化対応業務委託において、標準化後の運用方法をオンプレミスからガバメントクラウドに変更したことによる減額となります。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第68号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議

案第 68 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第 22、発議第 2 号あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。豊永喜一議員。

◎地方自治の未来を創る調査特別委員長（豊永 喜一 君） 発議第 2 号、令和 8 年 3 月 9 日 あさぎり町議会議長 小見田和行様。提出者 地方自治の未来を創る調査特別委員会 委員長 豊永喜一。あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第 10 条第 3 項の規定により提出します。提出理由。特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償の額の改定及び本会議、全員協議会にも費用弁償を支給するため、本条例の一部を改正する必要があるため。以上、発議致します。

◎議長（小見田 和行 君） 趣旨説明が終わりましたので、豊永議員は自席へお戻りください。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから発議第 2 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第 23、議案第 69 号令和 8 年度あさぎり町一般会計補正予算についてから日程第 30、議案第 76 号令和 8 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。お諮りします。議案第 69 号から議案第 76 号について、本日 9 日は提案理由のみの説明を行い、10 日に税務課分を含む厚生文教常任委員会所管課分、11 日に税務課分を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明・質疑を行い、採決は 19 日に行いたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、本日 9 日は提案理由のみの説明を行い、10 日に税務課分を含む厚生文教常任委員会所管課分、11 日に税務課分を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明質疑を行い、採決は 19 日に行うことに決定致しました。なお御手元に配付した文書のとおり、各課の課長補佐も説明員として出席しますので報告しておきます。それでは提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第 69 号令和 8 年度あさぎり町一般会計予算。令和 8 年度あさぎり町の一般会計の予算は次に定めるところによる。第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 119 億 2,251 万 8,000 円と定める。議案第 70 号令和 8 年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算。令和 8 年度あさぎり町の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 19 億 6,194 万 2,000 円と定める。議案第 71 号令和 8 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算。令和 8 年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 3 億 4,820 万 1,000 円と定める。議案第 72 号令和 8 年度あさぎり町介護保険特別会計予算。令和 8 年度あさぎり町の特介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 20 億 1,619 万 4,000 円と定める。議案第 73 号令和 8 年度あさぎり町水道事業会計予算。第 1 条 令和 8 年度あさぎり町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。議案第 74 号令和 8 年度あさぎり町下水道事業会計予算。第 1 条 令和 8 年度あさぎり町下水道事業会計の予算は次に定めるところによる。議案第 75 号令和 8 年度球磨郡障

害認定審査事業特別会計予算。令和８年度球磨郡障害認定審査事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第１条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ７８８万２,０００円と定める。議案第７６号令和８年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算。令和８年度球磨郡介護認定時審査事業特別会計予算の予算は次に定めるところによる。第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６,９４４万８,０００円と定める。以上、提案致しますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第３１、議案第７７号あさぎり町おかどめ幸福駅売店の指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第７７号あさぎり町おかどめ幸福駅売店の指定管理者の指定について提案致します。提案理由を申し上げます。指定の期間が満了するため、地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって同条第６項の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。それでは説明致します。２ページをお願い致します。施設の名称は「あさぎり町おかどめ幸福駅売店」です。指定管理者の所在地 あさぎり町上西１９１３番地の３。名称及び代表者は、株式会社 球磨の黒豚 代表 椎葉博人。指定の期間は令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとなります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第７７号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第７７号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第３２、議案第７８号町道黒田古町線歩道整備工事（Ｒ６・Ｒ７防安全）請負変更契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第７８号町道黒田古町線歩道整備工事（Ｒ６・Ｒ７防安全）請負変更契約の締結について提案致します。提案理由を申し上げます。令和７年７月１日の令和７年度あさぎり町議会第２回会議において議決された町道黒田古町線歩道整備工事（Ｒ６・Ｒ７防安全）請負契約について、請負変更契約を締結する必要性が生じたので地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 小田建設課長。

●建設課長（小田 淳 君） 議案第７８号工事請負変更契約の締結につきまして説明致します。内容につきましては、中ほどでございますが工事名 町道黒田古町線歩道整備工事（Ｒ６・Ｒ７防安全）。工事内容 道路改良。工事場所 あさぎり町免田西地内。契約金額 変更前５,３３５万円、変更後５,６０７万８,４２３円。今回変更による増額は、２７２万８,４２３円となります。契約の相手方 あさぎり町免田東１７４６番地１ 有限会社富山産業 代表取締役 竹村節夫。主な変更理由でございますが、防草コンクリートにおいて今後の維持管理を考慮し、当初計画より面積を

増やしております。また、既存のアスファルトの運搬処分費の増額によるものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第78号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第33、議案第79号道路維持管理車両の買入れについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 議案第79号道路維持管理車両の買入れについて提案致します。提案理由を申し上げます。道路維持管理車両の買入れについて、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決頂きますようよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 小田建設課長。

●建設課長（小田 淳 君） 議案第79号道路維持管理車両の買入れにつきまして説明致します。入札を2月19日に行いまして、落札業者と仮契約を締結しているところです。内容につきましては、買入れ物件 道路維持管理車両 1台。納入場所 あさぎり町免田東地内。買入れ価格 590万3,309円。契約の相手方 あさぎり町免田西2431番地 株式会社球磨建機サービス 代表取締役 大熊勝人。契約の方法 指名競争入札でございます。納期につきましては、6月26日を予定しております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第79号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会致します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午後6時42分 散会

| 令和7年度 あさぎり町議会第8回会議会議録（第19号）                                              |                            |                    |            |                    |         |            |
|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------|------------|--------------------|---------|------------|
| 招 集 年 月 日                                                                | 令和8年3月9日                   |                    |            |                    |         |            |
| 招 集 の 場 所                                                                | あさぎり町議会議場                  |                    |            |                    |         |            |
| 開 閉 会 日 時<br>及 び 宣 告                                                     | 開 議                        | 令和8年3月10日 午前10時00分 |            | 議 長                | 小見田 和行  |            |
|                                                                          | 散 会                        | 令和8年3月10日 午後 4時58分 |            | 議 長                | 小見田 和行  |            |
| 応（不応）招議員<br>及び出席並びに欠<br>席議員<br>出 席 13名<br>欠 席 1名<br>○ 出席 △ 欠席<br>× 不 応 招 | 議 席 番 号                    | 氏 名                | 出欠等<br>の 別 | 議 席 番 号            | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|                                                                          | 1                          | 小 松 英 一            | ○          | 8                  | 森 岡 勉   | △          |
|                                                                          | 2                          | 加 藤 弘              | ○          | 9                  | 豊 永 喜 一 | ○          |
|                                                                          | 3                          | 小 谷 節 雄            | ○          | 10                 | 山 口 和 幸 | ○          |
|                                                                          | 4                          | 岩 本 恭 典            | ○          | 11                 | 皆 越 てる子 | ○          |
|                                                                          | 5                          | 難 波 文 美            | ○          | 12                 | 溝 口 峰 男 | ○          |
|                                                                          | 6                          | 加賀山 瑞津子            | ○          | 13                 | 永 井 英 治 | ○          |
|                                                                          | 7                          | 橋 本 誠              | ○          | 14                 | 小見田 和 行 | ○          |
| 議事録署名議員                                                                  | 9番 豊永 喜一 10番 山口 和幸         |                    |            |                    |         |            |
| 出席した議会書記                                                                 | 事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 溝 口 久 志 |                    |            |                    |         |            |
| 地方自治法第12<br>1条により説明の<br>ため出席した者の<br>職 氏名<br>出席 ○<br>欠席 ×                 | 職 名                        | 氏 名                | 出欠等<br>の 別 | 職 名                | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|                                                                          | 町 長                        | 北 口 俊 朗            | ○          | 教 育 長              | 椎 葉 勇 二 | ○          |
|                                                                          | 副 町 長                      | 土 肥 克 也            | ○          | 教育課長               | 山 内 悟   | ○          |
|                                                                          | デジタル政<br>策 審 議 監           | 長 沼 宏 季            | ○          | 教 育 課 長 補<br>佐     | 林 田 考 功 | ○          |
|                                                                          | 高 齢 福 祉<br>課 長             | 尾 方 圭              | ○          | 教 育 課 指 導 主 事      | 別 府 一 英 | ○          |
|                                                                          | 高 齢 福 祉<br>課 長 補 佐         | 吉 武 哲 雄            | ○          | 生 活 福 祉<br>課 長     | 緒 方 理 恵 | ○          |
|                                                                          | 健 康 推 進<br>課 長             | 荒 川 誠 一            | ○          | 生 活 福 祉<br>課 長 補 佐 | 那 須 正 照 | ○          |
|                                                                          | 健 康 推 進<br>課 長 補 佐         | 坂 本 有 吾            | ○          | こども家庭<br>センター長     | 荒 木 修 治 | ○          |
|                                                                          | 町民課長                       | 中 竹 健 次            | ○          | 救 護<br>施 設 長       | 早 田 愛一郎 | ○          |
|                                                                          | 町 民<br>課 長 補 佐             | 塚 本 浩 史            | ○          | 税務課長               | 高 田 真 之 | ○          |
|                                                                          |                            |                    | ○          | 税務課長<br>補 佐        | 早 川 幹   | ○          |
| 議 事 日 程                                                                  | 別紙のとおり                     |                    |            |                    |         |            |
| 会議に付した事件                                                                 | 別紙のとおり                     |                    |            |                    |         |            |

## 議事日程（第 19 号）

- 日程第 1 議案第 69 号 令和 8 年度あさぎり町一般会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第 70 号 令和 8 年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第 71 号 令和 8 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 4 議案第 72 号 令和 8 年度あさぎり町介護保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 5 議案第 75 号 令和 8 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 6 議案第 76 号 令和 8 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 69 号 令和 8 年度あさぎり町一般会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第 70 号 令和 8 年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第 71 号 令和 8 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 4 議案第 72 号 令和 8 年度あさぎり町介護保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 5 議案第 75 号 令和 8 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 6 議案第 76 号 令和 8 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)

---

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。

◎議長（小見田 和行 君） 昨日小松議員の質疑に対する補足説明の申出がっておりますので、これを許可します。荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。昨日、一般会計補正予算第9号におきまして、小松議員より、おたふく風邪予防接種につきましの御質問がありました。この中で一部訂正と追加答弁をさせていただきます。昨日、周知の方法につきまして「ホームページと広報紙を利用して」というところで説明したところですが、「ホームページと個別通知を差し上げている」というところになっております。対象者数につきましては、426名、358世帯の方に通知を差し上げておるところでございます。利用件数につきましては、3月6日の時点におきまして延べ39名の方に助成を行っているというところになります。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は、税務課分と厚生文教常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第1、議案第69号令和8年度あさぎり町一般会計予算についてを議題とし、各課からの説明を求めます。高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） はい。それでは、税務課所管分について説明させていただきます。13ページをお願い致します。歳入になります。1 枠目、目1 個人 節1 現年度分は、令和7年度の調定額に徴収率99%を乗じて計上しております。その下、節2 滞納繰越分は、令和7年度調定見込額に徴収率15%を乗じて計上しております。目2 法人 節1 現年度分は、令和7年度調定見込額に徴収率98%を乗じて計上しております。節2 滞納繰越分は、令和7年度調定見込額に徴収率8%を乗じて計上しております。2 枠目、目1 固定資産税 節1 現年度分は、令和7年度調定見込額に徴収率98%を乗じて計上しております。節2 滞納繰越分は、令和7年度滞納繰越見込額に徴収率10%を乗じて計上しております。目2 国有資産等所在市町村交付金は、熊本県九州森林管理局、九州財務局の固定資産税相当額が交付されるものになります。3 枠目、目1 種別割 節1 現年度分は、令和7年度調定見込額に減収額を見込み、徴収率99%を乗じて計上しております。節2 滞納繰越分は、令和7年度調定見込額に徴収率の10%を乗じて計上しております。目2 環境性能割 節1 現年度分は、税制改正により令和8年3月31日で廃止されます。熊本県が賦課徴収を行い徴収金を町に交付するもので、2月・3月分が4月・5月分に2か月遅れて交付されるため、2か月分を令和7年度の月平均額に90%を乗じて計上しております。14ページをお願い致します。1 枠目、目1 市町村たばこ税 節1 現年度分は、令和3年度から6年度の収納額の平均で計上しております。18ページをお願い致します。2 枠目、目1 総務手数料 節1 徴税

手数料 説明欄の町税督促手数料とその下、町税督促手数料過年度分は、令和4年度から令和6年度までの3か年平均の徴収実績額に90%を乗じて計上しております。またその下、税務関係証明手数料は、令和7年度の徴収見込額に徴収率90%を乗じて計上しております。25ページをお願い致します。2 枠目、目1 総務費県委託金 節2 徴収費委託金は、納税義務者見込み6,753人に1人当たり3,000円を計上しております。28ページをお願い致します。4 枠目、目1 延滞金 節1 延滞金の町税延滞金は、令和7年度予算額の50%で計上しております。47ページをお願い致します。次に歳出になります。主なものを説明させていただきます。2 枠目、目1 税務総務費になります。48ページをお願い致します。中ほど節1 2 委託料 固定資産土地評価業務委託料は、3年に1度の評価替えに備えて適正な評価額の見直し作業を行うものです。今回は令和9年度が評価替えになります。その下、固定資産家屋評価業務委託料は、新增築家屋と倉庫等の現地調査を不動産鑑定士が職員と同行して行い、評価調書の作成業務を委託するものになります。52棟分を計上しております。最下段、総合型土地情報システムオルソデータ更新業務委託料は、地図情報の背景図を更新するため、編集作業を委託するものになります。節1 3 使用料及び賃借料の統合型土地情報システム使用料は、土地情報のクラウドサービスウェアの使用料と保守料になります。最下段、相続調査システム使用料は、固定資産税の所有者等が死亡した後、戸籍等を調査し、A Iで相続人の判定や相続持分の計算、各種調書を作成するもので、去年の11月より3月まで無償で試験的に使用しております。節1 8 負担金補助及び交付金は、各種団体への負担金等になります。49ページをお願い致します。1 枠目、目2 賦課徴収費になります。中ほど節1 2 委託料の電算システム改修委託料は3つございます。1つ目は、地方税電子申告支援サービスのe L T A Xの公開に係る対応分と、2つ目は、e L T A Xの納税通知書等の電子化に伴う対応分、3つ目は、総合行政システムの固定資産税と軽自動車税の納税通知書の電子化に伴う対応分に伴うシステム改修でございます。その下、節1 3 使用料及び賃借料の地方電子申告支援システム使用料は、令和4年度から令和9年度までの債務負担行為分のシステム使用料になります。最下段、サーバ間連携A S P使用料につき、つきましては、個人住民税と法人住民税におけるサーバー間の連携機能のサービス料になります。節1 8 負担金補助及び交付金の地方税共同機構負担金は、地方公共団体が共同で運営する団体でe L T A X会費及び運営負担金、地方税共同機構負担金を負担するものです。節2 2 償還金利子及び割引料は、町税の過年度分の還付金となります。令和7年度と同額を計上しております。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。それでは、町民課所管分を説明します。17ページをお願い致します。歳入です。1 枠目、目2 衛生費負担金 節1 保健衛生費負担金は、墓地公園の管理負担金26件分となります。次のページをお願い致します。1 枠目、目3 衛生使用料 節1 保健衛生施設使用料は墓地公園永代使用料1件分です。2 枠目、目1 総務手数料、次のページをお願い致します。1 枠目、節2 戸籍関係手数料は、戸籍の広域交付とマイナンバーカード取得率向上により、令和7年度実績は前年度より大幅に減額を予想しております。予算額は、令和7年度実績見込みを計上しております。節3 住民登録関係手数料から節5 諸証明手数料までは、過去2年間の実績をもとに計上しております。目3 衛生手数料 節1 衛生手数料 説明の犬登録手数料と狂犬病予防

注射手数料は、過去の実績を参考に犬登録43頭、予防注射は592頭分を計上しております。

その下、一般廃棄物処理業等清掃許可手数料は、令和8年度に許可期限を迎える7事業所と車両23台分を計上しております。次のページをお願い致します。2 枠目、目1 総務費国庫補助金 節2 社会保障税番号システム整備費補助金は、旧字に対応する戸籍附票システム改修に係る経費を受け入れるものです。節6 戸籍住民基本台帳費補助金は、補助対象となるマイナンバーカード交付事務に係る人件費やカード更新事業分を受け入れるものです。22ページをお願い致します。

1 枠目、目1 総務費国庫委託金 節2 戸籍住民基本台帳費委託金は、外国籍の方の転入転出等の処理に関する委託金で、目2 民生費国庫委託金 節2 国民年金事務委託金は、国民年金事務に係る人件費、協力連携事務費に対する交付金を計上しております。24ページをお願い致します。目3 衛生費県補助金 節1 保健衛生費補助金 説明のプラスチックごみ分別収集支援補助金は、行政区に配布する分別用看板とコンテナに係る事業費の一部を受け入れるものです。次のページをお願い致します。2 枠目、目1 総務費県委託金 節3 住民基本台帳費委託金 説明の人口動態調査事務委託金は、出生、死亡、死産、婚姻、離婚の5つの届出に係る調査事務費分です。次のページをお願い致します。1 枠目、節4 人権啓発事業委託金は、令和8年度より教育課から主管課を変更して、管内小学校で行う人権の花運動に係る経費を受け入れるものです。29ページをお願い致します。2 枠目、目4 雑入 節1 雑入 説明の証明書郵送料は、代理人がマイナンバーカード入りの住民票を窓口に取りにこられた場合、代理人に渡すことができないために住民票を郵送する必要があります。そのために切手代を受け入れるものです。続きまして歳出です。45ページをお願い致します。主なものを説明致します。3 段目、目16 旅券費 節17 備品購入費は、5年ごとに更新を行うIC旅券用交付窓口端末機器の購入費です。47ページをお願い致します。目21 環境整備資材等支給事業費 節10 需用費、節12 委託料、節13 使用料及び賃借料、節15 原材料は、住民協働事業の町民課分200万円分を予算化しています。49ページをお願い致します。2 枠目、目1 戸籍住民基本台帳費です。節1 報酬、節2 給料、節3 職員手当等、次のページをお願い致します。節4 共済費は、職員とマイナンバーカード業務、総合窓口業務に従事する会計年度任用職員4人分の人件費となります。節12 委託料は、総合行政システムと戸籍情報システム、住基ネットの改修委託、戸籍情報システムと住基ネットの保守委託が主なものです。次のページをお願い致します。説明の1 行目 ガバメントクラウド運用委託は、戸籍システムがガバメントクラウドに対応するための運用委託料です。節13 使用料及び賃借料は、説明2 行目 マイナンバーカード対応記帳台と5 行目 戸籍システムの使用料となります。また、3 行目 戸籍システムと4 行目 住基ネットシステムのリース料です。6 行目 ガバメントクラウド使用料は、戸籍システム利用の際のクラウド使用料となります。59ページをお願い致します。目5 国民年金事務費、次のページをお願い致します。国民年金事務費は、国民年金の手続について申請受付や相談業務を行い、年金事務所や年金機構へつなぐ業務に関する人件費と節12 委託料は、法改正に伴う国民年金システム改修となります。69ページをお願い致します。2 段目、目2 予防費 節3 職員手当等の時間外勤務手当は休日野良犬捕獲、迷い犬の保護業務や狂犬病集団予防接種に関するものです。節12 委託料の動物措置処理業務委託は、町道や公共施設内で死んでいる動物の処理委託となっております。目3 環境保全費 節3 職員手当等の時間外勤務手当は、環境出前講座や公害等

の苦情対応分です。節 7 報償費は、環境美化監視員 10 名分と各行政区より選出頂いております。廃棄物減量等推進員 53 名分を計上しております。環境美化監視員謝金と廃棄物減量等推進員謝金については、費用弁償の改定が行われましたので報酬が増額されています。節 10 需用費の説明 1 行目 消耗品費は、歳入でも説明しましたが各行政区に配布予定のごみ分別用パネルが主なものです。節 12 委託料の説明 1 行目 ごみ収集業務委託料は、家庭から出される可燃ごみと不燃ごみの収集運搬に係るものです。次のページをお願い致します。説明 2 行目の生ごみ収集運搬委託と 3 行目 生ごみ処理委託は、町内 15 行政区と事業所から出される生ごみを収集運搬するためのものとなっております。6 行目の容器包装プラスチック分別収集委託料は、各行政区のリサイクル倉庫から収集し、保管倉庫で圧縮し保管する業務となります。その下、容器包装リサイクル再商品化業務委託料は、保管倉庫に集められた容器包装プラスチックの再商品化を行う業務委託となります。その下 8 行目 家庭系瓶収集運搬委託は、令和 7 年度末まで家庭系瓶を免田リサイクルセンターに収集運搬していましたが、今月 25 日に閉鎖されることに伴い、人吉球磨クリーンプラザに収集運搬する必要になったので予算化を計上するものです。その下、指定ごみ袋取扱業務委託は、指定ごみ袋が物価高騰による原材料価格上昇や人件費が高騰したために、物価高騰した分の費用を指定ごみ袋の製造業者へ委託料として支出するものです。節 18 負担金補助及び交付金の町民課所管分は、説明 4 行目の資源有価物回収事業交付金で、行政区や協力団体から出された有価物の回収重量により交付金として交付されるものです。その下、生ごみ処理容器等設置事業補助金は、各家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥として資源化を図る目的で、生ごみ処理機 20 台分、生ごみ処理容器 10 台分の購入に対する補助金となります。75 ページをお願い致します。2 枠目、目 1 塵芥処理費 節 18 負担金補助及び交付金のごみ処理費及びし尿処理費、斎場費に係る負担金は、1 月から 12 月までの利用実績により算出された額を計上しております。前年度より増額になっている理由は、免田中継槽受入れ停止に伴う解体前の清掃委託料と汚泥再生処理センターの機械整備事業、新ごみ処理施設整備事業の基金積立てが主なものであります。なお、赤池ごみ処理施設費は前年よりごみ搬入実績が約 101 トン減っており、負担金が約 1,740 万減少しております。以上で町民課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） はい。生活福祉課所管分の令和 8 年度当初予算について説明致します。10 ページをお願いします。地方債ですが番号 2 番、3 番、4 番が生活福祉課所管分となりますが歳入にて説明させていただきます。17 ページをお願いします。歳入になります。1 枠目、目 1 節 2 説明の 1 行目 保育所負担金過年度分は、過年度分の利用者負担分を受け入れるものです。2 行目のショートステイ事業利用者負担金は、令和 8 年度から実施しますあさぎり町子育て短期支援事業の利用者負担金を受け入れるものです。節 4 説明の養育医療費保護者負担金は、5 名分の 2 か月分負担金を計上しております。19 ページをお願いします。1 枠目、目 2 民生手数料ですが、保育料の過年度分督促手数料を計上しております。2 枠目、目 1 節 2 説明の障害者医療費負担金は、更生医療費、育成医療費、療養介護医療費に係る国の負担分を受け入れるものです。その下、障害者自立支援給付費等負担金は、障害者介護給付費及び補装具費に係る国の負担分を受け入れるものです。節 4 説明の子どものための教育・保育給付交付金は、認定

こども園、保育園の運営費について公定価格により算出された金額に対する国の負担分を受け入れるものです。その下、障害児給付費等負担金は、障害児の通所支援サービスに係る国の負担分を、その下の子育てのための施設等利用給付交付金は、無償化による1号認定の児童の午後の預かり保育利用の利用料における国の負担分を受け入れるものです。節5 児童手当事業費負担金は、高校生以下の児童に支給されます児童手当の国負担分を受け入れるものです。20ページをお願いします。1 枠目の上段、節6 養育医療事業費負担金は、低体重児等の出産後にかかる医療費について、国の負担金を受け入れるものです。2 枠目、目2 節1 社会福祉費補助金の説明の3 行目生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、生活困窮者支援のための地域づくり事業に係る補助金を受け入れるものです。次に、節2 障害者福祉費補助金は、地域生活支援事業と日常生活用具給付、地域活動支援センター事業に係る補助金を受け入れるものです。節3 説明の子ども・子育て支援交付金は、一時預かり、子育て援助活動支援、延長保育、放課後児童健全育成、病児保育利用者支援の各事業について、国の補助金を受け入れるものです。その下、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、上中球磨巡回支援専門員整備事業と地域障害児支援体制強化事業の補助金を受け入れるものです。その下、妊婦のための支援給付交付金は、妊婦支援給付金に対する補助金を受け入れるものです。21ページをお願いします。1 段目の説明1 行目 妊婦のための支援給付費補助金は、妊婦支援給付金の口座振込手数料に対する補助金を受け入れるものです。その下、保育対策総合支援事業補助金は、保育所等におけるICT推進等事業並びに保育環境改善等事業に対する補助金。その下、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金は、地域の子供の生活支援強化事業として実施しますこども食堂運営支援に対する補助金を受け入れるものです。その下、2 行ともに物価高対応子育て応援手当支給事業費並びに事務費に係る補助金を受け入れるものです。22ページをお願いします。1 枠目の目2 節1 説明の特別児童扶養手当事務委託金は、受給者数に対する事務費を受け入れるものでございます。2 枠目の目2 節2 と節4、節5、節6につきましては、県からの歳入となりますが、いずれも国からの歳入にて説明しました県の負担割合による歳入になりますので、説明を割愛させていただきます。23ページをお願いします。1 枠目の1 段目、節7 救護施設費負担金は、事務費の支弁基準額、保護費の基準額に基づき、それぞれ受け入れるものです。2 枠目、目2 節1 説明の民生委員協議会活動費補助金は、協議会の委員数に対する定額分と推薦会運営費に係る県の補助金。節3 説明の障害者住宅改造助成事業費補助金は、障害者の方の自立促進や介護の負担軽減を図るための住宅改造費用に対する県の補助金を受け入れるものです。その下です。重度心身障害者医療費助成事業費補助金は、重度の障害の方の医療費について県の補助金、その下、地域生活支援事業補助金は、国の補助金同様、県の負担分を受け入れるもの。その下、難聴児補聴器購入費助成事業費補助金は、軽度中度の聴覚障害のある児童の補聴器購入に係る県の補助金を受け入れるものです。節4 説明の1 行目 多子世帯子育て支援事業費補助金は、2 歳児までの第3 子以降の保育料について県の補助分、その下、子供のための教育・保育給付費地方単独費用補助金は、認定こども園の施設型給付費に対しまして県の補助金を受け入れるものです。その下、子供子育て支援補助金は、国の補助金同様県の補助金を受け入れるものです。その下です。教育の質の向上のための研修支援事業費補助金は、保育士向け研修会の事業費に対する県の補助、そしてその下、保育対策総合支援事業補助金は、保

育補助者の雇い上げに対する県の補助金。その下、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、国の補助金同様となります。その下、保育所等物価高騰対策支援金補助金は、町内の保育所等の利用定員に応じて交付される補助金を県より受け入れるものです。24ページをお願いします。

節の1段目 説明の1行目 県地域療育センター事業補助金は、人吉球磨圏域地域障害児支援体制強化事業に係る県の補助金をした妊婦のための支援給付費補助金は、国の補助金同様、県の補助金を受け入れるものです。節5 説明の乳幼児医療費補助金は、子ども医療費助成事業に係る未就学児の医療費と中学生までの入院費について県の補助金を受け入れるものです。節6 説明のひとり親家庭等医療費補助金は、ひとり親世帯の医療費について県の補助金を受け入れるものです。29ページをお願いします。

2 枠目、目1 節1 説明の自己負担金は、救護施設利用者の負担金を受け入れるものです。目4 節1 雑入 説明の最下行 しらがね寮職員給食費は、宿直職員の給食費を受け入れるものです。30ページをお願いします。

2 枠目、目1 節1 の説明 災害援護資金貸付金は、令和2年7月豪雨において被災され借受けされた方からの償還金を受け入れるものです。3 枠目、目2 民生債につきましては、節1 の次のページ31ページに続きますが、節の1段目 節2、その下段 節3 の重度心身障害者医療費助成事業、出生祝金事業、子ども医療費助成事業の各事業につきまして地方債を受け入れるものでございます。53ページをお願いします。歳出になります。

3 枠目、目1 社会福祉総務費です。節1 報酬は、保健福祉総合計画策定委員会時の委員報酬と民生委員推薦会委員に係ます委員報酬となっております。54ページをお願いします。

節7 の報償費は、戦没者合同追悼式謝金、社会を明るくする運動作文の副賞の費用を、節8 旅費につきましては、保健福祉総合計画策定委員並びに民生委員推薦会委員の費用弁償と、職員の会議等出席に対する普通旅費となります。節10 需用費 消耗品は、社会を明るくする運動や戦没者合同追悼式、関係書籍に係るものが主なものとなり、食糧費は民生委員児童委員総会時分となります。節11 役務費につきましては、成年後見人申請に係る手数料と戦没者合同追悼式に使用しますシーツのクリーニング代、節12 委託料につきましては、社会福祉協議会に委託します、くらし・つながり支援体制整備事業と生活困窮者支援等のための地域づくり業務委託料、災害時避難要援護者支援システムの保守委託料となります。55ページをお願いします。

節13 使用料及び賃借料はデマンド交通システムのサーバーや車載機の使用料、災害時避難要援護者支援システムのリース料、節17 備品購入費は、デマンド交通運行予約受付用のパソコンを更新するものです。節18 負担金補助及び交付金は、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、デマンド交通運行、遺族会、移動支援サービス運行への補助金です。また成年後見制度利用支援事業への助成金、熊本県英霊顕彰会への負担金となっております。57ページをお願いします。

目4 障害者福祉費 節1 報酬は、会計年度任用職員1名分と保健福祉総合計画、障害者計画部会開催時の委員の報酬となります。節3 職員手当は、相談業務等における職員の時間外勤務手当となります。節7 報償費は、障がい・知的障がい者相談員への謝金。節8 旅費は、保健福祉総合計画、障がい者計画部会委員の費用弁償並びに職員の各会議出席に伴います普通旅費。節10 需用費は、書籍購入や受給者証、資格証に係る消耗品費と印刷製本費となります。節11 役務費は、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定に対して実施しますアンケート調査に係る郵送料、更生医療診査に係る手数料、また次のページ58ページになります。節の1段目は、障害介護・療養介護医療の

審査手数料や医師意見書、成年後見人制度事務の手数料となります。節 1 2 委託料は、第 8 期障がい福祉計画及び第 4 期障がい児福祉計画策定に係る業務、地域生活支援事業への委託料となります。節 1 3 使用料及び賃借料は、出張時に必要となった場合の駐車場使用料、障害福祉サービス請求内容チェックシステムの使用料です。節 1 8 負担金補助及び交付金は、5 9 ページ説明の 1 行目までございますが、各障害者関係協議会や支援センター等への負担金や補助金、成年後見制度利用支援事業の助成金となります。5 9 ページです。節 1 9 扶助費は、重度心身障害者の医療費や障害者の方々が利用されます医療、介護や移動手段、補装具、住宅改造、自動車運転免許取得などの費用に対する助成金・給付金となります。節 2 7 繰出金は、球磨郡障害認定審査会へ繰り出すものとなります。6 0 ページをお願いします。目 7 は、社会福祉施設費で生活福祉課所管分としましては、ヘルシーランド、ふれあい福祉センターに係るものとなります。節 1 0 は、施設管理消耗品費、町直営部分の上下水道料と電気料、修繕料、節 1 2 の説明の 2 行目から下になりますが、こちらは、ヘルシーランド、ふれあい福祉センターの指定管理委託料とヘルシーランド設備の洗浄業務委託料、そして 6 1 ページに続きますが、1 枠目の節 1 4 は、ヘルシーランドの木柵腐食により撤去並びに更新するフェンスの設置工事に係るもの。節 1 7 は、通年計上分としての備品購入費、節 1 8 は温泉協会への負担金が主なものになっております。2 枠目、目 1 児童福祉総務費ですが、節 1 報酬は、保健福祉総合計画の子ども計画部会委員報酬となります。節 3 職員手当等は、相談、面談業務等による時間外手当を計上しております。節 7 報償費は、6 0 人分の出生祝い金と保育士研修会時の講師謝金、節 8 は、保健福祉総合計画子ども計画部会委員の費用弁償と職員の関係会議・研修会出席に伴います旅費となります。節 1 0 需用費は、書籍購入用の消耗品費や公用車の燃料費、節 1 1 役務費は、社会福祉士が連絡相談用として使用しております携帯電話料や国保連合会への審査手数料と口座振替手数料、また今年度より実施します子育て短期支援事業に係る傷害保険・賠償責任保険料となります。節 1 2 委託料は、こども家庭センター事務室の警備委託料、そして子育て短期支援事業において、児童を預けることになった場合の委託先への委託料となります。6 2 ページをお願いします。節 1 3 は、出張時の駐車場利用料、節 1 8 負担金補助及び交付金は、保育園・認定こども園・放課後児童クラブへの運営費補助や病児・病後児保育事業への負担金、補助金、妊婦支援給付金、副食費補助金、障害児支援に係る負担金となりますが、今年度、新しく計上しているのが説明の 2 行目、主として、こども食堂を運営している団体へ補助するものとして、こども食堂運営支援補助金。6 行目、保育対策総合支援事業補助金は、I C T 機器導入に係る費用を保育施設に補助します保育所等における I C T 推進等事業補助金と児童の睡眠中の事故防止に必要な機器の購入費用を助成する保育環境改善等事業の補助金を計上しております。また説明の下から 4 行目は、町内の保育施設の利用定員に応じて交付することとなる保育所等物価高騰対策支援金補助金を計上しております。節 1 9 扶助費につきましては、障害児及び発達障害児に対する通所支援事業に係るものとなっております。次の 6 3 ページをお願いします。1 枠目の目 2 児童手当事業費は、高校生までの児童に支給されます児童手当に係るものとなります。目 3 子ども医療費助成事業費は、職員の時間外勤務手当、レセプト審査の事務委託料、高校生までの医療費に対する給付金を計上しております。目 4 ひとり親家庭福祉費は、球磨郡母子寡婦福祉連合会への負担金とひとり親家庭の親、子供への医療費

に対する助成金を扶助費として計上しております。目5 養育医療事業費は、低体重児等の医療に係る経費に対しまして助成するものとなります。2 枠目、目1 救護施設総務費です。節1 報酬は、会計年度任用職員13名の報酬やしらがね寮移譲先候補者選定委員会の委員報酬、節3、64ページに続きます。説明の1段目において会計年度任用職員の宿直手当、特殊勤務手当等を計上しております。節8の旅費は、会計年度任用職員の通勤手当としらがね寮移譲先候補者選定委員会の委員の費用弁償、職員の会議や講習等の出席にかかります旅費となります。節10 需用費につきましては、施設事務所における光熱水費6か月分と修繕料が主なものとなります。65ページをお願いします。節11 役務費は、電話料、各手数料、公用車の自賠責や施設の損害補償の保険料。節12 委託料は、電気保安協会や防火設備等施設管理上必要な委託料と調理業務や救護施設医師の委託料。また民有地となっています土地の用地取得業務、登記業務の委託料を計上しております。節13 使用料及び賃借料は、出張時の駐車場使用料、コピー機や外出感知システムのリース料。節18 負担金補助及び交付金は、各救護施設協議会や県社会福祉協議会と研修時の負担金、節26 公課費は公用車の重量税となっております。66ページをお願いします。目2 救護施設事業費です。節7 報償費は、利用者の健康や体力維持などの目的で実施されています音楽や3B体操における講師謝金となっております。節8は、利用者の通院時等に職員付添いが必要となる際の職員の旅費です。節10 需用費は、利用者支援に必要な消耗品費や施設の6か月分の光熱水費と修繕料、利用者の食事にかかります賄い材料費、節11 役務費は、利用者の健診手数料や厨房換気扇の清掃手数料や交流会時の災害保険料、クリーニング代です。節13 使用料及び賃借料はテレビの受信料やモップリース料、社会見学時のバス等の使用料、節18 負担金補助及び交付金は、各種大会や予防接種に係る負担金となります。節19 扶助費は、障害者年金を受給しております利用者以外の利用者に対し日用品と施設生活に必要な物品の購入に対し給付金を支給するものです。67ページをお願いします。1 枠目、目1 節18 説明の福祉避難所運営負担金は、災害時において福祉避難所を利用された場合において利用者受入れの事業所に対する負担金を計上しております。節19 説明の災害見舞金は、火災等における災害に対しての見舞金です。節22 災害援護資金償還金は、令和2年7月豪雨において被災され借受けをされた1件分の償還金を県へ支出するものとなっております。以上で生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） それでは、高齢福祉課所管分について説明致します。17ページをお願いします。歳入です。1 枠目、目1 節1 説明の養護老人ホーム入所者負担金は令和7年度の利用者数で計上しており、現在の入所者は18名、低所得で負担金が発生しない方は3名です。18ページをお願いします。1 枠目、目2 節1 説明 白寿荘使用料は減免対象者の拡大等により昨年より減額となります。19ページをお願いします。2 枠目、目1 節1 説明の低所得者保険料軽減負担金は、介護保険料段階の3段階までの方を対象に介護保険料を軽減するもので軽減した額の国負担分となります。負担割合は国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。20ページをお願いします。2 枠目、目2 節1 説明1行目 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、成年後見制度の相談業務等の費用に対する補助金となります。22ページをお願いします。2 枠目、目2 節1 説明2行目の低所得者保険料軽減負担金は、先ほど19ページで

説明しました国庫負担金と同じ事業の県負担分となります。23ページをお願いします。2枠目、目2 節2 説明1行目の老人クラブ活動等事業費補助金は、町が老人クラブに助成する経費への補助金です。説明その下、高齢者住宅改造助成事業費補助金は、申請件数1件分を計上しており補助率2分の1となっております。その下、低所得者利用者負担対策事業費補助金は、社会福祉法人等が低所得で生計が困難な利用者に対し、介護サービス利用料の負担軽減を行う事業への補助で軽減額の4分の3を県が補助するものです。その下、権利擁護人材育成事業補助金は、人吉球磨成年後見センターが行う市民後見人養成等の費用に対する補助金となります。続きまして歳出です。55ページをお願いします。高齢福祉課で計上しております主な事業について説明致します。目2 老人福祉費です。56ページをお願いします。節7 説明2行目 敬老祝い金は、対象者が338人で前年度より82名増となっております。節12 説明2行目の人吉球磨後見センター運営業務委託料は、センターの運営費として委託先である人吉市社会福祉協議会へ支払うあさぎり町負担分です。2行下の生活管理指導短期宿泊事業委託料は、家族の冠婚葬祭などの理由により65歳以上の介護保険未申請者の方が短期で施設を利用される場合の委託料です。その下、緊急通報システム管理業務委託料は、独居で携帯電話がない人などに通報装置を設置し、緊急時に対応するための委託料で現在18件に設置しております。節18 説明中ほどの老人クラブ補助金は、あさぎり町老人クラブ連合会への補助金です。会員数1,656名で計上しております。その下、低所得者負担軽減補助金は、歳入で説明しました介護サービスの利用者負担軽減を行っている社会福祉法人への補助です。その下、介護人材事業助成金は、人材不足が深刻であるケアマネジャー確保に関するもので、新規の資格取得や更新研修にかかる費用を助成するものとなります。その下、シルバーヘルパー活動助成金は、老人クラブ連合会で取り組んで頂いておりますひとり暮らし高齢者等の見守り・声かけ活動等に対する助成金となります。57ページをお願いします。説明1行目の敬老会助成金は、75歳以上の3,554人分です。その下、運転免許自主返納者支援事業補助金は、高齢者の運転免許証自主返納を支援し、デマンド交通への利用転換及び交通事故の減少を図ることを目的とし、デマンド交通の1年間無料乗車券を交付するものです。今年度現時点での申請者は49名です。その下、節19 説明 高齢者住宅改造助成事業費は、申請件数1件分を計上しております。その下、節27 説明1行目 介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計における介護給付費等の町の負担割合分と事務費の繰り出しとなります。その下、目3 老人保護費 節19 説明1行目の老人施設入所措置費は、圏域に2か所ある養護老人ホーム入所措置費です。対象者は月20名と見込んで計上しております。60ページをお願いします。目7 社会福祉施設費の高齢福祉課分は、高齢者コミュニティセンター白寿荘の維持管理分を計上しております。節10 需用費188万5,000円のうち電気料3万6,000円、修繕費3万5,000円など計76万8,000円になります。節11 役務費の消防設備法定検査手数料、節12 委託料の清掃委託料などが白寿荘分となります。高齢福祉課所管分の説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午前 10 時 53 分

再開 午前 11 時 02 分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） それでは、健康推進課所管分について説明致します。18 ページをお願い致します。歳入です。1 枠目、目 3 衛生使用料 説明の 2 行目は、免田・岡原両保健センター使用料で過去 3 年の平均額で計上しております。19 ページをお願い致します。2 枠目、目 1 民生費国庫負担金 節 3 国民健康保険事務費負担金は、国民健康保険被保険者支援のために低所得者層の保険料軽減分に対し、国が 2 分の 1 を負担するものです。20 ページをお願い致します。1 枠目、目の衛生費国庫負担金は、廃目です。21 ページをお願い致します。目 3 衛生費国庫補助金 説明の 2 行目は、出産後間もない産婦健康診査、1 か月頃の乳児の健康状態や育児相談、健康診査費用に対する補助金です。22 ページをお願い致します。2 枠目、目 2 民生費県負担金 節 1 老人福祉負担金 説明の 1 行目は、低所得者の保険料軽減分に対し、節 3 国民健康保険事務費負担金は、国保の保険料軽減分等に対し、共に県が負担するものです。24 ページをお願い致します。目 3 衛生費県補助金 節 1 保健衛生費補助金 説明 3 行目は、心の健康相談やメンタルヘルス相談事業に対するもの。次は、乳幼児の歯科健診、保育所等・小学校・中学校でのフッ化物洗口事業に対するもの。次は、妊婦や妊娠を希望される女性、その家族の風疹の抗体検査や予防接種事業に対するもの。次は不妊治療、人工授精や妊婦健診に係る少子化対策事業分。次は、乳児の家庭を母子保健推進員の方に訪問していただいておりますがその費用に対するもの。次は、健幸教室、健康相談や健康診査に対する事業分。次は、がん患者の医療用ウィッグ等の購入に対するもの。最後は、産後ケア事業に対する補助金となります。節 2 母子保健事業費補助金は、ハイリスク妊婦において居住地から周産期母子医療センターまでの移動に 60 分以上を要する場合の交通費・宿泊費と妊産婦・乳幼児の健診、産後ケアや不妊治療における交通費等に対する助成金です。28 ページをお願い致します。2 枠目、目 1 特別会計繰入金 説明の 1 行目は健幸運動教室に係る経費のうち参加者が国民健康保険の被保険者の場合、その費用に当たる部分と次の第三者納付金は、令和 5 年に確定しました損害賠償の分納誓約分を国保会計から共に繰り入れるものです。29 ページをお願い致します。1 枠目、目 1 民生費受託事業収入は、後期高齢者の健康診査事業分と、目 2 衛生費受託事業収入も高齢者の保健事業と介護予防を一体に実施する事業に対し、熊本県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施しており、その受託料となります。2 枠目、目 2 衛生費納付金は、集団健診の個人負担金です。目 4 雑入、次のページをお願い致します。説明の上から 2 行目は、健幸運動教室の入会時の会費や月の会費分。次は、岡原保健センター事務室を外部団体に貸付けておりますので使用された光熱水費分。次は、令和 7 年度中に予防接種健康被害救済認定が 1 件ありましたのでその負担金を受け入れるものです。31 ページをお願い致します。目 3 衛生債は、免田保健センター照明改修工事に対し借入れを行うものです。詳細につ

きましては、歳出で説明致します。55ページをお願い致します。次に歳出です。主なもののみの説明致します。目2老人福祉費 節3職員手当等 説明の最下段、時間外勤務手当のうち健康推進課分としまして22万4,000円を計上しております。56ページをお願い致します。節12委託料 説明の1行目は、後期高齢者の特定健康診査事業の委託料です。節18負担金補助及び交付金 説明の1行目は、後期高齢者医療広域連合の議会費や職員の人件費、事務経費等に係る負担金。次は、後期高齢者医療広域連合特別会計の共通経費で事務費等に対する負担金です。ひとつ飛びまして、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金は、保険給付費や高額療養費等の支払いに関する負担金で、医療費の自己負担額を除いた金額の12分の1を市町村が負担するものです。57ページをお願い致します。節27繰出金 説明の2行目は、後期高齢者医療特別会計の事務経費と保険基盤安定負担金及び歯科健診分として繰り出すものです。60ページをお願い致します。目6国民健康保険事務費は、主に職員の人件費と、節27繰出金は、国民健康保険特別会計へ保険基盤の安定や財政安定化支援事業、出産育児一時金、未就学児均等割保険料に対し、法定内分として繰り出すものです。67ページをお願い致します。2枠目、目1保健衛生総務費 節1報酬は、正規の保健師の減に伴い会計年度任用職員で対応するため、2名分の人件費となります。68ページをお願い致します。節12委託料は、健康診断や予防接種の管理等を行うシステムの保守費用となります。節13使用料及び賃借料は、主に健康管理システムに関する使用料となります。節18負担金補助及び交付金は、関係機関への負担金が主なもので説明の1行目 病院事業負担金は公立多良木病院への負担金。次は人吉医療センターと公立多良木病院の休日夜間等の救急外来対応への負担金となります。下から3行目は、休日における医療確保のため休日当番医への負担金となります。69ページをお願い致します。説明のアピアランスケア推進事業費補助金は、ウィッグ等10件、乳房補整具等2件分となります。70ページをお願い致します。目4健康増進事業費は、主に集団検診事業に関する職員の人件費やその他関係する経費になります。71ページをお願い致します。節12委託料におきましては、集団検診会場の駐車場整理業務や集団健診、がんセット健康診査等の委託料及びシャトルバス運行委託料を計上しております。目5母子保健推進事業費 節1報酬は、主に乳幼児健診時の医師報酬となります。節7報償費は、説明の2行目 歯科衛生士や言語聴覚士、発達相談時の心理士分と、次は、母子保健推進員の赤ちゃん訪問、育児学級、3歳児健診時の謝金となります。節12委託料 説明の1行目は、妊産婦検診に係るもので65人分を対象として見込んでおります。4行目 産後ケア事業委託料は、出産後の母親の身体的回復及び心身のケア、育児のサポート等を目的とした通所・宿泊・訪問型のサポート委託料です。節18負担金補助及び交付金 説明の不妊治療費補助金は、生殖補助15件、一般不妊治療10件を見込んでおります。72ページをお願い致します。説明の最下段、ハイリスク妊婦交通費等助成金は、令和7年度から出産に関する交通費助成を行っておりますが、令和8年度より妊婦、妊産婦健診、産後ケア、乳幼児健診等まで拡充するものです。目6予防接種事業費は、予防接種法に基づく定期接種等に関する経費が主なものとなります。節12委託料は、小児用の各種予防接種の接種費用や高齢者のインフルエンザ、新型コロナ、肺炎球菌、带状疱疹等の医療機関への委託料です。節18負担金補助及び交付金 説明の2行目は、里帰り出産され県外でワクチン接種をされました方へ償還払いで助成するものです。最下段は、昨年より開始致しましたおたふ

くかぜ予防接種事業で幼児の健康保持及び増進、子育て支援を目的としております。目7健康づくり推進事業費 節1報酬 説明の3行目は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業における栄養士の報酬です。73ページをお願い致します。節7報償費は、心の相談にかかる医師の謝金、ゲートキーパー養成講座、臨床心理士謝金や口腔ケア、健康教育時の謝金です。節10需用費 説明の消耗品は、フッ化物洗口剤を顆粒タイプから溶液タイプに変更したものでございます。節12委託料説明の健幸ポイント事業事務委託料は、健幸応援券の換金業務をあさぎり商工会に委託するものです。74ページをお願い致します。節18負担金補助及び交付金は、食生活改善推進協議会への負担金となります。目8スマートウェルネスシティ事業費は、健幸運動教室運営に関する費用が主なものです。節12委託料 説明の1行目は、地域おこし協力隊員3名分を商社に委託する費用で令和8年度当初は1名ではありますが現在随時募集を行っている状況です。次は、個別運動プログラム及びデジタル健幸ポイント事業分。次が健幸運動教室の運動指導に対します経費分。次が健幸運動教室運営にかかる費用で、昨年度まで地域おこし協力隊員でした方を商社に雇用頂きましたのでその費用となります。最後は、健幸運動教室も現在6期生が活動を行っており、節目となる5期生までのデーターをもとに健康と医療費等との関係性の分析を行うための経費を計上しております。目9保健センター管理費は、免田・岡原保健センター管理等に必要な経費となります。75ページをお願い致します。節14工事請負費は、免田保健センターの照明改修工事で一般照明用蛍光灯の製造等が2027年で廃止となることから改修工事を行うものです。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 山内教育課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。それでは、教育課所管分につきまして説明申し上げます。9ページをお願いします。債務負担行為です。番号1の免田小学校カラー複合機賃借（令和8年度）から番号3の深田小学校図書管理システム賃借までにつきましては、令和9年度から令和13年度まで複数年の契約を行うため債務負担行為を計上するものでございます。限度額は記載のとおりです。次17ページをお願い致します。歳入になります。上の枠4段目、目4教育費負担金 節1小学校費負担金とその下、節2中学校費負担金の日本スポーツ振興センター負担金は、学校の下で起きます事故による医療費を給付する制度の保護者負担金となります。1人当たり460円の負担となります。次18ページをお願い致します。上の枠の最下段、目7教育使用料 節1学校施設使用料は、町内小中学校の体育施設使用料です。その下、節2教職員住宅使用料は、A L Tが入居しております深田地区にあります教職員住宅の使用料です。その下、節3生涯学習施設使用料は、須恵文化ホールやせきれい館、生涯学習センターなどの使用料となります。その下、節4保健体育施設使用料は、町内の体育施設の使用料となります。21ページをお願い致します。目7教育費国庫補助金 節1文化財保護費補助金の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金は、国指定文化財であります才園古墳出土品保存事業に係る補助金で補助率は国65%となります。その下、節2学校施設環境改善交付金は、小学校体育館LED照明工事に係る補助金で補助率は3分の1となります。次23ページをお願い致します。上の枠、目3 節1の給食費負担軽減交付金は、小学校児童1人当たり月額5,200円が交付されるもので、658人の11か月分を受け入れるものでございます。次に25ページをお願いします。上の枠の最下段、目8教育費県補助

金 節 1 教育費補助金 1 行目の水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金は、各小学校 5 年生を対象に水俣を訪問し、学習するための補助金です。補助率は 2 分の 1 となります。その下、地域学校協働活動推進費補助金は、中学校 3 年生を対象として学習支援を行う地域未来塾と家庭教育に関する保護者の相談業務などの支援を行う家庭教育支援員を設置する事業に対する補助金です。補助率は 3 分の 2 となります。その下、中学校英語検定チャレンジ事業補助金は、英語検定を受験する中学校 3 年生を対象として受験料の 3 分の 1 を県が補助するものです。その下、県公立学校情報機器整備事業補助金は、G I G A スクールタブレット更新に係る補助金で、補助率は 3 分の 2 となります。その下、地方スポーツ振興費補助金は、部活動地域展開に関する補助金で補助率は 3 分の 2 となります。2 6 ページをお願い致します。上の枠の目 4 教育費委託金 節 1 の新たな学びの実現に向けた探求型研修の開発・実施推進事業委託金は、熊本県教育委員会の委託事業で研修指定校としまして岡原小学校が指定されており、その委託金を受け入れるものです。指定期間は、令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年間となります。次に 2 7 ページをお願いします。3 枠目の最下段の目 7 節 1 の学校教育施設整備基金繰入金は、小学校 5 校の屋内運動場の照明改修事業の財源として繰り入れるものでございます。2 9 ページをお願いします。下の枠の目 3 給食事業収入 節 1 学校給食費は、学校教職員、給食センター職員、調理受託業者社員や過年度分給食費などを受け入れるものです。その下の目 4 雑入 説明の欄 6 行目 英会話教室参加料は、一般向け英会話教室の参加料となります。次 3 0 ページをお願いします。5 行目の学校給食センター廃食油引取料は、廃油の引取りに関わるもの。その下は、文化財講座の参加料。その下、自主事業入場料は須恵文化ホール自主文化事業 2 回分の入場料になります。3 1 ページをお願いします。下のほうの目 8 教育債 節 1 学校施設整備事業債は、小学校屋内運動場照明改修工事の財源として借入れを行うものでございます。その下、学校給食センター設備更新事業債は、フライヤーの更新や高圧受変電設備工事、蒸気配管改修工事の財源として借入れを行うものでございます。その下の節 2 社会体育施設整備事業債は、総合運動公園テニスコート改修設計業務委託や免田地区武道館照明改修工事、免田地区と深田高山体育館、上総合運動公園武道館の空調設備設計業務委託の財源として、借入れを行うものでございます。次 4 7 ページをお願いします。歳出になります。前年度と比較しまして新規や増減の大きな事業など主なものにつきまして説明申し上げます。1 枠目の目 2 1 環境整備資材等支給事業費で教育課分としまして黒田区公民分館敷地防草対策事業分など節 1 3 機械借上料 6 1 9 万円のうち 1 0 0 万円、節 1 5 原材料費 8 5 0 万円のうち防草シート分等としまして 1 0 0 万円を計上しております。次に 1 0 4 ページをお願い致します。下の枠、目 1 教育委員会費は、教育委員会の運営費になります。教育委員 4 名の報酬などを計上しております。その下、目 2 事務局費は、次の 1 0 5 ページにかけまして教育長、学校教育担当職員、指導主事等の人件費などを計上しております。その下、目 3 教育振興費ですが節 1 報酬は、主に説明欄の医師、外国青年 A L T、英語サポーターなどの報酬を計上しております。次 1 0 6 ページをお願い致します。節 7 報償費の 2 行目 小・中学校入学祝金は令和 8 年度から新たに取り組む事業でありまして、小学校入学予定 9 5 名の保護者へ 1 人 3 万円、中学校入学予定者 1 3 0 名の保護者へ 1 人 5 万円の入学祝金を計上しております。1 0 7 ページをお願い致します。中ほどの節 1 3 使用料及び賃借料は、学校の校務用端末などの利用料となります。その下、節 1 7 備品購入

費は、勤務終了後の電話対応につきまして時間外音声対応電話装置器を小・中学校合わせて6校分の購入。また令和2年度に導入しましたGIGAスクールタブレットにつきまして更新購入するため、児童生徒分を熊本県共同調達事業により購入するものでございます。タブレットの更新の財源としましては、歳入で説明しました熊本県公立学校情報機器整備費補助金を充当するものでございます。その下、節18負担金補助及び交付金の説明の欄の下から3行目 子ども育成奨励交付金は、実績等を考慮しまして計上しております。次108ページをお願いします。上の枠、目3 節24学校教育施設整備基金積立金、その下、節27奨学基金繰出金はいずれも基金利子分を計上するものでございます。その下、目4教職員住宅費は、外国人ALTが入居しております深田教職員住宅3棟の管理費を計上しております。下の枠、項2 目1学校管理費は、町内小学校5校分の管理運営費を計上しております。節1報酬は、主に学校医報酬等を特別支援教育支援員14名分、また業務委託から変更しまして、令和8年度から会計年度任用職員として配置します学校図書司書5名分の報酬です。次109ページをお願い致します。下のほう節12委託料下から2行目 設計監理委託料は、小学校5校の屋内運動場照明改修工事監理委託料。次110ページ説明欄3行目 木工品製作委託料は、深田小・免田小・須恵小におきまして木製ベンチや収納棚などを製作するもので、森林環境譲与税を活用財源する事業となります。その下、建築物定期点検業務委託料は、小学校5校につきまして学校施設の点検を行うもので5年に1回行うものとなっております。中ほどの節14工事請負費は、小学校5校の屋内運動場につきまして、体育館照明機器のLED化を行う工事や上小の職員室や相談室、また須恵小4年の教室のエアコン更新工事を計上しております。その下、節15原材料費は、学校の雑草繁茂対策としまして防草シート代を計上しております。その下、節16公有財産購入費は、深田小保健室のカーテン購入費を計上しております。その下、節17備品購入費 説明欄の一般備品購入費は、消火器や放送機器等の購入費を計上しております。その下の節18負担金補助及び交付金の修学旅行費補助金は、保護者の負担軽減のため1人当たり補助単価を1万円として計上しております。次に下の枠から中学校費となります。節1報酬は、主に学校医報酬や特別支援教育支援員5名分や心の教室相談員、また業務委託から変更し令和8年度から会計年度任用職員として配置します学校図書司書1名分などの報酬となります。次に111ページをお願い致します。節7報償費の3行目 制服検討委員謝金は、中学校における制服の在り方が課題となっておることから教職員のほか保護者、有識者などにより令和7年度から検討委員会の設置しまして検討しておりますが、今回5名の3回分を計上しております。その下の節10需用費 説明の欄の消耗品費は、令和7年度が中学校の教科書を改定となっておりましたので約840万円減額して計上しております。112ページをお願い致します。節12委託料の説明の欄最下段、木工品製作委託料は、事務室の収納棚など製作するもので森林環境譲与税を活用財源とする事業になります。下の節14工事請負費は、校内のエレベーターにつきまして設置から15年が経過することから部品交換等を行うものでございます。管理棟の改修工事等を計上しておりました令和7年度と比較しますと約1億6,300万円程度の減額となります。節17備品購入費 説明の欄の一般備品購入費は、シュレッダー等の更新を計上しております。節18負担金補助及び交付金 1行目の修学旅行旅費補助金は、保護者の負担軽減のため1人当たり補助金額を3万円として計上しております。113ページをお願いします。1行

目の部活動各種大会出場補助金は、過去の実績ように増額して計上しております。下の段、目2 スクールバス運行費は、中学校のスクールバス運行に要する経費を計上しております。その下の枠から生涯学習費となります。目1 生涯学習総務費は、社会教育委員の運営と社会教育担当職員の人件費が主な経費となっております。114 ページをお願いします。節18 負担金補助及び交付金は、各社会教育団体への補助金を計上しております。説明の欄5 行目 人吉球磨人権教育研究協議会事務局負担金は、令和7 年度から令和8 年度までの2 年間、事務局が錦町とあさぎり町となっております。錦町に1 名の人員を配置しまして事務局業務を主に担っていただいております。費用の3 分の1、109 万2,000 円をあさぎり町が負担するものでございます。115 ページをお願いします。目2 公民館費になります。公民館活動や成人式、地域学校協働活動、青少年健全育成、せきれい館の維持管理費等を計上しております。節7 報償費 説明の欄の講師謝金は、生涯学習講座の講師謝金のほか、家庭教育に関する保護者の相談業務など支援などの支援を行う家庭教育支援員2 名の費用を計上しております。次に116 ページをお願い致します。節14 工事請負費は、旧上村での生涯学習推進連絡協議会の創立30 周年を記念し、平成8 年に旧上村役場に設置されました記念の石碑につきまして30 年後の令和8 年に開封することとされております。その費用を計上するものでございます。その下、節18 負担金補助及び交付金説明の欄の最下段の公民分館等施設整備補助金は3つの公民分館のエアコン設置工事など、3 分の1の補助を予定しております。その下から目3 文化財保護費です。節7 報償費の講師謝金は文化財講座講師2 名分で、エンブリー氏須恵村来村90 周年記念事業に関連した講演などを計画しております。文化財調査謝金は、丸池のリュウキンカ保全対策に係る調査の費用となります。最下段の節12 委託料 説明の欄の上段の警備委託料は、国指定重要文化財の深田荒茂毘沙門堂と須恵阿蘇釈迦堂の警備委託費用を計上するものでございます。次117 ページをお願い致します。4 行目の文化財保存修理業務委託料は、国指定重要文化財の才園古墳出土品の保管箱より有機酸ガスが発生しており、保管箱の刷新などを行う委託料を計上するものでございます。補助率は、国65%となります。節18 負担金補助及び交付金の説明欄7 行目のエンブリー須恵村来村90 周年イベント補助金は、地元有志による記念事業実行委員会への補助金を計上しております。その下から目4 文化ホール運営費です。須恵文化ホールの維持管理、自主文化事業等の経費を計上しております。118 ページをお願いします。節12 委託料 説明の欄の3 行目の設計委託料は、舞台つり物改修設計の委託料を計上しております。説明の欄の最下段 自主文化事業委託料は2 回の自主文化事業を計画しており、1 回目は本年度同様熊本県立劇場のネットワーク事業としまして落語会を計画しており、あと1 回は著名人の講演会を予定しております。その下の段から目5 図書館費となります。図書館の管理運営に関する経費を計上しており、特に大きな増減はございません。119 ページをお願い致します。中ほどから目6 生涯学習センター事業費となります。生涯学習センターの維持管理に係る経費を計上しております。120 ページをお願い致します。節14 工事請負費は、生涯学習センターの音楽室空調更新や大会議室の照明改修、トイレ便座取り替えなどの工事費を計上しております。その下、節17 備品購入費は、老朽化しております掃除機、冷蔵庫、ラミネーターの購入費を計上しております。その下の枠から目1 保健体育総務費となります。スポーツ推進に係る経費及び社会体育担当職員の人件費などを計上しております。最上段の節1 報酬

は、中学校部活動地域移行支援の会計年度任用職員の報酬やスポーツ推進員の報酬などを計上しております。最下段の節１２看板作成委託料は、スポーツ大会など全国大会出場に伴います広報看板作成の委託料を計上しております。次１２１ページをお願い致します。節１８負担金補助及び交付金の下から５行目の奥球磨駅伝大会負担金は、来年度で５回目の男子駅伝と２回目の女子駅伝の負担金を計上しております。その下、中学校部活動地域展開活動費補助金とその下、大会参加費補助金は、地域移行を予定しております剣道、柔道に係る補助金を計上しております。その下の段から目２体育施設費となります。最上段の節１報酬は、Ｂ＆Ｇプール監視員６名分の報酬となります。次１２２ページをお願いします。中ほどの節１２委託料の１行目 設計委託料は、総合運動公園テニスコート改修と武道館の空調設置、免田地区体育館と深田高山体育館の空調設置に伴う設計委託料を計上しております。その下の樹木伐採委託料は、免田総合グラウンド及び上総合野球場の樹木伐採経費を計上しております。次に１２３ページをお願いします。節１４工事請負費は、免田地区武道館照明改修工事、森園カントリー放送設備取り替え更新工事、Ｂ＆Ｇプール機械室仕切り弁交換の工事費を計上しております。その下の節１７備品購入費は、上・免田・深田の３か所の体育館のＡＥＤ更新購入費を計上しております。下の枠から目１給食センター運営費となります。節１０需用費 説明欄の１番下、賄材料費は、給食の材料費となります。１食単価小学生が３１２．０７円、月額で５，２２０円。中学生１食単価３７４．２４円、月額６，２６０円。基準回数１８４回で計上しております。１２４ページをお願い致します。節１４工事請負費は、フライヤー更新工事、高圧受変電設備更新工事、蒸気配管更新工事を行うもので設置から２０年を経過するため交換工事を行うものでございます。節１８負担金補助及び交付金の学校給食費補助金は、特別支援学校在校生やアレルギーによる給食を食べることができない児童生徒の家庭を支援するため給食費を基準とした補助を行うものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 追加説明はありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで午後の休憩を致します。再開は１３時３０分と致します。

休憩 午前１１時４５分

---

再開 午後 １時３０分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田 和行 君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それで質疑が足りないようであれば一括で質疑を頂く時間を設けたいと思います。それでは最初は税務課分について質疑を行います。質疑ありませんか。次に町民課分について質疑を行います。質疑ありませんか。難波議員。

○議員（５番 難波 文美 さん） ５番の難波です。町民課に１件お尋ねをいたします。１９ページにございましたマイナンバーカードの普及によって住民票などのですね、事務手数料が減額になっているということを課長からお話頂きましたけれども、マイナンバーカードの普及率などについては今どのようになっているのでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。お答えします。マイナンバーカードの普及率がですね取得率っていうものになるんですけれども、町民のですね、人口でですね持ってる方の割合になりますけれども、２月末現在でですね、８４．３％です。全国平均がちょっとお待ちください。全国平均がですね、８１．７％でございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（５番 難波 文美 さん） ありがとうございます。８０％以上ということでございましたが前回の一般質問などでもお尋ねをしていたんですけれども、このマイナンバーカードについて、いろんなトラブルが起きたということで返納する方も全国的に増えたということを聞いておりましたが、町のほうではいかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。以前はですね、１件ほどあったんですけれども、あれから１年前ですかね。それからはですね、１件もございません。はい。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 町民課分についての質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（６番 加賀山 瑞津子 さん） はい。ページは７０ページになります。プラスチックごみの分別等が予算として上げられておりますが、昨年から取り始まった事業ですけれどもし途中経過でもよろしいので、状況についてお知らせ頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい、プラスチック分別についての説明をさせていただきます。令和８年２月現在、令和７年４月から１１か月分の累計なんですけれども、２３．１７トンでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（６番 加賀山 瑞津子 さん） はい。中々ですね重さに比例しない量の多さということで回収されるそれぞれの地区がこのごみの置場に非常に苦慮されているということで、町としても大きな入れ物の配慮はしていただいておりますが、今後こういう形で継続していくものなのか、回収の回数を検討していくものなのかっていうところの見通しあたりがあればお知らせください。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。回収方法につきましては、今現在、トン袋のほうでですね回収をさせていただいております。トン袋が足りない場合は、業者のほうから配布をしております。収集方法につきましては、月に１回収集を行っておるわけなんですけれども、少ないと言われる地区に関してはですね、現在２回まで収集を行っておる現状でございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに町民課分について質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） はい。６９ページと７０ページ、ごみに関する委託料それから

それぞれの生ごみの問題についても予算化をしてあります。1 番町長に基本的なことをお伺いするわけですが、実は今焼却場の建設が広域の中で議論されております。場所についてはですねまだ未定であります、現在のクリーンプラザの大きさは90トン。今後進める上においては、やはりコンパクトな施設にしないと維持管理も含めて建設費も莫大な金額が想定されております。今のところ70トンで200億というような話も聞くわけですが。やはりそれ以下の建物をやっぱり私どもは検討していただきたいという思いがあります。それに対してはですね、やはり燃やすものを少なくする以外に方法はないんだと私は思うんですね。ですから広域行政組合の理事会の中ではですよ。どのようにしてこの燃えるごみの減少を首長さん方が話し合いをして、取り組んでいこうとされているのか。まずはその基本的な話をですね、私はしていただきたいと思うし、どのような思いで今その建設に向けてのお考えを持っておられるのか。基本をまずは伺いたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。ごみ焼却施設につきましてはですね、確かに人口減少が進んでおりまして、ごみの搬入量もそれに比例して減ってきているという状況であります。現在、ごみ焼却場場所につきましてもですけれども、適正規模についても令和8年度1年間かけて検討することになっております。今のところは60トン1日の焼却の規模ですね。を目指して今検討中でありまして、さらに減らすということになりますとごみ分別の種類を増やすとか、そういった工夫が必要になってくるというふうに思っておりますので、できる限り人吉球磨地域の市町村に負担ならないような施設になればということで検討を進めるということになっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。できれば本当にそこは力入れてですね、これはあさぎり町はかなり進んでると思うんですよ分別は。これはやはり郡市が一体となってますね、やっぱり同じ気持ちで進めていただかないといかないわけでありまして。まず今のあさぎり町の現状、分別の状況と郡市の状況。それとあわせて資源のごみですね、有価物の単価等が分かれば、御回答頂きたいと思いますが。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。お答えします。まずあさぎり町の現状ですけれども、あさぎり町ではですね、有価資源物15品目改修を行っております。他町村の現状なんです、ちょっと調べましたところ資源有価物を回収してないという町村がですね1町村ございまして、そのほかの町村といたしましては、少ないところで9品目。それと、そのほかの町村は13品目から14品目回収している状況だと聞いております。またですね人吉球磨クリーンプラザに搬入される資源有価物がございしますが、その資源量について統計がありますので、ちょっとそれを確認をいたします。令和6年度の統計といたしまして、あさぎり町がですね、資源有価物を人吉球磨クリーンプラザのほうに搬入している量が4万4,970キロですね。人吉球磨全体で13万4,970キロでございします。あさぎり町が全体に占める割合で、33.3%。それと人吉市のほうもですね多く出しておりますが、人口が多くてですね多く出しておりますが、率でいたしますと3

7.4%でございます。ほかの市町村がそれ以外で20.3%でございます。あさぎり町といたしましては、瓶類とですね、それと53行政区ございますけれども1地区と協力団体1地区がございまして、その分についての搬出が人吉球磨クリーンプラザに出しておりますので、ほとんどのですね有価資源物は、それ以外、指定業者、請負業者のほうに搬入しておりますので人吉球磨クリーンプラザに出しておる資源有価物のほうはですね、ごく一部でございますが、ただ、人吉球磨クリーンプラザのほうにですね出されてる率を見ますと他町村は独自処理もですねあると思うんですけども、少ない状況であるということで考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。あさぎり町はですね、全体からしてもかなり回収あるいはまた有価資源についての分別もしっかりとされておるということでありがたいことですが、そこでもう1点ですがこれは担当課では回答しにくいと思うんですが。町長、今の有価資源物の回収の交付金というのは要綱で定められておるわけですが、7円以内という要綱で定められております。地区に還元する交付金ですね。今の状況はかなりいろんな資源物が高騰しているのではないのかなというふうに推測をするわけですから、しておりますが、そういったことを考えると要綱に定められ、今の現況は5円ですもんね、交付金が地域に還付する交付金。ここをですね見直していただきながらこの7円の範囲、要綱の範囲ぐらいをですよしていただければ、もっと地域の皆さん方のそういう熱意というものも私は出てくるのではないのかなというふうに思うんですが。この5円を7円にすることについてのお考えはございませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。そうですねやはり現状を確認してですね、担当課とも協議をしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに町民課分について質疑はありませんか。次に生活福祉課分について質疑を行います。質疑ありませんか。難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） 生活福祉課に2点お尋ねをしたいと思います。まず24ページ、ひとり親家庭の福祉補助金ということで、ひとり親家庭の医療費を助成するという制度をですね、支出のほうでは63ページになっておりますけれども。これは、ひとり親世帯の数の増減とか、そういうものと、あとその内容ですね、どのような方に助成をされているのかというところが1点です。もうひとつは、今回の新事業ということで町長の施政方針にもございました保育所等におけるICT化の推進等事業というところの予算が出ておりました。このシステム導入経費の負担が非常に大きいことから保育園等にICTが進んでいないということでございますけれども、その内容についてですねちょっと詳しくお尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方生活福祉課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） はい。まずは1点目の質問に対しまして、ひとり親家庭等医療費助成事業というものがございます。こちらの増減内容等ということでございます。ひとり親家庭等医療費というものはこの名前のとおりで、助成対象者は、母子家庭の母または父子家庭の父、そして、その者に扶養されている児童等が対象となっているものです。この制度に関しましては、現在あさぎり町、令和7年12月現在ですけれども受給対象者としまして、父母が170

名、児童が266名、計436名が対象となっているということで出ております。ちなみにですけれども参考までに、昨年度令和6年度に関しましては、父母が178名、児童が296名、計474名が対象となっております。このひとり親家庭等医療に関しましては、児童の18歳未満が対象になるんですけれども、現在、子ども医療費助成事業、こちらで対応しておりますので、ひとり親家庭等医療に該当する児童さんというのは少なくと思われます。対象となられますのは父母の方がほとんどかと。児童さんで対象となられますのは、子ども医療費助成事業が申請については6か月以内にさせていただくということになってるんですが、申請期間を超えた場合には、ひとり親家庭等の医療費助成で対応するようにしております。こちらについては、申請期間が1年間ということで設けておりますのでそういう対応をしているところです。もう1点です。ICT化推進事業につきましてですけれども、まずはこの事業につきましては、業務のICT化等を行うための保育園によるシステム導入になるものでございます。この業務といいますのは、国が示しますICT化っていうもののひとつとして進められる場合に補助を行うという形で実施するものとなっております。内容としましては、保育に関する計画や記録、保護者との連絡をとるためのシステム。また子供の登降園管理等の業務に関するシステム、実費徴収等のキャッシュレス決済に係るICT等、そういったものを導入するごとにひとつのICT化をするごとに補助金が出るものというふうに整備されているものです。もうひとつのICT化事業につきましては翻訳機等の購入というものがございます。こちらは、外国人の子供さんだったり保護者さんだったりいらっしゃる場合に、コミュニケーションをとるためのシステムとなっております、こちらも今回のICT化推進事業のひとつに入れているものです。あと最後に令和8年4月から開始します「こども誰でも通園制度」実施に関して、ICT化機器を購入される場合も対象とするということをしているところでございます。こういった内容がICT化推進事業の中で、補助金として出していきたいというところで計画をしております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい。詳しくありがとうございました。ひとり親世帯への助成というのは、やはりちょっと去年よりも多くなっているというような数値の説明でございました。新しいその事業のICT化についてですけれども現状がですね保育に関する計画とかいろいろ今お話頂きましたが、子供さんが園に登園する場合は、幼稚園型だったら園のバスで登園することが多いですね。あと保育園型であれば保護者の方が送迎をすると。その登降園管理等の業務、これを園のほうで一括してするということなんですが。これは今言った保育園型と幼稚園型どちらということになりますよね。希望された園にということではあると思うんですけれども。そのために先生方の業務が逆に増えるんじゃないかなというふうに感じたんですけれどもその辺りはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） はい。こちら全員が対象ではございませんので、しっかりと保育園に説明をした上でこれが業務の負担軽減につながるものということで判断頂ければ、保育所や認定こども園等から申請を頂きたいなというところで考えているところです。もう事前の説明については、この制度が入ってくると思われますというものに関しては伝えてはいるところ

で、今は保育園のほうでこれを導入するべきかどうか、これで逆に負担が重くなってはならないので、そちらは園のほうで判断をしていただいて導入を検討していただきたいと考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに生活福祉課分について質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい。すいません。55ページのですね移動支援サービス運行補助金に関してですけど、これは1月5日から始めた、公立多良木病院の免田と深田と上地区ですかね、乗り入れの分も入ってると思うんですけど。この運用の今状況、3月までの運用状況とですね、あともう1点が63ページですけどこれが子ども医療給付金ですけど。これは町長が新しくなられた時に医療費が現物給付になって、年々平均的に1,000万ずつ多くなってきて、令和8年度予算を見るとですね、減額で予算計上してあるんですけど、この原因として考えられるものは何なのかをちょっと説明頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） はい。まず1点目に御質問頂きました移動支援サービス事業につきまして、本日の朝の時点で確認した件数でございます。1月5日からサービスを開始いたしまして、現在までで利用が4件でございます。利用者として3名の方。なのでその3名のうちお1人が往復利用されているということで聞いております。確認をしております。それと子ども医療給付金につきましてですけれども、詳しい検証というわけではございませんけれども、やはり年々少子化になっておりますのでそれも関係しているのではないかとと思うところでございます。現物給付になりましてから確かに医療費のほうは、子ども医療費については増額になってきておりますが、ここ6年度7年度でそうそう変わってきてないのではないかと。恐らく子供さんが、対象となる児童数が少なくなっていることで医療費等も抑え、低くなってきているのではないかとと思うところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい。移動支援サービスについてですけど、利用の人数が少ないということを感じてるんですけどこれは周知不足なのか、それとも今サービスの時間がですね、日に1回ですよ。それが原因してるのか。それと先ほどの子ども医療給付の問題ですけど、これ令和7年度の実績見込みはまだ実績は出てないと思うんですけど実績見込みでもう少なくなってる。少子高齢化も少子化になってるという原因ってということなんで。これは今後やっぱりだんだんだんだん少なくなっていくと思われてるのか、その辺の考えをお示してください。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） はい。移動支援サービスにつきましては、問合せ等は今現在サービスを実施してます社会福祉協議会であったり生活福祉課であったり、問合せは入ってはきております。やはり実際の利用につきましては、言われますとおり利用時間帯が今1便ということで決まっているものですから、その辺りで利用に結びつかない部分もあるのではないかとと思うところではありますけれども、今後、そのような声等も踏まえながら改善をしていけたらということをやちょっと社会福祉協議会とは話をしているところでございます。子ども医療給付金につきましては、そうですね可能性あくまでも可能性ですけども、大きく増えるということはないの

かなあとは思ってはおります。一時期減っている期間があるんですけども、これに関しましてはコロナが流行していた時期でありまして、そちらに関しましては、保険給付ではない部分についていますか国が負担する部分で無料で検査を受けることができたのでその間は医療費が減ったというふうに思うところですけども。それ以降に関しましては、また保険診療に変わってきておりますので、そこから５年度以降医療費が上がってきて、現物給付にはなっております。ただ、もう今の状態は医療費自体が劇的に減るとも、少子化の影響で減るということで、ただ受給医療機関を受診する児童が減るとは思ってはおりません。今のところはですね。はい。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに生活福祉課分について質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） ５５ページの、これ社会福祉協議会も同じですかね。はい。はい。今デマンドの問題は今はお話があって支援、移動の問題。これは課題がありますね。はい、私も確認しておりますが。はい、実績が少ないというのはそれぞれの課題があるということです。それから、これはしっかりと社協と協議を頂いて対応策を練っていただかないと。せっかく町長が考えられたひとつの施策ですから、成功するようにですね、お願いしたいと思います。その中で社会福祉協議会の予算が年々これ上昇しておりますが、補助要綱から撤廃されております。これはそれぞれの事業が年々増えていっているということで、中々上限を決めておくということには支障があるということで撤廃されたというふうに思うわけですが。非常に社会福祉協議会の事業は年々増えているような感じがして重要性を増しているというふうに私も感じております。運営において、やはり職員の対応等も私はしっかりと仕事量に合わせた対応をやったりしていただかないと、人材確保もできなくなってくると大変福祉行政が後退してしまうということにもなりますので、社会福祉協議会に対する基本的な行政の基本的な考え方ですね、それをまずお伺いしたいというのともう１点は、中々今、一方では免許返納を推奨しているわけですが、そういう方々が地域での活動、あるいはいきいきサロンであったり１００歳体操であったり、そういう人たちが出てきていただくですね公民館等に中々そういう人たちを今度は送迎するということは、地域の方々では中々これは出来ないわけですね。これは事故等の問題があって、社会福祉協議会に確認してもそれは出来ませんということがはっきり言われております。そうであるとするならばやっぱり今後ですね、やっぱり元気で長寿社会を全うしていただくためには、そういった地域でのサロンであったり、いろんな活動に参加していただいて連携をしたりいろんな交流をしていただくことがそういった方向に結びつくだろうと思いますが、そのためにはどうするのかということですね。ですから私は先般の質問の中で言いましたが社会福祉協議会等において、福祉の有償運送事業が出来ませんか。これをやっぱりやるといきいきサロン等の送迎もできることとなりますし、あるいはそれぞれの団体が福祉の団体ですね、そういう人たちが外に町外であったり、いろんなところにも出向いてやっぱり家にこもりがちな人たちを外に出していくということが大切なことですので、そういったことをもう出来ませんかということを先般の一般質問の中で若干お願いをした経緯が町長にあります。やはりそういう方向性は私は大変重要だろうと思うんですが、その辺りもあわせて御答弁頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。ただいま溝口議員が言われたとおり社会福祉協議会の役割という

ものは非常に重要になってきているというふうに私も思います。やっぱり社会福祉協議会の強みといいますのは、行政との連携もですけれども、各関係機関、例えば民生児童委員さんであったり老人クラブとか、そういった関係機関との連携というものが非常に強くありますので、そういった連携を生かしながら事業を進めていかなければならないというふうに思っております。医療もですけれども介護につきましても、需要サービスというものは非常に増加しているわけなんですけれども、何せそこに支えている人材が不足しているということで、非常に今後の生活をしていく上では非常に厳しい状況もあるかと思えます。先ほどサロンにつきましてもですね、やはり町内53行政区のうち、そのうち8割近くはサロン事業に取り組んでいらっしゃるんです。ですから非常に全てのサロンを賄うというものは非常に厳しいと思えますけれども、社会福祉協議会ではできる限りの手助けといいますか、助成をしながら高齢福祉の向上に努めていきたいというふうに考えておりますので、社会福祉協議会との協議も進めながら今後の在り方も検討してみたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい、最後のほうに有償旅客サービスですか。につきましてもですね、今後の検討課題として社会福祉協議会のほうと協議したいと思えます。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。ページは55ページです。これ教えていただきたいんですが、災害時避難要援護者支援システム。多分対象が支援の必要な方で災害時についてというのはそこで分かるんですけど、どのようなタイミングでどこにどのような方法で連絡が入るのか、もし分かりましたらお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） はい。災害時避難要援護者支援システムです。言われますとおり支援が災害時に支援が必要な方たちを乗せている名簿を作成するシステムになっております。地域で地域防災計画を策定される際、もしくは個別避難計画を作成するために要支援者名簿というものを抽出して作成するシステムにはなっておりますけれども、町の住基情報から介護認定だったり障害、またハザードマップも載せておりますのでそちらに該当する方の名簿を抽出して作成をしております。対象者の名簿につきましては、避難行動要支援者名簿ということで毎年1年に1回更新をしながら作成をしまして、関係機関に配布をしております。各行政区全てに配布をしているものでして、区長さん、民生委員・児童委員の皆さん、消防団。そういった関係団体に活用頂きたいということで配布をさせていただき、活用頂いているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。この名簿作成、毎年ですね要支援の方が代わられるので煩雑な作業にはなと思いますが、命を守る大切な内容ですので今後とも精査を重ねながら、よろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） はい。しっかりとした正確な情報等も載せながら、地域の方々に提供ができていけたらと思っております。今後も継続して作成はしていきたいと思えます。

以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。生活福祉課2点お尋ね致します。55ページに民生委員活動事業補助金がございます。これには国交が特定財源がついておりますけれども、そちらを見ると多分35万円ということで、非常にもう僅かな国の対応といいますか、これに対して地方自治体がこれほどまでですね、補助金を独自に捻出しているにもかかわらず民生委員の新たな人材確保が非常に厳しいというふうに伺ってます。昨年11月通の改選の時にまだ未定というところもございましたが、私たちの地元のところも最近ようやく新たな人材が確保出来たというふうに伺っておりますが。このことは本当にもう地方任せでですね、これから先も民生委員活動あるいは民生委員そのものが確保できるのかっていうのは、もう少し国が本腰を入れないと、今後はもう民生委員の欠員が当たり前になっていくような気がして、そういう不安を持っております。このことに対して、生活福祉課の見解をお願い致します。それともうひとつはですね、62ページにある子ども食堂の運営支援補助金。これは新規の補助を頂いているということですが、私がちょっとメモが出来てなかったと思うんですけど。確か国交がこれには絡んできると思うんですよね。果たしてこの10万円というのがこの運営に対する支援として妥当といいますか。そのような数字で支援が本当に行き渡るのかということについての見解をまずはお尋ね致します。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） はい。まず1点目の民生委員の確保ということでございます。昨年の12月一斉改選がございまして、その際、民生委員、あさぎり町で45名の民生委員の方がいらっしゃいますが、今回の改選では、今現在42名が改選でまだいらっしゃらない地区もございます。おっしゃられますとおり中々民生委員さんの確保というものは、毎回、困難な状況にあるということを感じているところです。ただ、民生委員を担っていただく方は御理解頂いて、地域のためにということで活動していただく方がほとんどですので、そういった方々のお気持ちだったりをしっかり受けながら、できる限りの町としての支援もしていかなければならないと。また、やはり近年でございまして様々な生活にですね、非常に困った困っていらっしゃる住民の方々も増えている状況でございます。そういった方々に対する支援だったり情報提供だったりも民生委員さんの方々に御協力頂いているところですが、町としても負担にもならないように、ただ住民の方々のためにも動いていただいておりますので、ちょっと確保については、まずはこの45名の民生委員さんをしっかり確保できるように町としても動いていきたいというふうに考えるところです。子ども食堂の運営支援補助金につきましては、10万円ということで計上させていただいております。こちらは、食堂の開設回数に応じて補助金を支給するものということで、こちらとしては要綱のほうを作成をしたいと考えているところでございますが、この金額等に関しましては、管内の人吉球磨管内の市町村の補助金の状況等を見ながら、その状況に合わせた形で設定はさせていただいております。現在、月に1回の開催を頂いております。今後また拡充・拡大していきたいという思いもあられるというお話は伺っておりますので、そういった状況はしっかりお聞きしながら補助金等の金額等についても考えていくべきところかと考えるところですが、まずは、管内での状況と合わせた形で設定をさせていただいているところで

ございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。私は別に課長にですね厳しいお答えを頂こうと思つての質疑ではございませんで、いま課長が悩んでおられるように欠員があるということはですね、これはあさぎりで今現在3名とおっしゃいましたけど、県内に至ってはですね、都市部ほど、もっと多いですね、欠員率が。ですから充足をされてないところが本当に虫食いのようにあるわけですけど、民生委員さんが不在の地区のですね、もちろん高齢者福祉というのは大きなメインの活動なんですけど。児童福祉においてもあるいは課長おっしゃった生活困窮であったり、やっぱりいろんな形でですね、民生委員活動を待っていらっしゃる町民の方おられるわけですね。その中でおいて民生委員がおられない欠員地区があるということは、非常に町民にとっても厳しい環境になってしまうわけですね。ですから、もうここで国の35万というはつきり言って45名の民生委員さんに対しての補助金としてはもう本当に僅かと言えば言ってしまうだけの金額です。だからこそ町が財源をですね捻出して補助金を出していただいてるわけですが、もう国が動かないのであれば町がですね、もっと補助金を増額して、民生委員さんの活動に対して、やはり財政的な裏づけをしていくというのは今後必要になるんじゃないかなと思うんです。民生委員さんは、私が知る限りでは少なくとも月1回は、いろんな御家庭を回ったりですね、あるいは行事に参加したり、様々に活動しておられます。しかしそれに対する本当の意味での報酬とは言いませんけど、やはり民生委員さんの活動を評価するには、少しもう限界じゃないかなというふうにおっしゃる民生委員さんがおられます。ですから、このところはですね、今後状況を見ながら民生委員さんの充足率が本当に下がっていくようであれば、余計に喫緊の課題として考えていただかなければならないのかなというふうに思っております。それと子ども食堂ですけど、走り始めて今3年歩道ですかね実働が。代表者の方とこの前お話ししたら、ALOTも使わせていただいたということでしたが、ちょっとあそこの場合はやはり調理環境が大人数をするには不向きということでした。隣の旧議場のところの調理室は非常にありがたい。ああいうのを残していただければというふうにおっしゃってましたので参考のためにおつなぎします。その代表の方がおっしゃってたのは、私たちはその食材を無償で提供してるから今成り立ってますということを盛んにおっしゃいますよね。お聞き及びと思いますけど。米にしてもそうで、新米だけでなく古米も使ってます。古古米はみそにしたりして使ってますというふうに、やはり非常に努力をしておられる話が私に残ってるわけです。食材について野菜とかは、農家の方から無料で提供していただいたり、自分たちの労賃はもちろんありませんということでした。ですから今後ですね、この事業を定着させていただけるのであれば、やはり行政としても伴走するというのか、そういう形をですね取っていただくことが大事じゃないかなと思うんですけど。そういったところについての見解をもう一度お願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。まず民生児童委員に関しましてはですね、国への主要事業の要望の際にも厚生労働省に行つてですね、民生児童委員の人材確保のために報酬額の引上げとか、そういった要望もしたことがあります。今回この補助金の中に活動費として費弁1,100円から1,

700円に引上げの分も含まれておりますし、町としても十分ではございませんけれども幾らかの足しになればということで今回この補助金を計上させていただいております。それと子ども食堂につきましてはですね、始まりが自主的にやられた部分もございまして、やはりあんまりこう行政から口出ししないほうがいいのかなというふうな感じもありました。やはり補助金となりますとやはり補助申請であったり、そういった実績報告であったり、そういった申請事務が面倒な部分も出てきて、本人たちも嫌がられてた部分もあったんですけれども、やはり町も一緒になって子ども食堂に関わっていかなければならないということで今回補助金という形で出させていただきますけれども、今後の経過を見ながらですね、さらにその子ども食堂が維持できるよう、発展するように協力していきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに生活福祉課に質疑はございませんでしょうか。次に高齢福祉課分について質疑を行います。質疑ありませんか。豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） ページは56ページの敬老祝い金についてお尋ねを致します。対象者が338名ということでありましたけれども、これは80、90、100歳の節目の時の祝い金だろうというふうに思いますけれども、この内訳とですね、ここ3年ぐらいの動向をまずはお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい。敬老祝い金の内訳について説明致します。今年度予算に上っている分、100歳の10万円が18名、90歳の2万円が119名、80歳の1万円が201名となっております。昨年度が100歳21名、90歳118名、80歳117名となっております。すいませんそれより以前の分はちょっと今持ち合わせておりませんので後で回答したいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。令和7年度はですね100歳以上の方が21名というようにことでありましたけれども、8年度は18名というようにことでありますけれども、年々高齢化あたりが言われていますけれども、平均寿命ですね、平均寿命に関しては男女別の最近の動向どのくらいなってるのか。あるいは県とですね、全国平均に比べてあさぎり町はどうか、その平均寿命についてお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） 平均寿命年々伸びているのは認識しておりますが細かい数値は持ち合わせておりません、申し訳ありません。

◎議長（小見田 和行 君） データとしては、調べれば分かりますか。後日、何かの折に報告願えればと思います。お願いします。ほかに高齢福祉課について質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。ページは19ページも含めましてあと56ページ成年後見制度。これは生活福祉課もちょっと関連してくるんですが、今町長が受けてらっしゃる成年後見人っていうか、のは人数的に何人ぐらいになっておりますでしょうか。ていいますのが10数年前にお尋ねした時はまだ町で受けてらっしゃる方が1人もいらっしゃらなかった状況でしたので、今どれぐらい増えているのかっていうのが分かれば後日でも結構ですのでお願い致します。

す。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） 町長が受けてらっしゃるというのは、町長が申立てする件数でよかったですか。裁判所の資料によりますと令和6年であさぎり町は障害・高齢者も含めて4件です。令和5年が1件、令和4年度が7件となっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。申立てってということは新たに受けられるということですので、今その何人ぐらいされてるかっていうのはですね町長が申立てされた後に地域のほうで人吉球磨のほうで後引き続きされているということだと思います。最近本当高齢者の方の本当財産問題とか結構増えてきておりますので、また町長も申立て人であるということをですね知らない方もまだいらっしゃるかなと思いますので、引き続き周知も含めてよろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい。市町村長申立て以外にも親族申立て等もありまして、全ての件数とかは中々行政で把握できないところがありますが、しっかりこの成年後見制度について周知を行っていきたいと考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午前2時24分

---

再開 午後2時34分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。高齢福祉課長より追加答弁の申出がっておりますのでこれを許可します。尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい。先ほど豊永議員のほうから平均寿命の件でお尋ねがあった件について報告します。熊本県の資料によりますと国勢調査の年ごとにまとめてある資料がありました。全国平均の男性、令和2年度81.49歳、熊本県が81.91歳、あさぎり町が82.1歳となっております。女性、全国が87.6歳、熊本県が88.22歳、あさぎり町が87.9歳となっております。それと過去からの伸び率という話であります、この資料の古いところで平成22年度のあさぎり町の男性が81歳から令和2年度82.1歳となっておりますので1.1歳の伸びです。女性が87.0歳から87.9歳ですので0.9歳の伸びとなっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 次に健康推進課分について質疑を行います。質疑ありませんか。健康推進課分について質疑はございませんですか。難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） 健康推進課に2点お尋ねしたいと思います。まず1点目は71ページ不妊治療費の助成金が220万円と計上されてございます。この助成を受ける方の町内の

方の対象のですね、年齢層などは分かるのでしょうか。それから、もう1点は74ページです。今回、町長の施政方針にもございました新事業でございますが、デジタル健幸ポイントをですね、健康とスポーツ応援所などの事業ということで、4,000万以上の予算の計上がございました。健幸教室に関しましては本当にこれまで第5期でしたかね、までのたくさんの方が参加をされて、その成果を出しているというのが私もよく知人の方からですねお話を聞きますし、本当に健康に明るくですね生活をされてる方が多いなというふうに思っております。とても良い事業だと思っておりますが、交付税で地域おこし協力隊の部分などは負担をされるということで直接的に町が負担をするわけではないわけなんです、非常に大きな事業費となっております。新たな取組としては事業効果の分析などを挙げておられますけれども、この分析がですね、これからの新しい健幸教室の参加者の増加につながるようなものがですね出ることを期待はしております。この事業にですね取り組まれるこの検証するやり方とかですねそういうところが今現在分かっているならば教えていただきたいと思えます。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。お答え致します。まず1点目の妊婦さんの年齢っていうことになるかと思いますがこちらのほうはですねちょっと手持ちのほうでですね、集計を出しておりませんので、また調べて後日、回答できればというふうに思っております。また2点目のですね、健幸運動教室に関する事業になりますが、確かにですね委託料、またですねデジタル健幸ポイント等のですね、料金等も入っておりますので若干大きな金額になっていると思えます。また来年度につきましては新規事業と致しまして、熊本大学と連携いたしまして医療費の分析等を行う予定としております。これをもとにですねやはり長く続けることによってですね、医療費の削減、このあたりのですね効果が出ればというところで考えてはおります。内容につきましては、教室に参加されてる方と参加されてない方、こちらのほうをですね、虫食いに選定致しましてアンケート調査を実施したいというふうに考えております。これのですね結果次第では、やはり運動を継続されたほうが後後のですね健康にいいというふうなデータが出ればというふうに担当課のほうでは考えているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい、ありがとうございます。あと健幸ポイントっていうことがずっと言われてまして、デジタルでポイントをつけられる方とあと紙でポイントをもらう方といらしたと思うんですけれども、このデジタルでですねスマホなどを利用してポイントを稼いでいらっしゃる住民の方の割合とかいうのは分かるのでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。そこにつきましては、割合がですねちょっと今のところ分かっていないところでありまして、参加者のですね数を集計すれば多分わかると思えますので、こちらのほうにつきましても後日、答弁させていただければというふうに思っております。やはり高齢者の方のですね100歳体操とかサロンとかに参加されてる方が多いと思えますので、やはりまだ紙を使ってる部分も多少あるかと思えますので、こちらについてはまた後日、答弁をさせていただきたいというふうに思っております。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5 番 難波 文美 さん） 最後になります。ありがとうございます。これからもDXということで非常に大きな金額が何年前からですね、町のほうでは使ってこられてるわけですが、時代も変わってきておりまして年齢層もいろいろ変わっていくわけで、その中でスマホを自由に操ってデジタルのポイントをですね付けていただいて、町民の方が生き生きと健康で暮らしていけるような、そういう事業にしていきたいと思います。答弁は結構です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに健康推進課分につきまして、質疑ございませんでしょうか。皆越議員。

○議員（11 番 皆越 てる子 さん） はい。11 番皆越です。5 番議員に関連致しまして、健幸ポイント事業についてお尋ね致します。このあさぎり町健幸ポイントカードですね。これペーパーですけども、大きくポイントを付与するという事業を令和8年度は何か計画されておられますでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） 大きな事業としては今のところ考えておりませんが、基本的に健診とか、100歳体操、サロン、各種イベント、こちらのほうに参加していただきますとそれにポイントをつけていくというふうになります。またですねこれとは違いますが、デジタルのほうではですね、1日6,000歩女性の方でですね、男性の方で8,000歩以上歩くとまたポイントがつくというふうな仕組みもございますのでいろいろな場面で活用していただければというふうに考えております。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11 番 皆越 てる子 さん） はい。うちの地区の担当者の方がですね、私にお尋ねになったんですよ。今回ですね、100歳体操が月に2回あります、うちの地区はですね。サロンもあります。これに100歳体操が前は月1回でポイントをもらえたけども、今度は月に2回あるから2ポイントをもらうようになったってことを言われて私に問われたもんですから、私何も聞いてなかったもんですから、それは私分かりませんということで、厚生常任委員会の会議録も見ましたが、そういう議論はされておられませんでした。私荒川課長に電話いたしました。何かポイントがまた違う形でつくんですねって言ったら、荒川課長もお答え頂けなかったもんですから、あえてですね、またここでお尋ねするわけですけども。担当者の方はですね、もう行くたびにこのポイントがつくっていうことを聞いたっておっしゃったんですよ。どこで説明受けられたか私もそこ辺のところは聞いておりませんけども、そのですね誤ったことを情報をですねまた地区の方にお話しされたら私困ると思いますので、そこ辺の情報をですね、はっきりとした伝達をしていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。そのですね、説明につきましては、高齢福祉課さんのほうで説明をされたというふうに聞いております。ポイントにつきましては、健康推進課のほうで担当しますが付与する部分につきましては、その事業ごとでポイントの説明をされてるというふうにお伺いしているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい。今のサロンポイントの説明につきましては、先月2月25日のサロン関係者交流会において説明をしております。実際ポイントの説明をしたのは健康推進課の職員ですが、実際はもう今年度のポイントについては、もう次年度今度清算する時に全ての回数のポイントがつくという説明でありました。それに関して8年度予算で付いたところをちゃんとそこは皆さんにも了承を頂いてるところでございますので、8年度予算が付いたら7年度実績として社協からうちのほうに上がってきますので、その全てのポイントについてサロンポイントをつけるという説明をしたところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。3月の定例議会が承認採択できないとこのカードもんなんかポイントもらえないとかって言われるもんですから、3月定例議会ですかって私もお尋ねしたんですけども。確認ですけど8年度予算ですかね、今、高齢福祉課長がおっしゃるように。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい。健康推進課のほうで組む8年度予算のほうのサロンポイントでポイントとして付与するということになっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに健康推進課分について質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。1点お尋ね致します。68ページでございますが。68ページの節の18の最上段、病院事業負担金でございますが、この数字の根拠となる、俗に言う算定根拠ですね、いろんな事業等々。そういったものが構成町村の中で議論をされた経緯があるかどうか。ありましたらその内容を教えていただきたいと思いますし、併せて病院のほうの企業団のほうの話ですが、町で言うところの総合計画的な、要するに改革プランというのを作成を病院がやってると思いますが、それに対して構成町村、要するに担当課ですね、各町村の。が、関わって議論に参加された経緯があるかどうか。そこあたりについてちょっと分かりましたらお願いをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。そこにつきましてはこれまでですね何度かちょっと御質問頂いているところかと思います。予算案に対します議論につきましては、公立多良病院のほうからですね次年度の予算の説明を受けまして、それにつきまして構成町村で議論というところまでは全く行っておりません。もう基本的にもう説明を受けたというところだけになっております。ですので先ほど言われましたとおり、いろいろな場面ですね、議論についてもほぼなされていないというところになっております。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。はい、課長がおっしゃったとおり、このことはですねもう私はもう議員になってから最初から言ってると思います。要するにちょっと言葉で言いますところの上球磨4町村、あさぎり町含めた。の、ちょっと大げさな言い方すると医療政策をどういうふうに持っていくか。先ほど健康づくりの話もあっておりましたが、そういうこと含めましてで

すね。医療、介護、健康づくり、そういったものの根本的な話だと、大げさに言うとそういう表現を私はできていると思っています。ですから常々言っておりますが、この負担金の算出は、私の推測ですが課長の今の御答弁も含めて、恐らく歳入のほうからのですね算定結果だけで今、実態は決まっております。私の認識はですね。ですからそれはそれでこれまでの経緯があるから仕方ないにしてもですよ。少しずつでもですよ、町村の保健、医療あるいは健康づくり分野のですね、政策とかみ合っていて、4町村がその付近をすり合わせていかないとですね、例えばここでは話を広げると健診の問題等々と絡んでくるんですよ結果的に。いま個別でそれぞれ町村やっておりますけど。それを全て統合するわけにはいきませんが。広域行政的な形で病院、組合じゃなく企業団なんですけど4町村でやってるんであればですよ。そこに意味を持たせないかんわけですから。何かその付近ちょっとずつでもですよ、何か政策の決定経緯の過程をですよ。何ていうかな。建設的な形で仕組みを何か少しずつでもですね変えていけないのかなという疑問はずっと常々私持っております。町長にちょっとその点についてですね、一気にいかないのは十分わかりますけども。そこあたり何とか、何か前に半歩でも一歩でも進むような形はできないものではないかな。ということで、ちょっとお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。実は地域包括支援センターに関してもですね、上球磨3町村とあさぎり町と二本立てというか、そういう形になっておりまして、将来的なことを考えますとやはり人材確保という観点からもですね、ひとつにならないかなというふうに感じているところであります。ですから、そういった事務打合せ等でもですね今後進めていかなければならないと思いますので、まずはそのあたりからですね、4つの町村がしっかりとした財政基盤で病院を運営できるように努めていきたいと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに健康推進課分について質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。ページは72ページです。予防接種事業になります。この中に予防接種健康被害調査委員会報酬というのが上がっておりますが、この委員会っていうのは、定期で開催されるものなのか、その都度なのか伺いたいです。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、お答えいたします。これにつきましては定期予防接種の健康被害が発生し、申請があった場合に開催するということになりますので、申請が上がった場合にその都度会議を開催するということになっております。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。予防接種の健康被害に関しましては、新型コロナウイルスの接種っていうのが全国で今、出てきている状況で、これが打ってすぐではなくてですね、ちょっと時間をおいて被害が出るっていう場合がございます。中々その実証が難しい中において、患者、被害に遭われた方がどの場面で誰に相談していいのかも分からないという状況が発生しております。今テレビとかではもう昭和30何年生まれのB型肝炎給付金とかいうのもまた出てきておりますので、非常にこの調査については町民の方も関心があると思うのですが、どの場面でどこに相談していいのか分からないという中で、町としてそういう窓口を設けてらっしゃ

るっていうのをもう少しこう周知していただければという思いがあって質問致しました。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。そこにつきましては、やはり周知が必要ということであると思いますので、年1回とかですねそういった場面で広報紙もしくはもうホームページのほうに掲載をさせていただくというところに対応してまいりたいと思います。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑はございませんですか。最後に教育課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 7番橋本です。ページ117の目3文化財保護費、節18負担金及び交付金の59万円とありますが、対象の団体と補助金の助成金の額が分かれば教えてください。

◎議長（小見田 和行 君） 山内教育課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。これ伝統芸能の継承補助金ということです。これにつきましてはですね、活動された団体が申請していただいてその団体に補助をするということです。ですので今のところこの団体というところはございませんけれども、予算上は13団体を予算として組んでおります。毎年活動される団体もございますので、その団体につきましては、この補助金のほうを申請されるのではないかとというふうに思ってます。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 13団体ということなら、金額割ったら4万ぐらいですか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。4万5,000円と5万円ということに、4万5,000円が12団体、また5万円が1団体というふうに予算を組んでおるところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 毎年同じような金額でということですけど、成り手不足がありますんで今の現状としてですよ、成り手不足のために町としては考えていることはありますか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。非常にですね人口減少といいますか、後継者不足ということで成り手不足、今まさにそういう状況になっております。ただ一昨年のもですね須恵小学校の150周年記念式典では、学校と連携してと、今年深田小学校の150周年につきましても地元の郷土芸能団体で学校と連携されて活動されたという経緯もございます。また地区によってはですね秋の大祭、地区の大祭、校区の大祭で披露されてるところもございます。と、今度須恵のエンブリーさんについてもですね、地元の方が踊っていただくという話が出てきておりますので、まずは地元の方にですね、こういう伝統芸能の重要さというのをどうにかこう理解していただいて、継承していただきたいということは思ってますけど。この方法が1番いいというところまではありませんので、まず地元の方にこの重要さをどうか理解していただきたいというふうに思ってます。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに教育課分について質疑ございませんですか。難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） 教育課に2点お尋ねしたいと思います。107ページ備品購入費で、今回タブレットの更新ということで7,325万円が計上されておりました。これもまた国

からの補助金ということですが、この更新に関しましてですね、この紙の教科書とデジタル教科書の使用状況というのは学校のほうでどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。それと、これまでに端末タブレットを使っていてですねトラブル、紛失したり破損したり、そのような使用上の課題など、あったかどうかということをお願いしたいと思います。もう1点は、110ページと112ページで小学校と中学校の図書購入費というものが出ておりますけれども、この購入をされる図書の選定方法について教えていただきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） まず紙の教科書とデジタル教科書ということですが、まず先生方には、デジタル教科書が指導用としてそれぞれインストールして、電子黒板等に映したりあるいは子供のタブレットに流したりということをしております。子供用の教科用の教科書としてのデジタル教科書ですが、国のほうから数学、中学校の数学それと小学6年生と中学生の英語、小学校5年生もひょっとしたら英語もあったかもしれませんがちょっとそこは定かじゃありませんが、限られた教科については、デジタル教科書も配付されております。そういった中で活用状況としては、ウェイトは紙の教科書がまず多いということ。もうひとつは、デジタル教科書においては動画等もそれぞれが見れるという状況があるので、場に応じて使われているという状況です。ただスウェーデン、御承知かもしれませんがスウェーデンとか早くデジタル教科書入れたところがまた紙に回帰したっていう報道もありますけども、そこら辺は上手に使い分けていこうということで学校のほうも動いているところです。それから故障等については、本年度を故障したということ連絡は受けておりませんが、予備費、予備があるので昨年度は1台、予備を使ったと。落下させて画面が壊れたというのが1台ありました。それから図書の選定につきましては、子供達また先生達のほうに図書司書のほうがアンケート等を調査して、その中で選書をしていると。またもうひとつ推薦図書等がありますので、読書感想文等に合わせた推薦図書等を同時に購入するという状況になっております。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい、難波です。はい、ありがとうございます。タブレットに関しましてはもう教育長のお答えどおりですね、やはりIT先進国のスウェーデンがもう一気に方向転換をして紙の教科書に切り替えるという声明を発表してもう3年ぐらいいりますか。今回皆さんも御存じだと思いますけれども熊本県の児童生徒の学力低下っていうのが非常にですね注目されておまして、基礎学力、特に漢字を書く力とか計算力っていうのが下がってきているということでございます。これがやはりデジタルになったからっていう問題だけではないと思うんですけれども、どうしてもその学校現場でこのタブレットが使われ始めてからその顕著になってきたというのがあってですね。現場のほうではどうなのかなあっていうのをいつも心配しておりましたので、今日お尋ねをしたところでございますが。教育長それから指導主事の別府先生、現場の様子を見られてですね、また児童生徒の今回の学力テストの結果とかを見られて、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 別府教育課指導主事。

●教育課指導主事（別府 一英 君） はい。失礼致します。まず本年度の県学力学習状況調査の結

果を確認しましたところ、県の学力の平均よりも僅かながら少し全体的に下回るといった結果が返ってきております。日々学校の先生方も児童生徒の学力向上に向けて取組を進めているところですが、現在そのような状況です。本年度、県の教育委員会の取組としまして先ほどから教科書といったところが話題に出てますが、県の教育委員会としましても教科書を使うということや、その教えるべき学習用語ですね、そういったことをしっかり定着させるといったところを通して読み取る力を高めるといった取組はしているところです。私も学校現場を回りまして、本年度、児童生徒に教科書を使う場面を是非授業の中で取り入れてくださいといったところを繰り返し指導・助言をしてきたところです。そういったところが継続的に取組が広がり学力が少しでも向上していくようなところを今期待しているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（５番 難波 文美 さん） ありがとうございます。DX化というのが非常にジレンマがあってですね、良い部分と影の部分というのがいろんな事業において出てくる時代だなというふうに感じております。ただ現場の先生方はですね、もう指導要領に沿ってしっかりと指導されていると思いますが、御存じのとおりあさぎり町は少子化も非常に進んでおりまして、普通学級よりも支援学級のほうが多くなっている。これはもう全国的な状況ではありますけれども。そんな中で我々は子供たちのために一生懸命支出ができるものはしてあげたいし応援してあげたいという気持ちでおりますし、先生方も一緒になってですね、やっていただけるということには本当に感謝をしているところであります。是非ともあさぎり町の子供たちが文字を読んだり書いたりしっか計算をしたりと、そういう人間の生きていく上で必要な力をですね身につけて成長して欲しいなということを願っております。その中で先ほどの購入図書の数なんですけれども、神話というのが私たちが小学生時代には必ずありましたし神話の本というのがですね、今は余り見かけないと思うんですね。その神話の本っていうのを是非あさぎり町の図書館の中に入れていただけないかなというふうに思っております。といいますのが「世界的には神話を忘れた国民は、必ず100年以内に滅ぼされる」という言葉があってですね、中々最近の子供たちに須佐之男命とかそういう話をしても分からないわけですよ。で、私たちが小学生の時にはまだそういうものは聞いていたなあというふうに思っていたので、是非とも日本の成り立ちとかがですね、分かるようなもの。そういうアイデンティティーを子供たちがしっかり認識できるような図書。そういうものを図書館の中に入れていただけないかというふうにお願いをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい、ありがとうございます。最近私も学校図書館のほうに行っていないので状況等どれぐらい入ってるかというのは定かではありませんが、日本の成り立ちとかいう中でいわゆるクサナギノミコトとかですね、神話にまつわる話の図書が各学校に蔵書としてあるというふうには思っているところです。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに教育課分について質疑ございませんか。ほかにありませんか。皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい。教育委員会にお尋ね致します。122ページですけれど除草業務委託料89万7,000円、施設整備管理作業員派遣業務委託料が計上されております。

その予算をですね見ましたところ、昨年よりも大幅な予算計上でございます。昨年の私これ運動公園ですけども上総合運動公園に限って申し上げますと、昨年はですねもう草ぼうぼうでですね、私も何回か呼ばれました。そこで月曜日から金曜日までグラウンドゴルフを楽しんでおられます。そんな中ですねもう朝からですね、露が打って運動靴ではグラウンドゴルフは出来ない。早く教育委員会に電話してくださいっておっしゃって私電話しましたけども、何の連絡もなし。ある時は、担当者が見に来て写真を撮って行きました。写真は撮って行かれましたよって言われますので対応していただけるかなあと思ったら、全然対応はしていただけませんでした。「水田の中でグラウンドゴルフすつと一緒じゃもんな」とかって私言われましたので、何でかなあって思っただけですねもう本当に悔しくて悔しくて運動場じゃないみたいでした。で、ある時はですね、グラウンドゴルフの会長さんがあそこのグラウンドを軽トラで除草剤を持って行って、やはり除草剤をかけておられました。私も手伝いましょうかって言ったら「いやいや僕がすつでよかばい」って言われて、1人で運動場を除草剤をかけておられました。そんな状況の中でですね、私、厚生常任委員会の会議録を読ませていただきました。7年は、この運動公園のですね、除草作業日誌を見えますと年間合計が26回あるのをですね、昨年度の状況を見えますと8月はゼロですよ。11月もゼロ。年間合計の13回。予算額もですね、僅かです。これで対応は出来なかったのではないかなってそんな気がしました。で、今年の予算を見えますと大幅な予算を獲得して、環境整備に努めていただきたいのではないかなと思います。やはり課長も答弁の中で軽トラの後ろにですね、軽トラの後ろにレーダを引かせて草の小さい時に除草剤を振らないように、早く草が死ぬようにというような答弁もされておられますので、どうかですね現状把握頂いて、草の小さいうちにですね、そういう処置をしていただくと経費もかからないかなあと思いますので、よろしくお願ひし、今年8年度はですね、立派な運動場で整備できますこと、そして皆さんが楽しくグラウンドゴルフを楽しんで頂くよう努めていただければと思います。ありがとうございます。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。体育施設また学校施設等のですね、維持管理につきましては業務委託をしまして、今現在4名の作業員さんで各学校・体育施設等をですね日にちを決めて作業していただいております。特に草が伸びる時期っていうのは全て伸びてくるところですので、昨年もですね議会のほうでも雑草繁茂の件でお話がありました。それを受けまして、今年は除草作業委託料と別途この122ページの下から2番目ですね、89万7,000円も別にちょっと組ませていただいて、中々こう手が回らない時にはですね、シルバーさんなり、ほかの業務委託できるところをお願いして対応していきたいというふうに思っております。また先ほど議員のほうからも話がありましたように、草が小さいときにですね、軽トラ等の後ろにレイキを付けて回れば、大分除草というか防除ができるのではないかというふうに思っておりますので、しっかりこう対応していきたいというふうに思います。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。山口議員。

○議員（10番 山口 和幸 君） はい。10番山口です。お待たせを致しました。それでは、本日は豊永議員の質問の中で平均寿命の話が出ておりましたが、ビックッと致しました。これはまことに頑張らんばいかんばいというふうに思う中で、実は昨日、小見田議長のほうから全国議長会

からの表彰状を伝達頂きましたが、やはりもう一度気持ちを新たにして初心に返って議会活動をしたいということで質問をさせていただきます。実は明日の担当の総務建設経済委員会のほうでくま川鉄道の全線開通に全力投球をすることで一般質問を取下げておりましたが、今日、先ほど豊永議員のお話をしましたとお隣で聞いておりましたら今日も頑張って質問をしてみようという気持ちになりましたのでどうぞお楽しみ頂きたいと思いますが、実は116ページ文化財保護費の中で、椎葉先生3ついきます。3つ。才園古墳と本目遺跡と、それから日本の伝統の神輿。これは先生と何回かお話をしておりますんでは言えませんかと思っておりますので、是非いい回答頂ければと思います。実は才園古墳の整備につきましては、本当もう何十年という世界なんです。「もうそろそろよかでしょ、よか返事を聞かせてもらって」という思いで質問を致しますが、もう既に才園古墳が発見されて、その時に立ち会った人たちはもう既に全ての方がきせきに入られて、もういらっしゃいません。ましてそのあといろんな議論を重ねてきた人たちも、多くの方がほとんどあちらのほうにいらっしゃいますんで中々もうお話しする機会もないんです。ありますが、私も振り返ってみますとですね、もう才園古墳、まず。あの地区、永才地区と言いますけれども、あそこでB & Gのプール、あるいは永才運動公園等々を整備する時に携わっていく中でやはり才園古墳周辺整備については、地域の方々も大変な期待をお持ちでございました。ある時には、あの鏡をやはり国宝に押し上げようというような、やっぱりこう強い思いもあった古墳ですよね。しかし、あの古墳そのものをもういろんな整備の仕方をどうしようかというだけで今まで来たわけですよ。その結論が出ない。そうこうするうちに先ほど言いましたように、いろんな知識とか見てきた人たち、地域の方たちももう世代替わりをしていきます。その中で昨年ですかね一昨年でしたか、雨でなんごく墳でしたかね、がヤボの中にある古墳が雨で流れたというお話があって私も現場見に行きましたが、教育委員会のほうにも連絡あったということですよ。そういったことも起きていきますんで、中々その専門家の方の結論が出なければその周辺の整備が出来ないということではなくて、周辺の整備は私はできると思うんですよ。だからそういったことができないがゆえにもう既に家を出られた方、別のところに住まいをつくられたという方等もいらっしゃいますので、一度私が役場にお世話になりました時にまだあその才園の公民館があって、そこで選挙事務をしたことがございます。それを後で買収することにも携わりましたがそういうことがありますんで、1回現地を見てですね、周辺整備は私はできると思うんですよ。本体には中々手を付けられないけれども、そういったことでの環境整備にそろそろもう、そろそろというのも、もういいでしょう、もうやりましょうということで教育委員会の見解を伺いたいと思いますが。もうひとつは本目遺跡、こないだのシンポジウム等もございましたが、あそのシンボルですよ看板、本目遺跡の。ましてや免田式土器という土器に名前がついたゆかりの地でもございますので、話を伺いましたところ取壊しをするというふうに伺っておりますが、モニュメントとしてはですね、やはりしっかりとしたものを残すことはできないのか。前にちょっと課長等にはちょっとお話をしましたが、別の場所のですねいろんな文化財についても、もう相当説明版が劣化をしたり説明文が消えていたりということもありますんで、先ほど予算の説明聞いておりましたがそれらの対応には出てきておりませんので、それらについてどのように予算に出ていない部分についてどのようにお考えかということです。2つ目。3つ目は

ですね、やはり先ほど神話の話ではございませんがやはり日本、日本の日本らしい歴史と伝統をやはりこれからの時代を背負っていくであろう子供たちに是非担っていただくというような、私は教えも是非していただければということで。これ椎葉先生とお話したように、教育委員会にもうほぼ野ざらしに近い状態で神輿を置いてございますが、あれは旧免田町時代の魂がこもっております。みんなで担いだ神輿であります。大変残念な格好で置いてございますが、しかし、あれには、当時の免田の人たちの心がこもっております。是非こういう神輿を担ぐということですね。ことによって、日本の歴史と伝統を感じる。そういったことに使っていただけないか。出来うれば、あくまでもそれはもう教育現場のことですので、いろんな教育に支障が来せばですね、そんな無理なこととは言いませんが。いろんなネット等で見るとですね、やはり子供たちがそういう神輿を担いで体育祭をひとつ盛り上げて、みんなが一体となるというものを見かけたこともございますので、出来うればですね指導者は町長が出来ますんで、是非ね。大丈夫ですよ。町長が陸会という神輿を担いでおりましたんでもう指導は全然心配要りませんので、是非教育総合会議で先生、議題に上げてもらって検討していただいけませんか。その3点についてお伺い致します。

はい。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。それでは3点御質問頂きましたのでお答えさせていただきます。本目遺跡の看板については課長のほうからお答えさせていただきます。まず才園古墳ですけども国の重要文化財ということで担当も随分骨を折って、結果的に里帰り展を実施できてですね、大変ありがたく思っているところです。そういった中、古墳そのものについてということに関しては、私も何度か見させていただきましたけども、駐車場を民家の方がもう快くいつも貸していただいていますね、大変御協力頂いているという状況で、そんな中、二号墳が才園古墳ということでもう一号墳が竹藪の中にあるということで、中々人目を見ないのは本当にどうにかしなければいけないなって思いながらも協議したことがありません。大変申し訳ありませんが。そういった中、昨年熊本大学とそれから佐賀の会社のほうが3Dの調査をしていただきましたので、3Dの映像については無償で提供をくださるってということで、まずホームページに上げてですね、それを誰でも映像として中を見れるようにっていうことはまず考えているところです。中が朱色に塗ってあるとかですね、まだしっかり残っているということで、非常に保存状態もいいということをお伺いしたところでした。そういった中、整備についてはまだ全然検討しておりませんので。ただ岡留公園のすばらしい遊具もできたのでそこら辺も含めてですね、観光資源として生かせないか、考えてまいりたいというふうに思います。それから神輿ですけども、本当に非常に立派な神輿で、本当軒下に置かせていただいている状態で大変申し訳ないなというふうに思っているところですが非常に大きくて、中に入る間口がまずないというので中に、中に中々こう入れないのであそこに入れてあるのかなというふうに思っているところです。そういった中神輿の活用ですが、町内では、白髪神社とかああいうではもう中学生のお子さんがですね、神輿を担いで練歩いていただくし、岡原の霧島神社では子供たちが手作りみこしを担いでいくということが行われています。御承知のとおり青井阿蘇事務所のほうもですね、子供たちがそれぞれの子供会であったり学校であったりで神輿を担いで練り歩いているところです。そういったことから、立派なみこしなので何か活

用方法がないかなというふうには思いますこちらから学校のほうにやってくれというのは出来ませんが、先ほどの橋本議員の伝統芸能もありましたけども、大事な昔のことをしっかりつないでいくというためにも、活用については是非推奨していきたいというふうに思っているところです。本目遺跡については、の看板については、課長のほうから説明させていただきます。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。本目遺跡の看板につきましては免田式土器の形が今建っており、ということです。これにつきましては、その消えてる文字等がございます。写真等もありますけども、そこに免田式土器の形を残したままですね、張替で対応していきたいというふうに思っています。それと他の文化財の説明看板もですね、文字が消えたりとか、薄くなったりしてきているところもございます。それにつきましては、予算で修繕費を若干組んでおりますのでそこで文字消え等は場所等を確認してですね、対応していきたいというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 山口議員。

○議員（10番 山口 和幸 君） はい。本目遺跡等々の看板等々につきましてはですね、早急に対応していただければというふうに思います。また神輿につきましては、先ほど申し上げましたとおり学校教育現場の問題がありますので、できれば総合教育会議ですか、そちらのほうで教育委員会と学校の先生方と協議のいわゆるテーブルの上には上げていただいて、是非検討頂ければというふうふうに思います。さらにそのほかの仕方については、あのままの状態ではあんまりよろしくないって思いますので、何かいろんな方法を考え頂ければというふうに思います。それから本目遺跡ですが、先ほど申し上げましたとおり周辺整備ですよ。だから先ほど駐車場ともおっしゃいましたが、駐車場であればそこに入る搬入道路の話もそうなんですよ。そういった等々については、私はできると思う。本体を扱うのではないんで。あれはあれでいろんな研究の材料にもなるだろうし、あるいは観光資源になりうる可能性があります。それを待ってるとですね、例えば覆土したらいいのかオープンにしたらいいのかとか、結論出るのは、先ほどの平均寿命じゃありませんが、もう我々の時代にはその結論が出るっちゃうのは思えないんですよ。だから、そういうふうなこともあるんで、先ほど申し上げましたとおり線路の向こう側から入る道。それから東側から入る。それから南側というか、それらについての道路の整備。もちろんそれについては、教育委員会と担当課とのいろんな協議が必要でしょうが。そういう道路の整備等々にはもう入っていくということは、私は決して悪いことではないと思うんですよ。それともう駐車場の整備。でないと地区地域の人たちも迷惑をかけてると思うんで、もう一度その取組について、先生のお考えがあれば聞かせ頂きます。

◎議長（小見田 和行 君） 教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい、おっしゃられたとおり道、下の側から入ってくるのもとても狭くてですね、こう行くところも本当倉庫の前を通過させていただいたりとかして動くのでそこら辺は担当課もいろいろあるので連携しながらちょっと考えていきたいというふうに思います。

◎議長（小見田 和行 君） 山口議員。

○議員（10番 山口 和幸 君） はい。それでは3回目ですのでまた同じようなことになってしまいますが、過去何度となくですね、もうそこまでの話は言ったことはもう数知れずなんですよ。

年代が変わっていくとかも含めて。だから、もうその人たちが今度は我々も今度下の世代があといきますんでまた考え方がどうなるか分かりませんが、今我々の世代ぐらいまではまだそういう認識というかあると思うんで、出来うればですね、早い機会にそういったところの話は進めていただければということを質問致しまして、先生のお答えを頂きます。

◎議長（小見田 和行 君） 教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。期限等はちょっと私のほうからも申し上げることは難しいと思うんですが、ちょうど古墳の前のまた民家の方も、こんもりこう古墳みたいに景観よく作っていただいたりとか思うと、こういった地域の方の思いもあるんだろうなというふうなことは感じるところです。そういったことも含めて協議を進めていきたいというしかお答えできませんけども、何度も過去ここまでは来たんだということです。現実的に話をですね、地域の方とも含めてやっていきたいというふうに思います。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午前3時33分

---

再開 午後3時43分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。教育課分について質疑ございませんか。加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。122ページですね下から2番目。皆越議員の質問と同じで除草作業委託料でございますが、去年からですね、教育委員会、建設課、いろんな農業振興課、草刈りにですね明け暮れた意見が結構多く出ましてですね、今回ですね私が昨年聞いた中でですね、地域づくり事業協同組合がありまして若者が6名いまして、その登録者数がですね50件か60件ぐらいあると聞いておりますが、その中でその若者がいろんなトラクターでおこしたり、草刈り作業に出たり、農家あるいはそれ以外の仕事にお手伝いに行くと。その財源につきましては、国が2分の1で多分県も2分の1出してたんですかね。2分の1ですかね。4、4割、4割りですかね。4分の1ですね。あとは町が出してということで、非常に若々しくてですね、やり手で、そこを出たら後は自分の方に帰って農業なりの跡継ぎをするという頼もしい好青年たちです。話を聞いてみますと農家にいろんなお手伝いに行く時に、あそこには地域づくり協同組合は何もないということで裸一本で行って農家に行ってトラクターに乗ったり、草刈りで草を払ったりして農業の体験辺りをされるわけですが、去年夏に農家に行った時にですね、草刈り機もそこ事務所にはない。トラクターもない。何にもないで、例えば武士が戦争に行くときに刀を持たないで敵地に行くような感じで何にもない手ぶらなんですね。もし、あそこに草刈り機とかがあれば、ちょうど夏場は、あそこは稼働率が低いと。80何%で、残りの時間は何とか町道とか学校敷地とか草払いに行けますよというお話を頂きました。でも、あそこにできればですね、草刈り

機とか備えてあげれば、彼らは行く気持ちがいっぱいです。事務所としても多分あるということでしたので、その辺の内部的な協議をしていただいて、余力のある時間をですね、町の今度の夏場の除草対策に生かせればと思いますので、その辺ちょっと提案をさせていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 教育課の質疑で。（学校施設をということにしましょうか。公園とか。）町長のお答えがございます。

●町長（北口 俊朗 君） はい。地域づくり協同組合の話でしたら明日がいいかと思うんですが、実は夏場の稼働率を上げるために地域づくり協同組合のほうから、私たちも協力出来ますということを書いていただきました。昨年といいますかね、令和7年度もですね、商工観光課が管轄してます。ビハ公園の草払い等をお願いした経緯がございます。ただ機械の整備に関しましてはですね、やはり一般社団法人ですので、やはり法人で所有すべきだと思いますけれども、町が抱えている施設でそういった草払い機、そして草払う機械とかがありましたらですね、その貸出しは可能かと思うので、そこら辺はまた協議をしたいと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。購入するまではないと思いますができれば購入にこしたことはないと思いますが、学校施設のですねグラウンドとかいろいろ整備が出来ますように御検討のほどよろしくをお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 多分、今のは除草業務委託に関するものの関連質疑とみなして、今、お答えを頂きました。また明日でもその詳しいことについての質疑を願いたいと思います。ほかには教育課所管質疑ございませんか。各課について質疑頂きましたけど全課にわたっての質問があれば、ここで受けたいと思います。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 7番橋本です。高齢福祉課に1点だけをお伺いします。ページは57の目2老人福祉費 節19扶助費の高齢者住宅改造助成費50万とありますが、ちょっと対象人は65歳とか何かちょっと何か言われたんですがちょっと私が聞き漏れがありますのでその対象人員とそれと内容。どんな内容があるのか、それと金額が幾らかちゅうのを分かれば教えていただきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい。ただいまお尋ねの高齢者住宅改造助成事業になりますが、今年度までの助成の上限額は50万円です。これの対象者としましては身体障害者手帳をお持ちの方、介護認定を受けてらっしゃる方となっております。その都度申請を受け付けておりまして、今回予算に上げてるのは1名分の計上となっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 身障者のですね。身障者とされとるやつですね。それでですね、1名だけちゅうことは、その周知に関しては、どういう方法でしてあるんですかね。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） 特に周知というものはしておりませんが相談があった場合に対応するという事になっておりまして、要介護認定者の分は高齢福祉課で予算を組んでおります。

障害者の分は生活福祉課で予算を組んでいるというものになります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 全課につきまして、質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。税務課にお尋ねを致します。48ページにですね、今年度っていうか8年度で相続調査システム使用料を新規に計上するという説明でございましたが、これについてのもう少し詳細の説明と最終的な活用をですね、これについてまずお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課課長。

●税務課長（高田 真之 君） はい。それではお答えします。まず相続調査システム使用料についてですけども、被相続人の電算化した戸籍データをまずスキャンしまして、登記情報を開設することにより相続人データをシステムに取り込みます。次にシステムで相続関係図を作成し、相続人を確定、相続持分等の判断を行います。さらに相続人の必要戸籍を判断し、誰のいつの戸籍が不足しているか、戸籍収集管理を行います。再度必要な戸籍等の収集を行うことにより、相続人調査事務の効率化を図ることを考えております。次に最終的には、税務課でまずは今、導入を行いまして、他の必要な課がございましたら、そちらのほうにも波及することが出来たらと考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。税務課の場合はですね、税務調査の権限でそういう相続人の特定といいますか、想定がなされて、そしていわゆる固定資産税であったり、課税対象者を特定するというふうな活用だろうと思うんですけど。例えばですが、建設課なり事業課がですね、用地買収をすると。そういう時に未相続の土地について、税務課が知り得たこのシステムを使用した相続人であるとか、そういうことの資料の提供ってというのは、他課に他の課に活用するかに提供が可能なのか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 高田課長。

●税務課長（高田 真之 君） はい。今、お話がありました他の課にですね、情報ということでございますけども、個人情報関係もありますので、今後、どのような取扱いを行うかはまた検討させていただければと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、ありがとうございます。私も非常にこれは有効なシステムだろうというふうに期待をしております。出来ましたらですね税務課内の資料ということではなくて、他の課に何らかの権限で資料提供ができるような、そういう手法があるとすれば、今後もっとその活用の幅が広がると思いますので、是非御検討をお願い致します。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第2、議案第70号令和8年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。坂本健康推進課長補佐。

●健康推進課長補佐（坂本 有吾 君） はい。では2ページを御覧ください。令和8年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について説明致します。それでは、第1条 第2項から読ませさせていただきます。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予

算」による。第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

◎議長（小見田 和行 君） 早川税務課課長補佐。

●税務課長補佐（早川 幹 君） はい。それでは税務課所管分について御説明申し上げます。9ページをお願いします。歳入になります。1 枠目、目1 一般被保険者国民健康保険税ですが、節1 から節4までは、令和8年度の現年課税分となります。新たに子ども子育て支援給付金分を計上しています。こちらは被保険者数の減少による調定見込額に収納率95%で計上し、産前産後と未就学児均等割分の減免分を見込んでいます。令和8年度から税率等を改正することにより、3,210万円の増を見込んでいます。節5から節7及び目2 退職被保険者等国民健康保険税の節1 から節3につきましては、滞納繰越分で令和8年度への繰越見込額に、収納率15%で計上しています。10ページをお願いします。1 枠目、目1 督促手数料です。令和4年度から6年度までの実績の平均値により計上しています。次に12ページをお願いします。2 枠目の諸収入になります。目1 延滞金、目2 加算金及び目3 過料になります。続きまして14ページを御覧ください。歳出になります。1 枠目、目1 一般管理費 節12 委託料の説明欄 システム改修委託料のうち34万6,500円は、令和8年度から始まる子ども子育て支援金制度に対応するため、国保ラインシステムへの子ども子育て支援機能を追加するものになります。2 枠目、目1 賦課徴収費 節10 需用費 説明欄の印刷製本費は、国保税の納付書、封筒、督促状の印刷代になります。19ページをお願いします。2 枠目、目1 一般被保険者保険税還付金とその下、目2 退職被保険者等保険税還付金につきましては、過年度の所得更正や社会保険への加入により還付が発生した場合の還付金になります。目3 及び目4 の還付加算金につきましては、還付に際し加算金が生じた場合に還付金と合わせて支払うものになります。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 坂本健康推進課課長補佐。

●健康推進課長補佐（坂本 有吾 君） はい。続きまして、健康推進課所管分を説明致します。歳入になります。10ページを御覧ください。2 枠目、目1 災害臨時特例補助金は、款4 国庫支出金の費目存知のために計上しているものです。3 枠目、目1 保険給付費等交付金 節1 保険給付費等交付金普通交付金は、町が支払いました被保険者の医療費に対して、県が算定した金額を交付されるものです。医療費の減少見込みにより減額しております。節2 保険給付費等交付金特別交付金は、説明欄の最上段、保険者支援分は特定健診受診率や特定保健指導実施率、国民健康保険税の収納率の向上など現在の取組状況に応じて交付されるものです。説明欄の2 段目、特別調整交付金分は、市町村間の特殊事情による財政力の不均衡を調整するために設けられているものです。3 段目の県繰入金は、医療費や所得等の格差を調整するなど市町村の事情に応じて個別に交付されるものです。4 段目の特定健康診査等負担金は、特定健診に係る費用について、国3分の1、県3分の1の合計3分の2が県負担金として交付されます。11ページを御覧ください。1 枠目、目1 利子及び配当金は、財政調整基金に係る基金利子の見込額を計上しております。2 枠目、目1 一般会計繰入金は一般会計からの法定内の繰入金です。節1 保険料軽減分保険基盤安定

繰入金は、前年度の低所得者への軽減実績をもとに算定しております。節2 保険者支援分保険基盤安定繰入金は、軽減世帯に対するもので被保険者数に応じて算定しております。節4 財政安定化支援事業繰入金は、低所得世帯と高齢者割合などの関係を要因として算定した額を計上しております。節5 未就学児均等割保険料繰入金は、6歳に達するまでの国民健康保険税の均等割額を2分の1軽減するもので、令和7年度の申請額に直近3年の平均に伸び率で計上しております。節6 その他一般会計繰入金ですが、主なものとしましては、診療報酬明細書点検いわゆるレセプト点検を外部に委託するための委託料を計上しております。節7 産前産後期間保険料繰入金は、出産予定または出産された被保険者の国民健康保険税を産前産後期間の4か月分を減額するものでその軽減分を計上しております。3 枠目、基金繰入金は、廃項です。12 ページをお願いします。1 枠目、目1 繰越金につきましては、財源調整によるものです。3 枠目、目1 第三者納付金は、交通事故等による医療費を国民健康保険で立替えた分を受け入れるものです。13 ページを御覧ください。3 枠目、歳入合計は19億6,194万2,000円となっております。続きまして、歳出を説明します。14 ページを御覧ください。目1 一般管理費です。レセプト点検を外部に委託するための委託料や資格情報のお知らせに係る様式変更対応のためのシステム改修費用を計上しております。目2 連合会負担金につきましては、熊本県国民健康保険団体連合会いわゆる国保連の算定額に基づき計上しております。15 ページをお願いします。1 枠目、目1 運営協議会費は、委員6名による国民健康保険運営協議会を年3回の開催を予定している分です。2 枠目、目1 療養給付費と目2 療養費につきましては、過去3か年の平均決算額で計上しております。また目3 審査支払手数料は、国保連で実施するレセプト点検の審査手数料です。3 枠目、目1 高額介護合算療養費につきましては、前年度と同額を計上しております。目2 高額療養費は、過去3か年の平均決算額に伸び率を掛けて算出しております。16 ページをお願いします。1 枠目、目1 出産育児一時金です。過去3か年の平均10名分を計上しております。2 枠目、目1 葬祭費です。令和5年度以降の実績から25名分を計上しております。3 枠目、目1 傷病手当金ですが、新型コロナウイルス感染症に罹患し仕事を休まれた場合に所得を保障する制度で、令和5年5月8日の5類移行後、2年間の申請期間が設けられておりましたがその期間が過ぎましたので、廃項となります。4 枠目、目1 医療給付費分、5 枠目、目1 後期高齢者支援金等分、17 ページになりますが1 枠目、目1 介護納付金分、2 枠目、目1 子ども子育て支援納付金分は全て県からの算定資料に基づいた額を計上しております。なお、今回は保険者の負担軽減のために県が県保有の繰越金を16 ページの医療給付費分と17 ページの子ども子育て支援納付金分に充当されており、本町に対する分としましては、計1,441万6,000円分が減額されております。17 ページです。4 枠目、目1 保健衛生普及費の節12 委託料の共同電算委託料につきましては、疾病分類処理や年2回の医療費通知等の委託料となっております。18 ページをお願いします。1 枠目、目1 特定健康診査等事業費ですが、節1 報酬から節8 旅費までは、主に特定保健指導のために会計年度任用職員として任用している看護師2名分の人件費です。節12 委託料ですが、特定健診や特定保健指導の委託料になります。これらは国保ヘルスアップ事業等の交付対象となっております。2 枠目、目1 財政調整基金積立金です。会計課で算定された利息分を計上しております。19 ページをお願いします。3 枠目、目1 一般会計繰出金の説明欄の1行目 健幸運動教室事

業繰出金ですが、これは一般会計予算で実施する健幸運動教室やデジタル健幸ポイント事業の国保の被保険者分を国保特別会計から補填することとしており、その財源は、国保ヘルスアップ事業を充てております。説明の2行目、第三者納付金分繰出金は、第三者行為による賠償を請求している相手方から納付があった場合に一般会計に繰り入れるための予算として計上しているものです。20ページをお願いします。1枠目、目1予備費につきましては、昨年同様200万円を計上しております。歳出合計は19億6,194万2,000円です。以上で歳出の説明を終わります。続きまして21ページをお願いします。給与明細書です。その他の特別職に6名計上されておりますが、国民健康保険運営協議会委員6名分です。22ページをお願いします。会計年度任用職員2名分の報酬等の額を記載しております。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい。9ページにございましたが、子ども子育て支援納付金ということでですね、金額が書いてございます。820万4,000円ということなんですが、今回この国保税の比較額を見ましても3,200万を超えているということで、非常にまた負担がですね、大きいわけですが。今回そのこども家庭庁がこの子育て支援納付金というのを今年から令和8年度からスタートさせるということで、今回は、少し県からも減額をされましたという報告先ほど1,400万ぐらいでしょうか、ありましたけれども、来年、再来年といきますともう全国で令和10年で1兆円を超えるぐらいのこの支援金納付金というのが計上されていたと思います。これに関して、町ではどのように住民に対してですね、この支援金についての内容というのを周知をされるおつもりでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課課長。

●税務課長（高田 真之 君） はい。今後の周知につきましては、まず議員の皆様方にもまだ詳しく御説明をですね今後させていただく予定としておりますので、その後、広報紙等でまた4月以降に詳しく説明をさせていただきたいと考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい。是非お願いしたいと思いますし、納付書が届く前にですね住民の方にもですね、本当周知するのが筋ではないかというふうに思っておりました。是非ともよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、8年度から国保税の見直しといいますか、新たな税の仕組みということでいろいろ説明を頂いております。財政調整交付金を廃項にされてますよね今回は。ということは、年度途中での補正ももちろんないと。財調の繰入れはもう8年度はやりませんという意思表示というふうに受け取りました。国保税あるいは国・県費、諸々の歳入で歳出を賄うという予算だと思うんですけど、それで間違いがないのかですね。歳入側の国保税についておよそ3,200万の増額ですが、これは課長がずっと説明をされてきた新たなといいますか、県が国保の保険者になるということでの課税によつての増額だというふうに理解してます。片方ですね歳出では、給付費あたりを見るとですね、およそ8,000万ぐらいの減額になってるんですよね。

だからここところを考えるともちろん今までの財調が8,000万ほどあったのを繰入れないから歳出側が減額になってもそれはそれでおよそペイしてしまうと。国保税については、新たな算定ということであれば3,200万ほど増額になっているというふうに理解してるんですけど、最初に言った財調はもう今回取り崩さないあるいは繰入れない。このことが間違いないのかと、国保税がこれだけの増額になっているということの見解といいますか、そういったところをお尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。これにつきましては、保険料率のアップに伴いまして、財調を繰入れないというところで試算をしているところでございます。これにつきましては、やはり県等からのですね、県からのですね補助金とその辺りも踏まえまして、来年度につきましては、財調を繰入れなくても運営ができるというところで今試算をしたところでございます。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） はい。歳入増につきましては、12月に議会で令和8年度から税率等の改正を行うことの認めていただきまして、その分で増額になっております。また令和12年度に熊本県の税率標準化に伴いまして、そちらに近づけるといいますかそちらのほうに上がるだろうというところで急激な上昇を抑えるために税率を標準化に近づけたということになっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。財調については今後ですね、今保有されてる基金をどのように活用といいますか、運用をなり考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。それと国保税ですけど、今課長税務課長おっしゃったようにあさぎりは8年度から、ほかの自治体それぞれまちまちだと思うんですね。ですのでやはり町民の方は、何でそのあさぎりだけ高くなったのかというふうな疑問をお持ちになることもあるのではないかとというふうに少し心配をしております。ですので丁寧なですね説明をしていただいて、12年にはどこの自治体も同じような標準税率を使っていきますよっていうことをやっぱり事あるごとにですね周知をしていただかないと、中々町民の方には簡単には理解をいただけないと思いますので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。基金の今後の活用でございますが、令和12年度より県下統一の税率になります。それまでのですね収入と支出の差が出た場合には活用させていただくということになっております。しかしながら令和12年度以降につきましては、一般会計からの繰入金がございますのでそれにこの基金をですね、不足した分について充当させていただきたいというふうに考えているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之 君） 先ほど難波議員のほうからも周知のというお話がありましたので、今後4月以降につきましても、7月課税になります。それまでに広報紙または賦課につきまして

標準化あたりのですね説明を丁寧にして周知を図っていきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、ありがとうございます。最後にですけどね財政調整基金は、ということはもう国保の特別会計でこのまま維持して保有するということですよね。これまではっきり言って財源は町の一般財源から繰り出して基金を保有してたわけですけども、それはそれとして今後の国保財政運営を賄う上での予備的な財源というふうに維持していくということになろうかと思います。新しいですね標準税率で中々不透明な部分もあるかと思うので、その運用について適正に運用、活用をしていただくようお願いをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第3、議案第71号令和8年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。坂本健康推進課課長補佐。

●健康推進課長補佐（坂本 有吾 君） はい。2ページを御覧ください。令和8年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について説明致します。第1条 第2項から読み上げます。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。では歳入から説明致します。7ページをお願いします。1 枠目、目1 後期高齢者医療保険料の節1 現年度分特別徴収保険料と節2 現年度分普通徴収保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の算定資料に基づき、それぞれの見込額を計上しております。保険料率が改定されたことに加え、今回から子ども子育て分が追加されたことにより増額となっております。節3 滞納繰越分普通徴収保険料は、過去の滞納繰越額にそれぞれ徴収率を勘案し算定したものを計上しております。3 枠目、目1 一般会計繰入金の節1 事務費繰入金につきましては、資格確認書等の発行に係る事務経費等を繰り入れるものです。節2 基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減分を繰り入れるものとなります。節3 歯科口腔健康診査繰入金は、高齢者の歯科口腔健診費用の一部を繰り入れるものです。8ページをお願いします。1 枠目、目1 受託事業収入ですが、こちらは後期高齢者医療広域連合から歯科口腔健診等受託料240人分とその事務経費分を受け入れるものです。3 枠目、目1 繰越金につきましては、財源調整により計上しております。歳入合計3億4,820万1,000円です。次に歳出を説明致します。9ページをお願いします。1 枠目、目1 一般管理費です。主に、資格確認証及び資格情報のお知らせの発行に係る事務経費等を計上しております。2 枠目、目1 後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者が納めた保険料と基盤安定負担金を熊本県後期高齢者医療広域連合に納付するものです。被保険者の増加と保険料率の改定により、令和7年度と比較し増額となっております。10ページをお願いします。1 枠目、目1 予備費を100万円計上しております。歳出合計3億4,820万1,000円です。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、お尋ねを致します。7ページでございますが、先ほど国保のほうで税のお話ございました。7ページの最上段ですね。保険料。先ほど増額の理由もちょっとおっしゃいましたが、その絶対値だけ見ますとですね、2億は2億4,000万、そのおっと言

うほどのアップ率なんですよね。これは被保険者の増等もあると思いますし、制度の改正もあると思います。ここでお尋ねしたいのは、このですね、比較あるいは今年度の事情を含めて、何か資料でですよ後日で結構なんですけど、お示しを頂けませんか。私はこの数値は非常に異常という言葉は大きいあれですけど、保険料の増としてですね、びっくりする数字なんですよね。これがそれぞれ被保険者一人一人のですね、のほうにどうはね返ってくるかもちょっとよく見えないんですけれども。是非何か簡単な資料、簡単というか複雑なものだけで結構ですので、ちょっと分かるような資料を御提示頂ければありがたいと思います。お願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい、これにつきましては、後日ですね資料を持って御説明をさせていただきたいというふうに思っております。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第4、議案第72号令和8年度あさぎり町介護保険特別会計予算についてを議題とし担当課からの説明を求めます。吉武高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（吉武 哲雄 君） はい。令和8年度あさぎり町介護保険特別会計につきまして説明致します。第1条 第2項から読み上げさせていただきます。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。9ページをお願いします。歳入から説明させていただきます。1 枠目の節1 現年度分特別徴収保険料につきましては、年金から天引きされる方の保険料で約5,100名を見込んでおります。節2 現年度分普通徴収保険料は、65歳年齢到達時や修正申告などの理由で特別徴収できない方の保険料となっており、約300名を見込んでおります。節3 滞納繰越分普通徴収保険料は、普通徴収における滞納繰越し分であり、令和8年度見込調定額に徴収率26%を計上しております。3 枠目の目1 介護給付費負担金につきましては、介護保険事業標準給付費の合計額の国負担分で施設15%、そのほか分を20%を受け入れるものであります。4 枠目の目1 調整交付金は、介護保険事業標準給付費額合計に対して、見込みで7.3%が交付されるものです。目2 節1 介護予防日常生活支援総合事業交付金は、総合事業一般介護予防事業の事業費に対し、25%が交付されるものです。10ページをお願い致します。1 枠目、上段の節2 包括的支援事業・任意事業交付金は、地域包括支援センターの運営事業及び任意事業、社会保障充実事業の合計に対し、38.5%が交付されるものです。目3の保険機能強化推進交付金及び目4の保険者努力支援交付金は、高齢者の自立支援や重度化防止について、各自治体の取組達成状況に応じて交付されるインセンティブ交付金で国の予算規模などにより増減があることから、交付見込額で計上しております。2 枠目の目1 介護給付費交付金は標準給付費見込額に対して、第2号被保険者負担率27%を乗じて生じた金額が交付されるものです。目2 地域支援事業支援交付金は、総合事業一般介護予防事業の事業費費に対し、27%が交付されるものです。3 枠目から次のページ1 枠目にかけての県支出金は、国庫支出金説明しました事

業の負担、県の負担分を受け入れるものです。11ページをお願い致します。2枠目、目1利子及び配当金は、介護保険給付費準備基金利子を受け入れるものとなります。3枠目、款7繰入金は、町の負担金として一般会計から繰り入れるものであり、それぞれの事業の負担金を割合を計上しておりますが、目2その他一般会計繰入金は、保険者の事務費分であり全額が町の負担となります。目4の低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減措置を行うもので、一般会計で繰入れた国50%、県25%の負担金と町の負担金25%を含めた軽減総額を受入れております。12ページをお願い致します。2枠目の目1繰越金につきましては、財源調整で前年度繰越金の一部を計上しております。13ページをお願い致します。目1介護予防サービス計画費収入は、地域包括支援センターが行う要支援者及び事業対象者のケアプラン作成に係る費用を国保連合会から受け入れるものであります。14ページをお願い致します。歳出について説明致します。1枠目、目1一般管理費については、介護保険事業に係る事務費でありまして、地域包括支援センター運営協議会、介護保険料の徴収、システムの管理に関する経費が主なものとなります。2枠目から次のページ1枠目にかけての目1介護認定審査会費は、要介護認定業務にかかる経費として要介護認定の訪問調査を行う会計年度任用職員の3名の人件費、主治医意見書の作成に伴う手数料や球磨郡介護認定審査会特別会計の繰出金が主なものとなります。15ページをお願い致します。2枠目の目1計画策定委員会費につきましては、第10期介護保険事業計画策定に係る委員会開催経費と支援業務委託の費用となります。3枠目、目1介護サービス等給付費は、要介護認定被保険者が利用する介護サービスや福祉用具購入及び住宅改修をされた場合に支払われる給付金となっております。令和7年度の実績見込額を基に8年度の計画伸び率により計上しております。16ページをお願い致します。1枠目、目1介護予防サービス等給付費は、要支援認定被保険者が利用する介護予防サービスや福祉用具の購入、及び住宅改修された場合に支払われる給付費となっております。2枠目、目1審査支払手数料は、国保連合会に委託している審査支払業務に対して手数料を支払うものです。3枠目、目1高額介護サービス等費は、一月に利用した介護サービス費が所得区分に応じた月間限度額を上回った場合に支給されるものです。4枠目、目1高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険を利用して、自己負担額が年間限度額を超えた場合に支給されるものです。5枠目、目1特定入所者介護サービス等費は、要介護・要支援認定被保険者が介護施設サービスを利用する際の食費や居住費の負担を所得に応じて軽減するものであります。17ページをお願い致します。2枠目、目1基金積立金は、準備基金積立金の利息分を基金へ積み増すものであります。18ページをお願い致します。目1介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防のための訪問・通所サービス事業や配食サービス事業、ケアマネジメント委託料の負担金となります。目2一般介護予防事業費は、地域サロン、介護予防サポーター及び脳いきいきサポーター養成講座、脳いきいき教室に係る事業で委託料が主なものとなります。19ページをお願い致します。目1の地域包括支援センター管理費は、主に職員と会計年度任用職員のそれぞれ3名分の人件費や介護予防支援の委託料及びシステムの保守委託料や使用料となります。20ページをお願い致します。目2の包括的支援事業費は、地域の高齢者の実態把握や命のバトン登録推進に係る会計年度任用職員1名の人件費が主なものとなります。目3任意事業費は、町内の居宅介護支援事業所が作成するサービス計画等が適正に作成されているか

確認するケアプラン点検委託料や低所得者のグループホーム利用に対する家賃等助成と、成年後見等制度利用に関する費用が主なものとなります。21ページをお願い致します。目4 社会保障充実分事業費は、介護と医療が必要な在宅介護者の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう多職種の連携や地域づくりをサポートする体制を整備するための費用で、地域包括支援センター職員2名と会計年度任用職員1名の人件費、体制整備事業に係る委託料が主なものとなります。23ページをお願い致します。以上、令和8年度あさぎり町介護保険特別会計は、歳入歳出総額をそれぞれ20億1,619万4,000円とした当初予算となります。24ページをお願い致します。給与費明細のその他の特別職につきましては、地域包括支援センター運営協議会委員12名と介護保険事業計画策定委員10名に係るものであります。25ページをお願い致します。一般職につきましては、地域包括支援センター職員5名の人件費となります。26ページをお願い致します。会計年度任用職員につきましては、介護認定訪問調査員が3名、包括的支援事業に4名、社会保障充実事業に1名の計8名分の人件費となります。31ページをお願い致します。介護保険特別会計における債務負担行為に関する調書です。債務負担として設定した事項ごとの限度額、また前年度までの支出見込額及び当該年度以降の支出予定額とその財源について記載しております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、簡潔に2点お願い致します。基金繰入金が費目存知ということで上がっておりますが、間違いなければ第9期の最終年度かと思えますがよろしいですね。ここで基金繰入れがないということは、丸々と言ったら失礼ですけど残ってしまう。やはり3年間でこの基金も活用しながら介護保険1号被保険料を設定するという原則からすれば、3年目で第9期の最終年度で基金繰入金がないというのは、介護保険料が申し訳ないけど高かったのかなというふうな推測もできます。その点についての課長の見解。それからですね25ページで退職手当組合の手当が非常に本年度増額になってる理由がお分かりでしたら御説明をお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい。基金繰入につきましては、議員おっしゃるとおり今年度最終年度となっております。計画では約1億円をこの計画第9期計画中に繰り入れる予定ではありましたが、予測していた給付費がそこまで伸びなかったという現実がありまして、今年度8年度の予算につきましても繰入れをしなくても今のところは予算編成が出来ている状況です。よって議員おっしゃられるとおり、介護保険料の設定が結果として少し高かったのかなという認識ではあります。2点目の退職手当につきましては、ちょっと後で確認をさせていただきたいと思えます。

◎議長（小見田 和行 君） 土肥副町長。

●副町長（土肥 克也 君） はい。2点目の退職手当につきましてお答え致します。退職手当これ総合事務組合への負担金というものでございますが、公務員の定年延長が始まりまして、定年する職員が減るという見込みによりまして、隔年で負担金を徴収するという取決めになっております。ですから7年度は徴収がない年、8年度は、その分2年に1回の徴収のある年ということで、

こういう予算組みになっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、ありがとうございました。退定組合についてはそのような運用ということで。一方ですね基金繰入の話なんですけど、これは確かに課長おっしゃったように、私も保険給付費が想定よりも下回ったというふうなことであろうかと思うんですね。しかし今後まだまだ高齢者の数というのは、総体的には少し減って減少していくにしても、介護給付費っていうのが極端に減少することは中々見込めないと思うんですが、であれば基金については第10期に持ち越して、10期の1号被保険者の保険料を算定するというところでよろしいですか、その考え方についてお尋ねします。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい。この令和8年度中に大幅な介護給付費等の増加があるようでしたら今年度中に基金を入れるということもあり得るかとは思いますが、今の当初予算の現状では、第10期に持ち越すことになると思います。第10期の計画時にはこの保険料の基金を第9期と同様にある程度取崩したところで保険料の増額を抑えるというふうに使えればと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。今、基金のことはここで質疑で出てまいりましたので私のほうからも質疑というか申し上げておきたいと思います。今議論があったとおりでと思うんですが、課長は十分御存じですのでこの場で言うのもあれですけども、結局、結果、今質疑あったとおりで結果論ですが、今期の3年間の保険料は結果論ですが、下げたのに下げなかった、高かった。これはいいとか悪いとかいう問題じゃなくて、結果論ですね。ですから、今度のなんですかね策定委員会の中での議論の中です、長期の計画の中での蓄えを予備をどうどれだけ設定するかの部分の考え方をですね、これはもう要望に近いんですけど、きちんと整理をしていかないと、余りに慎重になり過ぎて将来のということをやり過ぎて、今期は結果的にこういう数字になってる。前も申し上げたと思いますけど、その期その期の保険料を払われる高齢者の方が次の時にまだ御存命かどうか分からないんですけど、ちょっと言い方悪いですけどですね。ですから、やっぱりその期その期の保険料やっぱ、必要な適正なのをどれだけやるかが大事な部分だと思うもんですから、結果的に結果論ですが高かったですを余りにやるとですね、ちょっと問題というか、なると思いますのでそこはもう是非私は、慎重にやっていただきたい。3年前の2年前の経緯も含めてですね、ちょっと是非この今年度は、令和8年度の策定委員会の中での議論が当然あるでしょうから。そこで是非お願いしたい。その付近のお考えというか基本的なスタンスというですかね。そこもう1回の先ほどの質疑もあったんですが、課長のもう1回お答えを頂けませんか。今後の策定委員会に対する基本的なスタンスですね。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい。第9期の時にも議論をさせていただいたんですが、その時には、基金を持っている分の半額程度を保険料として繰入れて後は次の期のために保険料の大幅な負担増はならないように次の期まで持っていく平準化しようというところで第9期はさせてい

いただきました。今期の結果、充てようとした1億円が実際余ってる部分っていうのもありますし、第10期においても適正な金額を保険料の減額となるように基金を取崩して全額とまではいかないとは思いますが、その割合だったりは一しっかりと策定委員会で検討させていただきたいと考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第5、議案第75号令和8年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。吉武高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（吉武 哲雄 君） はい。令和8年度球磨郡障害認定審査事業特別会計について説明致します。第1条 第2項から読み上げさせていただきます。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。7ページをお願い致します。新年度の障害認定審査事業を大まかに説明いたしますと、前年度と同規模同程度の事業を見込んでおりますが前年度の当初予算との主な変更点は、他町より派遣されておりました職員が引上げられ、町職員を配置したことにより歳入に係る負担金の割合と歳出の時間外相当分の負担金が職員手当と変更となっております。また、会計年度任用職員の業務用のパソコンの配備や公用車の更新に伴う使用料の計上を行っております。歳入から説明させていただきます。1 枠目、目1 総務費負担金は、球磨郡障害認定審査会共同設置規約の実施に関する協定書の規定により、必要経費を人件費と事務費に分け積算しております。均等割10%、障害者数割30%、障害福祉サービス支給決定者割60%で町村負担金を算定しております。負担金は、事務局があるあさぎり町を除く、球磨郡8町村分を計上しております。2 枠目、目1 繰入金は、あさぎり町の負担金相当分を一般会計から繰り入れるものです。3 枠目、目1 繰越金につきましては、前年度繰越金の一部を計上しております。8ページをお願い致します。続いて歳出です。目1 一般管理費につきましては、障害認定審査事業に係る事務費であり会計年度任用職員1名分の人件費、認定審査会委員の報酬、事務所設置に係る光熱水費や公用車リース料と事務機器使用料となります。なお、事務所設置に係る光熱水費や公用車、事務機器については、後に説明致します球磨郡介護認定審査事業と共同利用となるため、同額または予算規模により負担割合を設けております。9ページをお願い致します。以上、令和8年度球磨郡障害認定審査事業特別会計は、歳入歳出総額それぞれ788万2,000円とした当初予算となります。10ページをお願い致します。給与明細のその他の特別職につきましては、審査会委員20名に係るものです。11ページをお願い致します。一般職員の職員手当は、審査会に出席する職員分の時間外勤務手当に係るものです。12ページをお願い致します。会計年度任用職員につきましては、1名分の人件費となります。14ページをお願い致します。球磨郡障害認定審査事業特別会計における債務負担行為に関する調書です。債務負担として設定した事項ごとの限度額、当該年度以降の支出予定額とその財源について記載しております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第6、議案第76号令和8年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。吉武高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課長補佐（吉武 哲雄 君） はい。令和8年度球磨郡介護認定審査事業特別会計につい

て説明致します。第1条 第2項から読み上げさせていただきます。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。7ページをお願い致します。介護認定審査事業も先ほど説明しました障害認定審査事業と同様に、職員の配置に変動があったことにより負担金、人件費等に変更が生じております。また、会計年度任用職員用のパソコンや公用車の使用料についても同様の予算計上となっております。歳入から説明させていただきます。

1 枠目、目1 総務費負担金は、球磨郡介護認定審査共同設置規約の規定により均等割10%、65歳以上の人口割30%、介護認定審査件数60%で算定しております。負担金は、事務局のあさぎり町を除く球磨郡8町村分を計上しております。今年度実施しました介護認定システム関連標準化対応の完了に伴い、当該改修にかかる臨時的な経費負担が解消されたため、構成町村からの負担金は前年度比で減額となるものです。2 枠目、目1 繰入金は、あさぎり町の負担金相当分を一般会計から繰り入れるものです。3 枠目、目1 繰越金は、前年度繰越金の一部を計上しております。8ページをお願い致します。歳出です。目1 一般管理費につきましては、介護認定審査事業に係る事務費であり、職員1名と会計年度任用職員4名分の人件費や認定審査委員の報酬、事務所設置に係る消耗品や光熱水費や事務機器使用料となります。9ページをお願い致します。

1 枠目、節1 2 委託料及び1 3 使用料は、介護認定システム関連標準化対応の完了に伴い発生する保守管理や事務機器使用料と公用車リースを計上しております。以上、令和8年度球磨郡介護認定審査事業特別会計は、歳入歳出総額をそれぞれ6,944万8,000円とした当初予算となります。10ページをお願い致します。給与費明細のその他特別職につきましては、審査会委員56名に係るものです。11ページをお願い致します。一般職につきましては、認定審査会職員1名分の人件費となります。12ページをお願い致します。会計年度任用職員につきましては、4名分の人件費となります。17ページをお願い致します。球磨郡介護認定審査事業特別会計における債務負担行為に関する調書です。債務負担行為として設定した事項ごとの限度額、また前年度までの支出見込額及び当該年度以降の支出予定額とその財源について記載しております。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午後4時58分 散 会

| 令和7年度 あさぎり町議会第8回会議会議録（第20号）                                              |                            |                    |            |                  |         |            |
|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------|------------|------------------|---------|------------|
| 招 集 年 月 日                                                                | 令和8年3月9日                   |                    |            |                  |         |            |
| 招 集 の 場 所                                                                | あさぎり町議会議場                  |                    |            |                  |         |            |
| 開 閉 会 日 時<br>及 び 宣 告                                                     | 開 議                        | 令和8年3月11日 午前10時00分 |            |                  | 議 長     | 小見田 和行     |
|                                                                          | 散 会                        | 令和8年3月11日 午後 5時32分 |            |                  | 議 長     | 小見田 和行     |
| 応（不応）招議員<br>及び出席並びに欠<br>席議員<br>出 席 14名<br>欠 席 0名<br>○ 出席 △ 欠席<br>× 不 応 招 | 議 席<br>番 号                 | 氏 名                | 出欠等<br>の 別 | 議 席<br>番 号       | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|                                                                          | 1                          | 小 松 英 一            | ○          | 8                | 森 岡 勉   | ○          |
|                                                                          | 2                          | 加 藤 弘              | ○          | 9                | 豊 永 喜 一 | ○          |
|                                                                          | 3                          | 小 谷 節 雄            | ○          | 10               | 山 口 和 幸 | ○          |
|                                                                          | 4                          | 岩 本 恭 典            | ○          | 11               | 皆 越 てる子 | ○          |
|                                                                          | 5                          | 難 波 文 美            | ○          | 12               | 溝 口 峰 男 | ○          |
|                                                                          | 6                          | 加賀山 瑞津子            | ○          | 13               | 永 井 英 治 | ○          |
|                                                                          | 7                          | 橋 本 誠              | ○          | 14               | 小見田 和 行 | ○          |
| 議事録署名議員                                                                  | 9番 豊永 喜一 10番 山口 和幸         |                    |            |                  |         |            |
| 出席した議会書記                                                                 | 事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 溝 口 久 志 |                    |            |                  |         |            |
| 地方自治法第12<br>1条により説明の<br>ため出席した者の<br>職 氏名<br>出席 ○<br>欠席 ×                 | 職 名                        | 氏 名                | 出欠等<br>の 別 | 職 名              | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|                                                                          | 町 長                        | 北 口 俊 朗            | ○          | 会計課長             | 上 田 日 和 | ○          |
|                                                                          | 副 町 長                      | 土 肥 克 也            | ○          | 財政課長             | 中 村 光 成 | ○          |
|                                                                          | デジタル政<br>策 審 議 監           | 長 沼 宏 季            | ○          | 財 政 課<br>審 議 員   | 水 本 大 八 | ○          |
|                                                                          | 総務課長                       | 酒 井 裕 次            | ○          | 財 政 課<br>課長補佐    | 坂 本 幸 治 | ○          |
|                                                                          | 総務課長<br>補 佐                | 白 石 和 博            | ○          | 農林振興<br>課 長      | 橋 本 英 樹 | ○          |
|                                                                          | 危機管理監                      | 福 永 誠              | ○          | 農林振興<br>課長補佐     | 樫 木 寿 礼 | ○          |
|                                                                          | 企画政策<br>課 長                | 万 江 幸 一 朗          | ○          | 農業委員会<br>事 務 局 長 | 中 神 啓 介 | ○          |
|                                                                          | 企画政策<br>課長補佐               | 上 渕 博 規            | ○          | 建設課長             | 小 田 淳   | ○          |
|                                                                          | 商工観光<br>課 長                | 沖 松 勝 彦            | ○          | 建設課長<br>補 佐      | 田 口 宏 幸 | ○          |
|                                                                          | 商工観光<br>課長補佐               | 高 田 将 一            | ○          | 上下水道<br>課長補佐     | 小 山 英 治 | ○          |
|                                                                          |                            |                    |            | 上下水道<br>課 主幹     | 那 須 貴 仁 | ○          |
| 議 事 日 程                                                                  | 別紙のとおり                     |                    |            |                  |         |            |
| 会議に付した事件                                                                 | 別紙のとおり                     |                    |            |                  |         |            |

## 議事日程（第 19 号）

- 日程第 1 議案第 69 号 令和 8 年度あさぎり町一般会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第 70 号 令和 8 年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第 71 号 令和 8 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 4 議案第 72 号 令和 8 年度あさぎり町介護保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 5 議案第 75 号 令和 8 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 6 議案第 76 号 令和 8 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 69 号 令和 8 年度あさぎり町一般会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 2 議案第 70 号 令和 8 年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 3 議案第 71 号 令和 8 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 4 議案第 72 号 令和 8 年度あさぎり町介護保険特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 5 議案第 75 号 令和 8 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)
- 日程第 6 議案第 76 号 令和 8 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について  
(提案理由の説明及び質疑)

---

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。

◎議長（小見田 和行 君） 昨日の小松議員の質疑に対する副町長の答弁の訂正の申出がっておりますのでこれを許します。土肥副町長。

●副町長（土肥 克也 君） はい。昨日の令和8年度あさぎり町介護保険特別会計予算についての説明質疑において、小松議員から「退職手当の前年度との比較、この差について」御質問がありました。その中で現在、職員の退職年齢、定年の引上げが段階的に行われております。その際の定年退職がない年については、この退職手当負担金がゼロになるということで私は答弁を致しました。この部分が誤りでございまして、ない年につきましては、通常の4分の1を負担する特例が講じられているものでございます。正しくは、「4分の1の負担。そして隔年通常負担」となるものでございますので訂正させていただきます。なお、この取扱いは、給与費を計上致します一般会計また特別会計、企業会計、同様の取扱いでございまして申し添えさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。本日は、税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。日程第1、議案第69号令和8年度あさぎり町一般会計予算についてを議題とし、説明を求めます。中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君） それでは予算書の説明に先立ちまして、ただいま送信致しました当初予算性質分類別比較表について御説明申し上げます。こちらの資料は、令和7年度当初予算と令和8年度当初予算を性質別に分類し比較したものでございます。まず、表の最下段の合計欄を御覧ください。令和8年度当初予算額は、119億2,251万8,000円となり、前年度と比較して10億3,634万1,000円の減となっております。それでは、主な増減内容につきまして御説明申し上げます。初めに表の最上段、町税につきましては、市町村民税について、所得の増等により町税全体で345万7,000円の増額となっております。次に地方譲与税から地方特例交付金までの各交付金等につきましては、環境性能割交付金が税制改正に伴う廃止により1,357万8,000円の減となる一方で、地方特例交付金が税制改正に伴う地方税の減収補填分を反映し、1,512万円の増となっております。次に地方交付税のうち普通交付税につきましては、当初予算における財源調整により1億8,506万9,000円の増となっております。令和8年度の交付額につきましては、若干増加するものと見込んでおります。特別交付税につきましては、令和8年度の事業計画を踏まえ1,180万円の減を見込んでおります。次に分担金及び負担金につきましては、道路改良事業負担金の減等により2,067万7,000円の減となっております。次に国庫支出金及び県支出金につきましては、資料右欄に記載しておりますとおり地域脱炭素移行再エネ推進交付金の減等により、国庫支出金が2億4,603万5,000円の減となる一方、

県公立学校情報機器整備事業補助金の増等により県支出金が8,301万円の増となっております。次に財産収入につきましては、素材生産売払収入の減により1,467万5,000円の減となっております。次に寄附金につきましては、ふるさと寄附金の減により1億円の減となっております。次に繰入金につきましては、財政調整基金等の各基金からの繰入金の減により2億7,895万3,000円の減となっております。次に諸収入につきましては、デジタル基盤改革支援補助金の減等により6,462万5,000円の減となっております。最後に歳入の最下段、町債につきましては、光基盤整備事業債や屋外放送整備事業債の減等により5億8,330万円の減となっております。次のページを御覧ください。続きまして、歳出について御説明申し上げます。まず義務的経費につきましては、退職手当組合負担金などの人件費の増や公債費における元利償還金の増などにより全体で1億6,795万9,000円の増となっております。次に投資的経費につきましては、屋外放送設備整備事業や中学校管理棟ほか改修事業の減等により3億472万9,000円の減となっております。次にその他経費でございますが、まず物件費につきましては、備品購入費において小中学校タブレット購入の増などがあり4,349万5,000円の増となりましたが、委託料において電算システム改修委託料等の減により1億2,004万2,000円の減となっており、物件費全体では6,518万円の減となります。次に補助費等につきましては、上球磨消防組合負担金など一部事務組合への負担金が増加したものの、光ブロードバンド整備事業補助金や地域脱炭素推進補助金の減などにより全体で4億6,724万円の減となっております。最後に積立金につきましては、産業活性化基金やふるさと基金積立金の減等により3億9,197万4,000円の減となっております。以上で、当初予算性質分類別比較表の説明とさせていただきます。続きまして、令和8年度一般会計予算書について御説明致します。2ページをお願い致します。第1条 第2項から読み上げさせていただきます。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ額の最高額は15億円と定める。第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に不足額を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。9ページをお願い致します。第2表 債務負担行為です。3件の事項について、債務負担行為の設定をお願いするものです。詳細につきましては担当課より説明致します。次のページをお願い致します。第3表 地方債です。令和8年度の借入予定の事業につきまして、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりとなっております。ここで146ページをお願い致します。地方債の現在高見込みに関する調書でございます。地方債の区分ごとに前々年度末現在高、前年度末現在高見込額及び当該年度末現在高見込額を記載しております。最下段の合計欄を御覧ください。中ほどでございますが、当該年度中、起債見込額の合計が6億1,440万円。当該年度中、元金償還見込額が11億479万9,000円であり、当該年度末の現在高見込額は、118億5,593万5,000円となる見込みです。続きまして、財政課所管分の歳入について御説明致します。14ページをお願い致します。歳入について御説明申し上げます。2枠目の目1地方揮発湯譲与税か

ら1番下の目1地方道路譲与税までの各地方譲与税につきましては、国税として徴収したものを一定の基準により地方に譲与されるものでありまして、国の地方財政計画により算出した額を計上しております。次のページをお願い致します。1番上の目1利子割交付金から次のページの2枠目、目1環境性能割交付金までの各交付金につきましては、県税として徴収したものを一定の基準により地方に交付されるもので、こちらも地方財政計画により算出した額を計上しております。次のページをお願いします。3枠目の目1地方特例交付金は、国の税制改正による地方税減収分について一部補填されるもので、同じく地方財政計画により算出した額を計上しております。4枠目の目1地方交付税の普通交付税につきましては、地方財政計画から算出し、今回当初予算の財源調整により必要額を計上しております。説明欄2行目の特別交付税につきましては、2億6,620万円を計上しております。次17ページをお願いします。3枠目の目1総務使用料の行政財産使用料は、行政財産の使用料を計上するもので主に自動販売機設置に係る使用料でございます。次に26ページをお願いします。2枠目の目1財産貸付収入 節1土地建物貸付収入は、普通財産の貸付収入の現年度及び過年度分を計上しております。次のページをお願い致します。3枠目の繰入金 目1財政調整基金繰入金は、財源調整分として4億円を繰り入れるものです。目6減債基金繰入金は、令和2年度から令和6年度に実施した個別施設計画事業に係る元利償還金のうち交付税措置額を除く残り3割分を繰り入れるものです。また令和6年度及び令和7年度に積立てた臨時財政対策債償還基金費分の半額を合わせて繰り入れるものです。次のページをお願いします。1枠目の目9公共施設整備基金繰入金は、本庁舎駐車場等整備事業、齊堂地区排水路改修事業、道路整備事業の財源として繰り入れるものです。3枠目の目1繰越金は、前年度繰越金として3億円を計上しております。次30ページをお願い致します。1枠目の目4雑入の説明欄1行目 施設光熱水費は、旧庁舎の貸付けに伴う電気料及び上下水道使用料です。以上で歳入の説明を終わります。続きまして、歳出について主なものを説明させていただきます。36ページをお願いします。目4財政管理費は、財政課職員の人件費等、財政運営に要する事務経費を計上しております。次のページをお願いします。節12委託料は、地方公会計に伴う財務書類の作成支援及び固定資産台帳システム保守業務の委託料を計上しております。次のページをお願いします。目6財産管理費の財政課所管分は、主に旧庁舎及びその他普通財産と公用車の維持管理費を計上しております。次のページをお願いします。節12委託料の3行目 公衆トイレ清掃委託料。その下の財産管理作業委託料は、財政課が所管する施設の清掃作業委託料及び除草作業委託料を計上しております。下から3行目 PCB収集委託料及びその下のPCB処理委託料は、令和8年度末に処理期限を迎えるPCBについて、旧庁舎等で使用していた変圧器6台分に係る委託料を計上するものです。その下の公共施設劣化状況調査委託料は、個別施設計画の見直しに必要となる建築物の劣化状況調査となります。延べ床面積200平米以上の建築物21棟分を計上するものです。次のページをお願いします。節17備品購入費は、公用車更新に伴い、軽自動車1台分を計上するものです。次44ページをお願いします。目14基金費の積立金について、説明欄の3行目 公共施設整備基金積立金及び6行目の減債基金積立金は、基金利子分を計上しております。4行目の財政調整基金積立金は、基金利子及び前年度繰越金の予算額の2分の1に相当する額を計上しております。次125ページをお願いします。3枠目 公債費の目1元金及び目2利子は、長期債元金と利子及び一時借入金の利子を計上しております。4枠目の予備費につきましては、730万円を計上しております。以上で歳出予算の説明を終わります。次134ページをお願いし

ます。債務負担行為に関する調書でございます。債務負担行為として設定した事項ごとの限度額、また前年度までの支出見込額及び当該年度以降の支出予定額とその財源について、１４５ページにかけて記載しております。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） それでは、総務課所管分につきまして説明致します。１６ページをお願いします。歳入でございます。１番下の枠で目１交通安全対策特別交付金につきまして、これまでの交付の実績により見込額を計上しております。次に２０ページをお願いします。２枠目の目１総務費国庫補助金 節３防犯対策費補助金につきまして、空き家対策事業として老朽危険空き家除却促進事業の補助金として受け入れるものでございます。次の２１ページをお願いします。目６消防費国庫補助金 節１消防防災施設等整備費補助金につきまして、防火水槽設置事業の補助金として受け入れるものです。次の２２ページをお願いします。１枠目の目１総務費国庫委託金 節１総務管理費委託金につきまして、自衛官募集における事務委託金を見込額で計上しております。２枠目の目１総務費県負担金 節１派遣職員負担金につきまして、県との職員の相互派遣で本庁からの派遣職員１名の給与に対する県からの負担金を計上するものでございます。次の２３ページをお願いします。２枠目の目１総務費県補助金 節１総務管理費補助金の１行目で権限移譲事務交付金を令和７年度の交付実績に応じて計上しております。２５ページをお願いします。１枠目の目７消防費県補助金 節１消防費補助金の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金につきまして、防災対策の強化として避難施設のマンホールトイレ設置などに対する補助金を計上しております。次の消防体制強化推進事業交付金につきましては、上球磨消防組合における消防指令業務の共同運用の経費に対して構成町村で交付を受けるものです。２８ページをお願いします。１枠目の目８防災基金繰入金につきまして、建設課所管でございますが耐震化支援事業の財源として受け入れるものです。次の２９ページをお願いします。２枠目の目４雑入で下から３行目の雇用保険個人負担金、次の職員健診個人負担金につきまして収入見込額を計上するものです。次の３０ページをお願いします。上から８行目で県派遣職員住居借上負担金、その次の国派遣職員住居借上負担金につきましては、派遣職員用の住居借上に対する職員負担分を計上するものです。次の３１ページをお願いします。目７消防債 節１消防施設整備事業債で消防施設整備事業債につきましては、消火栓工事負担金と防火水槽の設置に充てるため、それから次の上球磨消防組合施設設備更新整備事業債につきましては、上球磨消防署におけるポンプ車の更新に係る負担金に充てるため借り入れるものです。次の節２防災基盤整備事業債につきましては、マンホールトイレ設置工事に充てるため借り入れるものです。次の３２ページをお願いします。続きまして歳出でございます。まず令和８年度の職員数及び給与費につきまして説明致します。令和８年度の職員数は、１７９名となるものです。また令和８年度の再任用職員は６名を任用するものでございます。なお令和８年度におきましては、県への人事交流とくま川鉄道再生協議会にそれぞれ１名を派遣し、県からの人事交流職員１名を受け入れる予定としております。以上の職員の給与費につきましては配置する予算費目にそれぞれ計上していることから、各会計各科目での給与費の説明は省略させていただきます。それでは歳出の主なものにつきまして、目１議会費から説明致します。議会費につきましては、議員１４名の報酬など、おおむね前年度と同様の予算となっております。次の３３ページをお願いします。２枠目、目１一般管理費では、前年度比較で１億５５５万６,０００円の増額となっておりますが、主な要因としましては、節３職員手当等の中ほどで退

職手当組合負担金で定年延長により定年退職者が出なかった前年度においては、特例措置で負担金が4分の1であったことから令和8年度は1億80万円ほどの増額となっております。次の34ページをお願いします。節12委託料につきまして次のページをお願いします。上から3行目で区長業務委託料につきまして、53地区の区長の委託料を計上してございます。節13使用料及び賃借料4行目の住宅借上料は、派遣職員の負担軽減を図るため住居に要する費用を計上しております。節18負担金補助及び交付金の中ほどで、派遣職員負担金につきましては、人事交流により受け入れる県職員の給与に係る負担金を計上するものです。次の目2文書管理費につきまして前年度比較で536万7,000円の減額となっておりますが、これまでの文書配達員による配達を取りやめまして、郵送により対応することで約220万円の減額となるもの。それと次の36ページをお願いします。節18負担金補助及び交付金の文書管理電子決裁システム負担金につきまして、昨年度令和7年度におきましては、システムの構築費用が生じておりましたが令和8年度は運用費のみのため減額となったことによるものです。38ページをお願いします。目6財産管理費では、庁舎など所管する財産の維持管理に係る経費を前年度実績から見込んだ額を計上しております。前年度比較で4,079万6,000円の増額となっておりますが、工事請負費に本庁舎駐車場の整備費を計上したことで増額となっております。節10需用費の電気料は、総務課分としまして959万2,000円のうち本庁舎・福祉センター・第二庁舎分としまして、856万円を計上するものです。次の39ページをお願いします。節12委託料では、各設備の保守点検や施設管理の費用を計上しております。次の40ページをお願いします。節14工事請負費につきましては、本庁舎における駐車場整備のほか、受電設備のキュービクルトランス取り替え工事や街灯の整備費を計上しております。節17備品購入費につきまして、239万5,000円のうち総務課分としまして、職員の事務用椅子の更新としまして76万2,000円を計上しております。43ページをお願いします。目9支所費につきましては、支所運営に要する経費を計上しております。次の目10公平委員会費につきましては前年度と同様の経費でございます。次の目11交通安全対策費につきまして、節12委託料で交通指導員の業務委託料を計上し、節14工事請負費では、道路の区画線の引き直しやカーブミラー等の設置を予定するものです。次の44ページをお願いします。目12防犯対策費につきまして、節10需用費で防犯灯の電気料や修繕料を計上し、節14工事請負費では、通学路等への防犯灯の設置を見込んでおります。節18負担金補助金及び交付金で、4行目 行政区による防犯灯設置に対する助成金。それから次の老朽危険空き家除却促進事業補助金で5件分を見込んで計上しております。次の目13諸費では、各負担金として人吉球磨広域行政組合負担金などを計上するものでございます。目14基金費では、次の45ページをお願いします。1行目で防災基金の利息分の積立金を計上しております。51ページをお願いします。2枠目、目1選挙管理委員会費と次の目2選挙啓発費につきましては、経常的に要する経常経費を計上しております。53ページをお願いします。2枠目、目1監査委員費につきましては昨年度と同様に必要経費を計上しております。次飛んで101ページをお願いします。3枠目、目1消防総務費につきましては各負担金を計上してございまして、上球磨消防組合負担金は昨年度から約7,400万円増えておりますが、ポンプ車の更新が3,930万円のほか人件費分が増額となっております。次の102ページをお願いします。目2非常備消防費では、消防団員550名の報酬や出動時の費用弁償など消防団活動に要する経費を計上してございまして、令和8年度におきましては、郡の操法大会の開催も予定されております。前年度比較

で1,537万9,000円の減額となっておりますが、前年度に計上しておりました消防積載車や小型動力ポンプの更新を2年ごとに行っていることから令和8年度は計上していないために減額となっております。節17備品購入費では、消防ホースや消火栓格納庫などの購入を予定するものです。節18負担金補助及び交付金の最後の行で準中型免許取得助成金につきましては、総務省から貸与されております消防車両がございしますが、その活用役場職員による機動班で行っておりまして、中型車両につき準中型免許が必要となることから職員12名分の免許取得を助成するものでございます。目3消防施設費では、例年同様施設の維持管理に関わる費用を計上しておりまして前年度比較で3,066万3,000円の増額となっておりますが、次の103ページをお願いします。節14工事請負費で防火水槽2基の新設工事、それと消防詰所1か所の解体工事を計上していること。それから節18負担金補助及び交付金で、水道配水管の布設替工事に伴います消火栓分の負担金を計上したことで増額となっております。目4防災管理費では、災害に強く安全で安心なまちづくりを推進するものとしまして、地域防災計画を実行するための予算を計上しております。次の104ページをお願いします。節13使用料及び賃借料の2行目で機械借上料につきましては、須恵川瀬地区の内水による浸水対策としまして水中ポンプ等の借上料を計上しております。節14工事請負費につきまして、マンホールトイレの設置を免田地区体育館に計画するものです。節17備品購入費につきまして、防犯対策としてマンホールトイレ用建具10基などの購入を費用を計上しております。節18負担金補助及び交付金では、2行目で町防災士会への活動補助金、それから次の防災士資格取得講習負担金としまして10名分の受講費用を計上しております。127ページをお願いします。給与明細でございます。特別職におきまして各区分の職員数、給与費の額及び前年度との比較は、表に示すとおりでございます。次の128ページをお願いします。一般職の給与費の明細を表に示すものでございます。次の129ページをお願いします。会計年度任用職員の給与費の明細を示すものでございます。次の130ページをお願いします。給料及び職員手当の増減額につきまして、前年度額の前年度からの増減を事由別にそれぞれ示すものでございます。次の131ページをお願いします。このページから133ページにかけまして給料及び職員手当の状況につきまして、それぞれ各表に示すとおりでございます。以上で総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 上田会計管理者。

●会計管理者、会計課長（上田 日和 さん） はい。それでは、会計課所管分を御説明致します。歳入です。26ページをお願い致します。2枠目下段の目2利子及び配当金は、各基金における基金運用益を計上しております。基金の運用は説明欄に記載する12の一般会計基金と2つの特別会計基金を一括して運用するもので、令和8年度の運用益の総額は、4,376万9,000円と見込み、その総額を各基金の1日当たりの現在高によって配分する額をそれぞれの基金に計上しております。28ページをお願い致します。5枠目、目1町預金利子では、支払準備金に余裕がある現金を運用する短期の定期預金利子及び債券運用益を計上しております。29ページをお願い致します。2枠目、目4雑入 説明欄2行目 各種保険料控除事務手数料は、職員の給与から控除しております生命保険等の事務手数料として保険会社から受け入れるものです。続きまして歳出です。33ページをお願い致します。2枠目、目1一般管理費には、次のページ34ページの節10需用費の消耗品費472万6,000円のうち100万円、印刷製本費101万1,000円を庁舎の用度管理分として計上しております。37ページをお願い致します。目5会計管理

費は、会計課職員の人件費のほか、公金の収納及び支払いに係る経費を計上しております。節 1 1 役務費には、金融機関における町税等の口座振替、窓口収納に係る手数料、次のページ 3 8 ページには、公金の支払い等に係る口座振り込み、データ伝送の手数を計上しております。節 1 8 負担金補助及び交付金には、指定金融機関から会計課窓口が発出されている職員の人件費に係る負担金を計上しております。以上で会計課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。それでは、企画政策課所管分の説明を申し上げます。

1 7 ページをお願い致します。歳入になります。最下段の枠、目 1 総務使用料 節 2 総務施設使用料は、テレワーク施設アロットの利用料金を受け入れるものです。2 0 ページをお願い致します。2 枠目の目 1 総務費国庫補助金 節 1 の地域脱炭素移行再エネ推進交付金は、戸建て住宅 2 0 戸分の太陽光パネル蓄電池を設置する費用に対する交付金を受け入れるものです。次の節 5 特定地域づくり事業推進交付金は、あさぎり地域づくり協同組合の対象事業費に対し、国から 4 分の 1 の交付金を受け入れるものです。次の節 6 地域未来交付金は、昨年度に引き続きテレワーク施設を拠点として地域資源を活用した共創を軸とした町民活躍のまちづくり事業、それから 2 点目、地域課題解決型人材育成事業いわゆる地域みらい留学、それとスマホ市役所サービス導入に対する交付金として 2 分の 1 の財源を受け入れるものです。2 3 ページをお願い致します。3 行目 生活交通維持・活性化総合交付金は、町内を走っております町デマンド交通に対する交付金となります。ひとつ飛びまして高校魅力化コンソーシアム補助金は、町と南稜高校が一体となって取り組む高校魅力化推進事業に対し、令和 7 年度引き続き県の補助金を受け入れるものです。2 5 ページをお願い致します。2 枠目の目 1 総務費県委託金 節 1 統計調査費委託金は、各統計調査の事務費の委託金となります。2 7 ページをお願い致します。1 枠目、目 2 物品売払収入の節 1 物品売払収入は、地デジ難視聴対策による機器の売払収入となります。3 枠目の目 2 まちづくり基金繰入金は、前年度と同額ということになります。2 9 ページをお願い致します。2 枠目、目 4 雑入 節 1 雑入の 5 行目のくま川鉄道再生協議会派遣職員人件費負担金は、あさぎり町から派遣しております職員分について関係市町村から負担金を受け入れるものです。3 0 ページをお願い致します。1 枠目、節 2 デジタル基盤改革支援補助金は、地方公共団体の総合行政システムの情報システムの標準化、共通化に係る移行期間中のガバメントクラウド利用料等に対する補助金を受け入れるものです。3 枠目、目 1 総務債 節 1 の鉄道施設整備事業債は、くま川鉄道管理機構負担分のうち線路保存費及び電路保存費等に係る設備投資経費に係る市町村負担分のうち、あさぎり町負担分を借り入れるものです。3 6 ページをお願い致します。歳出になります。主なものにつきまして説明を申し上げます。2 枠目の目 3 文書広報費 節 1 0 需用費の 3 行目の印刷製本費は、毎月発行しております広報あさぎり 5, 4 0 0 部の印刷経費となります。4 0 ページをお願い致します。2 枠目、目 7 企画振興費、次のページをお願い致します。節 1 2 委託料の 1 行目 地域おこし協力隊活動支援委託料は、高校魅力化事業におけるコーディネーターの役割を担う 1 人分の人材の人件費及び活動費となります。その下のバイオ炭製造業務委託料は、令和 7 年度に続きバイオ炭製造をあさぎり商社へお願いするものです。その下の自治体経営システム保守業務委託料は、令和 6 年度から導入しましたシステムの保守費用と、次の政策立案支援業務委託料は、エビデンスに基づいた政策立案と評価する仕組みを導入するために職員の研修会等も含めた伴走支援の費用ということになります。これは 7 年度事業の実施残分ということになります。次に高校魅力化コー

ディネート委託料は、南陵高校の魅力化に向けた取組を実施するものです。また、まちづくりアンケート結果集計作業委託料は、町民における意識の現状把握とあわせて総合計画における各基本施策で設定をしているK P Iに対する実績値の把握などを目的として、その集計作業をお願いするものです。次に節18負担金補助及び交付金 説明1行目の地域脱炭素推進補助金は、令和5年度より事業に着手しております太陽光パネル蓄電池設置費用等、事業者へ支出するものです。その下、地域みらい留学負担金は、歳入で説明致しました南陵高校の魅力化の取組とあわせて地域外から高校生を受け入れるための取組、いわゆる地域みらい留学に対する費用となります。ひとつ飛びまして地方バス運行特別対策補助金は、町内を走る路線バスの赤字補填分に対し支援をするものです。また下から2行目のくま川鉄道経営安定化補助金は、くま川鉄道の安定した運行を確保するとともに地域住民の利便性向上を図るために支援をするものです。次のページをお願い致します。1枠目4行目のくま川鉄道管理機構負担金は、全線運行開通再開後に要する経費として、線路保存費れん路保存費に係る経費ということになります。次に目8電子計算費 節12委託料の電算システム改修委託料は、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化に係る改修費用となります。その下の電算機器保守委託料以下につきましては、職員が使用しますシステムなどの必要経費となります。次の節13使用料及び賃借料は、職員等が使用するソフトウェア、電算機器、クラウドサービスなどの使用料となります。次に節18負担金補助及び交付金の3行目自治体中間サーバ・プラットフォーム利用負担金は、マイナンバーに係る全国プラットフォームシステムの負担金となります。44ページをお願い致します。最下段の目14基金費 節24積立金 説明2行目のまちづくり基金積立金は、会計課長から説明がありました債券運用益分を積み立てるものです。45ページをお願い致します。2枠目の目15地域情報通信基盤整備推進事業費 節12委託料の光ファイバー設備保守委託料は、防災I P告知放送及び地上デジタル放送再送信設備の保守料となります。次に節13使用料及び賃借料の地上デジタル回線使用料は、難視聴対策として使用する光ケーブル網の使用料となります。また節14工事請負費は、地デジ難視聴対策工事分と屋外放送設備の更新完了に伴い、既存設備の撤去工事分となります。次のページをお願い致します。2枠目、目18地方創生費 節18負担金補助及び交付金の特定地域づくり推進事業推進交付金は、あさぎり地域づくり協同組合の派遣職員人件費、事務局運営費に対して交付をするものです。次に目19デジタルデジタル推進費 節13使用料及び賃借料のソフトウェア使用料は、利用者の多いL I N E上で電子申請や避難所受付等を行う機能を持ったスマホ市役所サービスを導入するものです。最下段の目20テレワーク施設運営費 節12委託料の47ページをお願い致します。地域おこし協力隊関係人口創出事業につきましては、地域おこし協力隊の2名がテレワーク施設を拠点とした業務を実施するための経費となります。次にまちづくり業務委託料は、国の交付金を活用し、テレワーク施設の有効活用を図るため町外からの関係人口の創出を図り各種イベントを開催するなど、町民との交流事業を実施するための経費となります。その下、施設管理委託料は、施設の管理及び受付業務について、シルバー人材センターへ委託するものです。次に節14工事請負費及び節17備品購入費は、テレワーク施設におけるW i - F i環境の高速化を図るための経費となります。52ページをお願い致します。2枠目の目4経済センサス活動調査費については、5年に1度となる町内にある事業者の本調査の経費ということになります。以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時04分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。中神農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中神 啓介 君） それでは、農業委員会所管分の歳入について説明致します。19ページをお願い致します。中段の目4 農林水産手数料 節1 農業手数料の説明欄の1行目 耕作証明手数料は、農家の耕作面積や農家台帳の証明等の発行に対する手数料になるものです。24ページをお願い致します。最下段の枠の目4 の農林水産事業費県補助金 節1 の農業委員会費補助金 説明欄の1行目 農業委員会交付金は、農業委員会の活動を支援するために交付されるものです。2行目の機構集積支援事業費補助金は、担い手の農地集積集約化を推進する活動費などに対して交付されるものです。3行目の農地利用最適化推進事業交付金は、農業委員会及び農業委員の活動実績と成果実績に応じて交付されるもので、主に委員の報酬の能率給や事務費に充てることとしています。4行目の国有農地管理处分事業事務取扱交付金は、深田地区の国有農地に対して事務管理費用として交付されるものです。次に29ページをお願い致します。上段の3枠目、目3 の農林水産費受託事業収入 節1 の農業委員会費受託事業収入 説明欄1行目 農業者年金受託事業収入は、独立行政法人農業者年金基金から委託を受けて行う農業者年金の業務に対して交付されるものです。2行目の農業公社受託事業収入は、熊本県農業公社から委託を受けて行う農地の売買業務に対して交付されるものです。次の枠の節2 農業費受託事業収入の説明欄 農地中間管理機構受託事業収入は、熊本県農業公社から委託を受けて行う農地の貸借業務に対して交付されるものです。歳入は以上です。次に歳出を説明致します。76ページをお願いします。農業委員会所管の歳出の予算です。目1 の農業委員会費 節1 の報酬 説明欄の1行目 農業委員報酬は、委員26名の年報酬で基本給と能力給を合わせた額になります。説明欄の2行目 会計年度任用職員報酬と節3 の職員手当等の説明欄の8行目 会計年度任用職員期末勤勉手当と節4 の共済費の説明欄の1行目 共済組合負担金は、会計年度任用職員1名分の人件費を計上しております。節8 旅費の説明欄の1行目 費用弁償は、農業委員の各種会議や総会、研修にかかる費用を計上しております。節11 の役務費の通信運搬費は、委員のタブレット端末の通信費に係る費用を計上しております。節12 の委託料は、農業委員会にて利用する農家台帳と農地地図情報システムの保守及び運用支援のためにかかる費用を計上しております。節13 の使用料及び賃借料 説明欄の1行目 バス借上料は、農業委員26名で参加する農地利用最適化推進大会に係る参加時のバスの借上料を計上しております。次に77ページをお願い致します。説明欄の最上段 節13 使用料及び賃借料の続きですが、1行目のソフトウェア使用料は、農業委員が利用するタブレット端末の使用に必要なソフトウェアのソフトの使用料です。2行目と3行目の使用料は、農地地図情報システムと農地台帳システムの使用料を計上しております。中段の目2 農業者年金事務受託事業費は、農業者年金基金から受託事業として行う業務に必要な経費を計上しております。この目の中の節10 需用費の説明欄3行目 印刷製本費は、農業委員会で使用する封筒や年2回発行しております農

業委員会だよりの経費として計上しております。次に８１ページをお願い致します。目の２枠目、目１０農地中間管理事業は、主に熊本県農業公社から委託を受けて、農地の貸借業務を行う会計年度任用職員の人件費に係る費用を計上しております。以上で農業委員会所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。農林振興課所管分について歳入から主なものについて説明し、歳出で説明するものについては省略して説明申し上げます。１７ページをお願いします。

１枠目３段目、目３農林水産業費負担金 説明１行目 国営川辺川総合土地改良事業負担金は、農家５０軒からの償還金です。２枠目、目１農林水産業費分担金は、岡原北岡麓地区の急傾斜地崩壊防止対策に係る受益者負担分担金です。１８ページをお願いします。３段目、目４農林水産使用料は、もみじ館、定住促進センター、畜産センター、薬草加工場の使用料です。２１ページをお願いします。３段目、目４農林水産業国庫補助金は、林道橋梁の補修設計と補修工事２件に対する補助金です。２４ページをお願いします。３段目、目４農林水産事業費県補助金 節２農業費補助金 説明２行目 中山間地域等直接支払制度推進補助金は、推進協議会開催数の増により、その下、中山間地域等直接支払交付金は、集落間のネットワーク化とスマート農業を推進することで加算金が交付されるため、前年度対比では増額計上となっております。その下、経営所得安定対策推進事業補助金は、地域農業再生協議会の事務補助金として、最下行、水田産地化総合推進事業費補助金は、水田営農推進協議会委員の経費と町の地域再生協議会の推進事業事務費に対する補助金として、それぞれ受け入れるものです。２５ページをお願いします。１枠目 １段目 説明１行目 農業農村整備事業推進交付金は、斉堂地区放水路改修工事の補助金として、最下行、経営開始資金事業補助金は、認定新規就農者夫婦１組の補助金として受け入れるものです。２段目 節３林業費補助金 説明１行目 有害鳥獣駆除補助金は、鹿、猪、猿の捕獲に対する国・県補助金として交付されますが、国・県の予算の範囲内で県内市町村に割当てられることから過去３年の交付額実績から計上しているため、前年対比では減額計上となっております。２６ページをお願いします。２枠目 ２段目、目２利子及び配当金 説明最下行、森林環境譲与税基金利子とその上、林業振興基金利子は、基金の定期利子分と債券分との運用利子を受け入れるものです。２７ページをお願いします。１枠目 １段目、目１不動産売払収入は、町有林の間伐等の売払収入を見込んだものです。３０ページをお願いします。１枠目１段目、目４雑入 説明最下行、後継者育成支援給付金返還金は、受給者が受給期間中において離農したことによる返還金です。３１ページをお願いします。１枠目３段目、目４農林水産業債 節１農業施設整備事業債は、斉堂地区排水路改修の事業債として、節２林道整備事業債は、改修を要する林道橋の補修工事と補修設計の２件分の事業債としてそれぞれ受け入れるものです。４７ページをお願いします。次に歳出を説明致します。歳出についても主なものについて説明し、また歳入で説明したものについては省略して説明申し上げます。１枠目２段目、目２１環境資材等支給事業費 節１３使用料及び賃借料 機械借上料及び節１５原材料費は、住民協働事業により実施する仁王地区田頭川管理道路と塚脇地区農道の舗装に係る経費を計上しております。７７ページをお願いします。目３農業総務費は、職員の人件費や７８ページをお願いします。各種負担金を計上しております。２段目、目４農業振興費は、農業振興における全般的な経費や各種補助金等を計上しております。節１８負担金補助及び交付金 説明１行目 法人組織育成支援金は、令和６年度に設立された農業組合法人「須恵かちゃ

あ」の支援として、3行目 農業後継者育成支援金は、国の農業経営開始資金に該当しない親元就農者など継続15名、新規4名の給付金として、その下、大豆作付補助金は、大豆生産部会の作付に係る種子代全額とライスセンター利用の2分の1の助成として、79ページをお願いします。説明2行目 たばこ作付補助金は、たばこ生産部会にコーディング種子代の助成として、その下、農業共済掛金補助金は、農業共済及び収入保険の掛金助成として、その下、有機農業推進補助金は、有機センター堆肥購入助成として、その下、農業支援センター運営負担金は、産業活性化基金を活用し、農業支援センターの運営費として、最下行、農業振興イベント補助金は、GO農's フェスタの支援として、それぞれ負担または補助するものです。2段目、目5 農業経営基盤強化促進対策事業費は、町の諮問機関である総合農政協議会の開催経費と、会員225名の認定農業者協議会及び会員47名の認定農業者女性の会の活動補助金を計上しております。3段目、目6 農業後継者育成指導費は、令和2年度から実施しているあさ中体験ラボとJA壮青年部へ委託している各小学校区の学童農園に係る経費を計上しております。4番目、目7 水田農業経営確立対策事業費は、水田営農推進協議会の開催や作付確認の現地調査に係る経費を計上しております。80ページをお願いします。2段目、目8 農業施設管理費は、農林振興課で管理している農業施設・農業公園等の管理経費と薬草加工場の管理経費等を計上しております。81ページをお願いします。1段目、目 説明 仮設トイレリース料は、免田畜産センター除却に伴い設置した仮設トイレのリース料です。節14 工事請負費は、農産加工センターキュービック改修工事、天子の水公園トイレ前コンクリート打設工事を計上しております。2段目、目9 畜産事業費は、各品評会や共進会出品のための経費や振興事業費、各種負担金・補助金を計上しております。節18 負担金補助及び交付金 説明の下から2行目 畜産振興事業補助金は、経営の安定対策として優良家畜の導入保留事業、労働環境の改善対策としてヘルパー事業、悪臭や害虫対策としての環境対策事業の支援機器を計上しております。82ページをお願いします。1段目、目11 農業振興地域整備促進事業費は、農業振興地域の計画策定変更などを行う農業振興地域整備促進協議会を年2回開催するための経費を計上しております。2段目、目12 中山間地域等直接支払制度事業費は、現地確認1回を含め5回開催します中山間地域等直接支払制度推進協議会の開催経費や、協定に基づく40集落へ交付金を計上しております。また交付金のネットワーク化加算とスマート農業加算を活用し、中山間地域における防草対策とスマート農機による作業の省力化・効率化を図る取組を行う予定としております。詳細の事業の内容につきましては、令和8年度に設立予定の協議会により試験等を行い、事業を実施していく予定です。3段目、目13 多面的機能支払制度事業費は、交付金より実施する農地維持、協働、長寿命化の事業費を計上しております。83ページをお願いします。1段目、目14 環境保全型農業直接支払制度事業費は、化学肥料、化学合成農薬の使用を減らし、加えて堆肥の施用や有機農業への取組を支援するための事業費を計上しております。2段目、目15 農地費 節12 委託料の測量設計委託料は、通年の単独設計委託のほか、に榎田地区中別府用悪水路において出水期の増水時に多量の土砂が流入することから、その対策として沈砂池設置のための測量設計業務と永里地区水路越水対策のための流量調査業務を計上しております。節14 工事請負費は、団体営事業で実施する鍋塚排水路改修及び単独事業分を含む工事費を計上しております。節18 負担金及び交付金、説明2行目の土地改良負担金は、4つの土地改良区の管理する水を農業用及び防災用に活用することから水路の維持管理の一部を町が負担するものですが、その管理に係る負担金のほかに令和8年度において百太郎溝土地改良

区が3か所の水位センサーの設置と石田地区スライドゲートの修繕を実施することから、町の負担分として負担金が増額となっております。84ページをお願いします。2段目、目16川辺川総合土地改良事業費は、川辺川土地改良区の運営費や負担する施設の電気料を計上しております。85ページをお願いします。2枠目、目1林業総務費は、会計年度任用職員1名分を含む人件費、町有林の管理業務委託料と林業関係の各種団体負担金、森林環境譲与税を活用した事業を計上しております。節10需用費 説明1行目 消耗品費は、森林環境譲与税を活用し、山火事の注意喚起のための看板を100セット作成し、山林監視員により設置を予定しております。86ページをお願いします。節12委託料 説明1行目 町有林管理業務委託料は、球磨中央森林組合へ業務を委託し、町有林の監視や維持管理などを実施します。令和8年度では、山林監視員の雇用条件の見直しとして給与の改定と近年の物価高騰に対して業務委託先の管理費を給与の10%から12%に見直したことにより、前年対比では増額計上となっております。説明5行目 森林経営管理造林委託料は、森林経営管理制度に基づき森林環境譲与税を活用し、契約を結ぶ私有林1か所、面積2.27ヘクタールの間伐を予定しております。その下、Jークレジットモニタリング調査委託料は、クレジットの認証・発行までには、プロジェクトの登録とモニタリングの2つのステップがありますが、令和8年度において森林環境譲与税を活用し、モニタリング調査を実施するものです。調査では、森林管理で削減・吸収された温室効果ガスの量を算出するため、森林の成長量などの活動データを定期的に計測・記録を行い、この調査結果をもとに報告書を作成します。その下、案内看板製作委託料は、森林環境譲与税を活用し、白髪岳千望展望所の眺望図看板が経年劣化により老朽化が激しいため更新を行うものです。87ページをお願いします。1段目、目2林業振興費 節18負担金補助及び交付金 説明3行目 林業従事者育成促進事業補助金は、林業振興基金を財源に林業事業体・林業従事者の労働環境整備のための各種支援として、最下行、植林獣害対策事業補助金は、森林環境譲与税を活用し、私有林に植林をされる苗木への獣害対策施設設置費用の補助金として、それぞれ計上するものです。2段目、目3公有林整備事業費は、予定している町有林の間伐58.38ヘクタール、下刈り7.4ヘクタールなどを行う経費を計上しております。節11役務費 説明最下段、森林保険料は、保険料の更新分133.37ヘクタール分と間伐後の新規87.41ヘクタール分の掛金です。節13使用料及び賃借料の機械借上料と節15原材料費は、岡麓地区法面の改修工事と排水対策工に係る経費です。3段目、目4林道維持費 節10需用費の修繕料は、森林環境譲与税を活用し、林道路面の破損が著しいか所などを保全するものです。節12委託料の設計委託料は、令和6年度に実施した橋梁点検の結果により補修の必要がある1橋梁分を計上するものです。88ページをお願いします。1枠目1段目 節13使用料及び賃借料の機械借上料は、林道の簡易的な路面補修や崩土、風倒木の撤去に係る経費です。節14工事請負費は、森林環境譲与税を活用し、橋梁補修工事1件と林道の危険か所174メートルに防護柵を設置するものです。2枠目、目5鳥獣被害防止事業費は、狩猟免許取得補助、箱わな等の購入、ワイヤーメッシュ等柵の設置のほか、南陵高校生を対象にわなの研修会やジビエ教室などを実施する有害鳥獣被害防止対策協議会の補助金や有害鳥獣捕獲者への補助金、町の単独事業として農家の方が実施する電気柵などの整備に対する補助金を計上しております。節18負担金補助及び交付金 説明4行目 有害鳥獣捕獲補助金について令和8年度より対象となる有害鳥獣に果樹部会及び漁協より要望があっているヒヨドリとカワウを新たに加え、補助金額はともに1,000円としております。2枠目、目1水産業総務費は、あさぎり町内の6河川にヤマメの

稚魚 3 万 6, 0 0 0 匹を放流する経費を計上しております。1 2 4 ページをお願いします。2 枠目、目 2 林業施設災害復旧費は、令和 6 年災林道 烏泊線災害復旧工事において令和 7 年 7 月の降雨により現場の山林崩土が発生し、被災か所の増範による計画変更の承認を得たことから工事費を増額するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。それでは商工観光課所管分について説明致します。1 8 ページをお願い致します。まず歳入です。1 枠目の目 5 商工観光使用料は、商工コミュニティーセンターの使用料と J A の家賃収入となります。次に 2 3 ページをお願い致します。2 枠目の目 1 総務費県補助金 節 1 総務管理費補助金の 4 行目 グリーンニューディール創造支援事業補助金は、球磨川流域復興事業で、人吉球磨地域において働く場所の創出や人材育成を行うための横断的な事業に対する補助金を受け入れるものです。次に 2 5 ページをお願い致します。1 枠目の目 5 商工観光費県補助金 節 1 定住促進費補助金の説明欄 結婚新生活支援事業費補助金は、新規に婚姻した 3 9 歳以下の世帯に住宅取得費や家賃、引っ越し費用等に係る一部を補助するもので事業費の 2 分の 1 を受け入れるものです。その下の移住支援事業費補助金は、地方就職学生支援事業として、都内から人吉球磨地域管内事業所への就職に係る旅費の一部を補助するものです。次に 2 7 ページをお願い致します。2 枠目の目 1 指定寄附金 節 1 指定寄附金の説明欄のふるさと寄附金及び企業版ふるさと寄附金は、令和 7 年度の実績等を踏まえ計上するものです。3 枠目の目 3 ふるさと基金繰入金と目 4 のまち・ひと・しごと創生推進基金繰入金は、当初予算で子供たちや高齢者への支援に対する事業や産業振興に資する事業の財源として繰り入れるものです。その下の目 5 産業活性化基金繰入金は、歳出に計上しております農業支援センター運営費、須恵地区農事組合法人運営費、商工業振興補助金等の財源として繰り入れるものです。次に 2 9 ページをお願い致します。次に 2 枠目の目 4 雑入の節 1 雑入の説明欄の 4 行目 商工コミュニティーセンター電気料は、くま川鉄道と J A 分の電気料を受け入れるものです。3 1 ページをお願い致します。4 行目の目 5 商工観光債 節 1 販路拡大事業債は、あさぎり商社で取組みます販路開拓強化事業として強化事業の財源として借り入れるものです。次に 4 4 ページをお願い致します。次に歳出となります。最下段の目 1 4 基金費の節 2 4 積立金の説明欄 1 行目のふるさと基金積立金はふるさと寄附金 1 億円と債券運用収入及び利子分を積み立てるものです。下から 4 行目の産業活性化基金積立金は、定期預金分と債券運用収入分を積み立てるものです。また最下段のまち・ひと・しごと創生推進基金積立金は、企業版ふるさと寄附金と利子分を積み立てるものです。次に 4 5 ページをお願い致します。最下段の目 1 7 ふるさと寄附対策費の節 7 報償費のふるさと寄附お礼品は、ポータルサイトのさとふる分の商品代と送料分を計上するものです。次に節 1 1 役務費の広告料は、企業版ふるさと寄附の広告代を計上するものです。その下の節 1 2 委託料の 1 行目 ふるさと寄附管理業務委託料は、さとふる以外のポータルサイト分のふるさと寄附管理業務や商品代、送料代等の支払い業務を一括してあさぎり商社へ委託し、町の事務量を軽減し、経費率の削減を図るため委託するものです。その下のふるさと寄附一括代行業務委託料は、さとふる分の商品代、発送業務等に係る経費を委託するものです。その下の企業版ふるさと寄附金総合支援業務委託料は、肥後銀行を窓口とした場合と次のページ 4 6 ページをお願い致します。上段の説明欄の 1 行目の企業版ふるさと寄附金申込受付業務委託料は、肥後銀行以外の窓口を通じてマッチングした場合に委託料を支払うものとなります。その下の節 1 3 使用料及び賃借料のオンラインワンスト

ップシステム使用料は、さとふる分を計上するものです。少し飛びまして８９ページをお願い致します。目１商工総務費の節１報酬は、委員会開催時の報酬となります。その下の節２の給料から節４共済費の会計年度任用職員分につきましては、地域プロジェクトマネジャーの１名分の計上するものでございます。その下の節８旅費につきましては、昨年の１１月から東京銀座にあります歌舞伎座との町産米の契約取引が始まったことから、町内の物産品の販売会を実施するための旅費等を計上するものです。最下段の節１２委託料の説明欄の地域おこし協力隊活動支援委託料は、あさぎり町で活動する８名分を支援するため、活動支援団体へ委託料を計上するものです。その下のあさぎり駅周辺整備アドバイザー業務委託につきましては、令和７年度の任意組織のエリアプラットフォーム準備会での活動の取組から、令和８年度においては、新規メンバーも加えたエリアプラットフォームでの社会実験等の活動を踏まえ、官民共同事業体のＬＡＢＶ方式に向けた議論も並行して行う業務を委託するため計上するものです。その下の事業承継推進業務委託料は、町内における事業承継の支援事業として、情報発信やマッチング業務を委託するものです。次に９０ページをお願い致します。最上段の説明欄の地域プロジェクトマネジャーの活動支援委託料は、プロジェクトマネジャーの活動費となります。ひとつ飛びまして節１８負担金補助及び交付金の主なものについて、説明欄の１行目の商工会補助金ですが前年と比較し７０万円の増額となっておりますが、商工会館の老朽化に伴う修繕費用やＤＸ化に向けた環境整備を図るためのものです。７行目の店舗改装事業等補助金とその下の住宅リフォーム等補助金は、今年度末で要綱の効力が失効するため新たに３年間の期間を延長するため計上するものです。その下の地域イベント等補助金につきましては、花菖蒲祭り、笑祭、イルミネーション、ひな祭り、岡留公園周辺活性化イベントへの補助金となります。その下の販路開拓強化事業補助金は、前年比で９５０万円の増額となっておりますが先ほど節８旅費で説明致しました歌舞伎座での販売会をはじめ、新たな販路開拓等に取り組むため、あさぎり商社へ補助するものであります。下から９行目のジェトロ海外販路開拓事業負担金は、これまで球磨焼酎事業者による海外バイヤーへの商談会等を実施しており、今後も中小企業の販路拡大を支援するため負担金を計上するものです。下から６行目のおまけつき商品券発行事業補助金は、商工会で実施します商品券の補助事業となります。その下の商工業振興補助金につきましては、事業継続及び拡大をはじめ新規創業、事業承継における補助金交付要綱の一部を見直して実施するため計上するものです。次に最下段の目２商工施設費の節１０需用費は、商工コミュニティーセンターに係る経費を計上しております。説明欄の下から２行目の電気料は、ポッポ館、くま川鉄道、ＪＡ分の費用となります。次に９１ページをお願い致します。説明欄の１行目の修繕料は、ポッポ館及び街路灯などの修繕料を計上するものです。その下の節１１役務費から節１３使用料及び賃借料につきましては、商工コミュニティーセンターの管理に係る経費について計上しております。その下の節１７備品購入費につきましては、ポッポ館用のキャスター付長机３０台分を更新するものです。次に２枠目の目１観光費の節７報償費は、日本遺産を核としたモデル的な取組として、麓地区におけるまちづくり事業を実施するための講師謝金を計上するものです。その下の節８旅費は、国内外への観光ＰＲのための費用を計上するものです。その下の節１０需用費の説明欄の４行目の印刷製本費は、観光パンフレット等の増刷分の経費となります。その下の電気代から修繕料は、観光施設に関する費用を計上しております。次に９２ページをお願い致します。節１１役務費の説明欄の２行目の広告料は、観光ＰＲの広告料を計上するものです。その下の節１２委託料の説明欄の１行目 おかどめ

幸福駅売店指定管理委託料は、令和８年度分の１年間の指定管理料を計上するものです。その下の観光振興コンテンツ企画制作業務委託料は、あさぎりクエストのバージョンアップを行い、デジタルコンテンツを活用した観光振興ＰＲ業務を委託するものです。７行目のおかどめ幸福駅売店周辺の環境整備委託料は、売店周辺の花壇管理や樹木剪定、除草管理、駅舎等の清掃業務を委託する費用となります。その下の谷水薬師・麓城跡周辺の環境整備委託料は、谷水薬師参道・麓城跡周辺除草作業、谷水薬師トイレ等の清掃と浄化槽管理に係る費用を計上するものです。その下の秋時観音周辺環境整備業務委託料は、樹木剪定及びトイレ浄化槽管理に係る費用を計上するものです。その下のビハ公園周辺環境整備委託料は、公園内の除草作業と浄化槽管理に係る費用を計上するものです。その下の節１３使用料及び賃借料の説明欄の３行目の花菖蒲公園トイレ借上料は、花菖蒲祭りの前後の期間において仮設トイレを借り上げるものです。次に節１５原材料費につきましては、先ほども説明致しました麓地区におけるまちづくりの一環として、地域の食材を活用したおもてなし等の料理を試作するための費用となります。最下段の節１７備品購入費は、おかどめ幸福駅売店に設置しておりますＡＥＤ１台の更新に伴う費用となります。次に９３ページをお願い致します。１枠目の節１８負担金補助及び交付金につきましては、観光関係の団体へ負担金を計上しております。その下の２枠目の目１定住促進費の節１報酬から節４共済費につきましては、結婚対策及びポッポ館の施設管理業務に係る会計年度任用職員１名分の費用を計上するものです。その下の節８旅費の主なものとしましては、県が主催する関東・関西・福岡エリアにおける移住定住相談会や企業訪問の費用となります。下から２行目の節１２委託料の説明欄のふるさとワーキングホリデー実施業務委託料は、今年度に引き続き約２～３週間程度本町へ滞在しながら、地域資源を活用した体験等を通じた交流事業を実施するものです。最下段の節１３使用料及び賃借料の説明欄の移住支援サービス使用料は、ワーキングホリデーの参加募集及び参加希望者や地域おこし協力隊希望者とのやりとりに係るサービス使用料となります。次に９４ページをお願い致します。上段の節１８負担金補助及び交付金の説明欄の６行目の定住促進奨励補助金は、町外からの移住者に対して補助要件の７０歳未満で新規移住者に対して補助するものです。下から８行目の奨学金返還若者就労支援事業補助金は、本町に住所を有しており雇用または起業し奨学金の返還を行うものに対して、返還額の３分の２で上限額２０万円を３年間補助するものです。最下段の結婚新生活支援事業補助金は、歳入でも御説明しましたとおり新規に婚姻した３９歳以下の対象世帯に住宅取得費や引っ越し、家賃の費用を一部補助するものです。以上で商工観光課所管分の説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 小田建設課長。

●建設課長（小田 淳 君） 建設課所管分につきまして説明致します。１８ページをお願いします。歳入でございですが１枠目の目６土木使用料 節１住宅使用料につきましては、住宅管理戸数３９６戸における町営住宅使用料及び浄化槽使用料の見込みを計上しております。２１ページをお願いします。目５土木費国庫補助金 節１土木管理費補助金で説明欄の補助金につきましては、個人住宅の耐震化支援事業における補助金になります。次の節２道路橋りょう費補助金につきましては、歩道整備、道路改良、舗装補修、橋梁点検、法面改良及び自転車道整備における補助金になります。次の節３住宅費補助金につきましては、町営住宅の下道団地の改修工事及び建て替え設計における補助金になります。目８災害復旧費補助金 節２公共土木施設災害復旧費補助金につきましては、令和５年発生の災害で町道立野線の災害復旧における補助金になります。次のペ

ージをお願いします。1 枠目の目 3 土木費国庫委託金 説明欄の委託金につきましては、球磨川の樋門 19 か所の管理委託金として受け入れるものです。25 ページをお願いします。目 6 土木費 県補助金 説明欄の補助金につきましては、耐震化支援事業における補助金になります。次のページをお願いします。1 枠目の目 2 農林水産事業費県委託金 説明欄の清願寺ダム管理委託金につきましては、管理経費として所要額の 2 分の 1 を受け入れるものです。目 3 土木費県委託金 説明欄の委託金は、県管理河川 8 河川の堤防除草の委託金として受け入れるものです。31 ページをお願いします。目 6 土木債 節 1 道路橋りょう債につきましては、舗装補修事業の財源として借り入れるものです。次の節 2 河川債につきましては、河川改修の財源として借り入れるものです。目 9 災害復旧費 節 1 公共土木施設災害復旧事業債につきましては、災害復旧の財源として借り入れるものです。47 ページをお願いします。歳出でございますが、目 21 環境整備資材等支給事業費につきましては、住民協働事業に伴う支出といたしまして道路や水路などの生活環境の改善に地域住民の皆さんが取り組んで頂く時の費用になりますが、主なものといたしましては節 13 使用料及び賃借料で作業時に必要となる機械借上料を建設課分で 340 万円、節 15 原材料費で道路舗装に要する生コンなどの材料費 340 万円を計上しております。84 ページをお願いします。目 17 清願寺ダム管理費につきましては、ダムの管理に要する費用になりますが主なものといたしましては、節 12 委託料で機械設備の保守点検や清掃、観測業務の費用を計上しております。次のページをお願いします。節 18 負担金補助及び交付金で清願寺ダム防災事業負担金につきましては、設備の改修に伴う負担金となります。清願寺ダム農地等災害復旧事業負担金につきましては、令和 2 年 7 月豪雨で堆積しました土砂の撤去に伴う負担金となります。94 ページをお願いします。2 枠目の目 1 土木総務費につきましては、会計年度任用職員の報酬などを計上しているほか、次のページで節 13 委託料につきましては、建築物耐震改修促進計画を更新するための計画策定委託料で、節 18 負担金補助及び交付金につきましては、個人住宅における耐震化支援事業と致しまして、耐震診断や耐震改修、危険ブロック塀撤去に対しての補助金を計上しております。次の枠の目 1 道路橋梁数総務費 節 12 委託料につきましては、道路台帳を修正するものであり令和 7 年度に行いました道路改良で変更が生じた部分を修正するものになります。節 18 負担金補助及び交付金につきましては、各種協会や期成会の負担金になりますが、3 行目で県工事負担金につきましては、国道 219 号の側溝整備に伴うものです。次のページをお願いします。目 2 道路維持費 節 10 需用費につきましては、道路維持作業における消耗品や公用車の燃料費、町道や公用車の修繕料になります。節 11 役務費で登記手数料につきましては、道路改良に伴う未登記分の所有権移転の費用になります。節 12 委託料で設計委託料につきましては、橋りょう点検を行うものです。道路維持委託料につきましては、町道の除草業務の委託料になります。道路施設等維持管理作業員派遣業務委託料につきましては、作業員 10 名分の費用です。節 13 使用料及び賃借料で機械借上料につきましては、道路維持補修時の建設機械の借上料になります。仮設資材リース料につきましては、道路災害における応急対応といたしまして敷き鉄板のリース料になります。次のページをお願いします。節 14 工事請負費につきましては、舗装補修、自転車道整備、防護柵設置などの維持工事を行うものです。節 15 原材料費につきましては、町道の維持管理における補修材料といたしまして舗装補修材、側溝の蓋などの資材を購入するものです。節 17 備品購入費は、刈払機、ブロアを購入予定です。目 3 道路新設改良費 節 13 使用料及び賃借料につきましては、工事实績情報システムでありますコリンズの使用料のほか、積算業務に使

用するデータやシステムのリース料を計上しております。節 1 8 負担金補助及び交付金につきましては、新免田線の道路改良に伴う負担金であります。錦町で計画されておりますあさぎり町との境界付近の道路改良におきまして、接続する新免田線の未改良部分の工事を行ってもらうために対象工事分を負担するものです。目 4 道路改良費につきましては、次のページで節 1 2 委託料につきましては、茶屋西別府線の用地測量、岡原免田線の取付け道の測量設計となります。節 1 4 工事請負費につきましては、歩道整備として、黒田古町線を継続して実施するものです。節 1 6 公有財産購入費につきましては、黒田古町線の用地取得になります。節 2 1 補償補填及び賠償金につきましては、歩道整備に伴う電柱移転の補償となります。次の枠の目 1 河川総務費 節 1 2 委託料で、樋管操作員委託料につきましては、球磨川の樋管 1 9 か所の管理委託になります。県河川除草委託料につきましては、県管理河川 8 河川の除草について県から受託し実施するものです。水門操作委託料につきましては、田頭川放水路の水門の管理分になります。節 1 3 使用料及び賃借料につきましては、河川に堆積した土砂や流木の撤去などの機械借上料になります。次のページをお願いします。目 2 河川改修費 節 1 4 工事請負費につきましては、免田川の堆積土砂の撤去と立堀川の護岸改修、伊賀川の河川改修を行うものです。次の枠の目 1 公園費につきましては、主に岡留公園の維持管理に要する費用になりますが、節 1 3 委託料につきましては、案内看板の更新、樹木の剪定を予定しております。節 1 5 工事請負費につきましては、北側駐車場のうちく対策や公園内の歩道の補修を行うものです。次の枠の目 1 住宅管理費、次のページで節 1 0 需用費の 5 行目で修繕料につきましては、住宅 3 9 6 戸の経年劣化などによる壁や床、水回りの修繕を行うものでこれまでの実績により計上しております。節 1 2 委託料につきましては、浄化槽の管理として 3 0 基分の保守点検を計上しています。節 1 4 工事請負費につきましては、覚井団地の外壁工事を計画しております。目 2 住宅建設費、次のページで節 1 2 委託料につきましては、下道団地の改修工事に伴う管理委託料と建て替え工事に伴う設計委託になります。節 1 4 工事請負費につきましては、下道団地 2 棟 8 戸の改修を行うものです。1 2 5 ページをお願いします。1 枠目の目 1 公共土木施設災害復旧費 節 1 4 工事請負費につきましては、令和 5 年発生の災害になりますが立野線の災害復旧を行うものです。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 小山上下水道課課長補佐。

●上下水道課長補佐（小山 英治 君） それでは、上下水道課所管分について説明致します。2 1 ページをお願い致します。歳入になります。目 3 衛生費国庫補助金 節 1 保健衛生費補助金 浄化槽設置交付金は、個人が設置する合併浄化槽に交付する補助金で、その 3 分の 1 の金額を国から受け入れるものです。5 人槽 1 0 基分を計上しております。2 4 ページをお願い致します。目 3 衛生費県補助金 節 1 保健衛生費補助金 説明欄 2 行目の浄化槽設置事業費補助金は、先ほどの国庫補助金と同様に合併浄化槽の設置に交付する補助金で 3 分の 1 の金額を県から受け入れるものです。なお県補助金については、新設分は補助対象外となっており、単独浄化槽やくみ取りからの転換のみが対象となっております。5 人槽 2 基分を計上しております。6 9 ページをお願い致します。目 3 環境保全費、次のページをお願い致します。節 1 8 負担金補助及び交付金 説明欄 2 行目の浄化槽設置整備事業補助金は、浄化槽の設置に対する補助金で 5 人槽 1 0 基分と設置に伴う水洗便所の改造または新設工事に対する補助金を計上しております。その下、合併浄化槽維持管理費補助金は、下水道処理区分区域外に設置の合併浄化槽で年間の維持管理費が下水道料金に換算した場合の費用より高額となる場合に、その差額分を補助するものです。対象世帯は 3 8 9

世帯、公民館7件となっております。75ページをお願い致します。上の枠、目10水道費 節18負担金補助及び交付金 水道事業会計補助金は、収益的収入の財源で総務省通知による公営企業繰出基準相当額を補助金として支出するものです。次の節23投資及び出資金 水道事業会計出資金は、資本的収入の財源で主に起債の償還元金や建設事業費の財源の一部として支出するものです。101ページをお願い致します。2枠目、目1下水道費 節18負担金補助及び交付金 下水道事業会計補助金は、収益的収入の財源で総務省通知による公営企業繰出基準相当額を補助金として支出するものです。次の節23投資及び出資金 下水道事業会計出資金は、資本的収入の財源として主に起債の償還元金や建設事業費の財源の一部として支出するものです。上下水道課所管分については以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで休憩致します。再開は13時30分と致します。

休憩 午前11時59分

---

再開 午後 1時30分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田 和行 君） 追加説明はありませんか。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それで質疑が足りないようであれば一括で質疑を頂く時間を設けたいと思います。それでは最初は総務課及び会計課分についての質疑ありませんか。総務課及び会計課分から入ります。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。ページは103ページになります。ひとつは確認です。防災アドバイザーというのが町には3人いらっしゃいますが、その方たちが今ですねサロンであったり、各地区であったり、学校関係で防災についての講話をしていただいておりますけれど、その方たちの日当というか派遣時のお金っていうのは、どこに入っているのかっていうのが1点目です。2点目、防災士の資格取得について予算が組んでありますが、実は今年度、郡内で小学生が資格を取得したという話題がございましたが、この講習会の対象者っていうのは町民であれば年齢は関係ないのか、っていうのが2点目です。3点目は、防災士会に関しましては補助金がありますし、今回防災士の資格取得講習についても予算計上がございますが、実は令和2年の豪雨災害時に全くネット環境が整わなかった時に、アマチュア無線を使って通信をされたという球磨村の事案等もございます。今年は槻木とですね無線もあったっていう新聞記事等もございましたが、このアマチュア無線の資格取得については、今後、予算計上のお考えはないのか、今回はなかったのでその3点お伺いです。

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時33分

---

再開 午後1時34分

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩前に引き続き会議を再開します。酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。それではまず1点目の質問でございます。防災アドバイザー3名ございますが、一応活動の謝金としまして3人の3回分の5,000円ということで、報償費のほうに4万5,000円を計上しているところでございます。それから、次の防災士の取得のための資格取得のための講習会負担金ということで、これにつきましては特に年齢等の制限は設けてませんのでどなたでもといいますか、御希望であれば対象になるというふうに考えております。それから3点目でアマチュア無線につきましては、先月ですか、本庁舎とあと関係公共施設等でですね、電波の調査をアマチュア無線の協会といいますか、組織のほうでされております。それらの結果を踏まえまして、町がどういうふうな関わり方をしていくかというのを今後は検討する必要がありますので、それを踏まえて資格等の問題が出てくるかなというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。今、防災士会は郡内でも増えておりますし、あさぎり町のみならず地域のですね管内の防災士会での連携も図っておられますので、是非たくさんの方に関わっていただければと思います。福永危機管理監もいらっしゃいますので引き続き啓発のほうをお願いしていきたいと思います。それからアマチュア無線のほうにつきましては、今町のほうと担当各位のほうで関わっていただいているということですが、今までの災害時の事例等もありますのでこの件につきましてもしっかりと調査して対応をお願いしていきたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 福永危機管理監。

●危機管理監（福永 誠 君） はい。防災士の助成と育成に関しましては、3名の方が主に活動していただいておりますが、助成の目的としては町の防災活動というところに貢献していただきたいという目的がありますので、その点を踏まえましてですね、皆さん町民の皆さんに啓発をしていきたいと思います。あとアマチュア無線のほうに関しましては、現在御指摘のとおり通信手段の非常時の通信手段については、一般回線が断絶をした時については、現在ですね、町民また防災士会との手段は断絶する、なくなるというふうな私のほうで見積もっております。この代替手段としてアマチュア無線も含めまして、様々なツールを検討して町としてどのようなツールが役に立つかというところを検討中ですので、今しばらくお待ち頂きたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） はい、ほかに質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい、11番です。44ページ。防犯灯設置助成金が計上されております。その実績をお願いしたいと思います。それと工事請負費で通学路に防犯灯を設置するというようなことでございましたが、どのくらい予定されておられるのか。それと防犯カメラ保守点検委託料ですけども、これは8年度は十分予算計上しておられるかお尋ね致します。

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩致します。

休憩 午後1時39分

---

再開 午後1時41分

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩前に引き続き、会議を再開致します。酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。まず1点目で防犯灯の修繕につきましてですが、把握してる分で2,030基ございまして、それぞれ老朽化による修繕を行っておりますが、今年度予算でもですねちょっと不足しておりまして、予備費なり流用により対応しているところでございまして。令和8年度におきましては、前年度より増額しておりまして前年度は493万2,000円でしたのを600万円の予算をお願いしているというところでございまして。件数についてはちょっと把握出来ておりません。それから工事請負費で防犯灯の新設箇所ということで優先的に通学路等になるかと思いますが、こちらにつきましては、現時点でどこでということではございませんで一応5箇所をめどに予定をしておりましてその分の予算を確保しているというところでございまして。それから3点目で防犯カメラの保守点検につきましては、ずっと継続的に行っております、特に問題なく保守が行われているものと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい、分かりました。私もですね、防犯灯が切れておりましたので上支所に行っただけですね「取替えをお願いします」って言ったんですね、1月だったと思いますけども、その時に「もう予算がないですから総務課長にそう言われるそう総務課長から伝えられて言われているので、新年度予算でないといけない」っておっしゃったものから、町民の安心安全を守るのに予算計上がどんなになってるのかなあ、そんな思いがしたものですから、8年度はですね、十分な予算が出来てるのかなあそんな疑問を思いましたので質問させていただきました。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。特に今年はですねそういうことで修繕か所が多く大変住民の方にも迷惑をおかけしてるところでございまして、来年、先ほど申しましたとおり予算を増額しておりますのでそれで足りない分はまた補正なり検討して進めていければというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 溝口議員。43ページの交通安全対策について伺いますが、工事請負費で計上してあります。前年度と同額のようにありますが、去年はですね入札で355万の区画線の入札が行われております。去年度は7年度ですよね。その区画線は何kmされたのか。そして尚且つですね今回の予算が計上してありますが、何路線で何kmをやろうとしておられるのか。というのはですね、やっぱり町内いろんな町道を見てみますと、もう消えてるところが区画線が消えてるところはいっぱいあるわけですね。これは以前からやっぱ同僚議員からも指摘が

なされておる問題でして、やはり通学路については早急にやっぱりしてあげるべきじゃないのかなって思うわけですね。これは1回引いたら来年もせにゃいかんわけじゃないわけですよ。何年も白線が区画線が消えるのは、数年先ですよ。であるとするならば、もう少しやはりスピード感を上げて町内全域やっぱりしてあげるべきじゃないでしょうかね。1回すれば、来年する必要はないわけでもっと要望があっても、今年もしていただいてない状況です。もう少しその辺は積極財政を組む以上は、こういったところにもめり張りをして、対応していただきたいなというふうに思います。それに対する答えを頂きたいのもう1点はもう一緒に質問しますが、102ページの消防団の予算を組んで頂いて待遇改善もかなりですね今年は費用弁償等もあげていただきました。大変消防団も喜んでると思います。その中でもう1点確認しますが今年は操法大会です。今、一生懸命練習してます。これは放水競技大会もそうですけれども、町の代表として今度は上球磨、それで優勝すると県大会、全国大会ってあるわけですが、今、消防団が何を言ってるかといいますと「優勝して慰労会行くと会費が取らるってですたい。出場のお祝い金以上に団員が手出しをせにゃいかん。」私は初めて聞きましたが今回。やっぱり町の代表としていくのであればですよ、そういう場においては、町長以下執行部幹部の人たちがですよ、補填してあげるとか。やっぱり一生懸命練習して町の操法大会が終わってから、上球磨に行く間もですよ、何回もまた繰り返し繰り返し練習して、代表としてあさぎり町の名を背負っていくわけですから、そういった少しは配慮があってもいいんじゃないのかないうふうにも思うんですね。やっぱり消防団に余りに個々人に負担をかけるようなことは避けていただいたほうがいいんじゃないのかなと。今年は特に操法大会。だからこそもう操法大会やめてほしいっていう若い団員が多くなってきてることは事実ですから、その辺りの対応策を含めて伺います。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。まず1点名ですが交通安全対策につきまして区画線の設置等を行っておりますが、ちょっと令和7年の実績を持ち合わせておりませんので必要であれば後ほどお答えしたいと思います。こちらの予算につきましては、毎年経常的にずっと500万ということで計上させていただいております。それを毎年行われる通学路点検等でですね、要望があった部分について優先的に対応しているというところでございます。町道の延長も極めて長いこともありまして、中々これを全部計画的に行うという難しいので、要望があったところを優先的にするところを毎年見極めながら対応しているというのが現状でございます。それから消防におきましては、その対応はですね、各分団・部でまちまちだろうと思います。私も過去に何度か県の操法とも出場したことがあります。その時は恐らく負担金はさほど個人の負担金はなかったかなあと考えておりますのでその部の対応にもよるかと思います。なるべく団員の負担がないようにですね、考えていければというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。区画線についての現状は分かります。ところが要望の優先順位っていうのが分からんとですよ、我々には。通学路はいっぱいありますし要望もしておりますが、中々それが進んでないのが現状ですよ、現状は。だからどこにどういう優先順位をつけてされているのかというのが明確に示していただければ分かるんですよ。だから今年度もどの路線を何kmやりますって、明確にされたらどうですか。要望がいっぱい上がってると思うんですよ。町内全域見ると白線が消えてるところいっぱいあるじゃないですか。だから予算が通って

からね、どこどこするじゃなくて。どこどこをこれだけするから予算を計上するっていうのが本来じゃないのかなって私は思うんですよ。うん。だから今さっきから言ってるように1年で白線が消えるわけじゃないんですよこれは。だから白線を区画線をした後はですね、気持ちがいいでしょ。みんな。だから私は、美しいあさぎり町づくりをやってほしいなと思うとですよ。そしてそういったところのきれいな道は、ごみのポイ捨てがない。だからこそ美しいあさぎり町。私はそういう気持ちでいるんですけれども、もう1回ですよ、もう今までと従来と同じようなことじゃなくて、もっと町をもちろんもっとすっきりときれいな町にして欲しいなという思いがありますし、優先順位があるとするならばそれをしっかりと示していただいて予算計上していただきたい。そして尚且つ消防団の手出しの問題は、今年から見直していただければありがたいんですけども、みんな上球磨行きたいと思って優勝したいと思って練習してるわけですから、彼らがどこの部になるか分かりませんが、一生懸命した人たちに対してはやっぱり敬意を表して執行部ですね、公費で全部というわけにいかんでしょうけれども手出しの部分は公費で皆さん方が行かれるわけですから、やっぱりそういう方々が余分に出して、消防団員から会費としてもらわんでもいいように今年から取り組んで頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。区画線につきましては、御承知のとおりほぼ、ほぼといいますか多分恐らく消えてる路線のほうが多いかなというふうに思っております。それを調査して計画的にやるっていうのはそれだけ職員でも対応も中々全部を把握するのは難しいということであればまた委託なり業者介してということで費用もまた発生するかと思います。耐用年数につきましては恐らく数年だったと思いますが、それごとに毎年毎年ですね、町道対応していくっちゃうのはちょっと無理があるのかなという感じもしますが、現状としましては通学路点検が上がってきた時にはそれを優先にすると。あとは区長なり区長さんから要望があった時には、それに対応するということでもありますので、区長さんを通じてでもですね各地区で重要な路線については要望していただければ、それに対応していきたいというふうに思っております。消防団につきましても町村役場職員も一緒ですが特に飲食の場合には、個人負担を発生しているという状況でもありますので、それを踏まえて過度な負担にならないようにですね、対応を考えていければというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい、ほんなら区画線については再確認ですが、通学路点検あるいは区長さんからの要望については、ちゃんと把握をするという話ですね。それは、だったらそれは区長会等でも区長さん方に話をしていただかないといかんわけですよ。要望書を、要望書って言ったらおかしいんですけれども要望をしていただきたいと。区の中で区画線を必要とするところは、提出頂きたいと、いうそれはちゃんと区長会で話をしていただけますか。その通学路点検のは、もうそれは学校関係の皆さん方教育委員会が把握してるわけですから、そうね。それ以外のもになりますけれども、区長さん方は、また通学路点検の内容もまた分からないし、区長さん方もね、おられる可能性だってあるんで。そこはしっかり連携をとって情報収集をしていただいて、その上において必要路線kmが出てきますよね。当然、建設課で調査は日頃から見て歩いてるわけですから、建設課におられたんでその辺はもう十分把握ができるんじゃないかなと思うんで、しっかりと対応してください。はい。そして尚且つ早急にですよ、白線の消えてない

まちづくりにもう一歩前進していただければと思いますけどもね。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） 区長さん方にはですね、区長会の折でもそういう要望を受けるような体制ということでお伝えしたいと思いますが、7年度におきましてはですねある区長さんからの要望でやった地区もございますので、そういうことで引き続き取り組んでいきたいと思えます。また費用面につきましては、例えば要望がたくさん出てくるようであればですね8年9年度以降の予算にも反映していければというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。2点お尋ねいたします。1点はですね、いま溝口委員からお話がありましたけど、私も道路の区画線といいますか、このことについてはいろんな方々から要望をお伺いします。もう私自身も1番危ないなっていうふうに感じたのは、やはり町道の場合片側1車線ですから、中央線がないところもあるし消えてところも多いんですよね。となれば対向車がですね、非常に中央線寄りに来るということで衝突の危険性を感じるっていうようなことをよくよく耳にするものですから、外測線を先に優先するのか、センターラインを優先するのかという時になるとセンターラインかなっていうふうに思ったんですよね。今度はまた他の人に伺うと、外測線がないと、どこまでかどうか分からないとか、特に夜間ですね。様々におっしゃるのでそれを全てほんとに総務課長おっしゃるように対応されるのは、これはまた大変な予算と労力がかかると思いますから、選択と集中という意味じゃないですけどもう少しですね、予算について検討していただきたいというのが私も質問の中に持っておりました。ひとつ私の記憶を辿ればですね、この交通安全対策費の500万というのは歳入側のですね16ページにあるんですけど、交通安全対策特別交付金というのがもともと500万ほどあったんですよね。それを対応した額で歳出側に予算を組んでたという経緯がありましたので、現状見ても今も500万ですから。交付金対応というよりももう町がですね、どこまでその優先度合いを高めるかということにシフトを変えられたらいいかなというふうに思って今聞いてたんですが、是非ですね、中央線なのか外測線なのか。あるいは停止線は、これは警察でないと引けないというふうに伺いました。建設課の担当の方からですね。上小学校のところの三叉路っていうか、あそこは県が工事されたんですけど停止線だけ引いてないんですよ。「何ですか」って聞いたら、「これは警察の仕事ですから」とおっしゃるんで。それはちょっと縦割りでも余りにもひどい仕事だなというふうに思って、県のほうにつないで頂いて県が警察に伺ってここでいいですかっていう話を頂いて、県が工事をすれば済む話でしょっていうふうにしたんですよね。ですからそういうこともあるので、是非ですね、1番の利用者の立場をですね考えていただければというふうに思います。このことについてはもう町長なり副町長の御答弁を頂ければ結構です。それともう1点はですね、43ページに支所費がございます。私一般質問でもお話ししたんですけど、議員研修で高森だったですかね伺わせていただいた時に、支所費用を本当にもう端的に経費節減してあった事例を伺いました。ここでは77万3,000円ということですけども、人件費は入ってないですよ。人件費は総務費の中の他の目に入ってると思うんですけど。やはり支所の今後の在り方については、一時今後の方向性というのを町長のほうからもお話がありましたけど、今後ですね、どのような時期に支所をどう運営していくのかということについてお尋ねをしたいと思えます。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。区画線についてはですね議員おっしゃるとおり中々中央線、それから外測線一度に引くというのはちょっと費用的にも過分にかかるものと思っております。感覚的に私個人の感覚ですが申しますと、二車線の片側一車線の二車線の道路につきましてはですね、センターラインがあれば安全に通れるのかなあという感じはしております。単純な一車線道路ですね、の場合にはやっぱり外測線がないと路肩において危険性が発生するのではないかとこの感じがしております。その辺は使い分けながらですね対応していければというふうに思っております。先ほど申しましたが要望等を伺いながらですね、必要な予算については獲得していければというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。交通安全対策につきましてはですね、今後やっぱり内部のほうで検討いたしまして交通安全につながるよう、十分対応していきたいというふうに思います。支所機能につきましてはですね、実は令和8年4月からコンビニ収納を開始する予定でありましたけれども標準化対応が延期になったということでこれは令和9年の秋以降ということになりますので、早くて令和10年4月をめどにですね、支所の在り方というものを決めていきたい、にどうするかというものを決めていきたいというふうに考えています。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに総務課及び会計課に対する質疑ありませんか。次に企画政策課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） ページは41ページです節の18のですね負担金補助及び交付金の中の地域脱炭素推進補助金ですけど、この金額は国からの補助をそのまま事業者に支出するという金額だと思います。これが令和5年度に開始された時にですね実は全協だったかその中で、電力の事業所が実態がないので分からないと。どういう会社なのか。ということで、その時にできればこの決算内容辺りを提出して欲しいということをお願いしてその時に「分かりました」ということで言われたと思います、決算内容関係ですね。それがまだ提出されていないのか見ていないものですか、その辺のことはどうなってるのか。それからこれはですね供給されてる電力の売上げの1%を事業所が本町に寄附し、再エネ推進基金ということでそういうものをつくるということだったんですけど、その金額もどこにあるかちょっと私も見つけられなかったのもその金額と、先ほどの決算内容に関しての説明の問題に対してどう思ってるのか考えをお聞かせください。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。令和5年度のお話ですかね。この脱炭素事業はですね確かに令和5年度からの事業でありまして、令和9年度までの5か年間ということで計画をされてきたものです。で、決算内容と言われるのがこの事業に関する決算内容なのか、これを構成する事業体のですね、三者ですね、ちょっと待ってください。事業体制としましては、三者で構成されているところです。その中で今あさぎりエナジーさんですね、が代表を務められて今事業を進めていらっしゃるということですが、令和5年度のお話ですので私もそこはちょっと分かりませんが、そういった話があるのであればですねちょっともうちょっと調査っていうか、決算の内容っていうかその会社の実態ですね。それは例えば新しく立ち上げられて、いま事業をなされているものに対しての実態のお話なのか。もしくはそのそれぞれの三者で構成されて、今やられているそれぞれの会社のことなのかということもですねちょっと確認をさせていただいて、そ

して対応をさしていただければと思います。それから寄附金のお話ですかね。寄附金につきましては、この事業に係る売上げの1%を町のほうに寄附をするというようなところで一応協定ですね、協定を結ばれた時点で条項のほうにあったと思います。その状況ですが実際売上高としましてはですね、令和7年度から発生しているような状況ございまして、屋根エネ事業それから電力の小売事業ですね、これを合わせまして約4,000万を超えるような金額だったと思っております。ですので今年度が終わった段階でですね、その事業費というものが確定する7年度における事業費は確定しますので売上高が確定しますので、それに基づいたところでですね8年度にもちろん基金にするのかどうなのか、いろいろ検討していかなければいけないものはありますけども8年度にですねそういった検討も含めて、そして事業費売上げ高が確定したところで、その1%を寄附をするということは確実にやっていきたいというふうに考えます。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） 三者と言われましたけど私たちが思ったのは、当時ですねやっぱり実態がないって言いましたよね。その時のあさぎりエナジーさんというのは、新会社であったもんですから実績も何もない会社だったもんで、その辺の部分が分からないんで経営内容も分からないし、そういうことでこれが1年後にそういう事業をやった場合は、その後の決算的なものの内容が分かれば示して欲しいということをお願いして「分かりました」ということの了解を当時は、これもほかの同僚議員に確認したんですけど何人か。「間違いなかったですね」と言ったら「間違いなし」ということで言われたんで多分議員さん皆さん御存じだと思うんでその辺ちょっと調べてもらって、その1%も売上げが今後7年度で終わるんならどのくらい伸びて1%をどういうふうに使っていくのかということもあるもんですから、そういうものをちゃんと丁寧に説明して欲しいなということで今ちょっと質問してみました。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。はい、議員がおっしゃられたのはあさぎりエナジーの、を構成する事業所である球磨村新電力のことだったんですね。はい、分かりました。それについてはちょっと調べてですね、対応してまいりたいと思います。それから売上高の1%についてもですね、令和8年度に入りましてから検討を進めてまいりたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。このあさぎりエナジーの事業につきましてはですね令和6年度からずっと繰越し繰越しできているということで、収益的にはまだ投資額のほうが上回っているという状況でありまして、売上げについては、まだ報告は受けておりませんが、ただ、まだ赤字経営のような状況と伺っているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） 企画政策課に先ほどの4番議員に関連してお伺い致します。事業の売上げがまだ伸びてないということで今町長からお話がございましたので、私のほうからはこの事業に対しまして、これまでの達成の状況ですねマイナスというのは分かるんですけども、戸建ての住宅20戸分ということで今日の予算の説明は受けておりますが、最初に環境省の採択一覧で見ました時はですね、戸建ての住宅が1,437戸ということで採択をされてるんですね。恐ろしく数字も違ってるんですけども現在その戸建ての住宅に対してこの事業というのが、どれくらい反映しているのかその真正度合いっていうのを分かれば教えていただきたいということ

と、あと2030年、あと4年ですね、がこの計画の最終年度というふうに聞いております。それでこの採択されたことでこの事業の達成が困難ということが分かった場合ですね、何らかのそのペナルティとかそういうものは発生するのでしょうか。あさぎりエネルギーさんにしましても、関連の団体とかにですねそういうペナルティが発生するのかどうかというのをちょっと伺いたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。そうですね。令和5年度からこの事業始まっておりまして、戸建て住宅に対する計画というのは100件ということで当初計画されているところです。令和8年度についてはそのうちの20件と20戸ということですね。しかしながら昨年、今年現年度ですね、令和7年度については、以前全協でも説明はしておりましたが、先行地域が設定されておりますのが岡原と深田地区ですね。そこで一応先行地域として事業費が一応計画されていると、5年間の計画がされているというところなんです。しかしながら、その地域だけでは中々無理があるということで、独自にですね、令和7年度現年度については、地域レジリエンス事業ですね。これは岡原・深田地域以外の施設に対する事業となりますがそちらのほうの採択をですね熊本県で第1号で受けまして、本年の1月ですね、そこまでに実施する必要があったということで、本年度事業分については、繰越しという形になっているところなんです。そうですね。ただ当初の令和5年度からその計画されている事業についてですね、特に公共施設等はですね問題なく事業が進んでおりますが、中々戸建て住宅分とそれからソーラーシェアリングですね、農地等への立てる営農型の部分ですけども。そこにつきましては、中々農家の理解とかですねそれから農地法上の問題とかもありまして、思うように進んでいないという現状があります。そして戸建て住宅についてもですね他の事業を優先してしてきたこともありまして、中々今現時点では進んでいない状況ということで、令和7年度までに終わっている事業件数と致しましては、1件のみということになります。ただですね令和7年度に説明会等を開いてですね、お話を聞きにこられた、その方々が一応35件ありました。契約手続中、現在進行形ですね、この方々が18件ありまして、そして既に契約を締結しているものも8件あると。ですので26件分は一応あるということですね。ただ先ほど申しましたとおり、レジリエンス事業等で思うように進んでいかない、いつてない現状もありまして、現在竣工しているのはそのうちの1件というところなんです。次年度につきましてはですね本来はソーラーシェアリングについての事業も8年度については計画されていたんですが、そういった事、今の現状もありますので、戸建てのみに集中しようということであさぎりエネルギーさんを中心として、そうですね。今改善策として、いろいろ環境省ともやりとりをしてるんですが、例えば祭りとかですね、そういったところにブースを設けて説明の機会を増やしていこうということで、8年度は取り組む予定ということになっているところなんです。それからペナルティの話ですね。そこにつきましては、今申し上げましたとおり環境省とも情報の共有、現状の進捗状況ですね、そこは都度情報を共有しておりますので、現時点においてはそういった話はなくてですね、計画の変更も含めたところでの可能性が十分にあるというふうに私も思っておりますし、ということからいけば、あさぎり町としましては熊本県で5番目ぐらいの、そうですね、カーブゼロカーボン宣言をして、この事業に取り組んでいる自治体としましては、熊本県で5市町村ぐらいありますけど、そのうちの1町村ということで、全国的に見てもまだまだ少ないんですよ。そういう状況を踏まえて中々環境省からお話を伺っているのは、100%を

達成しているところはないという話も聞いておりますので、ペナルティ確認はしておりませんがペナルティはないものということで考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（５番 難波 文美 さん） はい。中々厳しい状況ということを経数を聞きまして思いましたが、当初に採択された時が公共施設ですね、が９施設、民間が１３、その他５施設ということで２７施設を目標にこの採択をされてるわけなんですね。で、このしんしょう、取組のしんしょうが一定の水準に満たっていない場合の、その交付金ですのでそういうものの返還といいますか、ほかの補助金とかに関しましてはそういう決まりがあるんじゃないかと思いましたが、お尋ねをしたところでございます。ダムもですね確か１，０００億円ぐらいはもう減額してこの脱炭素事業に今年度はなってるんじゃないかなというふうに思いますが、どういう方向になるかはですね、国の動向を見ながらということではございますけれども、出来ますれば業者さんにしましても町にしてもですね、マイナスが出ないような事業となればというふうには思っております。あともう１点ですけども、４６ページから４７ページにかけて委託料がございます。地域おこし協力隊の関係ですけども。これテレワーク施設ですね。非常に大きな金額をずっとかけてこのテレワーク施設に関しては、いろんな事業に取り組んでこられてるわけなんですけども、関係人口の創出業務ということで今回もまちづくり業務を含めてですね、大きな金額となっております。これまでのこの事業に関するしんしょうどについて、分かる範囲で教えてください。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） テレワーク施設に拠点とした取組ですね。その中でそうですね。地域おこし協力隊の話。まちづくり業務委託料ですね。はい。これにつきましてはですね。

◎議長（小見田 和行 君） はい、暫時休憩致します。

休憩 午後２時２３分

再開 午後２時２６分

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。テレワーク施設におきます地域おこし協力隊の関係人口創出業務委託料についてですが、現在２名の地域おこし協力隊にＡＬＯＴを拠点としてですね、活動を頂いているところです。１名の方はですね、昨年の６月からということで活動をしていただいておりますが、中々内容的には難しいんですが簡単に申し上げればですね、Ｗｅｂ３技術による関係人口の創出ということで、その取組においてですね、デジタルコミュニティでのチャンネル設定とか参加者の誘致ということ。それを通してですね、それを通して人との関係性、町内を問わず人脈を広げる活動などをされているということです。現在はですねそのような取組とあわせて、中々目に見えてこないということもありまして、主にイベントの企画とかですね、ＡＬＯＴの利活用について、いろんな取組をされていると。この取組につきましては、ホームページとかですね、あさぎりナビ等でも周知を毎月されておりますのでそちらを御覧頂け

ればと思います。それからもう1名の方は、今年の1月から就任されておりまして、こちらはですね、もう1人の方と連携はされているんですが、主に先行他の地域ですね先行事例などを参考として、独自の計画といいますか、どうすればそのALOTの利活用を含めて関係人口の創出を図ることができるのかというような取組で現在やられているところです。それから、まちづくり業務委託料の中身についてですが、こちらの中々中身についてはですね分かりづらい部分もあるかと思いますが、位置づけと致しましては、地域内のコミュニティの活性化を図るとともにあさぎり町で学び挑戦するコンセプトに、コンセプトを挑戦することをコンセプトにした未来創造カレッジを通年開催、通して開催すると。それから関係人口創出に関わるPRコンテンツの制作であったり、地域内人材と共創して作成することで、シビックプライドを醸成するというような取組ですね具体的には3つの事業に分かれておりまして、共創プログラム形成事業、それからシティープロモーション事業、それから関係移住人口創出事業ということでそれぞれ活動を行っています。中々私の説明も分かりづらいところもありますが、内容はですね細々ほかにいろいろありまして、そうですね概略といたしましては、今申し上げたような内容となっているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） はい、ありがとうございます。分かりにくいという言葉が何度も出てきましたが、本当に分かりにくいなと思いながら聞いておりました。私はよくホームページを見るほうなので確認をするんですけれども、せっかくデジタル関係とか、そういうおしゃれ、ちょっとおしゃれな言葉が多いなと思うんですけれども、そういうふうにしてあるのであればですね、ホームページのリニューアルももう少し頻繁に行われたほうがいいんじゃないかというふうに私は住民として思います。リニューアルされてるのは今年の6月なんですよ。ホームページのリニューアルされてそのまま止まっております。で、「こけけ～あさぎり」とかSNS関係を見る方は、何となくつかめると思うんですけれども。どのようにこの事業に取り組んでいらっしゃるのかなあというふうに見えない部分というのが多かったものですから、この予算がしっかりとそこに反映しているものなのかを確認したいと思ってお尋ねを致しました。もし事業が進んでおつてですね、住民の方にそういうものを周知させるようなイベント等も企画されているのであれば、早めにお知らせ頂けるとありがたいなと思いますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい、分かりました。実はですねこの事業をされているのがあさぎり商社のほうに委託をしております、そこに所属する地域おこし協力隊のほうでされている事業ということになります。で、先週の水曜日からですね令和7年度の活動報告ということでALOTのほうで開催を致しております。中々周知がですね、事前に出来ていなかったということもありまして少ない、来ていただいた方はかなり少なかったんですが、取組的には素晴らしい良い取組をされているなというところで話を聞いたところです。はい。私からは以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 長沼デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（長沼 宏季 君） はい。デジタルツールを用いた広報、先ほどのホームページでの公表という話もありましたので私のほうからも1点補足をさせていただきますと、まさ

に先ほど名前が挙がりました「こけけ～あさぎり」というウェブページは、このまちづくり業務委託の中の町のPRを委託している事業の一環としてホームページの運営、それから記事製作をお願いしているものになります。なので地域おこし協力隊の皆さんの活動の内容を域外の方に知っていただく。それで、町の魅力もあわせて周知をしていくという目的で、このまちづくり業務委託の内容としてホームページをつくっていただいているというところがありますので、引き続き、行政の情報発信のほうでも協力隊の方々の活動を皆様に知ってもらうよう努力をしていきたいと思っておりますが、ひとまずそのメインのまさに役割を担っている部分としてこの委託の中で「こけけ～あさぎり」の運営をお願いしているというような状態になっております。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午後2時33分

---

再開 午後2時45分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議長（小見田 和行 君） ここで会議を中断し、ただいまから東日本大震災による犠牲になられた方々の御冥福をお祈りしまして、1分間の黙祷を行います。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。黙祷。お直りください。着席願います。

◎議長（小見田 和行 君） 企画政策課分の質疑を行っております質疑はありませんか。永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） ページは41ページですね、バイオ炭のことで。あさぎり商社へ委託をするってというような説明でありましたけども、今、その現状がどうなっているのかを教えていただきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。バイオ炭の委託についてあさぎり商社のほうに委託をしておりますが、その中で地域おこし協力隊のとそれから竹林の再生協議会ですね。あさぎり町の。その方々に一応お願いをして取り組んでいるものなんです、そのですね作っていただいたものの、この使途ですね。が、中々当初の計画では、田んぼにまいて、ていうことでいろいろ考えられていたんですが、中々現状では広がっていない状況です。と申しますのも、その効果ですね。と効果っていうのが中々見えてなくて、今現時点でもそのことについては課題となっている部分なんです、ある程度使ってもらってですね、そして1回使ってもらっただけでは、その効果っていうのは中々見えないこともあります、何年かかけながら使っていただくことによって、お話を聞いてですね、聞いたりそれから土壌分析ですね。そこら辺も実施して、そしてある一定のその効果というものを整理しながらですね、やっていきたいというふうに今現時点では考えているんですが。先ほど申しましたとおり、現状では一応委託として製作はしてるんですが、製作したものを倉庫っていうかですね、このあさぎり商社のそばに置いておりますが。それを個別にお願いしながらですね、やっているというような状況でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） はい。中々課長の話聞いておりますと現状は難しいというようにことですね、計画的に入っていないと。しかしながら、これバイオ炭っていうのは間違いなく農作物、土。恐らく畜産業にすれば堆肥に混ぜることによってとかですね、いいことだとは私も薄学ながらあんまいですね詳しくありませんけども、いいと思って考えていいと思いますので、もうですね、どこかやっぱり農家の何軒かなりして畜産農家なりですね、使ってみてくださいというようにことを積極的にですよ。もうやったほうが、もう脱炭素の事業に取り組まれてからもう何年ですかね、中々そこ進まないのはですね、ちょっと残念と思っておりますので。せっくなれば今年ぐらいには少しぐらい、結果というのはもう農業面ですからほとんどすぐは出ませんよね。何年か使っていくということでは考えられないと思いますけども、何かこうきっかけになるような今年ぐらいにはっていうようなことを期待しております。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。今農業試験場のほうでですね、薬草の試験栽培を行われまして、そこにバイオ炭の活用をお願いしております。ですから収穫しての結果だというふうになりますけれども、もう少し効果というものを検討したいと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。この取組をしてですね、もう数年議員おっしゃるようになっていますので、来年度はですね、ちょっと農林振興課とも連携をしながらですね、取り組んでまいりたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） はい。４０ページです。報償費の中に男女共同参画標語賞金が掲載されております。この取組について御説明頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。男女共同参画における報償費ということで、本年度もですね今月の分も含めまして３回会議のほうですね開いているところです。と申しますのが来年度にですね男女共同参画の計画をつくる予定になっておりますので、その策定に向けた協議がメインということになっております。本年１月にはですね、アンケートのほうを町民の方にお願いしまして、１,５００通出しておりますので、その集計作業とともにですね中身の検討を含めて協議を行ってきたというところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） 標語とか、賞金って掲載してあるんですけど、募集の要項なんかはどうなってるんですか。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。これにつきましては、令和８年度にですね実施するこの当初予算の中身ということで、現時点におきましては要綱等はですね、まだ作っておりません。要綱につきましては、令和８年度に入ってからですね検討してまいりたいと考えているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） 要綱じゃなくて標語の賞金ってここに掲載されておられますよね。男女共同参画標語賞金で対象者はどんな方を計画されておられるのかな、そんな疑問を

持ちましたので質問させていただきましたが。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。対象の方のお話ですね、すいません。対象者の方は、例えば、小学生であったり中学生だったりですね、あと一般の部と。部門ごとに一応考えているところです。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。次に財政課分について質疑を行います。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。財産処分の基本的なことをまず確認したいんですが。今、山林の売却する場合、今問題になってる案件ですけども、その中に里道ですよ。道路が入ってる。もう今使わない道です。ただ、地籍でその分がとられて図面上は残ってるわけですが。これの売買。これはどういうふうな取扱いを町としては考えておられるんですか。というのは、実はあさぎり町のうちの石坂区の駐車場整備させていただきましたが、民有地が両方入って、その真ん中を昔のですね用水路と里道が地籍で残っていたわけですね。今現在はもう町から無償で使用していいよということになって、いま使わせていただいておりますが。これが売買となった時には、そのどのような取扱いをする計画で今、おられるんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 別にページは指摘はないですね。27ページだそうです。はい、中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。ただいまの御質問についてお答え致します。里道等につきましては、法定外公共物ということでそのほとんどが町に移管をされております。そういった土地につきまして民間・一般の方が譲渡を希望される場合につきましてはその譲渡、元々が里道でありますので、その周辺の方が今後そういった利用がなされないというふうな確認が取れましたら、それを有償にて御希望される方に譲渡するというふうな手続になります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。今お話は分かります。その有償の単価ですね。今これ農林振興課の関係にもなるとですが、鳥の例えば感染で今は家畜は埋立てなければ処分しなきゃならんわけですよ。そのためにその土地を求めて今おられる中で、今、全くその話が進まないという状況で。それはひとつは、今の里道の問題があるわけですね。だからそこは、通常の単価で考えておられるんですか。もう全く使う形跡もなければ、ただ図面上残ってるっていうものですけどもね。それも一般の道路の何て言いますかねえ。平地のと同じような取扱いをされるのか。そこは伺いたいんですけれどもね。

◎議長（小見田 和行 君） 中村課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。今御質問にある埋却用の用地につきましては、地元の地区であったり近隣の方との調整を終えまして、ただいま町が持っている土地につきまして、譲渡の手続に入っております。今議員から御指摘がありました話を聞きますと単価が非常に課題になっているというふうなお話のようでしたけれども、私たちの現在の認識ですね。これについては相手方とも今、協議を進めさせていただいておりますが、先ほど法定外公共物につきましては、町のほうにそのほとんどが権限移譲されているというふうに申し上げましたが、ここの部分につきましてはですねその移譲の対象になってないところ、まれにそういうところがあるようでして。そこに対する取扱いで今それぞれ法務局に確認したりとかですね、そういったところで今課題がある

というふうなところでございます。そういったことで先週そういった相手方との協議をさせていただきまして、そのようなところから関係機関に今確認をとりましてですね、今後の対応につきましては、来週にですね、休会日がありますのでそこでちょっと内部協議の場を設けておりまして、そこで内部の方針を決めた後に相手方のほうにお伝えするような今段階であります。今申し上げられるのは、ここまでということでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 分かりました。基本的なところ、やっぱり始めてじゃないのかなと思うんですけども、ここの辺は非常に移管されて、いろんなところでまた図面上残ってる部分がいっぱいあります。基本的なところをやっぱり決めておられたほうがいいんじゃないのかな。その都度その都度やっぱり対応する部分もありますけれども、やっぱりこういう場面はこういうふうにしていくとか、やっぱりそのほうが私は処理が早くいくんだ。相手方は、急いでおるし、ただやっぱり今言われるような事務手続の問題で長くなったり事が相手方からすると価格の問題であるとかって。やっぱり「中々進まん、急いどるんだけど」とか、やっぱそういうものが出てくるわけですね。やっぱりその丁寧な説明と合わせて基本的なことをやっぱり決めておられたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけれどもね。

◎議長（小見田 和行 君） 中村課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。通常ですね、権限移譲を受けている法定外公共物につきましてはですね、当然価格の設定からという実例が幾つもありますので、その部分につきましては、今、事務を停滞させるような理由にはなりません。そういったことで先ほど申し上げたとおり、ちょっと特殊な里道になっているということが今、ちょっと事務の遅れにつながっているものでございまして、相手方にもそういうことは丁寧に御説明させていただいております。ただやはり鳥インフルエンザの関連上やはり手続を急ぎたいというのは町のほうもそのように考えておりますので、そこら辺の解決に向けてですね、事務を進めていきたいというふうに考えているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 財政課分につきまして質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。1点お尋ねを致します。ページは、30ページから31ページでございしますが、この町債のですね種類というか説明にはですね、例えば総務債であれば鉄道施設整備事業債となっておりますが、私はここでちょっとお尋ねしたいのは、例えば過疎債であると交付税措置7割あるとかですね。そういう意味でのそちらのほうの起債の種類。過疎債であるとかですね。結果として今年度の財政措置がある分、それが何%とか。そういうのがもし資料的にはお作りのものがあれば今日でなくて結構なんですけど、教えていただければと思います。今ここで一々言葉で言ってもらっても中々大変でしょうから。ということでお願いをしたいと思うんですが。趣旨はそういうことでの要するに財政措置がどうなっているかの確認をさせていただきたいということです。

◎議長（小見田 和行 君） 中村課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。ただいまの質問についてお答え致します。当初予算において町債を計上するに当たりましては、地方債計画というのを確認しまして、それぞれの事業について各種事業が設けられております。その適債事業になるかという見込みをつけて、現在のところは計上しております。実際につきましては、県との協議の上、本当にその事業の適債事業として

認められるかというのがございますが、これまでの経緯等を踏まえて、予算を計上するに当たっては、この地方債を使いたいというふうな内訳を持っておりますので、その考えについて御説明させていただきます。まず1番優先度が高いというところで活用したいと思っているのが過疎債でございます。充当率100%、交付税措置率70%でございます。これにつきましてはソフト分についても活用が出来ますので、ハード分ソフト分につきまして適債事業と思われるもの。事業数としての見込みは、ハード分が7事業、ソフト分で4事業を今見込んで計上しております。次に緊急支援対策事業債 充当率100%、交付税措置率70%でございます。これにつきましては令和7年度、7年度までの事業でございましたが、今回の見直しにより12年度まで5年延長されておりますので非常に有利な地方債ということで活用をする予定でおります。事業数としては2事業でございます。次にこれも令和12年度まで活用が延長されました緊急防災減災事業債でございます。充当率100%、交付税措置率70%でございます。3事業について活用するよう見込んでおります。次に緊急しゅんせつ推進事業債 充当率100%、交付税措置率70%でございます。河川のしゅんせつ事業に活用できるものでございまして1事業について活用を見込んでおります。次に公共施設等適正管理推進事業債 充当率90%、交付税措置率50%。これにつきましては道路の舗装補修事業に活用するように現在のところ見込んでおります。あとは災害復旧事業債でございまして公共土木施設災害復旧事業債部分を見ておりますが充当率が90%、交付税措置率が95%。最後に学校教育施設等整備事業債 充当率75%、措置率が50%ということで学校施設整備事業の財源として活用を見込んでおります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、ありがとうございます。例えばなんですけれども私が知りたいのはですね、30ページでいきます。今のお答えのその詳細というかですね個別の話なんですけど、例えばこの1番目の総務債は、今おっしゃった分のどれを、確定はしてないにしてもですよ、どの起債を充てる。重度心身障害者医療費助成事業、これは、これは何なのか。そのうち、この事業に対してですねこの組分け総務債、民生債。それに対して今おっしゃったものがどれがあて今予定されているか。それをお知らせを頂きたいという意味でお尋ねをしているところです。ですから、今その何ていうかな、ずっと説明を頂いたの、もし分かればですね、後日でもまた資料をお示し頂ければありがたいというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 中村課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。あくまで先ほど申し上げた前提で活用できると今見込んでいっていることでよろしければ今事業数を申し上げたということは内訳は持っておりますが、それを口頭ではなくて資料がよろしいということでしょうか。はい、分かりました。ならもう資料は作っておりますので、提供できるような形でまた作成してお示ししたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに財政課分につきましては質疑はございませんか。次に農業委員会及び農林振興課分についての質疑はありませんか。豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はいページは82ページ中山間地域等直接支払制度について、お尋ねを致します。前年比が3,684万ぐらい増えているというような説明でございましたけれども、ネットワークあるいはスマート農業の加算で国の予算が増額されたというようなことでありましたけれども、この事業内容についてですね、詳細にまずお尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい、今回の中山間の直接支払制度の増額の理由と致しまして、ネットワーク加算、スマート農業加算ということになります。詳細な事業といいますのが、今後その中山間の直接支払制度を御利用頂いてます集落の方々に設立します協議会の中で詳細な内容というのは今後決めていくという予定にしておりますが、今現段階で町として案として考えてます事業内容につきましては、ネットワーク加算においては、防草対策、ラジコンの自走する草刈り機、それを利用した除草対策、あと高土手そういうところに対する危険か所に対して防草シートの設置を考えております。スマート農業の加算につきましては、共同的に省力効率化を農作業の中で図っていくというところで、ドローンを活用致しまして防除のほうを実施していきたいと考えております。こちらにつきましては、集落からオペレーターの方々を養成しながら、オペレーターにおいて集落そしてその集落を垣根を越えた中で、他集落のほうにも防除のほうを実施できればというふうに考えています。どうしてもオペレーター等が要請できないまたは事業料としてオペレーターの数では難しいという場所につきましては、農作業の受託事業体等をお願いしながら、防除ヘリ、ドローン等について防除のほうを行っていただきたいというふうに考えております。と併せましてスマート農業の加算では、ＩＣＴの鳥獣害の捕獲機。そちらにつきましては捕獲した時に、専用の受信機に捕獲の状況が流れてくるというような捕獲機になりますが、そのようなものを活用しながら有害鳥獣対策にも取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（９番 豊永 喜一 君） はい。いろんな機械辺りを導入されて担い手不足の中ですね、そういうネットワークあるいはスマート農業というようなことでありますけれども。この、例えば機械あたりを導入されるに当たって、今の段階で決まってないかもしれませんけれども、この機械の所有というのはどこになるのでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。今回新たに設置します協議会のほうの所有ということで考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（９番 豊永 喜一 君） はい。説明の中にもありましており協議会の中で機械を所有して、オペレーターの確保を図っていくと。当然例えばドローンの資格当たりの費用もこの加算の中に含まれているんだろうというふうに思いますけれども、うまく機能すれば大したものだというふうに私は思っておりますが、除草関係についてはですね、確かに中山間地においては、高土手あたりはですね、もう非常に農家あたりも高齢化になって中々難しい面もあるのではなかろうかというふうなことでですね。こういった面には非常に期待をしておりますけれども、是非人材という点では中々確保が難しいということもありますのでそこら付近はですね、いろんな農業支援センターとか、いろんな企業体あたりともですね連携していただいて、是非この事業がですねせっかくの事業ですのうまく機能できるようにお願いをしたいというふうに思います。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。いま頂きました御助言・御指摘等につきましては、しっかりと今後の事業に生かしていきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。小松議員。

○議員（１番 小松 英一 君） はい。ですね２点お尋ねをしますが、まず歳入側の２７ページにありますけれども素材生産売払収入がおおよそ２、２００万の減額。歳出側の８７ページの公有林整備事業費を見てみると、４、４９１万６、０００円という減額予算になっております。この要因をお尋ねをしたいと思います。それともう１点ですけど８４ページにあります川辺川土地改良区への補助金。これが前年度に比較しておおよそ３倍程度に膨らんでおります。この内容についてお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。まず素材生産収入の売払いの収入になりますが、こちらにつきましては、間伐をする事業面積が昨年度より減少しているというところで、金額につきましては、ヘクタール当たりの算出される拋出量に対して金額を掛けた金額になっておりまして、面積の減と今年度する部分ということで御理解頂いて結構かと思います。あともう１点が川辺川の運営費ですけども、令和７年度までにおきましては、事業を川辺川のほうで実施されていらっしゃる中で余剰金といいますか繰越金といいますか、繰越金のほうが多かったということで７年度までは町から出す負担金のほうが抑えられてました。今回、負担金の繰越金等が消化といいますか、使用されてしまったということで、正規的な金額が負担金が請求され負担するということになっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（１番 小松 英一 君） はい間伐面積の減といいますか、面積の縮小ということですが、それに至るにはですね、作業班のいわゆる球磨中央森林組合ですね。作業班の構成もあるのかなというふうに思ってるんです。やはり人材がいないと作業量が限定されてしまうということをお聞きしてますので、面積が減になった要因っていうのはどういうことなのかですね。間伐スする場所は様々にまだ残っておりますので、単純にその面積を減らす。ただ、そうなれば素材生産売払収入も減額になるわけですから、ここで仮にですね、売り払った収入で黒字になるのかどうかは別として、やはりこれは財産収入として考えていくならばですね、そのところの組立てはもうちょっと中身を考えていただくことは出来ないのかなというふうに考えます。それと川辺川についてですね。今後はどうなるのか。おっしゃったように繰越金がほぼほぼなくなったというか、その分を増額したということですけど、９年度以降についてどのようになるのかを、がお分かりでしたらお示し頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） まず間伐の面積につきましてですが、この今、実際球磨中央森林組合さん等に委託をして事業を実施してるところですが、本年度におきましては、間伐もそうなんですが、今後も皆伐、主伐的なものも考えていきたいというところで計画はしてきたところなんですが、まだ、そのような部分について議会のほうの御説明等も済んでいません。そして今後、考え方の整理もしっかりと出来てないというところで、面積がちょっと若干主伐の部分考えた部分が少し今年度は外れたというところで、ちょっと減になっているというところになってます。川辺川につきましても少し私そこが今後どうなるかっていうのをしっかりと理解を把握してないんですけども、今後も同程度の負担金が運営されていくんではないかというふうに考えてます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） すいません。今の質疑の中のを決してちょっと疑問に感じた点をお尋ねします。以前私がというか、いろいろ確認してきた中では、あさぎり町は主伐は当面考えない。要するに後の今度は植栽からそういつて育林にまた経費も要るしということで。そういう計画であるというふうに私は伺った記憶がありますし、そういうふうに認識をしておりました。今課長の御説明の中で主伐も検討したいというようなことをおっしゃってますが、そこはもうもちろん何かいろんな事情でそういうことをされ、変えられるのであればそれはひとつの方法であります、私の認識はそういうふうに認識しておりましたし、そのほうが、今の状況の中ではですね、適正であろうなというふうにそういう認識私持っていました。今の課長のお話ちょっと確認ですが、決定じゃないにしても今後主伐に取り組んでいかれる、当然その後の造林計画等も必要になってきますね。先ほど出ました作業班の方々のそういった労務の量というのもまたそこで出てくるわけですが。今の御説明そういうふうな理解をしましたが、それで間違いないんでしょうか。これあえてお尋ねするのは、さっき言いましたように私は大きな方針転換だと思うものですから。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。主伐につきましては、今まで間伐の事業をして今後やっていく、継続的にやっていくという計画で、その経営計画にのっとって今までやってまいりました。今後やはりどうしても更新時期が来てる80年を超え、100年近い部分もあると。そういう部分につきましては、やはり少しは考えないといけないという時の時期にも来てるというふうにも理解してます。しかし先ほども同じ言いましたとおり、計画的にするに対しても、やはり議会のほうにお話をさせていただいて議会の方の同意を頂いた中でこの事業は実施すべきものと、であります。そのことにつきまして、今後その主伐に対する考え方っていうのもひとつ計画を持ちながら提示させていただき、それに御同意頂ける、いやそれはちょっと違うよということであれば、現在の間伐事業で進めていく。やはりもう更新が時期が来てるよねと、そういうことであれば主伐も入れていくのも、やはりそうなのかもしれませんねというような、いろんな計画と説明といろんなところの中でお話をさせていただいてこの事業については進めていくべきと考えております。繰り返しになりますが決定でもありませんし、今後そういう計画について、しっかりと練ったものを御提示させていただいて、この主伐事業について、御同意を頂ければ実施をしていきたいというふうなことで考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） 農林振興課に1点だけ教えていただきたいんですけども、88ページです。1番最下段の水産業総務費ということで委託料が30万円出ておりました。球磨川漁協稚魚放流事業ということでございますが、説明ではヤマメの3万6,000匹だったというふうに聞いたと思いますが、これはどこに放流をされてるんでしょうか。球磨川じゃないですね。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。あさぎり町内ですね、6河川に放流しております。上地区の3河川、岡原地区の1河川、須恵の2河川に放流を実施しているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 難波議員。

○議員（5番 難波 文美 さん） あさぎり町内の各地区の河川にということですね。はい。すい

ませんよく分からなかったので球磨川という言葉が出てきてたので、ヤマメというのはそういうところにはいないよなということでちょっと確認をさせていただきました。ありがとうございました。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。次に商工観光課分について質疑を行います。質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい。90ページですね商工振興補助金の2,100万についてですけど、これ今回要綱変更したということでその中の5条と6条でですね車両ですねの部分となりますけど、これがですね普通車両購入費ですね。これがこの中にこれは対象外にそもそもなっていて、その中の括弧で一応貨物車両やトラックなどの専用車両は除くということになってます。これが今回はもう普通車両購入費ということで、もう貨物車両とトラックっていうのも、これも除外ということだと思んですけど、そのなぜこういうふうになったのかと、もうひとつは、補助金の対象が1回限りとするということで、そのあとにですね上限が未満の場合は、その上限に達するまで申請が出来ますよということが、これも今度の要綱からは削除されてます。この2つの削除された理由をお聞かせください。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいまのですね、商工業振興補助金の今回の見直しについての御質問でございますが、これまでもですねこの補助金につきましては、車両貨物等についてということでこれ今回から一応対象から外すということで検討をしております。といいますのも、通常、農業振興の部分の補助金においてもですね、特によくありますのは軽トラック。そういったものも対象外というようなことになっているというふうに伺っておりますし、また、商工業の事業者につきましても軽トラックとかの貨物においてもですね、同様の取扱いで今回対象から外しているという状況でございます。また対象回数が1回限りということで、これ前回は上限が50万円までということでその50万に達するまで継続してその補助金が使えたということでございましたけども、例えば今回この事業を50万まで使えるというふうにした場合に5年間使えるということで10万円を5か年間に分けて使えると。そういった補助金にもなり得るということもありまして、そこはやはり真に必要な機械設備等に対して町としてはそこをしっかりと支援をしていきたいと、そういう趣旨で1回に限り本当に必要な事業に対して補助をするというスタイルで今回要綱の制定を考えているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい。今の説明の中でですね農業のほうの機械のことを答えられましたけど、当然商業にもですね、例えば高齢者とかキッチンカーとかそういうものもあるわけですね。これは例えば黒ナンバーである、緑ナンバーもあるし、それは、ほとんど農業関係の方が使われる農業機械と一緒に意味合いなんですよ。普通の貨物とは全然訳が普通の軽自動車と訳が違うもんですから。専用によっぱ使われるわけですね。やっぱ1番必要なもんじゃあるんですね。キッチンカーなんか特にですよ。キッチンがないとまず商売出来ないということで。それは、私は農業関係の人と一緒に農機具、農業の器具あたりと同じ意味合いじゃないかなと思うんですけど。それともう1点が先ほど何度もって1回限りと言われますけど、逆に課長がそういうふうに言われるけど、逆に50万まで使えるならば、余計なもんじゃまた入れてですね全部50万にしてしまおうという考え方も出来るわけですよ。ただひとつのもんじゃないって書いて

ないんですよね。1回限りって書いてあるんで。それは、50万までできるのであれば、もう1回でほんなら余分なもんまで買ってしまおうという考え方も私はできると思うんですよ。1年に10万までとかいう以外にですね。逆にそういうものも考えられるって思うんですけどその辺はどうでしょう。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。まず車両の件ですね。先ほど議員のほうからおっしゃっていただきましたキッチンカーとかという話がありましたが、確かにキッチンカーといいますと車をベースとした屋台のようなそういった店舗を兼ね備えた車両というふうに認識をしておりますが、町のほうで今考えておりますのは、キッチンカーといった場合にその車両は当然車ということで対象外にはなりますが、キッチンカーに付随するいわゆる焼き物、フライヤーとかですね。あるいはそこに調理に必要な器具、そういったものをキッチンカーに備えるという場合はその機材については補助対象とするということも今検討をしているところでございます。ですからキッチンカーは全て駄目ですよということではなくて、車両は当然車両というところで補助対象外にはなりますが、それに付随するフライヤーとか機材、調理器具等については、補助対象とすることを今検討しているというところでございます。保冷車ですね。保冷車も当然のことながら貨物のそうですね。その商品を積んで輸送・搬送すると。それ業に必要な車両ということであればですね当然それは対象に値するものだと思いますが、やや危惧するところはですね、そういった車両で通常の買物に行かれるとか、そういったものをですねちょっと危惧するところもありますので、中々この車両というのはですね、看板を背負って買物に行かれる、それは業なのか私的なものかというのは非常に判断がつかない部分もありますので、中々車両を認めづらいというのをこの要綱では反映したところでございます。あと先ほど2つ目のですね、必要でないものをまとめて50万にするために1度に購入するということもあるんじゃないかという御質問でございますが、やはりそこはですね、申請に来ていただく際にヒアリングを行うようにしたいと思っております。そこでやはり必要な備品あるいはものをですねきちんと確認をして、その業務に必要なものとして認められるものは当然対象内としますが、あまり必要ないものは対象外ということでそのヒアリングの中でもですね、確認をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） はい。その上限枠に関してはそれで理解しましたけど。どうしてもその先ほどのそれで買物行ったりすると。いや、じゃ農業者の方がトラクターでJAあたりのあそこに行って買うのはこれもいけないということになりますね、そうなれば。そういう利用をと同じ意味ですよ。結局は。だからトラクター乗ってうちはそこになんですかああいうJAの関係の購買部、購買のところに行って買うというのも同じ意味じゃないかなって思いますんで、その辺はそれ以上言いませんので、そこは十分考えられて、これは完全にもう一般のそういった当然したり、プライベートで乗ることが出来ないような車両であればですね、それはもう1回こう考えていただいてですね、そこをその部分に関してはもう除外ということではいただければなと思ってますんでよろしくお願いします。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。確かにですねこの補助事業の中で農業、農業用のトラク

ターと商工業の軽トラック、あるいは農家さんでもその軽トラックをですね、整備される時はほぼほぼ補助対象にならないというところではありますが、何て言いますかね商工業の車両っていうふうに限定されるものであればですね確かに補助対象にすべきだろうとは思いますが、そこら辺をもう一度検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。今のと同じところでですけども、今回、もう1回しか対象を出来ないっていう話。非常に不便さを感じます。というのはこの販路を開拓するために必要な物品等については、容器であったりラベルであったりチラシであったり、いろんなものがあるわけですよね。だけれども1度にその50万とか、そういうところまでは1回することによって、それはやっぱり作れんわけですよ。自己資金の問題もあって。ましてや、そのラベルが果たして容器でこれからも販売できるのかどうかということも考えると、やはり最小限の範囲の中で当初はやっぱり投資をしていくわけですけども。しかしながら今回もう1回限りであるということであるならばですよ、非常に不都合といいますかね。今まではその達するまでは何回でもいいですよということだったんで、1度に投資をしなくても良かったわけですけども、非常に今回は不都合が出るなというふうに感じを持っております。大きなものであるならばですね、機械等にあるならば、それはもう当然5年間ぐらいは当然持つわけですけども。販路拡大に伴うものは、中々それは難しいんじゃないですかね。私はそういうふうな思いを致しますよ。それで尚且つ一方販路拡大強化事業というのが今度はまた1,500万振興社に出されますが、ここもですね、今あさぎりのふるさと納税、今度また減額されて1億。商品というのは、ほんとに開発されておられません。だからこそふるさと納税が期待出来ないわけですね。この販路拡大をもう少し拡大も当然ですが、その前の商品開発部門に私は予算を配分すべきではないんでしょうかね。そして一品でも多くの商品開発をして、町の推奨商品に持っていくと。ここにいつも議場に流れるんですけども推奨商品が。同じものが毎年毎年流れます。1度も新しいものが推奨商品として流れたことはありません。22品目ですけども。私はいつか町長にも申し上げましたが、もうちょっとこの商品開発に力を入れて、ふるさと納税の商品開発に専門の職員でも張りつけたほうがいいんじゃないですかというお話もしました。都城はですよ、隣の。176億ですよ、6年度ふるさと納税。あさぎり町の予算以上の規模のふるさと納税を頂いて頑張っておられます。何でそこまで伸びるのかというのを検討されたことありますか。今2点、販路拡大の備品の維持年5年間に1回しか出来ないというのと、商品開発について2点、まずはお伺いしたい。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。今回の商工業振興補助金の要綱はですね、対象外ということで定めておりますのが今のところ消耗品的なもの。販路拡大事業だとですね消耗品的なものとか、10万円未満の什器等による什等の備品によるもの。そういったものは一応対象外ということで今計画はしているところでございます。といいますのも、販路拡大事業の中で特に町のほうでウエートを重きを置いてる部分としましては、現在やはり人手不足とかですね、そういった担い手さんが厳しい状況の中でいわゆる機械化で対応できるようなものがあればその機械を導入するための支援をする、そういったところをスタンスをそこに置いて、この補助要綱等を定めているところでございます。ですから通常の販路拡大に必要な商品ラベル、パッケージ、そういったものをですね、補助金として支援するというようなものは、今回の要綱では想定をしていな

いというところでございます。それから2つ目ですけども、それともう1回それが1回限りというのはやはり先ほどのラベル、商品開発というものがそもそも対象外ということでございますので、投資を複数回に分けてするという場合はですね、確かにそういう考えもあられるかと思いますが、今回のそもそもの補助要綱の中ではですね、そういう消耗品的なものは想定してないというところで、それに対する補助も複数回ではないという理解で御理解頂けたらと思います。次に新商品開発についてでございますけども、やはりこの新商品開発につきましては、あさぎり商社を核として町内の事業所さんの支援を行うということで取り組んでおります。特に7年度においては、9月の広報紙においてですね、いわゆる商品の磨き上げ、ブラッシュアップ事業として、町民の皆様といいますか、町内の事業所様宛てに広く公募をしたところでございます。ただ残念ながらその応募がなかったというところでですね、今回令和7年度の補正予算においてそのブラッシュアップの委託料あたりもですね、今回見送ったという状況でございます。ですから、やはり町内の事業所さんのニーズですね、商品開発をしたいというニーズをやはり商社のほうでしっかり受け止めて、またその商社の中でもその受け止める人材スタッフを確保しながら、商品の磨き上げにも取り組んでいく必要があると思いますので、その予算も今回、当初予算のほうでお願いをするということではしているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） よろしいですか。はい、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 正直言って新しい商品は中々生み出されませんね。今のこういった補助要綱の中にも、そういった販路拡大に関する資材であったり、ラベルであったり、チラシであったり、そういうものは対象外だというお話です。ですね、今言われましたが。そういうことであるならば、新商品は生まれてきません。私は、販路拡大、一方ですね、はっきりそれは申し上げておきます。そすと尚且つ1,500万の販路拡大事業がありますが、これの中で今言われたような今年で希望者っていうのがなかったと言われる。ないですよそれは、うん。手挙げて推奨商品にしようって言ったって、それぞれの皆さん方が商品開発には投資をしません、しなければ商品は生まれんとです。うん。ただじゃ生まれんとですよ。うん。そこに応援していかないと、物は作れませんよ皆さん、時間を割いて。いろんなところにアドバイスを受けに行って時間を費やして委託料をね、検査もしてお金を、検査だけでもお金要るんですよ。分析するのに。そういったものも一切今度はもう排除でしょ、補助金も対象外って今言ってるんだから。そして商品開発をするというようなことで、1,500万に増額されましたけれども、具体的にほんなら誰がどのようにするんですか。1,500万を。振興社にこれは補助金として流されるんでしょう。今もお任せされてるという話ですけども。誰がします、今のあさぎり商社で。今の体制で一品も私は生まれんと思いますよ。どうされるんですか、これ。商社の商品開発と。基本的にどのようにしようと思っておられますか、伺います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。今回の販路拡大事業につきましてはですね、商品開発も含めての業務ということになると思いますが、やはり商社のですね、業務体制、業務内容についても見直して体制を整える必要があるというふうに感じているところであります。ふるさと納税につきましても非常に厳しい結果が出ておりまして、これはやはり3割5割ルールが非常に厳しい状況で、それに対応することで納税額を上げざるを得なかったという結果がこういうことになったということで、そういったところも踏まえてですね、商社そして商工観光課のほうで8年度に向けては、

業務内容を再検討させていただきたいと思います。商工振興補助金につきましてはですね、今回機械設備導入の助成のみというふうにさせていただきましたけれども、これまでは1回上限50万までは何回も申請できるとしておりましたが、5年見直しで1回切替えて、5年経てば再度申し込めるというふうに制度も拡充していますので、活用がしやすいのではないかなというふうには感じております。ただ先ほど議員からおっしゃいました商品開発につきましては、非常に厳しい部分が出てきたかもしれませんが、商社の販路拡大の商品開発、活用頂いて、是非新商品の開発を考えていただきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。最後ですね。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 振興社でですね販路拡大1,500万、増額しての今回の予算処置です。であるならばですね、今度の商品開発については、この補助とはまた別に考えて、商工会独自で商品開発をどうするのかいうことを、関係事業所等々も話合いながら協力してくれるような事業所と協議をする。その中でですね、やっぱり応援するところは応援していかないとさっきから申し上げてるように支援もなしに商品を作ってくれて言ったって難しいですよ、現状は。ですね、私は思います。都城がどれだけの努力をしてるのかっていったら、やっぱりですね強力な特産品を前面に出してですね、明確な戦略と組織的な取組をやってるから、これだけの170億からの納税額が出てくるわけですよ。だからうちにはそういう明確なビジョンというのがないもんだから、いかんわけです。商工会の商品開発の問題についても、ね、今まで対象になっていたものを削減をしたり、それでなくて、もっと応援してあげるような姿勢がないと商品は生まれません。商品が生まれなかったらふるさと納税は、出てきませんよ。増えません。幾ら何でも。やっぱり納税する人はそこにいろんな形で情報を得て「ああ、ここはいい商品を出してるな。」、やっぱり同じ金額を出すんだったら、それだけに価値のある商品を頂いたほうが得ですから。だからこそ、増えていくんですよ。商品を持ってるところは。持っていないところはじり貧するだけ。もっとやっぱりふるさと納税に対して、果敢に取り組んで積極的なやっぱりビジョンと組織を体制をつくり上げていただきたい。今回、うわさでは職員、若い職員が退職して行くというような話も聞きますが、そういった方、本当にそうなるかどうか分かりませんが、そういうやる気のある人間がやっぱり頑張ってくれて、そして彼そういう頑張りがふるさと納税が1億も2億も上がれば、それに比例して給料を上げていってあげるって。そういうビジョンをやっぱり作っていかないと私はいかんのじゃないかなというふうに思いますよ。町長。もう少し踏ん張ってください、その辺は。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。そうですね、もう既にですね、商品開発を進めて実際販路拡大しようという動きもございますので、そういったものに習いながら、一緒になって商品開発そして販路拡大を進めていければと思っております。そして商社につきましてもですね、再度体制を見直していきたいと思っておりますので今後とも御支援よろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩します。

休憩 午後3時53分

---

再開 午後4時03分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。先の質疑に対しまして追加答弁が申出がっておりますので、許可します。万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。先ほど企画政策課への質問で皆越議員からの質問で、男女共同参画標語賞金ということでお尋ね頂きました。その際に私対象ですね小学生、中学生それから一般の方というような形で申し上げましたが、男女共同参画をテーマとした標語をあさ中学生に対して募集をするということでありまして、それに対する賞金ということで図書カード等を賞品として考えているというところで訂正をさせていただきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。先ほど溝口議員からの質問でですね、令和7年度の区画線等の設置の実績をということでございました。令和7年度におきましては、11路線で実施しているところです。その中で交差点等が主でございまして、これは通学路関係で、交差点におけるカラー舗装化だとか路肩のグリーンベルト、それから戸建ての表示マークだとか。それと先ほど小松議員からもありましたが停止線ですね、こちらにつきましては、本来は警察の担当ということですが中々対応が遅れるということで町のほうでされてもいいですよという確認取った上でですね、町のほうで停止線引いてる部分もございます。それから区画線で申しますと、延長が約2,670mというところで7年度は行っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ただいま商工観光課分についての質疑を行っております。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） ページは25ページになります。定住促進費の補助金で結婚新生活について補助があるということですが、これは先ほど39歳以下の方の住宅であったり引っ越しであったりの2分の1っていうのはありましたけど、どのタイミングで誰に向けて、どこでお知らせはされていらっしゃるんでしょうかお伺いします。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいまの御質問に対してお答え致します。一応この婚姻届を提出した日がその対象年齢ということになりますので、当然婚姻届を提出される町民課の窓口でこの事業ありますということを町民課と連携してお伝えをしているところでございます。また町の広報紙でも、この結婚対策に関する新生活支援事業ということでお知らせをしておりますし、また対象者って言いますかね、その年齢的なものとか、あと所得の要件とか、いろいろ要件がありますけども、それに該当するかどうかをも含めてですね、事前に町のほうから対象者の方にお知らせをして、こういう制度がありますということもお伝えをしているというところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。婚姻届をもう出されるということはもうあさぎりに来るっていうのをもう決めてらっしゃる方が私とすれば出されるのじゃないかなっていった時に、その定住促進で例えばこの3月4月っていうのが1番のポイントだと思うんですね。「新生活を始めます。じゃ、どこに住もうか」っていう時に、やはりそういうフレッシュな方たちに対して響く時にしないと意味がないんじゃないかなあっていう気も致します。何のためにその補助まで出して、もう結婚が決まって住むっていう人たちだけが対象というのであれば、さっきの販路拡大じゃないんですけど私は余り広がりが見えないと思うんですけど。その辺りの工夫についてのお考えとかないですか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。結婚されるタイミングがですね、中々その年度末なのか、そういう時期なのかというのはちょっと分かりかねるところがありますけども、結婚されるタイミングに合わせて婚姻届を町に出された場合、特にあさぎり町に住むという意味を持って申請をされる。何ていうか婚姻届を提出される際には、こういう補助制度がありますよっていうことでお知らせをしておりますし、またホームページを見られた方があさぎり町にはこういう制度があると、そういうのを御存じの方があさぎり町で住みたいという趣旨であさぎり町の町民課の窓口に出提出をされるということもあるかと思しますので、そういう趣旨でお知らせをしているというところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。次に建設課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。清願寺ダムと道路改良についてお尋ねをします。84ページに清願寺ダムの管理費が計上されておりますけれども、この財源内訳を見ると県費が1,100万で、およそですね。一般財源がその倍近い2,100万程度組まれております。元来清願寺ダムの費用負担割合は、県と町村が1対1じゃなかったかなというふうに記憶してるんですが、町が倍ほどを負担をするというのは県の財源的な問題なのか、あるいはその管理費用についての見直し、費用負担の見直しといたしますか、そういうものなのか、まずはお尋ねを致します。それとですね、97ページに道路の新設改良と道路改良という目が両方ございます。これトータルで見るとおよそ1億円ほどの事業費が前年度に対してですね、減額になってます。道路のこの事業というのは、普通建設事業の中でも大きなウエートを占める事業であって、これがトータルで1億円の減というのは、繰越事業も当然あるとは思いますが、どのような意図を持ってこの事業費を組まれたのか、お尋ね致します。

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩致します。

休憩 午後4時12分

---

再開 午後4時19分

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩前に引き続き、会議を再開致します。小田建設課長。

●建設課長（小田 淳 君） 2つの質問を頂きましたけど、もう一度精査いたしまして最終日に申し訳ありませんけど説明させていただきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） 少し私も期待してたんですけどですね、精査した御答弁頂ければと思いますが。要はですね、清願寺ダムについてはこれはもうずっと経過してきたこと内容があるわけですので変遷が分かれば納得できる予算だと思うんですけど。97ページの道路新設改良、これは私が理解するところでは、単独事業いわゆる道路改良のですね、単独事業。で道路改良っていうのは、国庫補助を伴うものというふうに理解してます。それぞれの目にですね。この2つを合わせたものが町の基幹的な道路事業であるというふうに認識してるんですよ。ところがですね、道路新設改良費は前年度のおよそ8,600万が1,000万に減額されてるんですよ。これ単独事業ですよ。工事費も上がってません。ということは、それだけ工事量がもう少なくなっても必要性がないのかということをお尋ねしたいんですよ。まだまだ繰越し事業もあるのは分かるんです。分かるんですけど果たしてこの単独と補助事業を合わせてですね、1億の事業費を減額するっていうその意図ですよ。果たして町民の方は、「あそこの改良を」とか、局部改良だったり道路拡幅であったり、まだまだ期待しておられるか所はあると思うんですけどですね。それが中々その予算に反映されてないように見えるわけです。ですから、今後ですね、用地が整えば用地交渉が整えば工事費を補正で計上するんだとか、そういう予定があるやもしれませんが、当初予算でこのようなですね大きな減額をされるというのは、いかななものかなというふうに私はいま中々理解出来てません。そういうところを含んでですね、最終日にでも御答弁を頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。2点お伺いします。町長の所信表明にはですね、「防災減災対策とインフラの強靱化に加えて、持続可能な維持管理体制の構築に重点的に投資します。」これが、今回の所信表明の中です。今言われた同僚議員小松議員のとあわせてですね、どこに投資をされてるのかというふうな思いが致します。投資をするんであったら予算的にしっかりと確保してすべきでありながらも、多額の減額がなされているということ。それもあわせて御答弁頂きたいと思いますが、もう1点。道路維持の問題であります。インフラの強靱化ですね。その中で道路の舗装の改修、あるいは舗装の修理。それはもうずっと言ってきておりますけれども、しっかりとそれが今回の予算で対応されているのかどうか。確認を致します。それと95ページの住宅建築物安全ストック形成事業の補助金がなされておりますが、これは耐震化の診断もこの予算に入っているという説明でした。今のその耐震の診断は、確か県の建築士協会に委託されている訳ですがなぜこの地元にもそういった診断ができる人たちがいるにもかかわらず、県の建築協会へ委託せにゃならんのか。直接、町内のそういった方々に委託なり入札でもされたほうがコストが安くなるんじゃないかなというふうに私は思うんですけども。なぜ県の建築士協会へ委託する。その理由をお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） まず最初の「激甚化する自然災害への備え」ということですが、道路も当然ですけども、やはりここでいうハード事業に関しましては水道事業が1番主になる部分でございます。そしてそのほかには、避難所の空調対策であったり、そういったものを指し

ているわけであります。今回の道路事業につきましてはですね、老朽化している舗装面ということを目に置いて、早期の予防をして長寿命化を図るということで、道路維持のほうは計画してあるようであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい。舗装、維持補修の件なんですけど、8年度につきましては、継続路線が5路線、あと新規に4路線を計画しております。また耐震化事業の契約等についてですけど、町のほうが7年度の実績において17件の耐震診断が申請されました。中々個人で耐震契約をするっていうのも中々個人さんが建築士さんが難しいということで今一括で建築士協会に委託しまして、建築士協会のほうから派遣をお願いしているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 今のその診断のですけども、それが1番簡単じゃあつたいいね。もう県の建築士協会に任せますと。ただ、それが向こうから派遣で来られるわけで地域にそういった業者さんですね診断士もおられるわけですけども、そういった人たちが建築士協会から指名されるわけでも何でもない。外部から町外から来られる。ところが他所の自治体は、違うんですね。他所の自治体は、直接、町内におられる診断士の皆さん方に案内をして診断していただいとる。「あさぎりは何でなんだろう」という疑問点がそういう方々からの意見が出てきておる。他所ができるのであるならあさぎり町もできるんじゃないですか、地場産業の育成の観点から考えても。地域の皆さん方に診断ができる人たちがおられるのであれば、お願いできるような方法は、取れるんじゃないのかなというふうに思うんですけども、どうですかね、そこは。

◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。

●建設課長（小田 淳 君） この耐震の契約というのが個人とあと建築士さんの直接のやりとりになります。管内にも2～3名の方がおられると聞いてるんですけど、中々個人さんがその建築士さんに、との契約にこぎ着けるまでにはやはり相当な労力もいるのかなと思います。今現在、建築士協会を通じて町も入りまして、そして個人さんとその建築士さんの契約を補助している、しております。またその他町村が直接っていう話もありますけど、他町村のことは余り言われませんけど件数のほうが1件だったり2件だったりと聞いておりますので、またその件数等についてもやはり町が関与して建築士協会との間に入ったほうがスムーズにいくと考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。そんなら分かります。ならですね、ほんなら建築士協会さんとお話を頂いて、地場のあさぎり町の診断士を紹介をお願いします。そりゃ他所から入ってこられるよりはですね、同じお金をやっぱり地域のに落としたほうがいいわけですから。できることなら建築士協会さんと話し合っ、あさぎり町の物件については、あさぎり町の診断士に依頼ができるように。そういうことは協議ができるんじゃないのかなと思いますので知恵を絞ってやっていただければというふうに思いますけれども、いかがですか。

◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい。今現在も一応建築士さんは管内の建築士さんが派遣されるようになっております。また、この耐震の診断につきましては県内で多いところもありまして、中々建築士さんの人数も足りないとは聞いております。しかしながらやはり町内の安心して暮ら

せるように耐震診断をしていただくためにも、建築士協会と今後も引き続き協議をしていきたいと考えております。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。最後に上下水道課分について質疑を行います。質疑ありませんか。各課について質疑頂きましたけど、全課にわたっての質疑があれば、ここで受けたいと思います。質疑ありませんか。加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。昨日ですね教育委員会の予算の説明・質疑の中で皆越議員の雑草対策の関連質問をしたわけですが、今日のほうが対象の課が多いということで今日その続きをさせていただきたいと思います。予算ではですね、建設課、農林振興課、財政課とですね、商工観光課にわたって雑草委託料の中でそれぞれに雑草対策の予算が組まれております。その雑草対策の中で、去年も私たち議会も幾度となく現地を見て回ったわけですが、その雑草対策をしてくれる方が非常に少ないのでというのが1番の大きな原因でございました。そこで本町にはですね、あさぎり地域づくり協同組合が設立をされております。派遣社員として6名ですね。Uターンが2名、県立農大卒3名、南稜高校卒1名で総勢6名で、40代が1人それから10代が1人、残りは20代で非常に若者をですね、非常に元気はつらつとした方。将来的には、何年か後には親元就農を目指しておられる方です。ここを活用される農家数が約50戸ぐらいあるということですが、その派遣によってですね、中核農家の規模拡大それから高齢農業者の作業の補完ということで、ネギ・薬草・たばこ・さつまいも・胡瓜・牛蒡、もうほとんどの野菜の応援に行っておられます。ここから課題なんですけど、ここは農業がほとんどですので季節的に忙しい時期と手が空いている時期があると。ちょうど8月頃にですね、1番その手が空いていると。ということで、もしそこには人間だけしかいませんので草の刈り払い機とかですね、除草する機会があれば、町の今の財政課、農林振興課、建設課あたりのや教育委員会の草払いに行くことができると。体一本でいっても何も出来ないのでもうしても機械が欲しいと。それと公共関係の草払いとかですね、いけると。農家の人に聞いてみました。そしたら「体一本に来てもうちも草払い機を使う」ということで、その人たちが使えばうちは使えないんで一緒にはできないということでしたので、この地域づくり協同組合にですね、機械を新規なりあるいはリースでも結構ですとであると若いエネルギーの方がですね、そういうところにこの除草作業に行けるという話を聞いておりますが、この点についてですね、機械を購入して効率的に隙間時間にできるということについて、どうにかできないかなということでお尋ね致します。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。今お尋ね頂きました件につきましてですが、特定あさぎり地域づくり協同組合、こちらはですね今ありましており目的と致しましては、組合員となっておられる方の担い手労働力不足と、補うためというのと、それから人材の育成という部分のが主となっている団体であります。町と致しましては、この団体にですね国庫補助金を伴う補助金、町の補助金もあわせてですね、の負担とそれから町単独独自で単独事業分として250万ということで補助金を流しているところなんですけど、基本は、確かに組合員のための支援という位置づけとなっているところではありますが、議員から今お話がありましたとおり、中々時期によってはですね、空いてくる時期もあるということで、その時を活用出来ないかということでは昨年度からそういった話は伺っておりました。ですので、とは申しまして今現時点ではですね特設協は、機械等の整備というものはなされていない状況であります。大きな例えばトラクターで

ありますとか、そういった大型のものは中々難しいとは思いますが、例えば刈り払い機とかです、10万円を切るような備品であれば、そちらをですね何台かそろえていただいて、そういった空いた時期にそういった活動を支援ができるのではないかとすることは、私も以前から考えておりましたところでもありますので、今後ですね検討いたしまして、それができるのかどうかも含めてですね検討してまいりたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。10代20代の若者ですね、これからのあさぎり町を背負っていく若者ですので町の公共施設あたりにですね入っていただいて、そして3年5年後では親元就農という形でいろんな若者と行政と一体になってね、非常にいい結果になるんじゃないかならうかと思います。町もですね、今あのシルバー人材センターとか農業支援センターも手が足りませんので、ちょうど隙間があるんですね。農業ですから何も隙間がありませんので。今課長のおっしゃるとおり、いい方法のですね、結果を出していただければと思いますよろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんですか。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第2、議案第73号令和8年度あさぎり町水道事業会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。小山上下水道課課長補佐。

●上下水道課長補佐（小山 英治 君） はい。それでは、議案第73号令和8年度あさぎり町水道事業会計予算について説明致します。まず2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条 業務の予定量は次のとおりとする。（1）月平均給水件数（事業所等を含む）5,866件。（2）年間総給水量155万682立方メートル。（3）1日平均給水量4,248立方メートル。（4）主要な建設改良事業（水道施設更新・消火栓新設工事他）事業費2億2,950万円。第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入 第1款 水道事業収益 4億301万1,000円。支出 第1款 水道事業費用 4億3,600万8,000円。3ページをお願いします。第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,803万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金54万8,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,748万7,000円で補填するものとする。収入 第1款 資本的収入 3億3,662万5,000円。支出 第1款 資本的支出 4億1,466万円。第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的 上水道整備事業。限度額 2億770万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。4ページをお願い致します。第6条 一時借入金の限度額は、4,000万円と定める。第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）営業費用及び営業外費用の間の流用。（消費税及び地方消費税に限る。）第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。（1）職員給与費4,834万8,000円。第9条 水道事業会計経営基盤安定のため、一般会計からこの会計補助を受ける金額は、4,872万5,000円である。第10条 たな卸資産の購入限度額は、700万円と定める。詳細につきましては、29ページをお願い致します。予算説明書の収益的収入及び支出の収入の部です。主なものについて説明致します。目の1つ目、1目 給水収益 節1 水道使用料、これは令和7年度の水道使用量実績見込みにより現年度分の水道料金を計上したものです。30ページをお願い致します。目の2つ目、2目 他会計補助金 節1 他会計

補助金は、説明欄に記載の負担区分に基づく一般会計繰入れ及び償還金利子に係る一般会計繰入れ、また水道使用料基本料金減免分についてお願いするものです。次にその下、3目 消費税還付金 節1 消費税還付金は、重要給水施設配水管布設替工事や水道施設整備事業等の実施により、年間の借受消費税額と仮払消費税を試算し計上しているものです。31ページをお願い致します。

4目 長期前受金戻入 節1 長期前受金戻入は資産取得の際に受入れた国費や一般会計からの補助金を資産の減価償却に合わせて収益化するものです。中ほどの7目 資本費繰入収益 節1 資本費繰入収益につきましては、先ほどの他会計補助金と同様に、旧簡易水道起債償還元金を繰り出し基準に基づき算出した繰入額となっております。33ページをお願いします。収益的支出になります。1目 原水及び浄水費は、取水施設や浄水場の維持管理に伴います経常的な経費でございます。毎年必要なものを前年度までの実績により計上したものです。主なものと致しまして節2 委託料 説明欄の1番上、水質検査委託料については、年間を通し水質検査を実施するものですが、上水のPFOS、PFOA検査を年4回実施するため、昨年度に比べ増額となっております。また説明欄最下段の水道事業水源調査業務委託は、上地区施設整備に伴う水源調査業務を委託するものとなります。次の節3 修繕費 説明欄2行目の浄水施設等修繕は、各浄水場施設が経年劣化等により不具合を生じているため、ろ過機やテレメーター計装、その他の修繕費用や急な故障に対応するための経費について計上しております。34ページをお願い致します。2目 配水及び給水費については、配水及び給水にかかる経常経費を計上したものでございまして、主なものとしまして、節4 委託料につきまして、次の35ページをお願い致します。説明欄1番下の管路漏水調査は、有収率の向上を目的に岡原地区全域を対象とし、実施するものです。次に節6 修繕費は、説明欄1番下の給・配水関連修繕料は、過去3年間の修繕実績により見込まれる配水管の漏水修理等の経費を計上したものです。次の量水器交換及びその下の量水器交換に伴う量水器につきましては、8年ごとに量水器の交換を行っており、今回1,165か所の更新経費を計上しております。36ページをお願い致します。目の2つ目、4目 総係費ですが、事業活動全般に係る一般管理費を計上しております。主なものとしまして、職員の給与等に係るものです。39ページをお願い致します。5目 業務費につきましては、次のページをお願い致します。節2 委託料 量水器検針業務及び水道施設管理業務委託につきましては、上水道と下水道の業務案分によりまして計上しております。その下、経営戦略改定業務委託は、令和3年度に策定した当計画が計画期間の中間年度となり、見直しが必要なため計上しております。次に6目 減価償却費は、節1 有形固定資産減価償却費、節2 無形固定資産減価償却費共に令和8年度それぞれの減価償却費を計上したものです。7目 資産減耗費は、水道施設の更新工事によりまして除却される資産の償却残を計上するものです。減価償却費並びに資産減耗費ともに実際に現金が動くものではございません。41ページをお願い致します。1目 支払利息及び企業債取扱諸費 節1 企業債利息は、公営企業債の償還利息を計上しております。目の最下段、2目 過年度損益修正損は、過年度使用料収入分を漏水等により減免を行った場合などの還付金となります。収益的収入及び支出の予算につきましては以上となります。続きまして43ページをお願い致します。資本金的収入です。上段の1目 企業債 節1 企業債は、配水管敷設替や水道施設整備事業に係る公営企業債となります。中ほどの1目 出資金 節1 一般会計出資金は、一般会計からの出資金です。主に旧簡易水道事業債の償還や建設事業費に充てることとしております。次の1目 工事負担金 節1 工事負担金 消火栓工事負担金は、配水管布設替工事等に伴う一般会計からの消火栓工事請負費です。免田地区と須恵地区に

設置する分の合計の10基分を計上しております。44ページをお願いします。2目 国庫県補助金 節1 国庫県補助金は、重要給水施設配水管布設替の国庫補助金となります。補助率は3分の1となっております。次に45ページをお願いします。支出になります。1目 配水設備整備費の主なものとしましては、建設担当職員の給与費等と最下段の節6 工事請負費となります。説明欄の2行目 水道施設更新工事は、免田地区の配水管布設替工事で国道219号延長263メートル、八幡久鹿線延長325メートル、築地野迫線及び中尾支線延長1,522メートルと給水工事38件の工事費を計上しております。46ページをお願い致します。説明欄の1行目 水道施設更新工事に伴う舗装復旧工事については、過年度に配水管布設替工事を行いました免田地区と岡原地区の2か所を計画しております。次の節7 委託料は、須恵地区の配水管が老朽化などにより漏水が多発しているため、布設替えを計画するために設計委託を行うものです。目の2つ目、1目 企業債償還金は企業債の償還元金を計上しております。47ページをお願いします。1目 投資 節1 基金 基金積立金は基金の利息等を積み立てるものです。資本金的収入及び支出は以上でございます。次の48ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。1番右の欄、当該年度末現在高見込額は、上水道企業債が21億7,241万5,000円、簡易水道事業債が4億9,675万4,000円となる見込みとなっております。11ページをお願いします。令和8年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。右側下から3行目の資金増加額4,392万円。最下段の資金期末残高は7億9,275万円となる見込みでございます。12ページをお願い致します。このページから17ページにつきましては、給与費の明細を載せております。御覧頂きたいと思います。18ページをお願い致します。債務負担行為に関する調書です。水道施設監視システム情報配信サービス業務ほか5業務、合計で6つの業務につきまして記載しております。19ページをお願いします。19ページから21ページは令和8年度あさぎり町水道事業当年度予定貸借対照表でございます。19ページ最下段の資産合計と、21ページ最下段の負債資本合計はともに61億790万2,801円の見込みとなっております。22ページをお願い致します。22ページと23ページに注記として重要な会計方針、予定貸借対照表などに関する注記について記載しております。24ページをお願いします。令和7年度の予定損益計算書です。25ページをお願いします。最下段、当年度末処理分利益剰余金は、5,630万3,505円の見込みとなっております。26ページをお願いします。26ページから28ページは令和7年度の予定貸借対照表です。令和8年3月31日で、26ページ最下段の資産合計、28ページの最下段、負債資本合計はともに60億4,189万3,756円の見込みとなっております。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） ここで本日予定しております日程が時間内に終わりそうにありませんので時間を延長して会議を続けます。

◎議長（小見田 和行 君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第3、議案第74号令和8年度あさぎり町下水道事業会計予算についてを議題とし、担当課からの説明を求めます。小山上下水道課課長補佐。

●上下水道課長補佐（小山 英治 君） はい。それでは、議案第74号令和8年度あさぎり町下水道事業会計予算を説明致します。まずは、2ページの第2条から読み上げます。第2条 業務の予定量は次のとおりとする。（1）年間配水件数（事業所等を含む）4,266件。（2）年間総配水量108万5,749立方メートル。（3）1日平均配水量2,975立方メートル。（4）主

要な建設改良事業、污水管渠建設費 事業費 5,110 万 5,000 円。流域下水道建設負担金 事業費 4,110 万 1,000 円。第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入 第 1 款 下水道事業収益 6 億 5,180 万 9,000 円。支出 第 1 款 下水道事業費用 5 億 6,906 万 2,000 円。3 ページをお願いします。第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的収支額に対し不足する額 2 億 4,854 万 7,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 838 万 8,000 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 9,020 万 2,000 円、利益剰余金処分額 4,995 万 7,000 円で補填するものとする。）収入 第 1 款 資本的収入 2 億 2,056 万 9,000 円。支出 第 1 款 資本的支出 4 億 6,911 万 6,000 円。4 ページをお願いします。第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。建設債 限度額 5,630 万円、資本費平準化債 限度額 3,200 万円、計 8,830 万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりになっております。第 6 条 一時借入金の限度額は 1,000 万円と定める。第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に限る。）第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。（1）職員給与費 3,162 万円。5 ページをお願いします。第 9 条 下水道事業の経営基盤安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3 億 4,598 万 9,000 円である。第 10 条 利益剰余金のうち 4,995 万 7,000 円は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填に処分するものとする。詳細につきましては、27 ページをお願いします。予算説明書の収益的収入です。1 目 下水道使用料 節 1 特環下水道使用料及び節 2 簡易排水施設使用料は、令和 7 年度の実績見込みにより現年度分の使用料を計上したものです。2 目 雨水処理負担金 節 1 雨水処理負担金は、免田地区の一部に雨水処理の管路が整備されており、総務省通知による繰出基準に基づいて一般会計からの負担金として受け入れるものです。次の 3 目 他会計下水道流入負担金 節 1 他町村下水道流入負担金につきましては、錦町からの汚水流入分の処理費用として受け入れるものです。28 ページをお願いします。1 目 受取利息及び配当金 節 2 基金利息は、下水道減債基金の利息を計上しております。次の 3 目 国庫補助金 節 1 特環下水道国庫補助金につきましては、下水道接続の排水設備設置促進事業費の補助率 2 分の 1 を計上しております。目の 3 つ目、5 目 他会計補助金 節 1 特環下水道他会計補助金につきましては、総務省通知に基づく基準内と基準外繰入金として一般会計からの補助金として受け入れるものです。次の節 2 簡易排水施設他会計補助金につきましては、施設の維持管理にかかる費用で使用料で賄えない部分について繰入れをお願いするものです。6 目 長期前受金戻入につきましては、次のページをお願い致します。最上段の節 1 国庫補助金長期前受金戻入から節 7 その他長期前受金戻入につきましては、下水道管工事などの施設整備で資産取得の際に受入れました補助金や分担金などを資産の減価償却に合わせて収益化するものです。30 ページをお願い致します。収益的支出です。1 目 污水管渠費は、下水道施設の維持管理に伴う人件費や経常的な経費です。主なものにつきましては、次のページをお願い致します。節の最上段、節 13 委託料の下水道施設管理委託料ですが、46 基のマンホールポンプの保守点検料、6 か所の伏せ越し管の清掃委託料。また下水道管渠及びマンホールの法定点検業務委託料などを計上しております。その 3 つ下の節 16 修繕費の下水道施設等修繕ですが、下水道管路布設後の道路陥没などが発生

した場合の補修費用や加算メーター交換などの費用となります。次に3目 簡易排水施設費につきましては、草津山地区の排水設備の維持管理費に要する経常費用となっております。32ページをお願いします。目4 総係費は、このページから35ページにかけて事業活動全般に係る一般管理費を計上しております。35ページをお願いします。5目 業務費、節18 委託料は量水器検針業務委託料を上水道と下水道の検針業務の案分によりまして、下水道事業分を計上しております。その下、下水道計画一般図作成業務は、現在使用している下水道計画一般図が上の図面であり今回GISを載せた一般図を作成するものです。36ページをお願いします。節33 排水設備助成金は、住宅の新築による下水道への接続の助成金を計上しております。次の6目 流域下水道維持管理負担金 節1 流域下水道維持管理負担金は、球磨川上流流域下水道の維持管理負担金として、令和8年度の計画流入水量の処理費用と資本費分、令和7年度実績配水量に対する精算分の合計額を計上しております。次に7目 減価償却費 節1 有形固定資産、節2 無形固定資産につきましては、それぞれ令和8年度分の減価償却費を計上したものです。次の8目 資産減耗費につきましては、37ページをお願いします。節1 固定資産除却費につきましては、令和8年度にマンホールポンプ更新工事に伴う除却資産を計上しております。次に1目 支払い利息及び企業債取扱い諸費 節1 企業債利息は、下水道事業債及び簡易排水施設事業債の償還利息並びに一時借入金を行った場合の利息を計上しております。次に2目 消費税及び地方消費税は、令和8年度の収支見込みにより消費税納付予定額を計上しております。38ページをお願いします。目の2つ目、5目 過年度損益修正損につきましては、過年度使用料収入分を漏水等で減免を行った場合の還付金となります。収益的収入及び支出は以上です。続きまして39ページをお願いします。資本的収入です。1目 下水道事業債 節1 下水道事業債は、舗装本復旧工事、マンホールポンプ更新工事及び流域下水道建設負担金に係る下水道事業債と過疎債を計上しております。2目 資本費平準化債 節1 資本費平準化債につきましては、起債償還の財源となるものです。次の1目 他会計出資金 節1 他会計出資金につきましては、主に下水道事業債の償還や建設事業費に充てることとなっております。次の1目 国庫補助金につきましては、40ページをお願いします。節1 特環下水道国庫補助金は、舗装本復旧工事及びマンホールポンプ更新分を計上しております。次の1目 特環下水道分担金 節1 特環下水道分担金は、下水道接続に伴う分担金を計上しております。最下段の1目 基金繰入金 節1 基金繰入金は、減債基金の一部を取崩して起債償還の財源とするものです。資本的収入は以上となります。次に41ページをお願い致します。資本的支出です。1目 污水環境建設費 節1 9 工事請負費は、舗装復旧工事、マンホールポンプ改築工事また新築等に伴う公共污水ます設置工事となります。5目 流域下水道建設負担金 節1 流域下水道建設負担金につきましては、球磨川上流浄化センター施設等の耐水化工事、自家発電設備更新工事など18事業が予定されており、その事業費に対して、あさぎり町負担分を計上しております。次の1目 建設改良企業債元金償還金は、償還金につきましては、下水道事業等に係る償還元金を計上しております。42ページをお願いします。最後の目1 基金積立金 節1 基金積立金は、減債基金積立金の利子配当金を計上しております。資本的収入及び支出は以上です。43ページをお願い致します。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。1番右の欄、当該年度末現在高見込額 建設債が15億4,824万2,000円。平準化債が12億34万6,000円。簡易排水設備事業債が104万円。災害復旧事業債が56万4,000円となる見込みです。次に11ページをお願いします。令和8年度あさぎり町下水道事業

キャッシュフロー計算書です。右側の下から3段目の資金増加額3,143万4,000円、最下段の資金期末残高は1億4,691万1,000円となる見込みです。次に12ページをお願いします。このページから17ページは給与費の明細について掲載しております。18ページをお願い致します。債務負担行為に関する調書です。マンホールポンプ施設保守点検業務ほか6業務、合計7つの業務につきまして記載しております。19ページをお願い致します。このページから20ページは令和8年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表です。このページの右下二重下線部の資産合計と20ページの最下段の負債資本合計はともに93億8,186万8,228円の見込みとなります。21ページをお願い致します。21ページと22ページに注記として、重要な会計方針、予定貸借対照表に関する注記について記載をしております。23ページをお願い致します。令和7年度あさぎり町下水道事業予定損益計算書です。24ページをお願いします。最下段の当年度未処分利益剰余金は、1億4,712万2,749円の見込みです。25ページをお願いします。このページから26ページは、令和7年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表となります。令和8年3月31日で、25ページ右下二重下線部の資産合計と26ページの最下段負債資本合計はともに96億5,345万3,556円の見込みとなっております。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） お尋ねします。下水道会計の時にはもうほぼ毎回同じことを言っております。確認をさせてください。40ページでございます。減債基金の繰入れが計上されておりますが、減債基金の財源元は、そもそも何であるか確認です。私の認識は、一般会計の繰入れと申しますか一般会計からの一般財源だというふうに認識しておりますが、特会の中から特段何か剰余金等をこの減債基金の中に基金の中に積み立てる基金利息等はあると思いますが、それ以外に何かそれまでこれまで基金の財源としてですね、一般会計からの繰入れ以外でそういった経緯があるかどうかを1点お尋ねします。併せて、その前の39ページでございますが平準化債、今年度も発行の予算を上げておられますが、平準化債の発行によってその名のとりの後年度へ負担を平準化するというそれ以外にですね例えばいろんな財政措置があるかどうかのことを含めてそれ以外の特会としての財政的なメリットがあるのかどうか。私の認識では、それもないというふうに思っております。ただ、負担の繰延べをしているだけ。そしてその財源の一方では、一般会計からの繰り出しが元である基金からの繰入れを行っている。今、平準化債を借入れずですね、一般会計からの繰入れをするのであれば、一般会計側の財調が余ってるという表現おかしいですけど過大で、それを解消するために特別の目的基金等に積立てをしようとする。非常に矛盾をした財政政策をされているというふうに私はこの平準化債のことでも何回も申し上げてきたところです。で、御回答は、令和7年度中の戦略会議正式名称ちょっとあれですけど、そこで検討をするというふうな御回答を頂いております。令和7年度末でございますが、その戦略会議の中でこの平準化債の取扱いについてですね、どういった議論があってどういう結論になったか。恐らく今回予算に計上されておりますので、平準化債をそのまま発行するという結論になったんではないでしょうか。再度お尋ねします。そこにそのメリットがあるのかどうか、今のあさぎり町の財政状況の中で。要するに一般会計の財調基金が過大であるというようなことを言われてる中でですね、あえて後年度に、数十年の一般会計の繰り出しを残すというそういう手法が正しいのかな

という疑問を私はどうしてもここ数年とけておりません。その点についての御回答、もし補佐のほうですね、詳しくお分かりでなければですね、また別途いいんですが。この件は、私はとにかくあさぎり町の財政の運営のやり方として非常におかしいという疑問がどうしてもとけませんので是非御回答頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 那須上下水道課主幹。

●上下水道課長主幹（那須 貴仁 君） はい。今の御質問についてですけどまず1点目の基金の積立てについてはですね、私も議員と同じ認識でございましたがもう一度ちょっと精査をさせていただいて、また最終日に報告させていただきたいと思います。2つ目の平準化債の取扱いについてですがこれは令和10年度まで一応借入れ予定をしておりますけども、今後ですね財政課とまた再度協議していただいて、ちょっと町の方針等をですね協議検討して、また議員さんのほうにお諮りして御助言等頂きたいというところで考えております。ちょっと回答にはなりませんが、今のところそういう返答でお願いしたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。今、また後日御回答頂くということですが、この話は、もう私自身、自分自身の記憶の中で、もう4年前5年前から言ってる話です。そして現在の戦略すいません正式名称はあれですけど、経営戦略の計画の中にうたってるから中々令和7年度にその見直しというか検討をするから、そこで検討するという、そういう回答今まで頂いてるんですよ。そもそもですね、今財政課のお話もという話がありました検討もというお話もありましたが、さっき言いましたようにですね、これ私が申し上げてるのは、再度申し上げますが、今の一般会計のですね、財調が多過ぎるから、多すぎた表現あれですけどとにかく多いから、適正な規模にすると。それどういうことかという、要するに今、必要な部分が今、必要な場合ですよ、必要な部分は負担して、そして今の将来のそういった後年度の負担もですね、減らしていくというのもひとつの手法だと思うんですよ。そしてまたもう一方では基金に積み立てる、特目基金に積立て、その手法もやっておられます。しかし現実問題ですね、ここで特定目的基金から減債基金から繰り出していかない。これは恐らく私の勝手な見立てですけど、永久、永久というか続くと思うんですよ。これが収益で賄って、一般会計からのですね、あるいは減債基金からの繰入れをしなくて済むような形には恐らくならないんだろうと思うんですよ。その時にですよ、後年度その後年度の一般会計から負担が残るわけですよ。平準化債を今あえて発行すると。ところが平準化債は、後年度に繰り述べるだけでそれ以外の過疎債とかですよ下水道債みたいな財政的メリット、平準化債を発行したからといってメリットがあるわけじゃないわけですよ。だから矛盾をしているというふうに私は思っております。これはもう前も何遍も言ってますから、もう課長・課長補佐は御存じだと思います。で、私がここでお尋ねしたいのは、戦略会議で議論がなされたのか。そして検討の結果こういう予算措置になったのか、そのことを今回は御確認をさせていただきたいというところです。最終日の御回答でも結構ですので意味合いはそういうことです。この話はもう私は恐らくですね、5回では済まないぐらいずっと言ってます、ほぼほぼ。そして納得のいく部分の御回答は今のところ私は、私自身は得られてないもんですから、再度ここで言ってることです。恐らく、私はこの案件はこれで最後にしたいと思います。もうこれで変わらなければもう町はそういうことをされないんだなというふうな受け取りを取らせていただきたいと思います。御回答は最終日で結構です。

◎議長（小見田 和行 君） 小山上下水道課課長補佐。

●上下水道課長補佐（小山 英治 君） はいまず経営戦略についてですけれども、下水道の分につきましては、今年度改定というか見直しを行っております。現在まだ最終段階まで到達しておりませんで納期のほうが3月25日を予定しているところです。その分についての経営戦略の改訂がまだ完成しておりませんが、その分については、予算のほうにはちょっと反映が出来ていない状況です。他の件につきましては最終日のほうにちょっと回答させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。27ページですね、下水道使用料1億8,152万の件でお尋ねを致します。この下水道使用料の中にですね、実はこのようなものが入っています。高齢者1人世帯あるいは高齢者のみの2人世帯で宅地内で漏水をしていると。検針にこられた場合とかも「お宅の家は漏水をしていますね」と。メーターが24時間ずーっと回ってる365日1年回ってる、こういう家庭が結構あります。5年も10年も漏水が分かって、下水道料金も支払われていると。役場に行ったら、「これはメーターよりも奥ですので、自分で修理してください」と言われたと。水道業者さんに行くと「どこで漏水しているか分からない」と。「宅地内の配管したところ全部掘らんと分からない」と。しかも50年、40年50年してるのは鉄筋でありますから鉄管が腐れてぼろぼろになってですね、見つかったも全部張り替えん仕方なろうと。それを金額を聞くと20万とか30万とか40万かかると。お金を、そういうお金は、年金だけで生活力がないからどうしようもないということでもう何年もほっといています。寝る時に元栓を閉めて、朝起きて元栓開けて使用するということですが、夜中にトイレに行く時にはまた夜中に外に出てですね、開けてトイレが終わってからまた元栓を閉めて寝ると。本当にこう、その話を聞くとですね、本当に忍びなくてですね、本当に同情してしまったんですが、こういう漏水は、上水道はとにかく水が出るんですが、下水道には全然1滴も流れないわけですね。これの対応がですね、何とか出来ないかなあというふうに思うんですが。このように下水管に流れない、して経済的にやむを得ない場合もそういうふうにしてずっと10年も20年も徴収されるのかですね、お尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 小山上下水道課課長補佐。

●上下水道課長補佐（小山 英治 君） はい。確かに高齢の世帯などでそういった漏水があっても、費用的に修繕の費用が難しいというような現状もあっているということは把握しております。しかも、また高齢化になってくるとそういった漏水をほったらかしにしてるとかですね。やっぱり気づかなかったってというような部分もこれから増えてくるんじゃないかなと思って、危惧はしているところです。議員が言われたように、下水道料金のほうですね、それはもうもちろん下水道管のほうには流れていないからどうにかできないかというようなことではありますけれども、その時に例えば下水道料金を減免するとした場合にですね、漏水の水量というのをまず確定しないといけないと思います。水道料につきましては、漏水をしていてもその分メーターより宅内側で水が流れていることが事実ですので、うちのほうとしましては、水道料金はやはりお支払い頂きたいというのがありますので。それで下水道に流れ込んでない漏水部分は、どれだけなのかっていうようなところのまず把握がやっぱり中々難しいというようなところで、現在のところは、修理をしていただいて修理が完了して、適正な月の水量に基づいて減免をさせていただいてるという

ような状況ではございます。中々どう解決していくかっていうのはやっぱ難しいところでございますが、漏水か所の確定についてもやっぱ少量の水であれば中々業者さんでも発見が難しいというのも分かりますので、あとは1番安価な方法といたしますか。そうですね、中々全部埋設管にしまうとやっぱ難しいところがありますので1番近いところで家の中に入れて、あとはもうむき出しの配管でとかですね、そういった安価な修理の方法とか、そういったところもちょっと水道業者さんのほうにも町には水道組合がございますので、そういったところにもちょっと御相談しながらですね、何とか軽減できるような方法といたしますか、減免はちょっと今の段階では中々難しいと考えるので、そういったな別の方法をちょっと考えてですね、なるべく負担が少ないような形でそういったところにも対応できるような形をちょっと考えていきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。老夫婦でですね、もう年金だけでアップアップなんですよ。安価な方法といっても結構かかるんですね。やっぱり見積り取られてどうしてもできんと。子供に、都会に行ってる子供に応援してくれって言っても出来ない。もうどうしても経済的に出来ない方は、「もう私たちは死ぬまで払っていかんばん」と、もう諦めてはおんなつとですけど。何か見るにですね、もう見るに聞くにですね、もうどうも逆に残念かもんですから、このような方には何とかできないかなあという形で出来ないもんでしょうかね。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。私たちも救ってあげたいのは本当やまやまなんですけれども、今の段階では、そういう方法というものがちょっと思い当たりませんので、いろいろこう下水道、上下水道課内でもですね検討してみたいとは思いますが。やはりある程度の基準が必要だと思いますので、そういった点でもですね非常に他の方との不公平感があってもおかしいですので、少し考える時間が必要かと思えます。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。

◎議長（小見田 和行 君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午後5時32分 散 会

| 令和7年度 あさぎり町議会第8回会議会議録（第21号）                                              |                            |                    |            |                      |         |            |
|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------|------------|----------------------|---------|------------|
| 招 集 年 月 日                                                                | 令和8年3月9日                   |                    |            |                      |         |            |
| 招 集 の 場 所                                                                | あさぎり町議会議場                  |                    |            |                      |         |            |
| 開 閉 会 日 時<br>及 び 宣 告                                                     | 開 議                        | 令和8年3月12日 午前10時00分 |            | 議 長                  | 小見田 和行  |            |
|                                                                          | 散 会                        | 令和8年3月12日 午後 2時52分 |            | 議 長                  | 小見田 和行  |            |
| 応（不応）招議員<br>及び出席並びに欠<br>席議員<br>出 席 14名<br>欠 席 0名<br>○ 出席 △ 欠席<br>× 不 応 招 | 議 席 番 号                    | 氏 名                | 出欠等<br>の 別 | 議 席 番 号              | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|                                                                          | 1                          | 小 松 英 一            | ○          | 8                    | 森 岡 勉   | ○          |
|                                                                          | 2                          | 加 藤 弘              | ○          | 9                    | 豊 永 喜 一 | ○          |
|                                                                          | 3                          | 小 谷 節 雄            | ○          | 10                   | 山 口 和 幸 | ○          |
|                                                                          | 4                          | 岩 本 恭 典            | ○          | 11                   | 皆 越 てる子 | ○          |
|                                                                          | 5                          | 難 波 文 美            | ○          | 12                   | 溝 口 峰 男 | ○          |
|                                                                          | 6                          | 加賀山 瑞津子            | ○          | 13                   | 永 井 英 治 | ○          |
|                                                                          | 7                          | 橋 本 誠              | ○          | 14                   | 小見田 和 行 | ○          |
| 議事録署名議員                                                                  | 9番 豊永 喜一 10番 山口 和幸         |                    |            |                      |         |            |
| 出席した議会書記                                                                 | 事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 溝 口 久 志 |                    |            |                      |         |            |
| 地方自治法第12<br>1条により説明の<br>ため出席した者の<br>職 氏名<br>出席 ○<br>欠席 ×                 | 職 名                        | 氏 名                | 出欠等<br>の 別 | 職 名                  | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|                                                                          | 町 長                        | 北 口 俊 朗            | ○          | 教 育 長                | 椎 葉 勇 二 | ○          |
|                                                                          | 副 町 長                      | 土 肥 克 也            | ○          | 教育課長                 | 山 内 悟   | ○          |
|                                                                          | デジタル政<br>策 審 議 監           | 長 沼 宏 季            | ○          | 高 齢 福 祉<br>課 長       | 尾 方 圭   | ○          |
|                                                                          | 総 務 課 長                    | 酒 井 裕 次            | ○          | 健 康 推 進<br>課 長       | 荒 川 誠 一 | ○          |
|                                                                          | 会 計 管 理 者                  | 上 田 日 和            | ○          | 農 林 振 興<br>課 長       | 橋 本 英 樹 | ○          |
|                                                                          | 企 画 政 策<br>課 長             | 万 江 幸 一 朗          | ○          | 商 工 観 光<br>課 長       | 沖 松 勝 彦 | ○          |
|                                                                          | 財 政 課 長                    | 中 村 光 成            | ○          | 建 設 課 長              | 小 田 淳   | ○          |
|                                                                          | 税 務 課 長                    | 高 田 真 之            | ○          | 上 下 水 道<br>課 長       | 鬼 塚 拓 夫 | ○          |
|                                                                          | 町 民 課 長                    | 中 竹 健 次            | ○          | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 | 中 神 啓 介 | ○          |
|                                                                          | 生 活 福 祉<br>課 長             | 緒 方 理 恵            | ○          |                      |         |            |
| 議 事 日 程                                                                  | 別紙のとおり                     |                    |            |                      |         |            |
| 会議に付した事件                                                                 | 別紙のとおり                     |                    |            |                      |         |            |

## 議事日程（第 2 1 号）

### 日程第 1 一般質問（4 人）

---

本日の会議に付した事件

### 日程第 1 一般質問（4 人）

---

#### 午前 10 時 00 分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は 14 人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず 6 番加賀山瑞津子議員の一般質問です。加賀山議員。

○議員（6 番 加賀山 瑞津子 さん） はい。おはようございます。今回、通告書提出 12 番目で 1 番を引き当てた加賀山でございます。本日からの一般質問よろしくお願い致します。昨日 3 月 11 日、東日本大震災から 15 年の 14 時 46 分議場にて黙祷を行いました。そして、今年は熊本地震から 10 年の節目の年でもあります。その後の令和 2 年豪雨災害、能登半島地震、被害に遭われた皆様方の 1 日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。通告に従い 3 点質問を致します。まず 1 点目です。人材育成の観点から青少年や町民の皆さんのスポーツ文化活動の各種大会参加の意義について。また参加に伴う負担を踏まえた支援の在り方について伺います。近年、本町においてもスポーツや文化活動において優秀な成績を収め、県大会や全国大会など上位大会へ出場する児童生徒が多く見られるようになっております。これは、子供たちの努力はもちろんのこと、保護者や指導者、地域の支えがあってこそその成果であり、本町においてもとても誇らしいことであると思っております。本町では、こうした大会出場を支援する制度として「スポーツ文化大会参加奨励金制度」が設けられております。しかしながら、近年の物価高騰により交通費や宿泊費は大きく上昇しており、大会に参加するための経済的負担には、以前に比べ非常に大きくなっているのではないかと心配しております。特に遠方で開催される大会の場合、交通費や宿泊費が高額であること。そして参加する児童生徒の家庭にとって大きな負担となっているという声も聞かれます。また小・中学生が大会に出場する場合には、安全面などの観点から保護者が同行するケースも多く、その際の交通費や宿泊費についても保護者が負担しているのが実情です。スポーツや文化活動において努力を重ね上位大会へ挑戦する子供たちを地域で支えることは、子

供たちの可能性を広げるとともに将来の人材育成や地域の活力にもつながる大切な取組でもあります。まさに子供たちの挑戦を地域全体で応援する仕組みづくりが求められていると思います。この後、詳細について伺っていききたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） おはようございます。本日もよろしくお願い致します。ただいま質問がありました、町では子供の育成を図るために中学校部活動出場支援や各種目で全国大会等に出場する個人及び団体に対しての奨励金を交付しております。今の制度的には令和6年度からになっておりますが、実はその改正前、全国・九州大会につきましては3分の2ということでありましたけれども、事務手続の煩雑さとか、そして大会開催後の申請ということで領収書の紛失であったり、満額が出せないということも多々あったと聞いております。そこで今の制度につきましては、令和2年から令和4年の3年の平均値を出しまして、現在の設定としております。そして、保護者、事務局負担軽減のために領収書なしで大会前後の申請が可能ということにしております。この簡素化によってですね、保護者の皆様からも評価を頂いているというふうに伺っているところです。ただ先ほども御指摘がありましたとおり、近年の物価高騰、宿泊費等の高騰を考慮しますとですね、開催地ごとの地域での金額の設定も必要あると感じております。以前、この制度になった時に部活動の地域移行に合わせて再検討をさせていただきたいという回答をしましたので、部活動大会出場補助金に合わせて、近隣町村の状況確認して、分析したいと考えております。詳細につきましては、担当課より説明申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。それではまず1点目、制度の目的と現状について、資料をお願いしておりますので、内容につきまして、局長、資料1をお願い致します。出場者数、団体数あわせて資料2・資料3につきまして、担当課から説明を頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 山内教育課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。資料2というものが送信しましたあさぎり町子ども育成奨励交付金の交付要綱を今送っております。それからもうひとつが、今お送りしたのがこれは19歳以上の分の成人の方に対する奨励金の交付要綱というふうになっております。まず議員のお話にありましたあさぎり町子ども育成奨励金交付要綱でお話ししますと、制度の目的としましては、第1条にありますとおり「子どもの育成、健全な育成を図るため」というふうになっております。それから補助の内容をにつきましては要綱の第2条「18歳以下で、九州大会以上の大会で県予選または選考会などの選抜手続に基づき、選手として出場した場合に限り、予算の範囲内で交付金を交付することができる」ということにしております。交付の額でございますが第4条で九州管内で開催される各種大会などは1人1万円。九州管外で開催される、これは沖縄も含むということになっておりますけど、につきましては1人3万円。それから日本国外で開催される各種大会等につきましては、大会参加料の全額とその他出場経費の4分の3というふうな要綱に基づきまして奨励金を交付している状況になります。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。資料作成ありがとうございました。実はですね先ほ

ど町長のほうから、この要綱については、直近令和6年度にまた見直してつくられているという話がありましたので、その都度状況に応じて町のほうとしても対応頂いているというのは確認が出来ました。この表1につきましては、ちょうどコロナ感染症がありましたので、その間の子供たちの大会参加ってというのが非常に少ない時期がありましたが、また今、コロナ感染症以前の大会が戻ってきた状況であると思います。それを踏まえてですね、また予算のほうが計上されていくのではと思っております。しかしこの物価高騰による参加者負担について、近年、交通費や宿泊費の高騰により大会参加における費用負担が大きくなっていると思われます。参加する児童・生徒や保護者の負担についてはどのような認識でしょうか、お伺いします。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。今、議員も言われますとおり、これ宿泊を伴う場合はですね、近年、特に週末等の宿泊費代等は高騰化してるのではないかと感じております。また宿泊するホテル・旅館等のグレードにもよりますけれどもインバウンドまた人件費の上昇によってですね、高騰化しておるということで感想的には、保護者の負担感は上がってきているのではないかとこのふうには感じております。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。私もですね、自分自身研修時の宿泊のことを考えてみましたら、以前は県内のホテルに宿泊する際は7,000円ぐらいで泊まれてたんですが、同じホテルを予約するにしても今はもう1万2,000円を下らないと。先ほど課長言われたように週末になりましたらまたさらに金額が上がっている状況です。子供たちの大会というのは中々平日はありませんので、この土日であったりと非常にまた宿泊料金が上がっている時に大会が重なっているのではないかと心配しております。先ほどの7,000円台のホテルが1万2,000円に上がった分で何倍に上がったんだろうと計算致しましたら、やはり1.6倍から1.7倍と。非常に高くなったなというのを、県内においても私も実感しているところであります。3番目に小・中学生の保護者同行の実態について、併せてお伺い致します。小・中学生が遠方の大会へ参加する際、安全面から保護者の同行が必要となるケースも多いと思われます。その際の保護者の交通費や宿泊費などの負担については、町としてはどのように把握されているのでしょうか。教育長にもお伺いしていきたいと思えます。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。まず保護者の同伴ですけれども引率等も含めてどれぐらいの保護者がついて行っていられるかっていうのを教育委員会のほうでは把握はしておりません。ただ部活動とかクラブ活動、クラブチームにおいては、まず中学校においては引率計画をきちんと出して担当の先生が引率をされる。また担当の外部指導者として任命されているコーチも一緒に引率されるという状況です。と、クラブチームについては一般的には、指導者も行かれますけれども、基本、保護者の責任のもと応援がてら一緒に引率されてるんじゃないかなというふうには思っているところなんですけれども具体的な数字等に関しては承知していないところです。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。教育長は元校長先生ということで、現場の状況につ

いては本当に身近に経験してこられたと思います。是非ですねこの保護者が今どういう状況であるのかっていうのもですね、また併せて把握していただければありがたいなと思っております。実はこのスポーツ大会の奨励金。人材育成、地域の誇りとしての支援という視点が私は1番大きいと思います。スポーツや文化活動で活躍する子供たちを支援することは、人材育成や地域の誇りの醸成にもつながると考えております。本町としてどのような意義を認識しておられるのか、お伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。子供の支援ということですが、これ数点考えられると思います。まず子供の健全な成長を支えるということで、スポーツまた文化活動は、体力や集中力・創造力などを育てるということ。それで努力や挑戦を経験することで自己を肯定感また忍耐力が高まるというふうなことも考えられます。次に協調性や社会性の育成ということでチーム活動や発表の場を通じてですね、仲間との協力、礼儀とかコミュニケーションの能力が身についていくというふうに思っております。それから教育的効果の向上ということで目標に向かって努力する経験は、学習意欲や計画性にも良い影響を与えるというふうに思っております。スポーツや文化活動を通じて培った集中力や継続力は勉強にもですね役立って、ひいては地域の人材育成にもつながっていくのではないかとこのように思います。それから子供の将来の可能性を広げるということで、経験や才能を伸ばしていくということで将来の職業や進路の選択制が広がる。スポーツ選手や芸術家だけではなく、指導者や関連分野の職業につなげる可能性がある。そういうふうな支援、そういうふうな考えを持っておるところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。今4つ大きなポイントを教育課長のほうからまとめてお伝え顶きましたが、私もまさに本当にそうだと思います。実は3月の8日、つい先日ですけれど、熊本の今KKウイングと言わんです。陸上のえがおスタジアムですね。あそこで子供たちの陸上の記録会がありました。私の孫のことで申し訳ございませんが、今、小学校3年生ということでした。最初参加する際には、もう須恵の10人満たないクラスの子供が大きな大会に参加するということで、非常に不安のほうが大きかったです。もう何日か前からもう眠れないぐらい心配してドキドキしてたわけですが、実は大会に参加しまして80数名の3年生・4年生の子供たちと100メートルを走りましたら、30番台に入ったという、非常にもう帰ってきた時には「ばあちゃん、ただいまあ！僕30番だったよ」ともう本当に笑顔で帰ってきてくれました。この経験をするっていうことは、子供たちにとっては本当に大切な一歩につながります。町としてもこの人材育成について、しっかりと把握していただいているということはとても心強い内容だと思っております。今回私は通告書の中の人材育成の「材」を1か所財宝の「財」に書換えております。この財宝「財」っていうのは、人の心という思いをどうにかこの今回の一般質問で伝えることが出来ないかなあと思って、あえて使っております。このふるさとで受けた応援、子供たちがこの町を離れても「私はあさぎり町の出身です」と自信を持って言える。その一歩につながると思います。町長いかがでしょう。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい、そうですね私たちも子供の健全な成長というものを願うばかりでありますけれども。この奨励金制度につきましてはですね、やはり本当応援される方々にも応援したいという気持ちはございますけれども、やはり保護者としてですね、参加同行できる方と仕事・家庭の事情で同行できない方という方もいらっしゃるということで、非常に同一制度を適用するというのは非常に難しい面もあるかと思います。ただ、やはり私たちはやっぱり子供たちの可能性を広げてあげたいという気持ちはございますので、精いっぱい応援という形でやっていければというふうに考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。先ほど町長が中学校の部活動の地域移行を進める中で今後検討が必要な場面があるのではないかという答弁も頂きました。私は今回の一般質問に関しまして郡内の6市町村だけではありませんでしたが、お伺いして子供または19歳以上、地域によっては年齢問わずというところで、補助金・激励金・お祝い金として、どのように対応していただいているのかというのをお伺いしてお話を聞いてまいりました。その中で感じたことといたしますのが、「あさぎりはまんざらでもないな」というのをある意味感じ、うれしく思った部分もございました。というのがですね、ある町村によっては、大会の趣旨っていうか開催が決まった特定のところへの参加でないと補助金の対象にならないというところがあったり、応援金または横断幕どちらかですよという町村もありました。しかしどの町村も、県大会・九州大会・全国大会そして国外の大会に向けても、しっかりとこの補助ということを考えておられるっていうのも実感した時間ではございました。その中でこの6市町村の中でお伺いした中で3町村がですね、指導者であったり、監督であったりっていう方に対しても該当しているという地区がございました。この制度の見直し、先ほど町長からの回答でもキーワードが出ておりましたが、物価高騰や保護者負担の現状または人材育成の観点を踏まえ「交通費や宿泊への支援、保護者同行への一定の配慮」を含めたスポーツ文化大会奨励金の補助額や制度内容の見直しを検討する考えはありませんでしょうか、お伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。今、議員言われました監督または指導者につきましては、資料3のほうで示しました「あさぎり町各種スポーツ大会及び芸術・文化コンクール出場奨励金交付要綱」この中の第2条にですね、交付対象者基準がございます。「指導者で支給対象となるものを日常、直接に指導しているもの」につきましては、補助金額が九州管内では1人5,000円、九州管外（沖縄含む）で1人1万円、国外の場合は1人2万円ということですが、大人の指導者につきましてはここで交付をしている状況でございます。で、この今の制度について先ほど町長のほうも言われましたけども保護者の同伴また応援につきましてはいろんな仕事の都合や家庭の都合などでですね、同行を行けないという世帯もあるかというふうに思います。そういうところも考慮しますと現状、当面この制度はですね、維持していきたいというふうには思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。この補助金の支給先っていうか受ける子供ではなく、

どこから出すかっていうことに関しまして、人吉は、人吉市ではなくスポーツ協会のほうで対応されているということでございました。先日の予算の説明の中においてもスポーツ協会への補助というのが町のほうもございます。ということは、町も今後、社会体育の地域移行ということが入ってまいりますし、このスポーツ協会とのですね、連携をしっかりとっていただきながら現状の把握、先ほどの物価高騰によるどれぐらい負担が大きくなったのかとか、併せて教育長が現場で感じてこられたこの大きな大会に出ることの自信。この分をですね、しっかりと町長・副町長受け止めていただいて、考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。やはり冒頭に申し上げましたように、やはり物価高騰、宿泊費の高騰、交通費の高騰こういった問題もあるかと思います。ただやはり現在がですね、領収書なしで大会前後で支給できるという制度が非常に保護者の方々も喜んでいらっしゃるという面もございますので、領収書を提出される額というのいろいろな設定があるかと思いますので、そういったところはまた分析したいというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。議員もおっしゃられましたけども6他町村と聞かれてですね、現状としてはあさぎりもまんざらではないなという感想を持たれたということで大変ありがたいです。そんな中、部活動も移行してますが、現在、教育課程の一環じゃありませんけども学校教育の一環として部活動を取り扱っているの、今現状、部活動の子供たちに対しては1人1,500円。それから大会の参加料、それから個人チームの登録料は全額町のほうで支援しております。また県大会においては交通費等の経費の2分の1、上位大会に関しては3分の2を補助するということで、金額的に申しますと大会参加費・登録料で年間90万ほど補助している状況です。で、そんな中、遠征費等を入れると本年度は300万近く補助等をやっているという状況です。そんな中、部活動としてはそういう状況で、ただ今度地域展開した場合には、部活動とは違ってくるのでその在り方をどうこう持っていくかというのが非常に今難しく思っているところです。で、4月から柔道部と剣道部においては地域展開致しますけども、当面は部活動と同じような扱いで今現状の支援をやっていこうというふうに考えているところです。で、部活動の地域展開が全部整い次第ですね、全ての学校で行ってた部活動に対する補助を一括した方向で検討してまいりたいというふうに考えているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。教育長のほうが現場のことを踏まえた答弁を頂きました。しかし今までの議会からのですね質問の中に、あさぎりだけでは中々大会に参加できない競技とかも増えてまいりました。また、地域と一緒にやっていう場面が出てまいりますので、是非今後の検討の中では、地域・市町村または県辺りをですね、しっかりと連携をとりながら考えていただければと思います。1番目の質問最後になりますがちょっとこれは確認という形でもあります。今、あさぎり町の横断幕の設置場所は、どのようになっているのでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。今、全国大会等に出場された場合の横断幕をつくっております

けれども、掲示場所につきましては、免田の本町 五差路付近ですね、あそこの交差点と、あそこに掲示数が多くて掲示できない場合は、ここの役場の本庁舎、免田吉井グラウンドの柵というかフェンス、柵のほうに掲示をしているところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。以前私も町のランドマークとはっていう質問の中で、実はこれ駅前広場のことが条例でランドマークという表現でしっかりと書いてあるわけですけど、このあさぎり駅前広場への設置について提案したことがございます。また、同僚議員からも電光掲示板の設置についても何度か提案があっている状況です。どちらも国道の改良等も関わってきておりますので、今後検討していきたいというようなニュアンスの答弁は、あっているところだと思っております。以前、免田の黒田 B & G 近くの三角の民地をお借りして掲示をしていたことがございました。国道沿いでもあり遠くからもよく目につく場所で、掲示に名前が挙がった方からも好評でありました。現在使用されていないので所有者の方にお尋ね致しましたところ、町のほうから使用を終了しますということでしたということでございます。電光掲示板の設置そして黒田民地を再度お借りしての横断幕看板の設置について、お考えはありませんでしょうか、お伺いします。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。本当これまで何度となく質問に上がっていた項目だと思います。確かに今、本町の五差路付近と役場前というのは非常に目立たない状況というのは十分分かっておりますので、今後、駅前も含めてですけれども、内部で考えてみたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。内部の検討をいつやるのか、いつまでにやるのかっていうのが非常に大事になってまいります。町長も今期あと1年の中で、是非形につなげていただきたいと強く思います。それでは2番の質問に移ります。ふるさと寄附金について。ふるさと寄附金は、本町において子育て支援や高齢者支援など住民の生活を支える重要な財源となっております。一方、近年は寄附額が減少傾向にあり支援策の拡充や継続に制約が生じているのではないかと危惧をしております。ふるさと寄附金は返礼品の工夫や情報発信、寄附金の用途の明確化など政策的な取組によって大きく左右される財源でもあります。今後、住民生活を支える安定的な財源を確保するためにふるさと寄附金の増額に向け、どのような施策や取組を進めていかれるのか。私の手元にはタブレット掲載してあります平成31年からの分だけしかちょっとございませんが、この寄附額1番多かったのは、令和4年4億円。そして現在ですが令和7年は1億円を切る金額となっております。この寄附額について、どう町は感じておられるのか、お伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。本当ふるさと納税がかなり減少してきているという実態につきましては大変こう私たちの方策がちょっと甘いというところもあります、やはり馬刺しの返礼品の影響をですね、が非常に引きずっている状況というのはあります。令和5年度いっぱい馬刺しの返礼品が終了して、その後、令和6年につきましては積み残しがあったという部分でまだふ

るさと納税額というのは2億円ぐらいは多分キープしてたと思うんですけども、その後の新たな返礼品の開発等につきまして非常に遅れを取ったなというふうに感じているところであります。そして令和7年度におきましては、経費率に関する問題で非常に悩み続けた1年だったというふうに感じておりますが、今後につきましては、担当課を中心に巻き返しを図っていききたいというふうに考えているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。このですねふるさと納税制度ですけども平成20年の5月から制度がスタートしておりまして、今年度で17年を迎えております。本来ならば住民票がある自治体に税金を納めるという仕組みでありますけども、これを今までお世話になったふるさとや応援したい自治体に寄附ができる制度としてスタートしております。その後ですね平成23年の3月に発生しました東日本大震災をきっかけとした被災地を応援するふるさと納税も拍車がかかり、利用拡大が広がったというふうに伺っております。本町におきまして令和2年7月豪雨におきまして鎌倉市のほうからふるさと納税の代理寄附業務を支援頂きまして、本町にも寄附を頂いた経緯がございます。近年ですねこのふるさと納税といいますのが、自治体間の競争が激化しておりまして、特に少しでもお得感があるふるさと納税の商品を希望される納税者が多くなってきているという状況でございます。そういった状況を総務省においてもですね、規制をかけるかのようにいわゆるそのふるさと納税を行うに当たっては、指定の登録を受けないとふるさと納税ができないという仕組みで今運用をされております。参考までに本町においてですね平成22年度から令和6年度までのふるさと納税額16年間の実績ベースを調べましたところ、14億8,100万円の寄附を頂いておりまして、これらの財源を活用して本町の総合計画に位置づけられました主要施策等の財源に活用して事業を展開しているところでございます。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。今、説明がありましたがふるさと納税は2006年福井県の西川知事が発案者となってスタートされた。当時の総務大臣が前の総理大臣であります菅義偉さんであった時代だそうです。地方の自治体が子供に医療や教育など様々な行政サービスを提供しても、大人になると多くの人が都会で就職し、そこで納税を行う。その結果、子供時代に行政サービスを提供しても、地方自治体にはほとんど税収が入らない。こんな中でのスタートだったということでございます。私も今までにこのふるさと納税については3回ほど質問をしております。1回目が平成25年の第10回議会「ふるさと納税に対する町の考え方は」ということを伺いましたが、そのときに担当課長がおっしゃったのが「20年にスタートして県内であさぎり町は20年度は8位、21年度は6位、22年度は11位、23年度は県内13位です」と。そして、その頃の新聞の記事もその時に紹介しておりますが、地方の自治体は大都市と格差縮小に向けて今こそ知恵を集結する必要がある。納税制度を活用したふるさとの応援団づくりは、その試金石とも言える。馬刺しが使えなくなったから、果たして執行部の皆さんはそれが町民が納得する答弁だと思いませんか。1億円ですよ。私たちなんか主婦は財布に5,000円あったら。なので今回町が2万円、生活応援に出していただくだけでも「あーありがたい

な」と思っているのが生活者である住民です。そんな中、1億円も減ることに対して何か努力をしよう、出来た頃のこの思いというのをもう一度考えるべきではないでしょうか。副町長いかがでしょう。

◎議長（小見田 和行 君） 土肥副町長。

●副町長（土肥 克也 君） はい。ひとつ減少した要因として、馬刺しの取扱いが厳しくなったということで説明申し上げました。その後やはりこの有効に使えるふるさと寄附金というものの増に対しては、いろいろと知恵を絞ってきたところではございますが、まだまだそこは実現出来ていないというのが実情でございます。大変大きな金額が減少しているということはしっかりと認識しておりますので、今後やはりこの国のルールというものがありますのでそれにしっかりとって進めてまいりたいと考えているところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。昨日の総務建設常任委員会、令和8年度の予算についての説明時にも同僚議員から販路拡大、あさぎり商社について推奨商品の開発、磨き上げについて非常に具体的な内容で上がっております。そしてまた町長は施政方針の中で「ふるさと納税による寄附金の獲得にも注力する」ということを言っておられます。この町長の施政方針は、職員全員で取り組むべき課題だと思っております。先ほど課長からありましたふるさと寄附金、ふるさと納税制度について、活用方法、5つほどございます。以前3回質問したと言いましたが、その中でどの項目だったら誰に対して何ができるのでしょうかというやりとりもしております。今回は、局長、資料4をお願い致します。資料見られた方は、なぜここにあさぎりクエストが入っているのだろうかというふうに思われたかもしれませんが、この今一生懸命町として1万人突破のあさぎりクエスト。こういうものとですね、参加型ふるさと寄附金の返礼っていうふうにつなげて考えていけないのかなということで出しております。例えば、この4つですね、セグッチョ君も入れて5つですね、けんた君からりょう君から。例えばこのあさぎりのあさぎりクエストのキャラクターの人気投票を行うと。それをするためには昔ちょっとAKB48あたりは物販を買って、その中のQRコードで応募して、人気投票に参加したというちょっとということも以前ございましたが、そういう形で物販等をコラボしたところでの人気投票してみるとか。次のページがですね、これは今度4月4日のリュウキンカ祭りにありますリュウキンカちゃんですね。これもまだ非公式なキャラクターですが。必ず大人の目線でいくとリュウちゃんとキンちゃんとか男の子・女の子と考えがちですけど、妖精でありますのでジェンダーフリーでいいんじゃないかなとかまだ名前が何ていう名前になるかもちょっとまだ聞いておりませんが、そういう何かほかのものといろんなコラボをしたのも面白いのではないかなと思っております。この手書きで申し訳ありませんけどその右側のくまその話。これは、くまその話を私小学校でしておりますけれど、その次のページに出てきておりますこの「くまそ大王」を、こういう今までもいろんなキャラクターがあさぎり町には生まれておりますので、こういうことと何かコラボしながらやっていくのも面白いのではないかなと思います。中々ですねパンフレットを見て「あー牛肉がいい、あー米がいい、あー焼酎がいい」じゃなくてですね、こういう柔軟な感じで今一生懸命商工観光が力を入れていただいておりますあさぎりクエストとのコラボであったり、新しい非公式キャラであっ

ても、あさぎり町のキャラクターとの組合せ。また併せてふるさと寄附金の返礼品に対して推奨商品の磨き上げっていうのが昨日も話出ておりますが、実は家に帰ってどういふのがあると思うと家族に聞きましたら、余りこう町民が理解していないのではないかなと思っております。もっと町民に知ってもらふ機会を増やすことが必要ではないかと思いますが、例えばお出かけの際に町民の方がお土産としてふるさと商品を持っていくことで、今度はああ懐かしいなということにつながると。幾つかのステップと組合せて商品開発、磨き上げにつなげていくことも必要ではないかと思ひます。例えば、推奨商品を使つての料理コンテスト。住民対象なのか、町内飲食店さんなのか、食改さん、子供食堂運営の皆さんなのか、協力していただくところはたくさんあると思ひます。そして、よかったレシピを返礼品と一緒につけて、あさぎりではこういう案が出ましたというのをお返しする。そういう形も取れるのではないかと思ひます。お知らせについては、ホームページやあさぎり商社だけではなく、マルシェや南稜高校とのタイアップ。そしてお知らせを広げていくという方法もあるのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいまです。議員からいろいろと今回の推奨商品だけじゃないですね、ふるさと納税に絡めた推奨商品のPRあるいはその町民に向けたメッセージの発信の仕方、あるいは料理コンテスト的なものも含めてですね、やはりまず知っていただくことから取り組む必要があるんじゃないかという御意見だろうと思ひます。確かに今回2月の末からですね3月の上旬にかけまして、あさぎり物産フェアというものを免田サンロード店で開かせていただきました。ここでも推奨商品を初めとした町内の特産物産品を販売会として行ってまいりましたが、やはり地元の方であってもそういった地元の産品であるということをお存じない方がやっぱ多々多くいらっしゃいました。そういったところもやはり今回のあさぎりフェアを通して私たちも感じておりますので、町の物産等については、やはりあさぎり商社を中心にうまく連携を図りながら、今後商品の磨き上げも含めてですね、一緒に取り組んでまいりたいというふうにお思ひしております。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。町長の施政方針にも入っている財源を増やすというこの思ひは、是非、議会そして執行部でしっかりと共有して取り組んでいく必要があると強く感じております。時間も少なくなつておりました。3番のリュウキンカフェスティバルについて。局長、資料5をお願いします。今日はですね私は大好きだった衆議院議員で亡くなりなりましたけど宮川典子さん。非常にいつも明るい色を着て元気が出るような方でしたのでその方の思ひを引き継いでつてということで今日はオレンジを着て登壇しておりますが、リュウキンカにつきましては、この後13番議員が質問をされますので、私はこのタブレットにある写真を見ながら、現状の把握を一緒にしていただければと思ひます。最初の1ページは、3月7日、つい先日の丸池の状況です。どこに花があるのか分からなかったのでも孫たちにさしていただいておりますけど。ここで見るとリュウキンカの花、2番目と3番目を御覧頂きたいと思ひます。そして、実はこのリュウキンカ祭りについてつていふのがもう同時で進んでおりましたので、その内容については、文化協会の学習会の時にもリュウキンカについて説明がございました。3ページ、2025年の

町政要覧の中にもリュウキンカがございます。4 ページですがその2015年の失礼致しました。この3 ページ目は私間違っておりまして2025年と書いておりますけど2015年です。次のページが上のほうにあるのが2015年の要覧のリュウキンカ、下が2018年のホームページのリュウキンカです。右のページが現本庁舎玄関横のリュウキンカ。最後の写真が2016年の丸池の状況となっております。今回私、丸池に行きまして気づいたのがリュウキンカの花ビラがいろいろあって、町もPRする際にバラバラになっているなっていうのにちょっと気づきました。是非「町花」としてお知らせする場合には、どういう形で混乱がないような形で、花のアップも考えていただければと思います。今度4月4日に実は私リュウキンカフェスティバルのことを出しましたら、同時並行的に地域の中でリュウキンカ祭りの開催について計画が上がっております。是非この4月4日のリュウキンカ祭りに全員で足を運んで、今のリュウキンカの現状について確認していただければと思います。最後に町長、このリュウキンカの育成について伺いして終わりたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 今のこの丸池リュウキンカの状況につきましては、球磨川NPの方から伺っているところであります。やはりあそこが湿地帯というものを将来的に確保していかなければならないという部分が1番リュウキンカの生育に関わってくるということです。そういった対策につきましてまた今後、球磨川NPそして実は自然共生サイトに指定しようかしまいかというところで今議論をしているところでありまして、そういったところも含めてですね、今後のリュウキンカの生育については、頑張っていきたいと思いますので、リュウキンカ祭りにつきましては非常に楽しみにしているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加賀山議員。

○議員（6番 加賀山 瑞津子 さん） はい。これで終わります。

◎議長（小見田 和行 君） これで6番 加賀山瑞津子議員の一般質問を終わります。会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午前10時54分

---

再開 午前11時05分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。次に7番 橋本誠議員の一般質問です。橋本議員。（議長。）橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） はい。7番 橋本です。こんにち。本日2番手で通告書に従いまして一般質問を行います。質問の回答は、町民の皆さんにも理解できるように簡潔明瞭をお願いします。人口減少に伴う持続可能なまちづくりについて。近年、少子化に伴い生産年齢人口が減

少している状況を踏まえて、町の存在も心配となってきた。第3次総合計画に基づいて、今後、過疎地域であるあさぎり町のまちづくりについて問います。①少子化対策についての現状と課題についてを問います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 人口減少につきましてはですね、昨日の人吉新聞に減少率のことを記事が載っておりましたが、非常に悔しい思いで拝見させていただいたところであります。全国のほとんどの自治体が人口減少に頭を抱えているというのは実情であります。この人口減少対策につきましてはですね2つの柱があるということで、ひとつは、出生率向上を目指す自然減対策。そしてもうひとつは、若者、女性の定住を促進する社会減対策。この両輪が基本と言われております。日本の少子化といいますのは、予想を上回るペースで進行していると。この深刻な状況の背景には、出生率の低下というものが影響しておりまして出生率が下がっている原因としては、やはり結婚年齢の上昇と未婚率の増加というものが挙げられ、地方では、若者の都市部への流出により結婚適齢期の人口そのものが減少しているという現状があります。経済的な不安も要因としてひとつありまして、現在の収入では、子育てには踏み切れないと感じる若者が増加している。学費や教育費への不安が強い点もあります。さらに育児支援の不足についても、共働き世帯の増加に対応出来ていないという点も挙げられると思います。現状と課題につきましては、第3次計画に基づいて関係課より答弁をさせていただきます。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） まずは、少子化対策の現状を問います。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。まずですね第3次総合計画に基づいてということで、町の最上位計画であります総合計画の趣旨・方針をちょっと再確認させていただきたいと思います。長期的なまちづくりを計画的に推進するため、まちづくりの方向性や施策など体系的に示したものでありまして、これまでも人口減少・少子化対策の振興を緩和させるためにですね、様々な施策に取り組んできました。しかしながら行政だけではこの課題を担っていくことは困難ということで、住民の方それから団体、事業者など町に関わる様々な立場の人と協働して、行政サービスを提供するというで互いの役割を具体化し、行政と相互に協働できる計画として策定をしたものです。まずですね各課の具体的な施策の前にこの総合計画における今回策定を致しました実施計画からですね抜き出したものを提示したいと思います。こちらがですね、一応出生、子育て、移住・定住に関連すると思われる事業ということで、あくまで概略的にですね、自然増に対するものとか。それから社会増に対するものなどを拾い上げたものということになります。一覧表を見ますとちょっと少し小さいですが、自然増ということに関しましては、主に生活福祉課それから健康推進課、それから教育課などの事業。また社会増に関しましては、主に商工観光課事業がメインというところになると思われます。それぞれの事業については担当課のほうから説明を申し上げたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。それでは、少子化対策のひとつと致しまして健康推進課

におきましては、不妊治療、不妊治療費の助成事業実施要綱を定めております。目的と致しましては、少子化対策のひとつといたしまして、子供を産み育てやすい環境づくりを推進するため不妊治療等を必要な費用の一部を助成することによりまして、その経済的負担を軽減し、次世代育成の推進を図ることを目的としております。事業の実績と致しましては、令和6年度11名の方に補助を行っており、妊娠に結びついた件数が7件となっております。令和7年度におきましては、現在まで7名の方に補助を行っており妊娠に結びついた件数が4件となっているところでございます。この事業に対しまして課題というところになります。現在のところはないものだというふうに考えているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 緒方生活福祉課課長。

●生活福祉課長（緒方 理恵 さん） はい。私のほうからは、生活福祉課所管分において少子化対策のひとつであります子育て支援に関する事業の現状につきまして、御説明させていただきたいと思っております。事業がかなり多くございますので簡略化させていただきながらの説明とさせていただきます。まずは出産に対する支援としまして、出生祝い金事業。こちらは出生児1人につき10万円の支給をしているものです。子ども医療費助成制度、0歳から18歳までの児童への保険診療分の医療費助成となっております。児童手当です。こちら0歳から18歳ということで支給をしているものとなっております。次に乳幼児期の支援としましては、妊婦支援給付金。こちらは妊娠した際に支給する、また出生・出産後等も含めた胎児に1人当たりに対して支給する給付金でございます。病児病後児保育事業、町内においては公立多良木病院内で実施頂いておりますほっと館、そして病後児保育を実施していただいておりますあさぎりこども園がございます。続いて子供を預ける支援としましては、保育園、認定こども園の事業となっております。町内では12園の保育園、認定こども園で一時預かり保育であったり延長保育、あと育児サークル等々を実施しているところです。小学生に対する子育て支援としましては、放課後児童クラブということで、町内8か所にて現在開設をして運営をしていただいております。そのほかにも、ひとり親家庭への支援だったり、障害のある子供の子育て支援など取り組んでいるところでございます。こういった子育て支援に関する事業を実施する中で児童手当の拡充や保育料の無償化、子供医療費の現物給付など支援は進んでいるものと考えるところでございますが、課題といいますか今後見直しができるものがあるかと思えば、単独で実施しております出生祝い金事業における祝い金額の見直し等は考えられるかと思うところです。まずは、支援を受けることのできる住民への周知徹底や、対象者の方に漏れが生じることがないように努めること。そして現在の支援を継続していくことが大事なのではないかと思うところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 今ですね、少子化の対策の現状を生活福祉課と健康推進課に言ってもらいましたが、現状としてですね、手当は十分にいただいているし、他の地区、他の町村よりもあさぎり町はしていると思います。それで課題としては今言われたように出生祝い金の見直しとか、あと漏れがないような周知がしていくということで対策としてやっていくということですが、基本的にですねやっぱ一緒にいただいておりますが、財政的に今後減っていくにあたってですね、今から先これを続けていくに当たって、町としては大丈夫とですか。

◎議長（小見田 和行 君） 中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。ただいま御質問頂きました生産年齢人口が減少していく中で  
の財政見通しということでお答えをさせていただきます。まず、この課題に対する財政見通しで  
すけれども、人口減少や人口構成の変化により社会保障費の増加や地域経済の縮小による雇用機  
会の減少が懸念されます。これにより税収は減少し、公共サービスやインフラ整備の維持が困難  
になることが想定され、人口減少問題は、町における重要な行政課題であると認識をしておりま  
す。これまでお示ししております町の財政見通しにつきましても、将来推計人口を採用しており  
まして、こうした厳しい状況を反映した数値となっているところでございます。当然、課題への  
対応と致しましては今説明しました総合計画に位置づけた事業を全庁挙げて着実に推進していく  
というふうなところにつきましても、議員が懸念されております必要な財源の確保につきま  
してはですね、本町の財政状況を示す財政の4指標がございまして、いずれの指標も現在、  
堅調に推移しているところでございます。一方で実質公債費比率につきましては、第二庁舎や公  
共施設の個別施設計画事業の推進、また水道施設再編事業などの取組により、中期的には上昇す  
ることが確実な状況でございまして、そのため計画の着実な推進に向けて、国・県補助金や財政財  
源的に有利な地方債を活用するなど特定財源の確保に努めるとともに、総合計画を核とした予算  
編成による選択と集中により政策的経費に活用できる一般財源の確保に努めたいと考えていると  
ころでございまして。またこれと併せて確実に到来する未来への備えとしまして、やはり並行して  
進めていく必要があるというのが公共施設の適正化であるというふうに考えております。これは  
単なる財政難を理由とした切捨てではなくて、施設の集約化や複合化などを含め将来世代に持続  
可能な財政基盤を引き継ぐための時代に即した公共施設の最適化として進めていく必要があると  
考えているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 先に言わんばんことはさっき言うてくれやったでもうちちょっと私が  
言うあれがおかしゅうなった。大体ですね次に生産人口の減少していく中で「財政見通しにつ  
いて問います」というとば先言うてから言うてもらおうつもりやったて先言いやったもんで。生産人  
口が減少していく中でですね、現状に近い状況をどうやって維持していくのか。また計画見通し  
はそんなに甘くないのもう少し現実を見据えてですね、最小限の予算で計画を立てていかんば。  
町民には予算せんばんばってん。やっぱ将来のことを考えてやっぱりやっていくとが町の有能な  
職員さんのですんで。そこはよく考えていただかんばんとですよね。そこに関しては、財政課長、  
どぎゃですか。今、話したこと。

◎議長（小見田 和行 君） 中村課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。繰り返しの答弁となりますが財政課と致しましては、事業の  
推進に必要な財源を当然中期的には基金を確保しておりますので、そういったところを活用しな  
がら、基本的には、その年の歳入の中でやはり選択と集中を行いながら予算編成において必要な  
財源を確保していくというところにつきましても、全庁挙げてしっかり取り組んでいきたいと考  
えております。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） ちょっとえらい、ちょっとおかしいなりましたけど。それがですね計画の中でですね生産年齢には、町外に進学する高校生とか、大学生も含まれているんじゃないんですかね。この計画の中ですよ。まず。

◎議長（小見田 和行 君） 万江課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。総合計画におきます人口の生産年齢人口につきまして、一般的に年少人口それから生産年齢人口、老年人口とありますが、この数値はですね基本的には国勢調査を基本としているということで、俗にいう住基台帳を通された人口ではないということですね。国勢調査につきましては、10月1日を基準日と致しまして、そこに住んでおられる、いらっしゃる方を対象として調査を行いますので、その調査結果に基づいて出される人口ということですね、国勢調査はですね。それをもとにしておりますので、単に住所を住基台帳とは異なるものということです。例えば学生さん、こちらに住所を置かれてて外に出られている方とかは、一応10月1日が基準日ですので、その時に調査の対象になるかならないかというのは、その時の状況によって変わってくるということになっているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 現実としてですね。高校無償化により今後、球磨人吉以外の進学が増えているのは予測されます。そうすると現在の見通しである生産人口は実人口よりも少ないのではと思いますし、予算見積り上、町の収入は低くなるんじゃないかなて危惧されますが、現実としてはどうですかね。

◎議長（小見田 和行 君） 中村課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。財政見通しの見込み方ということだろうと思いますが、先ほど申し上げたとおり人口に応じて税収のほうが反映されるように一応見通し上はしておりますが、これはあくまで推計人口を使って機械的に算出をしているというようなところでして、そこまで精緻な現状を反映した試算というのは難しいというところであくまで、そういった公的な統計情報を活用しながら見通しを立てるということですね。それが現状のベースラインというところでの財政見通しを立てながら、それをもとに毎年度の予算編成において、しっかりと財源を確保していくというふうなところでございます。財政見通しとしてはそういう位置づけで作成をしているというふうなところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 将来見込んだ上で財政運営をしていってということでもいいんですよね。今の話であれば、ですよ。

◎議長（小見田 和行 君） 中村課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい、見通しはしておりますがあくまで今申し上げたとおり推計人口どおり。あと当然見通しにつきましては経済状況であったりとか、実際人口減っておりますが決算、その検証というのは決算によって行われると思いますが、税収は上がっているわけですよ。それは経済状況に応じてそのようなことはあり得ますが、そういうのも全て見込んで財政見通しを立てるというのではなくて、現状において推計人口どおり進んだ場合のベースラインとして財政見通しを立てているというところですので基本的な厳しめに見込んでいるとは思いますが、

厳しめのベースラインをもとに毎年度の一般財源というのはやはり予算編成の時期にしか分らないところもございますので。繰り返しになりますが毎年度しっかりと財源を確保していくという取組を続けていくというふうなことでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） しっかりとほんならやってくださいね。次の3番に行きます。少子化に伴い生産人口が減らす中で、町の中心になる人材育成について問います。役場職員、行政区等を含む町の後継者育成についてどのように取り組んでいくのか。具体的な考えを聞きたい。あさぎり町に残る、あるいは移住を希望する人を維持・増加するためには、後継者育成が重要な課題だと思います。どのようにして、人材育成に取り組むのか伺います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。そうですねやはり生産年齢人口と言わず高齢化の進行も関係しますけれども、やはり地域経済とか地域のコミュニティーを支えている人たちが要するに担い手というものが不足してくるということはもう既に現実的になっております。ですからこうした中、こういった担い手が不足するからこそ、これ以上にその対策は考えていかなければならないというふうに考えておりますけれども。町の中心となる人物という表現は非常に難しいですけれども、そういった資質とか能力を備えた方々というものがたくさん輩出してくれればというふうに考えておりますので、やはりこれは学校教育から小さいときからの教育にも関わる問題であると思っております。ただ中々町が主導して、こういう中心となる人物をどう発掘どう教育していくかというものは非常に難しい課題だというふうには思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） はい。難しいですけどやってもらわんばですね、将来のあさぎり町のためにはですよ。と思います。例えば後継者を育てる手段としてですね、取組としてですね、学習会を開いたらと思っております。これは試験。それがですね、あさぎり町出身の衆議院、参議院、県会議員とおられますが、若い世代にですね、そういう勉強会を開く気持ちは、町長としてありますか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。私の一存では中々答えられませんけれども、そういう機会を作って欲しいという要望がありましたらですね、代議士等に相談は可能かと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） はい。衆議院も県議会議員も同級生でありますんで、そのよく知っておられる人ですので町長そのことはですね皆さんがそういう要望があればですね、そういう形を取っていただいて勉強会を開いてもらえればと思いますが。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 橋本議員も同級生でありますので、その点はよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） はい。そうですね一緒になってやらんばんですな。はい。今回一般会計当初予算の中に、小・中学校の入学金祝い金。それと教育振興、奨学金返済若者就労支援事

業補助金というのが2つありますよね。そのことをちょっと1回触れていただいて、このことについてのですね、効果と事業の算出根拠と単価の算出根拠と事業効果はどれ、どういう形で考えているのかをちょっと伺います。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。入学祝金のお話ということで、目的としましては、近年の物価高騰等によりましてですね、子育て世帯への経済的な負担が大きくなっておるということで非常に小学校入学時また中学校入学時も相当の金額がかかってきておるということです。内容としましては、小学校入学時に1人3万円、それから中学校入学時に1人5万円の祝い金を支給するということが家計の負担、また子育て等の支援に貢献していくということでこの事業を予定しておるところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいま議員から御質問がありました奨学金返還若者就労支援事業補助金について御説明したいと思いますが、この補助金につきましては、令和8年度からの新規事業ということになっておりまして、現在、奨学金を返還しながら働く若者を対象にですね、奨学金の年間返還額の3分の2、上限20万円を補助することで、若者の移住定住の促進につなげたいという目的で設けたものでございます。主に大学あるいは専門学校等に通ってる学生さんを対象としたもので、あさぎり町の奨学金や独立行政法人日本学生支援機構の第1種、第2種奨学金あるいは県の育英資金。また町長が認めるものというものを奨学金として返済されてる方を支援するというところで考えているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 小・中学校の入学祝い金ですが、今後初めてですよ今度。これは今後ずっと続ける上でですね、財源はどういう形でやっていけるのかなと。まずひとつと、それと今の奨学金返還若者就労支援の就労事業補助金ですよ。これも財源があれば教えていただきたいと思うんですが。

◎議長（小見田 和行 君） 中村財政課課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。まず本年度のそれぞれ今御質問頂きました事業に対する財源の措置状況について御説明を致します。入学祝い金事業につきましては今回は一般財源により対応することとしております。奨学金の若者就労支援補助金につきましては、ふるさと基金、まちづくり基金のほうを活用させていただいております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 入学金に関しては一般財源からということでこれをずーっともう1回すればずっと続けるんですよ。でよかですか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） この入学祝い金につきましてはですね、実は令和9年度に中学校の制服をリニューアルするというので令和9年度当初計画してたんですけども、物価高騰対策等を考える中でですね、1年前倒しで実施しようということで令和8年度の提案とさせていただきました。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 恒常的に。町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。今後、恒常的に実施していきます。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） はい。ずっとっていうことはやっぱ財源的に必要なになってくるしですね。やっぱ厳しく、確かに若者、若い人たちに大変なところにしていくはいいですけどやっぱ財源が必要になってくるんですね。やっぱそこはよう考えていた頂きたいと思います。またですねこれ介護する人の施設に中々入れん人たちも、結局若者ばかりすれば、今度は年寄りがでけん、というような。ですからやっぱそこはですねやっぱりよう考えていただいてですね、やっただかんばんかなって思いますよ。若い人確かに若い人が必要になってくるけん若い人に手当が必要です。でも、介護する人たちはもう中々施設に行こうかっても行かれん人たちも随分増えてきとっとですよ、現状として。だけんそこはやっぱ見据えた上で今後はやっただかんばんかなって思うんですが。それは町長かな。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。（はい。）人材育成について今問合せでしょ。高齢者予算等につきましては、また当初予算の、予算のところでお聞きになったほうが通告とはずれ始めましたのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） それはその時にちょっと言いますんで。はい。流れとしてそぎゃん感じになったって駄目かなと思ったんですけどね。今後ですね今課題、喫緊の課題であります行政区の統合。ちゅうかですね、少子化になって行政区の予算が厳しくなっていくもんで、やっぱしなっただけ減らすところは減らしていかなばんかなと思うとですね。そうやってきた時に小学校の統合と喫緊の課題である。それと行政区の統合は、必ず必要になってくると私は思うんですね。それに対してですね、町長はどう思われますか。

◎議長（小見田 和行 君） はい、答えられる範囲でどうぞ。町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。そうですね公共施設の統合・複合化というものは非常に重要な今後の課題だと思います。ですから、やはり財源は確保しつつも、やはり行財政改革も並行しながら進めてですね、必要なものは残し、そして不必要とは言いませんけれども中々効果が見えないものに関しましては縮小するということなめり張りをつけた財政運営が必要じゃないかなというふうには感じております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本議員。

○議員（7番 橋本 誠 君） 本日の質問に締めくくりにあたり、最後に町長に伺います。人口減少に対する町長の考え方をお聞きして、私の一般質問とします。終わりにします。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。やはりこの人口減少・少子高齢化という課題は、非常に全国の地方の自治体の喫緊の課題だというふうに捉えております。特に地方においてはですね、地方経済そして防災力の低下ということも含まれているということで、非常にどう手だてを打っていいかということで頭を悩ませる部分ではございますけれども、やはり今私たちできることはまず着実にやっていくということが重要かと思います。やはりこれがあさぎり町ばかりでなくてですね人

吉球磨地域全体のそして熊本県全体の課題だというふうに思っておりますので、広域連携しながらこういった課題について議論していきたいと思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 会議中でございますがここで休憩致します。再開は13時30分と致します。

休憩 午前11時44分

---

再開 午後 1時30分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。次に9番 豊永喜一議員の一般質問です。（議長。）豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい、9番 豊永です。会議冒頭にですね、財政課長から大変ショックな燃油の事情を受けましてショックを受けてですね、余り質問に身に入りませんかもしれませんがよろしくお願い申し上げたいと思います。それでは通告に従い、上地区の石田橋につきまして一般質問をさせていただきます。石田橋は、県管理河川免田川の柳別府区と塚脇区をつなぐ、今では希少となった木製のつり橋で、百太郎溝整備時に架設され長い歴史を刻んだ文化的、教育的な貴重な土木遺産でもあります。この木橋は、免田川とサイホンで交差して流れる百太郎溝管理堤防道路の一部区間をなす橋梁であり、溝管理、免田川堤防や隣接水田の管理においてもなくてはならない大変重要な橋梁であります。しかし、ここ10年近く老朽化を理由に修繕もされず放置され通行止めとなっており、免田川で地域間が分断され、不便を強いられている等の内容で、令和6年4月に柳別府・塚脇区長、百太郎溝土地改良区理事長の連名で石田橋の架け替え工事着手に関する陳情書が提出され、議会では当年6月定例会で総務建設経済常任委員会に付託され、9月定例会では、趣旨採択となっております。その後の取組状況と対策を問います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

○議員（9番 豊永 喜一 君） 石田橋につきましてはですね、令和6年4月に地元区長そして土地改良区連名で架け替えの要望書が提出されまして、議会でも趣旨採択ということは承知しております。またその以前から一般質問等で石田橋の架け替えについては、質問されてきた案件でございます。町としましてはですね、サイクリングロードに絡めた事業。それであったり、かんがい遺産に絡めた事業など、いろいろと模索してまいりましたけれども方向性が見いだせない状況が続いていましたので、まず橋梁点検をしてですね、改修可能なのか確認した上で協議をしようと思います。特に免田川は県の管理河川でございますので、県の意向等もあるやと思いますので、そういった協議を済ました上で方向性を示せればと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 小田建設課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい。今の石田橋の状況につきましては、石田橋につきましては、

木造橋で腐食による損傷が激しいことから平成29年より通行止めをしております。令和元年度に改修工事を検討しましたが、工事費が多額であることなどから断念した経緯があります。令和6年4月に地元からの陳情書、令和6年9月には総務建設経済常任委員会による陳情書の趣旨採択がなされております。これを受け、今後の石田橋の対策を検討するために今年度、詳細点検業務委託をお願いしているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。今日の質問の趣旨といいますか、いろいろ冒頭申し上げたとおりですね、町長も担当課長のほうからも言われましたように議会でも趣旨採択をとっているというようなことでございます。また地元からも大変要望が強いということはもう承知しておられるということでございますけれども、まずですね私も久しぶりに現場に行って写真を撮ってまいりましたけれども、局長すいませんが写真の提示をお願いしたいと思います。4枚ほど写真を撮ってまいりましたが、私も久しぶりに行ってちょっと驚きました。大変な荒れ様といいますか、橋についてはですね、もう床自体が相当めくれて腐食して、落下しているところも大分あったということ①番が橋全体の全景。それから②番がですね、塚脇側より撮ったものですが、ここに先ほど説明があったとおり平成29年から通行止めなっているというようなことでこの写真で分かりますかというふうに思います。③がですね逆に反対側の柳別府側より撮ったものであります。これば見ていただくと損傷具合、痛み、非常に分かるのではなかろうかというふうに思います。それから④番がですね、これは百太郎溝のですね、サイホンがなっているところというところであります。こういったところでですね、一昨年になりますか。陳情書が出たあれとほとんど変わってないというようなことでありますけれども、先ほど課長のほうから詳細点検業務委託をしてやりたいという旨話がありましたけれども、ちょっとお尋ねをしたいのはですね、令和7年の去年の9月に石田橋の詳細点検業務委託を入札されていますですね。これの成果報告書あたりはもう出来てるんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。

●建設課長（小田 淳 君） 業務委託につきましては、契約のほうは3月17日までとなっておりますので来週あたりに報告書のほうは出てくると思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） そういうことで成果報告書がまだ今月末ぐらいにしか出来てこないということで、詳細はまだ何も分かっていないということですかね。できればですね、この詳細の成果報告あたりが分かればですね、議会に対してもきちんと報告をしていただきたいというふうに思います。じゃないと要望書、陳情書も出てる関係でですね、議会もそれを受けたところで何も検討していないというわけではないということで、そこら付近はきちっと示していただきたいというふうに思っております。それで、それが出てこないと中々今後どういう進め方になるのかという話になろうかというふうに思いますけれども、補修でいくのか、改修でいくのかといういろんな手段方法があろうかというふうに思いますけれども。今後の取り組む橋梁点検が終わった後ですね、どういう取組を予定されているのか、伺いたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい。今、結果待ちなんですけどその結果の中にはですね改修工事だったり、あるいは架け替え工事だったりの考え方等を業者のほうにまとめていただくという項目もありますので、それを基に結果を精査しまして、また議会のほうに報告ができればと考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい、中々詳細が出てこないと今後の方向性も見えづらいんだろうというふうに思いますけれども。これも冒頭話もしましたようにつり橋という特殊な部分ですね。吊り橋といいますと非常に全国各地で言いますと山間部に非常に多いということで、平地にあるつり橋は中々珍しいのではなかろうかというふうに私は思うんですけれども、そういったことでもですね、これは趣旨採択の中でも言われておりますけれども、ひとつは何て言いますか観光資源といいますか。そういったところにもつながってくるのではなかろうかというふうにも思うんですけれども。そういったことを踏まえるともうまず橋梁点検といいますか詳細を待つてではなくてですね、ひとつの大きな方向性を示すためにも、どういったことですね、この石田橋についてはやっていくのかということをもまずは町長にちょっと伺いたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） この石田橋につきましてはですね大分以前からの課題でありましたけれども、やはり優先度という観点ではかなり下のほうだったと思うんですね。ただ、解体するにも費用が要る。で架け替えるにも当然また費用が要る。ということでどっちつかずというところで延び延びになってきたと思うんですけれども。例えばこれを架け替えとなりますとですねやはり当然特定財源が必要なると思うんですけれども、特定財源に申請するとすれば、やはり今の橋台・橋脚では、当然規格から外れるんじゃないかなというのが想定されます。ということは、今改修の見積りは一度上がったと上がって作ってあると言いましたけれども架け替えとなると相当な金額になるということもありまして、やはりヘルシーランド周辺整備であったり、サイクリングロードに絡めた観光に結びつくような事業等が計画として上がってくればですね、そのひとつとして考えられますけれども。現時点ではですね、やはりその橋梁点検調査の結果を踏まえて架け替えなのか、補修はちょっと考えられないんですけれども、例えば逆に橋自体なくして、沈下橋という形で通れるような橋。要するに橋脚・橋台はなくてですね。そういった整備の方向性もあるんじゃないかなというふうには思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。今町長が言われたように手段方法はいっぱいあると思います。確かに経費の面もですね非常に吊り橋とした場合には大変高額な費用がかかるということは理解しますけれども、もう何といたしますか点検業務あたりの詳細が出ないと中々そこら付近も見えてこないという判断も分かりますけれども。今のうちに準備しておけるものはいろいろあるのではなかろうかというふうに思いますけれども。町長も言われましたように百太郎溝が幸野溝とともに世界かんがい施設の遺産となっております。それに絡めて補助事業あたりもどうなのかなあということで、私もいろいろ資料を調べてみて、ちょっと資料を出していただけますか。2つほど事業を挙げておりますけれども、ひとつは農村整備事業。それからもうひとつはですね、農

山漁村地域整備交付金というようなことで歴史的施設保全事業というようなことで、これは農林水産省管轄の事業であろうかというふうに思いますけれども。建設課ばかりののではなくですね補助事業をいろんなことで結びついて考えた時に、こういった事業あたりで何かできる可能性はないのかということで一応資料をですね付けさせていただきましたけれども、一応農林振興課のほうにこの事業についてちょっと調べて欲しいということをお願いしておりましたけれども、その後いかがになりましたでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。石田橋の改修に対しまして資料の補助事業の活用について、県またはちょっと県で分からない部分は、国のほうに照会をさせていただきまして、その結果を説明させていただきます。まず農業整備事業におきまして橋梁の改修に活用できる事業は、農道・集落道整備事業になります。事業では農道・集落道のうち基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老朽化等による被害が生じる恐れがある歩道橋や路線橋等の強靱化。農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化が支援されまして、河川工事等により補償で造成された農道橋も対象施設とされております。しかしながら石田橋につきましては、町道石田橋線の町道橋ということであるため、農道橋の改修を目的とする当該事業には活用できないということでした。次に農山漁村地域整備交付金の活用事業であります歴史的施設保全事業において、対象施設に世界かんがい施設遺産が追加されております。事業では、世界かんがい施設遺産の機能の維持とあわせまして、当該施設の保安全管理に加え適切な利用を図るための整備を一体的に推進されます。平成28年に幸野溝・百太郎溝水路群が世界かんがい施設遺産に登録されていますので百太郎溝の改修は補助の対象となります。しかしながら当該事業は、適切な保安全管理のために必要な施設整備を一体的に実施するとされ、管理用道路の改修を実施するとした場合でも本事業により本体施設である百太郎溝の緊急に必要な補強工事が必要になるとのことから、管理用道路のみの補修は対象とならないとのことです。また農村整備事業同様に町道というものについては対象と出来てない、出来ないというような回答でした。説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい、ありがとうございました。一縷の望みも立たれてしまいましたが、こういったことでですね、町道と。つり橋自体が町道という、対象ということではないということですけども。ただですね、発想はこういうことで、何かあれば、それに結びつけてやったほうが可能性が少しでもあればやったほうがいいのではなかろうかという発想なんですよね。ただこまねいてちょっとお金がかかり過ぎるからちょっと難しいばかりでは、前に進んでいきませんので、そういったこともですね、常に国の補助事業が要件が厳しいというのは分かっていますので、いろんなことにですね、情報を網羅してですね受入れていただければというふうには思っております。そこでまた再び町長にお尋ねしますが、今、金子代議士が現職大臣ですよね。でですね、私は今が最大のチャンスであるのではなかろうかと思えます。国土交通大臣というふうな要職でもあられますので、ここはひとつ地元の要望というふうなことで是非ですね、町長が金子代議士に直接お会いして、こういった貴重な観光資源というふうなことで強く私は訴えるべきだろうというふうに思いますが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。そうですね、やはり管理が県河川となっておりますのでやはり県の協議は1番重要だと思います。これをやはり国庫事業あたりの補助金で活用してということになりますと、当然規格に沿った作りをしなければならぬということになりますと非常にちょっと想定出来ませんが、億ということになると思います。その辺りはですね、ほかの事業も含めて考えたいと思ってます。ただやはり厳しいのは厳しいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。厳しいと言ってしまうと何も出来ませんので、是非、町長のリーダーシップと行動力で金子大臣を説得頂けるように切にお願い申し上げます。そういうことでですね、中々詳細の点検結果が出ないと話しても中々つながらない部分がありますけれども、これが分かってからですね、これについては、またほかの議員さんからまた6月定例会では恐らく質問が出るだろうというふうに思いますので、是非検討方をよろしくお願い申し上げたいと思います。おっしゃるとおり課題はいっぱいあるんだろうと思います。総務建設経済常任委員会の委員の中の説明でもですね、存続となれば5年ごとの点検が必要となって1点検につき約90万ぐらいの費用が生じるということも出ていますので、確かに管理維持の維持費用とか、いろんなコストがかかる部分も理解していますけれども、地元住民の要望もありますし、議会も、もう趣旨採択というようなことで結果が出ていますので、あとは、町長トップの判断でポストやっていただければ1番ありがたいというふうに思いますが、最後に町長の決意を聞いて終わりたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 当然このまま放置はできませんので解体なり改修なりまた別の方法なり、そういったものをちゃんと考えて皆さんと協議したいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 豊永議員。

○議員（9番 豊永 喜一 君） はい。よろしくお願いを申し上げまして、これで私の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） これで9番 豊永喜一議員の一般質問を終わります。会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午後1時53分

---

再開 午後2時03分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。次に2番 加藤弘議員の一般質問です。（議長。）加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。2番 加藤でございます。通告に従いまして人口減少問題と物価高騰対策について御質問をさせていただきます。人口減少と東京1極集中是正は、国の根幹に関わる優先度の高い課題であると言われております。出生数が死亡者数を下回る自然減が拡大し、14年連続で減少しているとのことであります。その上、予想よりも早いスピードで進んでいる現状で、当然、本町でも例外ではございません。例外でないというよりも先頭で引っ張っている自治体かもしれません。このような状況の中で、このあさぎり町では令和6年3月に令和13年度8年間を目標として「第3次あさぎり町総合計画」を策定されました。その中に「自然増、社会増につながる積極的な取組を行い、総合計画の最終年の人口が1万2,480人以上となることを目指します」とあります。この第3次総合計画での各年度の人口です、それぞれの年度ですね。それと現在が計画どおりのですね推移か。例えば、3次の計画でこれだけ減少するというのがそれ計画どおりなのか。少しそれよりも人口減なのか大幅に人口減なのか、逆に伸びているのかその状況をですね、お尋ねをしていきたいと思います。計画の年度の途中6年度ですのでまだ幾らもたっておりませんので国勢調査のデータ等が使えないと思いますので、住民基本台帳あるいは人口動態調査などの別の資料でも構いませんので、分かる範囲内で結構ですので計画に対してどのような状況で人口が推移しているのかをまずお尋ねできればと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。この人口減少問題につきましては午前中も7番議員のほうから、少子化そして生産年齢人口の減少ということで質問がございましたけれども、人口減少の影響といたしますのはやはり長期的かつ非常に多岐にわたることが想定されてます。それらを総じて想定した上で、社会全般に関しての政策、施策を考えていく必要があるということで、各課、その人口減少対策に対する施策につきましては午前中申し上げましたけれども。1つ目が産業雇用への影響です。生産年齢人口の減少により労働力不足を招き、雇用の量や質の低下が懸念され、基幹産業である農林業においては担い手不足により耕作放棄地の増加等が進み、農山村の環境が維持できなくなります。また商工業においては、一定の人口規模というものが必要とされていることから、消費人口の減少による市場縮小など生活を直接支えるサービスの維持ができなくなるというふうなことが懸念されております。ほかには地域生活であったり教育だったりそういった多岐にわたるということで、総合計画に記載しております方針、方向性につきましては担当課より説明申し上げます。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。総合計画におきます現時点での状況ということでお答えを申し上げたいと思います。34ページのほうにですね、総合計画の人口関係載っておりますが、令和13年度の目標人口は1万2,480人ということで令和7年度につきましてはですねこれは国立社会保障人口問題研究所の推計数値であります、1万3,566人ということで設定をされているところです。対しましてあさぎり町の目標人口は、1万3,576人ということでプラス10人で設定をされているところです。今現在の実際の人口と致しましてですね、議員からもありましたとおり国勢調査の結果が国勢調査自体は終わっておりますがこれが出てくるのがまだしばらくかかるということで、実際のものでですねこの目標の数値とは異なりますが、住基人口です

ね現時点での。というところで実績値といたしましては、令和7年9月末現時点の住基人口ですが1万3,804人ということでプラス238人となっているような状況となっています。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。ありがとうございます。第3次計画よりもプラス238名ということで、計画よりも多いということで今のお答えを聞きましてですね、大変喜んでおります。もしですね第3次の計画と実際が大幅に予想よりも速いスピードでですね落ちていたらこの第3次計画は途中で見直す必要があるかなと思いましたもんですから、この人口が非常に後の財政問題とか全てに影響していきますので。今の数字を聞いて一安心をしたところです。それぞれ今役場のほうでやっておられるいろんな施策が生きているのかなというふうに理解を致しました。減っていないならば余りこう考えなくてもいいんですが、でもですね減少には間違いないと思いますので、繰り返しになりますが計画の中で自然増それから社会増につながる積極的な取組を行いということではありますが、まず自然増についてですね、学校区別児童生徒数調べによってですね、最近のですね子供たちの出生の状況、自然増の状況をお尋ねを致します。表でもってですね説明していただければ、分かりやすいのでですね助かります。

◎議長（小見田 和行 君） 山内教育課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。今、表のほうをお示ししております。これは学校区別児童生徒数調べ（未就学児童）ということで、0歳から7歳までの人数、生まれた年の人数を示しております。今年の2月28日現在ということで横は学校を小学校別になっておりますけれども見方としては縦に見ていただいたほうが分かりやすいというふうに思っております。現在7歳の人数が98人に対しまして、0歳ですね令和7年4月2日から2月末日までの生まれた人数は53人ということで、丸々これ0歳児につきましては1年たっておりませんけれどもこういう数字が出ております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） 面倒な調査だったと思いますがありがとうございます。例えば、上が12あと1か月ありますね。3月分が入ってないんですが12が7。昨年と比較してですね。免小が31が29、岡原が6の10、須恵が2の2、深田が6の5、トータル的には、あと1か月ありますので昨年とは多くは変わらないかなと思っておりますが。この状況を見てですね、教育課としてはどのように捉えられているのかですね、この数字を見てですね、一応伺いをしてみたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。この数字見ますと7歳の人数が98人ということで、0歳1歳につきましては、児童の数が1桁の校区もですね、半数以上あるということで少子化については、確実に進んできておるのではないかなというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。この表の中でですね、上地区も大きくこう減少しそうですが、ずっと見ていくとですね、岡原地区だけがプラスですね。1人2人3人で一喜一憂とか驚いたりするのは本当に情けないなと思うんですが、もう1人2人が影響する数字の列記だもんですから。

この岡原小、岡原地区が伸びているというのはですね、これ何かこう分析はされていないと思いますが、こういうことも考えられるというような大きなくくりで結構ですので岡原出身の副町長にお尋ねしますが、何か原因とか考えられることがありますかね。例えば農業後継者あたりが定着するとかですね、いろいろ考えられると思いますが、地元として地元代表としてお答えをお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 土肥副町長。

●副町長（土肥 克也 君） はい。私も今この資料を見させていただきまして岡原が6人から10人になるということでございます。私岡原に住んでおりまして、その背景であったり理由ということで求められましたが、実際そのというのが理由であるかというのは、全く承知していないところでございます。ただ今議員がおっしゃいました若手農家は、当然1番多い地区でございしますので、その方たちのおかげであるということもあろうとは思いますが。ですがもう正直申し上げましてこの校区ごとの数値がここに示されておりますが、やはり町内全域での子供の数はもう確実に減っているというのがここに明確にあらわされておりますので、そのほうをまた改めて認識したところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。ありがとうございます。また機会があればですね、私もそれなりに分析でもしてみればなというふうに思っておるところでございます。それではですね、自然増社会増につながる積極的な取組を行いということでもありますので、まず自然増についてですね、どのような対策をこの計画策定時以降に行われてきたのかを、その対象事業をですね、お尋ねするつもりでございましたが先の橋本議員のところところですね、自然増についての対策はお聞きしましたので割愛させていただきたいと思いますが。健康推進課から不妊治療での成果、それから生活福祉課からいろいろ出産祝い金とかいろんな事業をされて、いろんな取組をされた結果でここでもまっているのかなあというふうに思います。この自然増に対しては、これは生まれる出生のための対策でありまして、自然増につながる1番の原因であります結婚対策事業についてがまだここでちょっと橋本議員の時に聞いておりませんでしたので、その辺りの結婚に至るまでの対策等されていらっしゃいましたらそれをお聞かせ頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいま議員からおっしゃっていただいたとおりですね、少子化対策の取組のひとつとしてこの結婚対策事業も含まれるというふうに思っております。商工観光課所管の事業でやっておりますのは、結婚対策事業として球磨郡の各市町村、各郡内ですね球磨郡内の自治体で構成する協議会がございまして、この協議会の中で婚活イベントを実施しております。大体年間に2回ほど開催をしております。そのほか錦町と連携をした婚活イベント。これもですね、2か月に1回程度開催をしております。そのほか錦町と連携をした婚活イベント。これもですね、2か月に1回程度開催をしております。その開催に伴ってのマッチング、そういったものはですね、度々でマッチングの数といいますか、のも出ておりますが本日ちょっとその数字は準備しておりませんのでまた必要でありましたら御準備したいと思います。このほか補助事業のひとつとしてですね、結婚新生活支援補助金というのがございます。こちらは29歳の方が両方ですね、両方とも29歳以下の方が結婚しますと補助金が60万円補

助されるというものでございます。一方30歳以上の方の場合は、その半分の30万円が支援されると、補助金として支給されるというものです。こちらはやはり結婚してすぐの新生活を送られる方々が家を取得したり、あるいはアパート、家賃等を支払って入居される場合の費用であったり、あるいは敷金、引っ越し費用そういったものを補助するものということでその生活を新たにスタートするための支援を行う、そういった補助制度でございます。ですから、ここは移住定住というところよりも、どちらかという結婚して子育てにつながるようなサポートをこの補助金を活用して実施しているというところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤委員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい、ありがとうございます。本当に自然増に対する手当ては結構あるんだなというふうに思いました。次にですね、社会増。これに対する社会増につながる対策事業等をお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。それでは社会増につながる事業等について御説明致します。本町ではですね、移住定住促進奨励事業補助金というものを設けております。こちらは、町外からの移住者に対して40歳未満の方の場合は、補助金額が50万円。40歳以上の方の場合は、30万円という移住奨励のための補助金が交付されております。過去の実績としましては、第3次総合計画が令和6年度からということになりますので令和6年度の数字を申し上げますと、申請件数が8件、移住者数が15人となっております。次に令和7年度まだ年度途中ではございますが申請件数が6件、移住者数が16人、合計で言いますと31人の移住者の方が増えているという状況でございます。次に社会増というところでひとつ御説明したいと思いますが、現在地域おこし協力隊の方がですね、空き家の利活用を推進を図っていただいております。この協力隊は6年度の末に来られておりますが、空き家の実績件数等もちょっと報告をしたいと思います。令和6年度においては、空き家活用をした件数が3件。ただ世帯として入居されたのは2世帯のお2人が入居されているという状況でございます。次に令和7年度ですけれども、空き家の活用実績が12件。そして移住世帯が10世帯、移住者数が15人ということになっております。したがって空き家の利活用による6年度7年度の実績としましては、今のところ17人という状況でございます。また現在、本町においては地域おこし協力隊が多く着任しております。令和7年度の2月末時点におきましては、現役の協力隊員が10人。そしてOBと言われる協力隊が3人、合計で13人が定住しているという状況でございます。したがって商工観光課関連事業の取組により、この2年間で62人の人口増を見込んでいるというところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。ありがとうございます。商工観光課関係で62人の増を見ているということですが、ほかの課でですね社会増につながるいろんな事業をされて成果なり効果があるところがあれば教えていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） ほかの課ではないようですね、ありがとうございます。なぜこう

いうことを聞きましたかといいますと、まず第3次総合計画と実際に実際がですね、どのように差があるのかと。大差があればですね乖離があれば、見直しが必要かなと。計画が終わってしまってからでは遅いという形でお尋ねを致しました。次にですね、第3次計画からは外れますが昨年の12月にですね、国関係へあさぎり町議会として人口減少対策のためというよりも本町発展のために国関係へ道路交通網の整備を重点に要望に行きました。その時ですね、小見田議長から国のほうで直接生の声ですね、ふたつの要望がありました。ひとつは五木越えの産業道路です。と2つ目に新幹線の人吉ルートです。この2つの要望の中でですね直接私も回答の声を聞いたんですが、非常にやっぱり国関係のとは難しいと。五木越えも新幹線もですね、簡単ではないなという感じで帰ってきました。これが国ですね。そして今度は県関係ですが、昨年の12月16日に開催された「お出かけ知事室～ともに未来を語る会～」がポッポ館で開催をされました。その時の新聞がですね、人吉新聞がありましたので事務局長さんお願い出来ますか。この中でですね上から4段目ですが、トップバッターで質問した同町議会の小見田和行議長は、「県央、県北はTSMC関係で活況で賃金も高く若い人たちが球磨郡から流出するのではと心配している。」と。「県南と県北の格差をどう考えているのか。若者が定着できるような人吉球磨に導いてほしい」などと県南の振興策について意見がありました。その時木村知事はですね、「県南の振興は私にとって最重要な柱。県南には県南の良さ、あさぎり町にはあさぎり町の良さがある。」ここからですが「農業や林業、観光など人吉球磨の良さを生かしたあらゆる産業の振興を図っていきたい」と答えられました。その答えの1番最初が農業や林業ですね。県知事もですね、あさぎり町の振興には、も熊本のほうから見られてですね、農業や林業という頭があるんだろうなと思いました。ですから国への直接要望と県知事の話をもとめてみますと、あさぎり町は産業道路もないと。農業をしっかりと守らないかんというふうに私は思いました。そうですね。ですから、もちろんあさぎり町、人吉球磨には、この優良農地、林地ですね山林がたくさんあるあさぎり町は確かにそうだなあというふうに思いました。もちろんあさぎり町だけでなく人吉球磨全体に言えることですが。なおさら県央・県北からですね他の地域からの交通の利便性から考えても企業の誘致は非常に難しいと言われております。半導体関係で明るいニュースも少しは流れてきておりますが、今ですね、隣の大きな自治体では今非常に募集がっておりますが、その前には人が集まらなかったからという形で余りよくない有地になっていると聞いておりますが。先ほどの学校の別を見るとですね、人間が少ないですから誘致企業にするにしても非常に厳しいものがあるかと思えます。やっぱり知事がおっしゃるとおりですね、どうしてもひとつ目は、本町は農業機関と産業として改めて捉えてですね、後継者が減らないように農林業の基盤を農家の支援を大胆にすべきじゃなかろうかなと。今のこのですね、50数名がまだ多くなるようにどうも農林業は守らないかんと。それからもうひとつ大きくは考えてみました。商工業においては、地理的に商工業が非常に厳しい中に、でも、しっかりと今日までですね、事業者の方が根づいてですね、あさぎり町の方をいっぱい雇用して今まで耐えてきていらっしゃいます。ですから今ある事業所さんもしっかり守る必要があるかなというふうに思っております。ふたつです。農林業をしっかり守る。今ある事業所はずーっと根づいてこられてしておりますから、おられますから、この2つはしっかりと守っていかなと本当にこうばたばたと人口が減るんじゃなかろうかなというふうに

思っております。この2つの点をですね踏まえて、人口減少対策としてですね、大きなですね、第3次計画のそれぞれの部門じゃなくて、大きな大局としてですね、この人口減少対策として町長も先ほど産業振興と言われましたが、この辺にどのようにですね大局的に捉えられているのかお尋ねできればと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。まず道路整備関係につきましてですけれども、主要道路の改修促進等につきましては、町村会であったり期成会の要望で本省に回っておりますけれども。やはり国交省としましてはですね、令和2年7月豪雨からの復旧復興を第1に考えて、やはり国道219の今かさ上げ工事を県、国の権限代行で実施されておりますし、そして橋梁も10の橋梁が流されてそのうち5つが完成したということで、残りの復旧も整備を促進されております。そういったところを優先的に行われている。そして川辺川ダム工事につきましても令和9年度より着工予定というふうになっておりまして、国交省ではやはりそういった2つの項目をやはり人吉球磨の振興策として捉えていらっしゃるんじゃないかなというふうに考えております。木村知事の人吉球磨に対する考えとして、やはり農業、農林業については非常に重要視されているところは伺ってます。特に薬草栽培につきましてはですね、ツムラの本社まで行って私も同席してですね、直接こちらを産地化として事業拡大出来ないかというような要望も一緒にいただきました。そういったことも含めてですね、農林業の振興そして今、県では「食のみやこ熊本」というふうに銘打って事業を推進されております。以前フードバレー事業も含めてですけれども。そういったことでやはり農産物の生産量は全国でもトップレベルでありながら、やはりその後の食に関することに関しては、まだ遅れてるんじゃないかなということで県南を中心にそういった事業を進めていこうというような考えがあるようですので、あさぎり町としてもですね、そういったことに貢献できればということで考えているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） ありがとうございます。私がふたつの点で申し上げました農業支援と今まで根づいてこられた企業の支援の中のまずひとつ目ですが、農業支援ではですね、今回の物価高対策で畜産経営体に対してですね、飼料に対する経費の一部の支援。また認定農業者以外でですね兼業農家ですが、販売を目的として農業を営む農業者に対し、農業機械の導入に要する経費の一部の支援が決まりました。この支援決定についてですね、また決定ですね、ついでこの反応。町民の方々の反応についてはどう思われたかですね、どうとられているのかお尋ね致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。まず事業内容につきまして、概要を説明致します。農業用機械等高騰対策支援金は、町内で出荷販売等を目的として農業を営む方で認定農業者・認定新規就農者以外の方が導入する機械等に対して、税抜の2分の1の以内で上限15万円を支援するものです。事業の対象期間は令和7年1月から令和8年12月までの期間に購入する機械等に対して支援を行い、申請期限は令和8年6月30日までとしております。畜産業飼料高騰対策支援金は、町内の畜産経営体の飼料に要する経費に対し、飼料高騰額の15%以内で上限20万円を

支援するものです。次に支援に対する反応その結果につきましては、現時点での事業執行状況により説明致します。農業用機械等高騰対策支援金は、申請件数90件11,004,000円の執行実績で、畜産業飼料高騰対策支援金は、申請件数97件1,237万2,000円の執行実績となっており、多くの対象者の方に申請を頂いている状況です。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。ありがとうございます。私が聞いた範囲で反応をおつなぎ致します。非常に兼業農家の方ですね、喜んでおられます。この件数を見てからですね分かりますように、専業農家以外の方は本当にですね、今日も昼休みに来ましたら、何人か検査に軽トラックにですね、栗の消毒機械とか積んで役場に来ておられましたが。とにかく兼業農家の方は喜んでおられました。一応おつなぎをしておきます。その中でですね、たまに話をしますと子供たちは出て行って親だけ2人とかですね。会社に勤めながら農業をやっている。規模は小さいが機械がないと今は全然農業がやれないと。今回の助成は大変ありがたいと。また高齢になり水田を手放さそうとしたら買ってくれないと。買ってくれる人は非常に価格が安いと。貸付けの場合も条件のよいところだけで貸賃が安いと、条件を出すと断られると。とにかく今回の支援は喜んでおられました。またもうひとつのですね、これまで根づいてこられた商工関係の方も今回の支援を本当に喜んでおられました。そこで農業についてはですね、人口減少対策にたどり着くにはですね、兼業農家・専業農家ともにですね支援が重要かと思いました。一方、専業農家ではですね、農業機械の大型化で1台1,000万ぐらいのぐらいのじゃいんですけども1,000万軽くオーバーします。それから圃場も大型化が必要。IT化が必要。条件不利地の解消などが非常に専業農家にはこれからもやっぱり大きな課題があります。専業農家なりの大きな課題があつてですね、専業農家が安定して、後継者が存在して、あさぎり町を支えていただくためにどのように考えておられるかをお尋ねします。また農業者をはじめとした人口減少が予想より早いスピードで進んでいるので、財政の問題をはじめ、対策のですね総対策の在り方について第3次総合計画を含めた今の計画で大丈夫なのか、変更の必要性はないのかをお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。まずちょっと少し方向を変えまして専業農家等で後継者が不足しているという主な理由につきまして考えておりますのが、経済的な不安定さや苛酷な労働環境、就農時の高い初期投資などが考えられると思っております。それにつきまして対策としましては、規模拡大と効率化を図るためのスマート農業の導入や農地の集約により労働時間の短縮と収益性の両立が必要と考えます。町としましては、本年度よりスマート農機の導入支援を始めており、また作業効率を向上させ農作業にかかる手間や労力の大幅な低減を目指すため、農地の大区画化等への事業に取り組んでいるところです。次に社会保険の完備や給与制の導入により1企業職業としての安定性を確保するため、法人化の検討も対策として考えられると思っております。なお個人農家におきましても農業経営に携わる家族の間に経営方針、役割分担、収益の配分また大事になってくる休日などのルールを話し合いまして、文書化することで家族協定を結び、働きがいの向上や円満な世代交代を目指していただければと考えております。次に親元就農を含む後継者支援としまして、国では経営開始資金の町では国の支援とならない方を対象に致しまし

て農業後継者育成資金を支給しております。初期投資や経営安定のためにこれらの支援制度を活用していただいて、計画的に経営を引き継いで頂き、後継者となっていただくようにいければというふうに考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。いろいろとですね、あさぎり町を背負う農家のためにですねして頂けるのかなといういろいろ考えていただいているのでありがたく思っております。次に進みますが今年の1月14日にですね、認定農業者協議会と議会と農業委員会との勉強会がありました。非常にお互いに意見が出ましてですね、さらにまたじっくりと次の勉強会や意見交換会がなされるように話が出ておりました。議会としてもですね、地方自治の未来を創る調査特別委員会が設置されましたね、今いろんな福祉とか農業とかいろいろ意見交換会があっておりますが、執行部のほうもされていると思いますが、人口減少に歯止めをかけていただきたいと思いますが。そのことですね、意見交換会や勉強会は今どのようなことをですね、執行部と農家の方とはされているのかをお尋ね致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。認定農業者または認定農業者女性の会というところで協議会のほうがあります。そちらのほうでいろいろな協議の場を設定をして、いろんな御意見等は伺いながらその意見をいろいろ農業の振興に役立てるといいますか、意見を吸い上げるということをやっております。そのほかに協議会の役員を中心に、いろんな農業経営改善セミナーや県の認定農業者連絡会、県南地域現地研修会、全国農業担い手サミットなどほかの地域の方々との交流や研修会等をしていただいて、そういう勉強会・意見交換会を実施していただいているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） 農家の方の思いとですね役場のほうで執行部のほうで考えた思いがズレがないようですね、しっかりと聞いていただいてですね、こちらの意見もしっかりと聞いて理解してもらって、お互いに話し合いながら政策を進めるのが1番効果的かなと思いますのでその点は今もされていると思いますが、どうぞよろしくお願い致します。次にですね、次に物価高対策についてお尋ねを致します。12月に物価高騰対策として多くの対策を決定をしていただきました。生活応援券交付事業や飼料等高騰対策事業、商工会補助事業等多くの事業で他の市町村ではですね見られないような支援等結構ありました。町民の方の多くがですね、いろんな奨学金の問題とかですね、水道料金の減免とかですね、たくさんのことがありました。本当に県下でもですね、多くの対策をされたと思っております。一般財源も投じてですね重点的に積極的に迅速にされたと思ってます。本当に町民の方も今回の物価高対策には喜んでおられました。町としてはですね、今回の物価対策の決定をですね、自己評価としてですね、どのように捉えられているのかをお尋ねをしてみたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。今回の物価高騰対策につきましては、年末ということで非常に動きが慌ただしくてですね、一部ではお米券を先行して発行された町もあって、できる限り迅速な

対応が必要だということで今回職員の皆様にも急いで頂いたということがあります。ただまだ生活応援券につきましては御手元には届いてないという状況です。まだ実感はないかとは思いますが、ゴールデンウィーク前には住民の皆様の御手元には届くということになっておりますので、喜んで頂いたということであれば非常によかったというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。ありがとうございます。次にですね国のほうでは物価高騰で国民が苦しんでおられる中にですね、衆議院選挙の解散で国としての対策で物価高騰や子育て支援など、山積する課題が予算編成も含めて対策が遅れていると思います。従って本町ではさらにですね、令和8年度も物価高騰対策が必要であると思いますが、どのように考えていらっしゃるかお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。そうですねやはり国の動向を見ながらですね、やはり地域に合った物価高騰対策というものを考えていかなければならないというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい、ありがとうございます。先ほど財政課長からもありましたようにですね、ガソリン等が上がる。ガソリン等が上がればほかにも全部影響はしてくるので、諸情勢を見ながらですね検討していただければと思います。それからですね、今後の物価対策がもしあるとすればですね、ひとつ気になることがあります。それは障がい者の方々に対する支援です。3障がありますね。知的・身体・精神。障がい者の方の大部分の方がですね、一般就労が出来ていません。その一般就労が出来ていない障がい者の方にはですね、障がい者の雇用の法定雇用率に達していない事業所に障がい者の方を雇用していただくように就職活動に回られるわけですね、中々厳しいものがあります。そして障がい者が一般就労が出来ないとそれから障がい者年金に該当しない人。この2つで外れた場合は、もうあとはA型事業所とB型事業所と就労訓練支援施設しか道がないわけですが、A型事業所は、最低賃金、雇用契約を結びますので最低賃金が払われるわけですが、労働時間が1日の労働時間が短いと。ほとんどが10時から2時ぐらいまでです。で、収入が非常に少ないのでそれとB型事業所はもう月にほんの僅かです。就労訓練ですので雇用契約も結びませんので。生活ができないわけですね。ですから障がい者年金から外れて一般就労が外れた方、A・B型の人は、1人単身世帯であれば当然生保に該当しますが、その家族と一緒に同居の方は扶養される方がいらっしゃいますので家族の方が見られますので生保は外れるわけですね。その方はもう最近はですねお米も買えないと。どうしようもできないとA型・B型の方のですね。もし今度物価高対策があるとすればですね、そのその収入がない人、本当に困っておられます。何かここに手を差し伸べることは出来ないかなというふうに考えましたのでお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。障害をお持ちの方が全て障害年金受給者ではありませんし全ての方が手帳所持者ではないということで、まずはですね現在生活に困っていらっしゃるということであれば生活福祉課の窓口に来て相談頂ければというふうに思います。現在の状況を聞き取りしな

がらですね、必要な機関へつなぎまして支援ができる体制づくりに努めるということになっておりますので、是非、役場の窓口のほうにおいて頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2 番 加藤 弘 君） はい、分かりました。そのような方がいらっしゃればですね、役場のほうに相談に行くようにおつなぎを致したいと思います。最後に繰り返しになりますが冒頭に申し上げましたとおり、この人口減少問題は、国の根幹に係る優先度の高い課題であります、本町におきましても先ほど未就学児童の人口で御説明頂きましたように、大変とこう大事な課題でございます。執行部ですね、皆様方と議会とそして町民の皆様と一緒にですね、取り組むべき課題だと思います。執行部だけでもありません。それぞれの立場で意見を出し合い、少しでも本町の人口減少に歯止めをかけることを願って、今回の一般質問を終わらせていただきます。今日はどうもありがとうございました。これで終わります。

◎議長（小見田 和行 君） これで2 番 加藤弘議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午後2時52分 散会

| 令和7年度 あさぎり町議会第8回会議会議録（第22号）                                              |                            |                    |            |                      |         |            |
|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------|------------|----------------------|---------|------------|
| 招 集 年 月 日                                                                | 令和8年3月9日                   |                    |            |                      |         |            |
| 招 集 の 場 所                                                                | あさぎり町議会議場                  |                    |            |                      |         |            |
| 開 閉 会 日 時<br>及 び 宣 告                                                     | 開 議                        | 令和8年3月13日 午前10時00分 |            | 議 長                  | 小見田 和行  |            |
|                                                                          | 散 会                        | 令和8年3月13日 午後 3時31分 |            | 議 長                  | 小見田 和行  |            |
| 応（不応）招議員<br>及び出席並びに欠<br>席議員<br>出 席 14名<br>欠 席 0名<br>○ 出席 △ 欠席<br>× 不 応 招 | 議 席 番 号                    | 氏 名                | 出欠等<br>の 別 | 議 席 番 号              | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|                                                                          | 1                          | 小 松 英 一            | ○          | 8                    | 森 岡 勉   | ○          |
|                                                                          | 2                          | 加 藤 弘              | ○          | 9                    | 豊 永 喜 一 | ○          |
|                                                                          | 3                          | 小 谷 節 雄            | ○          | 10                   | 山 口 和 幸 | ○          |
|                                                                          | 4                          | 岩 本 恭 典            | ○          | 11                   | 皆 越 てる子 | ○          |
|                                                                          | 5                          | 難 波 文 美            | ○          | 12                   | 溝 口 峰 男 | ○          |
|                                                                          | 6                          | 加賀山 瑞津子            | ○          | 13                   | 永 井 英 治 | ○          |
|                                                                          | 7                          | 橋 本 誠              | ○          | 14                   | 小見田 和 行 | ○          |
| 議事録署名議員                                                                  | 9番 豊永 喜一 10番 山口 和幸         |                    |            |                      |         |            |
| 出席した議会書記                                                                 | 事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 溝 口 久 志 |                    |            |                      |         |            |
| 地方自治法第12<br>1条により説明の<br>ため出席した者の<br>職 氏名<br>出席 ○<br>欠席 ×                 | 職 名                        | 氏 名                | 出欠等<br>の 別 | 職 名                  | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|                                                                          | 町 長                        | 北 口 俊 朗            | ○          | 教 育 長                | 椎 葉 勇 二 | ○          |
|                                                                          | 副 町 長                      | 土 肥 克 也            | ○          | 教育課長                 | 山 内 悟   | ○          |
|                                                                          | デジタル政<br>策 審 議 監           | 長 沼 宏 季            | ○          | 高 齢 福 祉<br>課 長       | 尾 方 圭   | ○          |
|                                                                          | 総 務 課 長                    | 酒 井 裕 次            | ○          | 健 康 推 進<br>課 長       | 荒 川 誠 一 | ○          |
|                                                                          | 会 計 管 理 者                  | 上 田 日 和            | ○          | 農 林 振 興<br>課 長       | 橋 本 英 樹 | ○          |
|                                                                          | 企 画 政 策<br>課 長             | 万 江 幸 一 朗          | ○          | 商 工 観 光<br>課 長       | 沖 松 勝 彦 | ○          |
|                                                                          | 財 政 課 長                    | 中 村 光 成            | ○          | 建 設 課 長              | 小 田 淳   | ○          |
|                                                                          | 税 務 課 長                    | 高 田 真 之            | ○          | 上 下 水 道<br>課 長       | 鬼 塚 拓 夫 | ○          |
|                                                                          | 町 民 課 長                    | 中 竹 健 次            | ○          | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 | 中 神 啓 介 | ○          |
|                                                                          | 生 活 福 祉<br>課 長             | 緒 方 理 恵            | ○          |                      |         |            |
| 議 事 日 程                                                                  | 別紙のとおり                     |                    |            |                      |         |            |
| 会議に付した事件                                                                 | 別紙のとおり                     |                    |            |                      |         |            |

## 議事日程（第２２号）

### 日程第１ 一般質問（４人）

---

本日の会議に付した事件

### 日程第１ 一般質問（４人）

---

#### 午前１０時００分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は１４人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。まず３番小谷節雄議員の一般質問です。（議長。）小谷議員。

○議員（３番 小谷 節雄 君） おはようございます。３月議会一般質問の２日目でございます。早速入らせていただきたいと思います。今３月定例会は言うまでもございませぬ、新年度の当初予算等が提案されてる年間の中の今後の計画が具体的に決定される重要な議会でございます、予算案に込められました町長の思いを当初予算という予算案という形で職員の皆様方が肉付けと、いか具体的に数値化された、そういったものがこの予算案であろう、そういうふうなことは言うまでもございませぬ。その施政方針で述べられております新年度の主要施策の実施に向けた具体的な方針。そのことにつきまして、また改めてではございますがこの場をお借りいたしまして、確認をするというようなそういうスタンスでおります。これまでのいろんな議論を踏まえての今回の案でございますので、それを肅々とぜひ執行していただく。それが今後のお願いでございますが、何分にもその込められた思いとかそういったものを、先日町長のほうから施政方針で述べていただいておりますが、それをまた改めて再度若干細かな話になりますがその付近を確認をさせさせていただく。そういう場という意味を今回、私は設定をしたつもりでございます。なお予算審議等も進行しておりますので、また前日の一般質問でも類似の内容もあったかと思っております。なるべく重複は避けたいと思っております。よろしくお願い致します。では早速具体的に参りますが予算規模１１９億円ということで、この数字はあくまでも数字でございますけれども、その予算規模というのはある意味ではですねひとつの財政的な指標とも言えると思っております。この数字から致しましてこの予算規模の面から今回の予算案についてのですね、町長としてのですね評価という表現は不適当かもしれませんが、思いはどのようにお考えかをまずお尋ねを致したいとこ

ろでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） おはようございます。本日もよろしくお願い致します。令和8年度当初予算規模につきましてはですね、令和7年度比較致しまして約10億円ほど減額となりましたけれども、この要因としましてはやはりここ近年の大型公共事業が一区切りしたということが要因として挙げられると思います。ただこの中にあってもですね子育て支援、例えば入学祝い金事業とか防災・減災、伊賀川そして鍋塚放水路の継続事業。そして避難所の空調設備に向けた設計。そしてDX推進。DX推進につきましては、スマホ市役所などこういった事業の展開をするということで、重点分野につきましては、積極財政というふうに捉えておりますのでバランスに配慮した予算編成になったのではないかとというふうに思っているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。今町長からおっしゃっていただいたとおり、ここ数年です、もうちょっと、すいません積極的な形も示していいんじゃないかというような、そういうひとつの大きな流れというかそういうのがあったと思います。それに対しての具体的に今回新たな施策等でもですね取り組んで頂いて進めていただいているというふうに私は感じております。そういう意味でいま町長おっしゃった町長の考えについてはですね、私も大いに賛同するところでございますが、ちょっとこの後若干細かな点も入りますけれども1点1点いきたいと思います。まずこれも言葉の流れの中での話かもしれませんが、「臨時財政対策債の発行ゼロが地方財政の健全化につながる」というような表現がございました。ちょっとこの点につきましてはですね、ちょっと私ちょっと引っかけた部分がございまして、その付近の真意と申しますか。その付近は臨財債の現在のこれまで、あるいは今後の推移も含めてですね、ちょっと財政課の面からでの御説明を頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。ただいま資料を送付いたしました。この資料は臨時財政対策債の推移を一覧表にまとめたものでございます。上段が地方債の残高をまとめた表になります。地方債の種別ごとに残高の内訳と残高全体に占める割合を括弧書きで表記をしております。下段の表が毎年度の臨時財政対策債の発行額と償還額の推移を示しております。まず上段の「1. 臨時財政対策債残高の推移」を御覧ください。臨時財政対策債の残高は、平成27年度には、約50億6,700万円まで膨らみ、町の地方債残高全体に占める割合も45.85%に達しておりました。しかしその後は着実に圧縮が進み、令和7年度の見込みでは約25億1,100万円。割合にして20.34%とピーク時の半分以上までに減少する見込みでございます。次に、この残高が減少している要因としまして下段の「2. 臨時財政対策債の発行額及び償還額の推移」を御覧ください。平成15年度には、8億6,110万円であった新規発行額は、段階的に縮小し、令和7年度の見込みではついにゼロとなりました。また過去の借入れに対する返済である償還額は増加し、平成28年度以降は一貫して新規発行額よりも償還額が上回る状態が定着しているところでございます。次に臨時財政対策債の発行額ゼロが、地方財政の健全化にどうつながるのかという御質問についてお答え致します。今回の町長施政方針の導入部分におきまして、国の情勢として

この点に触れられておりますのは、国の地方財政対策においても、この新規発行額ゼロが地方財政の健全化を示す象徴的なトピックとして大きく取上げられたことを踏まえたものでございます。既に御承知のことと存じますが、臨時財政対策債とは地方交付税の財源が国全体で不足した場合に国と地方でその不足分を折半し、地方負担分として特例的に各自治体が発行する地方債です。実質的な地方交付税の振替として発行されるものであり、将来の返済額は、後年度の交付税において措置される仕組みとなっております。今回、令和7年度に引き続き令和8年度も新規発行額がゼロになったということは、国から地方への財源保障が新たな借金に頼ることなく地方税や地方交付税といった確実な一般財源の範囲内で賄えるようになったことを意味します。これは、地方に新たな借金の発行を強いることなく、必要な行政サービスを維持できているということであり、国と地方を合わせたプライマリーバランスが本来の姿に回復し、改善していることを示すものであります。つまり将来世代に対する不確実な負担の先送りを防ぎ、特例的な借入に依存してきたこれまでの財政構造が正常化に向かっているということであり、本町を含む地方財政全体が着実に健全化へ向かっていることを示す意義深い変化であると捉えているところでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、ありがとうございました。今おっしゃいましたようにですね臨時財政対策債の発行がゼロになるということはイコールプラスかマイナスかといいますと当然プラスというか、良い側面というのは私も認識してます。ただ、私はあんまりですねこの場でこのことをいつまで引っ張るつもりございません。そのことが即ですね、地方財政の健全化に直結するかというと、国の財政の問題であって地方財政の問題じゃないと私はそういう認識をしてるんですよね。ですから私がここで申し上げたいのは、余りそのこと自体でそれが財政に物すごくプラスの影響するんだというようなことで過度にですね、それをプラスに捉えるのはちょっと危険というか違うんじゃないかなというそういう認識でいたんですからちょっと今回取上げさせていただきました。あまりこれを大きく引っ張るつもりございません。次に参りたいと思います。国の学校給食費の負担軽減に向けた支援体制の構築により、給食費無償化の財政面での影響を問うは、構築によりましてですね、給食費無償化の財政面での影響と給食内容の充実についてお尋ねしたいと思います。今年度から今年度というのは新年度からですね、国のそういった財政措置が予定をされてるということで、これがもう今回もう既にあさぎり町大きな課題としてずっと引っ張ってございました給食費の無償化の問題も実施をしていただいております。そのことは財政の裏づけ的な形で国の考えで新しく措置をされる予定になりますが、このことによりまして、これまで実施しております現在の実施しております町の負担全てを賄い切れるような状態になっていくのかどうかですね。恐らくそこに単価的な設定があると思いますので、この前予算説明で若干ございましたが、改めてその付近の制度のスキームについてちょっと御説明を頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 山内教育課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。給食費の支援ということで令和8年度から国のほうで支援が行われるということで、国のほうは1人当たり小学校について5,200円。一月ですね、交付する

ということになっております。町の８年度の予算につきましても、その分で３，７６３万７，０００円を歳入で見込んでおるところでございます。それにつきまして今の現在の小学校の一食の単価は、３１２．これ０７円ってなってます。月に直しますと５，２２０円ということになります。差額分が１人当たり毎月の２０円ということになりますので、その分は町が持ち出して給食費を賄うと。給食を賄うということになります。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（３番 小谷 節雄 君） はい、ありがとうございます。今おっしゃいましたように今回の予算編成上はですね、ほぼほぼイコールというか賄う状態。今おっしゃいましたように２０円ですか、の差が出ておりますが。これまでもいろいろ議論があっておったわけでございますが、例えば、地場産食材の活用であるとかですね。そういう話もした時にやっぱり単価の問題、だけじゃないですけどやっぱ単価の問題等もあるとか。あるいは今後の物価高騰の問題とかそういうこと含めて、仮に単価的にですね、厳しくなった場合にその時には、当然の当然と申しますかお考えとしましてですね、今からの話ですけど、必要に応じて町の経費投入をされて行っていたのか。要するにその国の基準額があるからその中で努力はされていくんでしょうけども、そこに余りにこだわり、すいませんこだわりじゃないか。要するにそれを堅持しようとした時ですね、結果的に給食の内容等にマイナス影響が出ないかというような、そういうことも先の将来的な心配と申しますか、懸念として若干私的には残るんですが。その辺りの考えにつきましては、今回の当初予算とは別途ですね。これから先の考え方としてどのようにお考えかをお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。給食費につきましては、今５，２２０円と申しましたけれども、これは令和７年の９月からですね、当時は４，５３０円を５，２２０円に物価高騰ということで上げております。これにつき今の５，２２０円につきましても、当然今後、物価高騰と人件費といういろいろを見込みますと、当然この単価だけでは賄い切れない事態も当然想定されますので、その時にはこの単価を上げざるを得ないというふうには思います。ただそういう場合もですね、国のほうは今回５，２００円ということで町との差額は２０円でしたけど、それが上がった場合もそこは国のほうもですねどうかこう全国の平均単価をまた再度見直しして、またそこで町の自治体のほうにも交付していただくような要望はしていかなければならないとは思っています。それと今の５，２００円にかかわらず、もう実際必要な分は上げていかなければならないというふうには思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（３番 小谷 節雄 君） はい。是非そのようにお願いしたいと思えます。特にと申しますか先ほどちょっと触れましたが、もう常々ずっと地場産食材の活用の問題と申しますかその課題というのがあると思えます。さっき言いましたように単価の問題だけではないというのは重々承知していますが、少なくともその単価の問題を理由、理由というかそれを要因としてですね、そこが導入できないという形にはならないようお願い、お願いというか、検討頂きたいと思っております。要するに国が支援をしたということですね、そこに対しての必要性は、国が認めたという前提ですけど、でもそこに今度はそれぞれ地域地域の事情がある時にですね、そこにやっ

ぱり町単費投入っちゅうのはですね、あつてしかるべきかなというような、そういう感じでおりますので。今回の国の施策の実施をひとつの利点と申しますか、活用してですね、次のステップを検討頂く場面も今後あるのではないかなというふうに思っております。次に参ります。全国を上回る力強い成長が期待される熊本県としての選択と集中の方針について云々というのがございます。これにつきまして昨日もあつておつたと思いますが、ちょっとここで確認をさせていただきます改めて。県南地域は本町に関してですね、この選択と集中というひとつのあくまでも表現でございますが、その中で県南地域あるいは本町に関しましてこの選択と集中に該当するようなケースというか施策が今回、県の方針の中に具体的にあるのかどうか。災害関連とかですね災害関連の復旧・復興事業以外の部分でお願いできればと思います。昨日若干あつておりましたが、ちょっと重ねてでございますがほかにももしそういったものがあるとすればですね、お願いしたいと思います。これはそれに関連して今度は町がそれに対応するような場面も想定されると思いますが、そういった部分が今現時点で想定されているのかどうか、それも含めてお願いを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。熊本県のもので当初予算のポイントとして一覧を頂いたんですけども、まず第1には、やはり復旧・復興の部分が多くありまして、くま川鉄道の全線開通に関する再開に向けた支援とか、J R肥薩線、これの復興・復旧。そして活用プランの作成等についてのプランがございます。それに加えて「食のみやこ熊本」というそういった創造に向けた取組についての予算が確保されておりまして、これは熊本県全体なんですけれども、昨日もお話したとおりやはり県の農業生産物に関しては全国でもトップクラスにもかかわらず食に関する県民の関心が結びついていないということで、そういった面での魅力を強力に発信するというような事業。そして公共交通を守るという観点からですね、人材確保に向けたサービス水準の維持。そして伴走支援。こういったものが県南地域に人吉球磨地域にはあがっているようであります。それと加えてですね、観光誘客促進ということで、球磨川リバーミュージアムの検討ということで、現在、県のほう県が主体で進められておりますけれども、球磨川流域を連携してですね、交流人口・関係人口の増加を図るということで現在その計画が進められているところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、ありがとうございます。今、町長がおっしゃっていただいた部分の中でももちろん県南地域あるいは人吉球磨圏域というあさぎり町という、その範囲じゃなくてですねそういう視点での施策が県の施策ですので当然多いというのは十分理解出来ます。その時に今度は人吉球磨、例えば人吉球磨圏内、県南でもいいんですけどそういった自治体、市町村単位の何ていうか広域の連携、そういった部分についてですね、県の施策とマッチした動きとか、そういうのは具体的にこれまではあつてと思いますが、その付近の動きとか今後の考え方ですね、その辺りにつきましては何か新年度と申しますか新たな動きとかそういうのは特段あつておるわけでしょうか。ちょっとその付近の確認だけお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 繰り返しになりますけれども、やはりくま川鉄道の全線開通というもの

を復興のシンボルとして、やはりイベントの開催等が令和８年度は各町村といいますかやっぱり沿線町村が中心になるかと思いますが、そちらのほうで開催を予定されています。そしてリバーミュージアムにつきましてもですね、人吉球磨は観光地協という観光地域づくり協議会というのがありますけれども、そういったものと連携してですね、やはりもう一度、点を面なり線にして観光振興を図ろうというような動きもあります。それともうひとつ観光面ですけれども、サイクルツーリズムの推進拡大ということで、県内でも天草地域とか阿蘇地域も盛んに行われておりますけれども、球磨地域においても湯前、五木こういったところをコースにして、サイクルツーリズムの拡大を図っていこうという動きもございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（３番 小谷 節雄 君） はい、ありがとうございます。よくある、よくある話っていうかな。熊本県の状況の中で一口で言うとこれ一般論ですよ、県北と県南の格差の問題じゃもうすぐ、すぐと申しますかいろんな場面で一般の住民の方々も含めて出てまいります。その時にいま例えば町長おっしゃっていたようなこと、そういった動きが実際あっている。それは、市町村も連携してやっていくというのは中々見えていかないというかなですね。ですからそこで何ていうかな。それは我々の責務のひとつでもあると思うんですが、やっぱりそこにそういった施策も打っていく、やっていく。その状況がやっぱ地域の住民の皆様にもですね、見せていくというかな。そういうのが中々ないと、何かどうしてもそこに不満と申します。そういうのが、たまっていく。それは大きな不安じゃないんでしょうけどもですね。もうですからそこに何ていうかな。その市町村、町としてのですね動きもそこに見える化をしていったほうがですね、何かそういう意味での住民の皆さん方の満足度の向上にもつながるのかなというようなイメージを持っております。それは当然町の責任だということじゃなくて我々も含めてなんですけど。そういう感じを持っておるところでございます。是非先ほど御説明頂いた部分につきましてはですね、具体化、進展するようにですね、よろしくお願ひしたいと思います。次に参ります。奨学金返還若者就労支援事業についてでございますが、これも新たに組み込んで頂くということで示していただいております。この具体的な内容を、の御説明。改めてでございますが。それと目指す効果。何を求めているか。その部分について御説明をお願いをできればと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。それでは小谷議員の御質問にお答え致します。こちらの奨学金返還若者就労支援事業補助金につきましては、来年度から新規にスタートする事業となります。対象要件等々につきましては、令和７年４月１日現在または以降に町内に住所を有し、人吉球磨地域等の企業に雇用または企業しているものに対して返還中の奨学金３分の２を補助するというものです。対象となる奨学金につきましては、大学等に進学し、在学中にあさぎり町奨学金や日本学生機構の第１種、第２種の奨学金。または県の育英資金、あるいは町長が認める奨学金とされているところがございます。２つ目の要件としましては、補助対象期間中に奨学金の滞納がないものや承認申請時における年齢が３０歳以下のもの。また補助期間中に町内に在住しているものなどを要件として定めているところであります。なお補助対象期間は令和８年度からとなりますが、令和７年度に奨学金返還の実績分から対象としておりまして、翌年度となる令和８年

度に申請・承認・交付決定があったものを補助金として交付するものであります。一応、この目指すべき効果というところでございますが、この奨学金返還若者就労支援事業の実施によりまして当該補助金の利用者が増え、若者が町内への移住定住の促進につながり、本町の課題となっている担い手不足の解消や持続可能な地域経済活動につながることを期待しているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。改めて御説明をお願い致しました。ありがとうございます。ちょっと2～3点を確認をさせていただきます。まずこの制度そのものをですね新たに取り組んで頂くこと自体は非常に今、課長から御説明頂きましたように、そういった効果が望めるということですね。大変貴重なというか重要な視点で対応頂くということで私自身は評価をしてるところでございます。が、その前提で若干懸念というか確認をしたい部分がございますので。まず対象がですね、移住・定住目指す方みたいなそういう印象で捉えていますが、もともとの住民である学生さんですね。要するに新規の方、新規というか新卒者。あるいは現在の大学に行かれて既に現在まだ在学中の方々。そういった方たちの何ていうかな誘引というか、そういう部分についてこの表現でいった時に何か余り対象として、何ていうか、それを目指していくというような形には理解出来てないんですが、私の理解が間違っているんでしょうかね。要するに移住を目指そうとしているのか。もともとの町内の子供さん方がですね今、学校に行かれて、その方たちをまた帰ってくるのを、引き寄せるというか。そういうイメージではちょっと私は捉えづらんですが、ちょっとそこの付近の私の認識違いがもしあればそれも含めてちょっと御説明頂けますか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。小谷議員がおっしゃってらっしゃるこの内容といいますのは、現に今住んでる方が奨学金を返済をしている方がいらっしゃればですね当然、既にもうこちらに住所を有して奨学金を返済されてるという方も当然この補助事業対象にもなりますし、あるいは今現在進学をしてらっしゃる方でいわゆるこういう制度があさぎり町にできたということをもまず知っていただきながら、ゆくゆくは地元就職したいという方がいらっしゃればですね当然、その方々はこの補助金も対象となりますので、そういう呼び水になればということも想定して、この制度を実施する予定でございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。そうであればですね私安心したんですが、その場合にすいません細かな話になってくるんですが。事業期間が令和8から10となった時ですね、仮の話です。令和10年に新卒の方、例えばですよ、そういう方にとっては、この事業は、何かそんな大きなメリットというか、見えないということで。その事業期間をこの3年に区切ってる時にですね、新しい、まだ学生さんに対してあさぎり町こういうのをやってくれた。だったら、これもひとつのプラスですね、加点になれるのかなあというふうな懸念があるもんですから、この事業期間を補助事業ですから効果を見ながらというのはあるんですが、その区切ってることによって何かメリットを全然感じないんじゃないかなという心配もちょっと私はしてるんですが。その付近も先ほどと同様ですが私の誤解がもしあればですねそれも含めて御説明を頂けますか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。確かにですね今年度っていう今年度でといいますか令和8年度からの新規事業の補助事業になりますので、当然のことながら補助事業は一定のまず区間を設けて、その効果を検証しないといけないという趣旨で今回、令和8年度からの3か年間10年度までということで今、事業期間を設定しておりますが。この3年間の利用状況等を鑑みながら、またその事業の延長というものも想定されることがあるかと思っておりますので、そこら辺は利用実績等を踏まえながら検討していきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。さっき言いましたように補助事業で事業期間を設定するという趣旨は分かりますが、今度私がさっきも言いましたように、利用者というか対象となりうる方にとってですね、マイナスというか。「え、これじゃね」というようなことを誤解を招くような部分ももしかすればあるかもしれないということですね。今後、新年度新たに進めていただくこと自体はさっき言いましたように非常に大事なことというか、是非やっていただきたいという前提で、是非その付近の今後の検討もですね、また重ねてお願いをできればというふうに思っております。もう1点だけ確認させていただきます。対象者の方がですね、人吉球磨管内の事業所等に就職し、云々でございます。この事業所ということで、これ確認です。この事業所等の範囲に公的機関は、含まれているのかいないのか。と申しますのはちょっと具体的にでございますが、例えばですけど公立多良木病院等は公的機関になりうると思うんですよね。そういう時、対象になるのか、ならないのか。というのは、要するに全ての職種ですけど今もう人材獲得競争でございますので、地域間競争の中にこういったプラスがあるということはですね非常にもうメリットであると思っておりますので、その付近あの公的機関にこういったことを対象にするかっちゃうのはまた是非があると思っておりますが、この場では確認です。その公的機関が対象になるのか、ならないのかをお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。この事業所、企業とかいうところの部分につきましては、民間、公的機関、もう全ての産業を含めてということで考えております。一部、地元の公立多良木病院のほうでは、公立病院の職員さんを確保するためにいわゆる奨学金制度っていうのもございまして、あそこは地元の公立病院に就職するということを条件に対応するという制度もございまして。そこは当然、免除という形で奨学金の支払いが不要という取扱いになりますので、そういった方々は当然この補助事業には該当しないと。支払いの実績を見て、その3分の2の上限20万をお支払いするということでございますので、そういった趣旨で町内の民間事業所、公的機関含めて、この対象となるというところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。ありがとうございます。ちょっと個別の話になりますが、多良木病院の場合に限らず民間の看護学校もですね、奨学金を受けておられる方。その、そこでそれに縛られてこちらに帰ってこれないというようなケースもあり得るんですね。私が想定したのはそういう場面の時にこれが該当するのかなというイメージがあったもんですから。そういう

場合は今のお話ですと該当するということで。そこはちょっとうれしく感じてるところでございます。はい。是非これも利用者が多く希望されて、ということイコールこちらに定住を頂くことになりますので、この事業の効果が出ることを期待を致したいと思います。よろしくお願いしたいと思えます。次に避難所としての体育施設の環境整備についてということでございます。これはもう、もう単純に1点でございます。この事業計画というか年次計画が具体的にあるんであるかということで、恐らく設計云々で年次計画が進められているんだろうと思えますが、その時にですね、1点空調設備の環境改善ということでございますがそれ以外の部分も同時施工とかいうことが必要に応じてでございますが、想定をされておるのかどうか。というのが具体的にバリアフリーとかですね、そういった部分も施工の工種が違いますので別だという話になるかもしれませんが、そういうことも含めての検討の余地があるのかどうか。ちょっと1例申し上げて大変申し訳ございませんが、この前中学校の卒業式に出席させていただきました。その時にちょっと私気になったのは、中学校の玄関のスロープ等がですね、何か「あれ、これはこのままじゃねえかなあ」というようなイメージを捉えました。要するに切断型のですね、昇降口とは、もういま今度の改修事業がされてるんですが。ということで、今はどの公共施設もですねそういった視点も当然やっていって必要に応じてやっていくんだろうだと思えますが、そういった手を入れる改修とか含めた時ですね。その時にやっぱり同時に考えていただく必要があるんじゃないかなということでちょっと気になったもんですから、今回これに上げております。空調設備はまた別だという視点ももちろんございますが、そういうその他の改修もですね必要に応じて対応される予定というか、そういう考え方があるかどうかだけちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

◎議長（小見田 和行 君） 山内教育課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。令和8年度の当初予算のほうに上げておりますのは、上の武道館、免田の体育館、深田の体育館の空調設置ということでございます。議員今言われましたとおりバリアフリー化、スロープ。スロープ等についてはですね社会体育施設関係については全てあります。ただ中のほうの入りますとトイレ等についても、洋式のトイレはありますけども当然和式のトイレもあったりして、全てがバリアフリー化されているというわけではございません。ただ今回計画してる場所は、まず空調を整備するということにしておりますので、現状のところそのバリアフリー化対応っていうのは、まだ未定というところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はいもう予算措置あるいは予定されているですね事業、補助事業等々のですね計画があると思えますので、その中で急にまた新たにというのは難しいのは重々承知しております。今後いろんなそういった場面が出てきた時、特にさっき言いましたように改修とかいう場面の時にですね、是非2度手間とか後手間にならないように全体的な視点での計画というかですね、その付近は是非お願いをしたいと思えます。今回の特に今年度ですね実際、今またそういうことを新たに取り入れてというのは難しいのは十分理解できますので、今後のひとつの課題ということで対応頂ければというふうに思っております。よろしくお願い致します。次に最後でございますが部活動の地域展開について確認をさせていただきます。これにつきましてですね、もうこれまで検討委員会等も幾度となく開かれて検討をしていただいているその結果。

あるいはこの当議会でもですねいろんな場面、何遍もございました私もこの場で何度かですね述べさせていただいたこともあります。そういったことを踏まえての今回具体的な動きとしてですね御提案を頂いているということでございますので是非それは当然のことながら積極的にやっていただくという、現在進行形であるということをお重々承知しております。その上でですね、今後また新たな動きがまだ積み重ねていっていただくもんだということは十分承知をしておりますが、その上で現時点でのですね、ことを若干確認をさせていただきたいと思っております。今回のまずは休日の部活動の地域移行というふうなことで理解しておりますが、平日はこれまでどおりでひとまず進むということで理解をしてよろしいんでしょうか。これも私の受け取りの間違いであれば訂正を頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。今、教育課としましてはですね休日のみではなくて、平日も含めたところでの移行を目指して進めておるところで、休日のみではなく平日も含めたところで検討しておるところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、ありがとうございます。そこが私がちょっとさっき言いましたように自分の私自身の理解の間違いかとそこはちょっと判断がつかなかったもんですから確認をさせていただきました。今のお話ですと、もう休日平日問わずということでございますので、であれば平日との連携云々という問題出てこないかと。もしそうであれば、その連携が非常に大きなリスクになるなというイメージを持ってたもんですから今の確認をさせていただきました。であれば大変ありがたいと思っております。もう1点でございます。今度そういった形で進めていただきますが小学校児童の場合のですね、現在の扱いと申しますか。今後ですね、恐らく今度柔道・剣道というお話ですが、そこに来られる子供さん方の扱いも含めてあるいは今後は新たに広まった時ですね、小学校の扱いは、今までどおりというか、今現在ですね、令和7年度までの現在の社会体育の状況と変わらないのかどうかその点はどうなるんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。まず小学校の部活動が平成30年で終了してですね、地域移行ということにもなっております。現在そういった状況の中、もう小学校には部活動がない状況で地域のクラブに参加されているという状況で、現状のまま柔道・剣道、今も参加頂いてますのでその状態で御参加頂くという形です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） 今のお話でちょっと私はそれにこだわってるというか、感じておりますのは、今回の実施要綱第3条2項1号というのがございます。それはちょっと具体的に言いますと学校部活動が担ってきた教育的意義を継承発展させた活動であり、今回中学校の。要するに学校教育、学校部活動のその何か理念と申しますかそういうのをきちんと守ってくださいよということだろうという私理解してるんですが、それについては小学校に関してはですよ、今ですよ、そういう縛りは、縛りという表現おかしいんですけどあってないんだらうというふうに理解してるんですが。だもんですから小学校どうなるのかなあという。ここで言うところのですね、

学校部活動が担ってきた教育的、この「教育的」私は重い言葉だと思ってるんですが、その付近の小学校の子供さんたちに対しても求めるのか。要するに今後ですよ。新たな競技団体も広めていった時にですね、そこはどうなるのかなというのがちょっと私イメージできてない部分があるんですよ。そういう意味で先ほどお尋ねしたところなんです。そこについてはいかがなんでしょうかね。

◎議長（小見田 和行 君） 教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。小学校の部活動が週2日あるいは週3日っていうふうに熊本県のほうではですね、実施されてきました。小学校の部活動自体が中学校の部活動と体系的には少しは違っていたというところがあります。ただ同様な部活動としての意義は、小学校も中学校も持っていたという状況です。そういった中、地域のクラブの指導の在り方については、そういった子供育成に関しての意義深さは十分認識の上、御指導頂いているというふうに思っているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい。この付近になりますとですね、これまでもこの場でちょっと何遍かやりとりをさせていただいた経緯もあるんですが、今、教育長最後におっしゃいましたですね。要するに競技団体あるいは地域のクラブでやっていただいたその今のままの延長で行った時にそれを、それを否定的にいうんじゃなくて。時には私は先ほど言いました学校部活動が担ってきた教育的意義を継承を発展させたという部分にですね、何か物すごくハードルを高く感じると思うんですよ。その今からやっていく組織のほうが。そういう意味合いでですね、私はちょっとその組織の立ち上げやですね、運営とかそういった部分については、町が直営かどうかは別としてですね。町が関わって主体的に関わって行って、その競技の具体的な技術指導とかそういう部分はですね、これまでの指導者の方々お願いしてもいいんですけど。こだわっていきますが「学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展」というそういった部分。何か私はその言葉からとった時ですね、ハードルは物すごく高く感じるんですよ。そう思われる部分あるんじゃないかなというな、新たに今からやっていこうという、何か熱意を持っておられる方にとってもですね。その付近はちょっとうまく、何かその付近をうまく軟着陸というか、していく、いかないたんか私二の足を踏むようなですね何かそういうものの心配をしております。今からこれを広めていこうとする時ですね。そこまでの理念、理念を理解してっていう方ももちろんおられると思います。だけどそれを広めるためには、それが必要じゃないかなという気がしておりますので町がその部分についてはちょっとまだ今後、今後の話ですけど積極的な関与をですね、していただきたいなと。要するにもう民間にお願いします、頑張ってくださいてやってしまうのはちょっとまだ時期早々じゃないかなというイメージを持っております。併せてですねもう1点でございますが、要するにこれも前申し上げました体験格差。子供さん一人一人にとって体験格差、家庭の環境の違いの中ですね。そういう場面にそういう体験をすることが出来ない子供さんに対する動きというのは、まだ現時点での考え方の中で中々まだそこまで手が届いてないというような気持ちもちょっと私はしております。その付近は今後の問題としてですね、併せてですねこれ1番最初申し上げましたように動き始めて今からまた変わっていく話ですので、その前提で今後

の課題として是非その付近もまた抜け落ちることのないようにお願いしたいというその2点ちょっとお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。ありがとうございます。議員がおっしゃられるとおり、もう部活動の持っている意義っていうのをどうこうつないでいくかというのが1番のやっぱ難しいところというふうに思っているところです。剣道と柔道のほう移行しますが、現体制の状況のまま動けるっていうのがあるのでこう動くという。そこには活動時間、子供たちの移動のこと、それから学校と指導者との連携の在り方についてスムーズにやれるということで動かします。ただ御承知のとおり16時に学校が終わって、今度は地域のクラブへ行行ってそれを指導できる人たちがいらっしゃるかというとその時間帯、それは非常に難しいと。それで当初の国のほうは「令和7年度末までには部活動の移行を」といったのを「令和7年度末までには休日の部活移行を」。また、再度今度は令和13年度までには、休日の移行をというふうに動いてきてます。そこには動かすことの難しさというのがあるということで。そういったことから子供たちの先ほどの体験の機会がなくなるんじゃないかということも含めて、放課後からスムーズにどんなふうに移行できるかっていうのも大きなところで。また生徒指導とか異学年の交流であったり、あるいは先生たちとの交流の場でもあったので、そういったことも含めて、十分配慮しながらハードルも高い部分はかなりありますけども、いろいろ御指導頂きながら進めてまいりたいというふうに思っているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、ありがとうございました。是非今後ともよろしくお願いしたいと思います。今日は最初に申し上げましたとおり町長の思いを示していただいているその施政方針とそれに向けてこの職員の皆さん英知が形となって示していただいております事業計画であり、当初予算であるというふうに思っております。この皆様方が目指しておられるこの事業効果、これが十分発揮されるようなですね、令和8年度の予算執行、予算案の適切な対応をですね、是非お願いを致したいと思っております。以上をもって質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（小見田 和行 君） これで3番 小谷議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午前10時52分

---

再開 午前11時02分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。次に1番 小松英一議員の一

般質問です。（議長。）小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、1番 小松でございます。私の今回の一般質問でございますが2点ありまして、まずは農業支援センターとシルバー人材センター。いわゆる町にとってもですね非常に有益なといいますか、町民の皆様方にとってもこのセンターの意義、両センターの意義は意義深いものがあると思います。そこでですね、まずは町長にお尋ね致しますけれども農業就業人口が減少している、あるいはですね、農業経営体、個別の経営体の中々減少幅は緩やかになったとはいえ減少は続いている。そういった中で農業経営体が今後どうあるべきか。まずは町の考え方をお尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） ただいま質問がありました農業従事者の高齢化、そして農家数の減少などが農地保全に困難な状況になっていると。そこで農業経営体の役割というものが非常にこう農業支援センターを含め法人経営の組織、こういったものの役割が拡大しているということが言えると思います。農業就業人口が減少する一方でですね、それに雇用される就業者というものも農業法人の拡大によって増えている、増えてきたという現状がありますが、その雇用就農者ですら新規での雇用の確保というものは厳しくなっているというのが現実だと思います。といいましてやはり私たちの食を守る重要な職業が農業でありますので今後さらに人材確保が厳しくなると思われますけれども、やはり町としましては今後の支援体制の在り方については、継続していかなければならない。そして農業支援センター等の体制の在り方につきましても、検討していく、検討を続けていく必要性というものは感じているところであります。今後とも農業の法人化の推進であったり農業支援センターそしてシルバー人材センター等を活用して、人材確保には努めていきたいというふうに思っているところであります。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。もう本当にですねもう言い古された言葉ですけれども町の基幹産業、いわゆる農業の重要性っていうのは、あさぎりに限らず地方自治体の就業人口の中でもですね、非常に貴重な産業であるというふうに考えます。まず農林振興課長にお尋ねいたしますけれど1番目の就業人口について、この動向をお知らせ頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。今資料をお送り致しましたけれども、上段の資料につきましてこちらにつきましては農業就業人口の動向を整理した資料になります。直近10年間での資料作成ということで整理しておりますけれども、農林業センサスにおきましては公表されている最新の年度が2020年のため2020年、2015年、2010年の数値により資料を作成しております。また参考までに管内の市町の状況も掲載しております。あさぎり町の農業就業人口は2010年は1,700人、2015年は2010年と対比しますと255人の減で1,445人。2020年は2015年対比で108人減の1,337人となっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） 今のお答えの中にありますとおりですね、2015年から20年というのは、ある程度こう緩やかにはなっているというふうに推測がされますが、ここにも

うひとつ入れるべきは、年齢別ですね人口構成比、就業人口の構成比だろうと思うんですが。やはり70代あるいは80代の方もまだ基幹的という農業従事者の中に含まれていると思われまので、これにプラス高齢化というのがですね、関わってくるんだろうというふうに理解しております。もちろん耕作面積が大きいですから、人吉市や隣接の町あたりと比較しますとまだまだ従事者数は確保出来ているといえますか、頑張っているといふような数字があらわれておりますけれども。今後ですね、ますます今の就業人口の平均年齢といえますか年齢構成が5年10年合わせて上がっていくわけですから、それをどうするかっていうのはもうこれは、あさぎりに限った課題ではありません。2番目のですね経営体の内訳と今後の見込みについて課長のほうから御説明頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。資料につきましては中段の資料になります。こちらには農業経営体の状況としまして、専業兼業別の戸数、個人、法人、集落営農組織の実数を整理した資料となります。資料は令和6年度地域計画に基づき作成しております。あさぎり町におきましては、専業農家が408戸、兼業農家339戸、法人22組織、集落営農1組織の状況となっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。今の御説明だとですね、法人が22ということで、上地区と深田地区が上地区はもちろん耕作面積が大きいですけど、この法人数が多いこの特徴については、何か特筆すべき内容があるんでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。こちらのほうはですね畜産の事業体であります農地所有適格法人と畜産の方が多いというところで考えているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。この法人っていうのは今後重要な役割を果たしていく団体だろうと思うんですが、先日もお話にありましたが岡原地区の若い農業後継者は、他の地区に比べて豊富にいらっしゃるということですが、そういう方々はやはり個別経営体で頑張っておられるということであろうかというふうに理解しております。ただ今後ですね、法人化を進める、須恵地区では須恵1地区を法人とする活動が実際としてはまだ活動して1年2年というところでございますけれども。町としては、その法人についての考え方、今後の法人の在り方といえますか、どのように導いていくのか、考えをお聞かせ頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。須恵地区の法人につきましても、やはり地元からどうかやっていきたいというような、そういうことで立ち上がりながら協議をしながらこの設立につながってきたというところがあります。今後、他の地区につきましてもそういう中心となる人材の方、というのの育成といえますか、そういう意思を持った方の養成といえますか、そういう方々を支援していくべきだと考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（１番 小松 英一 君） はい。いろんなですね、法人の在り方が今後は、展開されるんだろうと思うんですけどそれは後ほど４番のところでもちょっとお話ししますが、私はですね、この農業支援センターというのが３番目の事項なんですけどこれもひとつのですね、町を束ねる大きな法人としてもっとこう活動分野を広げられる組織ではないかなというふうにもう前々からお話ししてます。実はこの私の一般質問、昨年３月も農業支援センターについて質問をしておりますが、まずはですね、そのセンターの６年度の運営実績について御説明をお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。資料の３段目になりますが、こちらにつきましては農業支援センターの令和６年度の運営実績と致しまして、年間の収支と労働力、農作業ヘルパー事業を実施していただいておりますパート作業員の人員、パート従業員の１人当たりにおける１か月及び年間の平均労働日数を整理しております。パート従業員につきましては、年度途中で採用された方や年度途中で退職された方、年度途中で採用されたが年度内に退職された方も含んでおります。またパート従業員１人当たりの平均労働日数の１か月及び年間の平均労働日数は就業した日数でカウントしているため、労働時間、短時間労働も含まれており８時間労働に換算したものではありません。２ページをお願いします。こちらにつきましては、農業支援センターの主な業務につきまして令和６年度の実績を整理したものになります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（１番 小松 英一 君） はい、ありがとうございます。主にはですね農業支援センターが発足した当時から多面的機能であったり中山間、この事務の代行。これは非常に農家サイドからも期待をされて、そしてその実績は、これまでずっと継続されているというふうに理解しています。今後の機械化ですね農作業、農業機械のもっともっと充実させていくという考え方もあろうかと思うんですけど、パートタイマーについて今課長からの御案内がありました。私も手元に資料を頂いたんですけど、およそ１１名ほどが年間を通じて活動をしていただいている。活動というか勤務をですね。パートタイマーでいえばこれはフルタイムに近い活動をしていただいている方もおられるんですが、もっとですね、今の作業員さんの場合あるいは３倍ぐらいの雇用がですね頂けたら本当にありがたいなというふう実感してます。農家さんからの要望・依頼は、もっとあるんだろうと思うんですよ。ただスタッフが少ないので全部には応え切れていないという実情だというふうに理解してます。月別のですね雇用時間あるいは日数を見ますと、４月から３月まで余りこう大きくぶれてない。ほぼほぼ少ない月もありますけれども、雇用されている側からすればありがたいですよ経済的にも。真夏は中々仕事も大変ですけども、あるいは冬場の１月２月は、作業時間が少なくなるとか、そういうことではなくて。ある程度はですね、雇用時間といいますか作業時間が与えられているということで、働いておられる方々にすれば非常にありがたいことだろうというふうに私は思っています。ですから、もっとですね、ここで私は農作業が得意だ、あるいは農業経営ではなくて農作業に特化して支援センターで働きたい。先日同僚議員も話しておられましたけれどもこの支援センターに限らずですね。そういう方々をもう少し発掘していかないと、次の質問にあるシルバー人材センターももう限界に近づいているということです。ですから、そのところをですね、もう少し充実させていただけないかなというのが私の今回

の質問の趣旨であります。支援センターはですね、町長の施政方針にもありますけれども担い手あるいは農地の保全、そういったものに対する大きな役割を果たす組織なんですよ。稼げる農業であったり、大規模農業の展開をされる個人法人の皆さん方は、有利な農地の耕作をまず優先されるのはもうこれは経済上当然のことです。しかし、中々ですね、山麓地区だったり条件の悪いそういう農地をわざわざ耕作するっていうのには、大きなリスクがありますよね。だから、やはりその地域の篤農家と言ったら失礼ですけど、じゃ私が頑張って作ろうという意味を行動に移していただいているから、まだ何とか保ててる農地はたくさんあると思うんです。実際に中山間であったりとか、多面的でもうこの農地はこの組織でないと耕作できないっていうのは多分にあるでしょ。町内ですね。その組織の構成員がもっともっと年齢が高齢化していった時に誰がやるのかという話になるんですよ。となれば、こういう法人がですね農業支援センターの法人が、そういう不利な条件の土地を耕作するというのが、地方においてですね、農地を保全していくためのひとつの大きな方策じゃないかというふうに私は理解してます。そういう意味で支援センターというのが立ち上がってるんだというふうな私なりの理解があります。ひとつですね、先日、熊日新聞にも出てたんですけど南阿蘇村でもですね、こういう農業公社を立ち上げておられます。村の「農業みらい公社」っていうのを2021年に立ち上げたという記事が載ってありました。このですね記事の趣旨は、5年間経つけど中々自走できないという自立できないと。だから、いわゆるふるさと納税の返礼品を作ったりとか、そういう様々な収益的な事業を取り入れて黒字化したらどうかというのが議会などでも話が出てきたと言われてるんですけど。役場のその担当者の方の言葉を借りれば、「それはそれでひとつの目標としてあるけれども、この公社は、条件不利の農地を守ったり、耕作にいわゆる従事者が少ないところの支援をしたり、いわゆる赤字の部分を解消するために立ち上げた組織だ」というふうにおっしゃっています。私はまさにこの支援センターは、町が補助金を投入してでも継続していかないと、ますます耕作放棄地の増大につながると思うんですよ。山麓地帯に限らずですね。ですからそういうですね、センターが公社が耕作もできるというのはもう当然やっていることですから、そのところをですね少し前向きに捉えて、今、個別の経営体だったり法人で中々もうここは厳しいと、リスクが大きいというところをどうするかといった時に支援センターであったり、今様々なその町が支援している組織の関わり方っていうのを考えていただけないかと思うんです。参考のためにですね、農業みらい公社は、その社員は地域おこし協力隊員だそうです。終了した10人のうち9人が村内で就農をされてる。非常にありがたいですよ。9人が就農されてるんですよ。その組織にじゃなくて。今現在もこの卒業者と別に地域おこし協力隊員が8名おられて、その方々は、県の農業公社から土地を借受けて、ということは、農業公社が一旦地元の農家の方から借りた土地を農地公社からその公社に南阿蘇村の公社に貸付けて耕作をしていると。あるいは農業公社が借受けた土地をですね、一般の農家の方に貸付けて、その土地の耕作を元隊員とかが引受けていると。もうこれこそまさにですね、私は、あさぎり町の農業支援センターが目指す姿じゃないかなと思ってますので。是非、今のところを御検討頂きたいと思います。町長いかがでしょう。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。農地保全に関しましては非常に難しい問題もありまして、ある法

人組織はもう条件不利の農地は、作らないという判断をされているところもありますし。そして今の農業支援センターの運営状況を見ますとやはり規模拡大をして人手が不足している部分の補完的な部分で活用されているという部分も大きく占めているというふうに感じております。今後そういった山間の農地、耕作放棄地になりそうな農地につきましてはの保全につきましては、確かに重要な課題だと感じておりますので、やはり今後の農業支援センターの支援の在り方、体制、業務内容等につきましては、検討を続ける必要があるというふうに感じております。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。町長には理解をしていただいて、まず農林振興課として町の農地をどう保全していくのか。そういったところを支援センターとですね、時間をかけて検討していただきたい。しかし、もうそんなに待っていられる時間はないと私は思いますのでよろしくお願い致します。次のシルバー人材センターですけれども、こちらですね一括して質問するのはどうかと思ったんですが、やはり主立った作業というのが農業にも特化されてますので、あえて一緒に質問をさせていただきたいと思います。まず6年度の運営実績について担当課から御案内頂きたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい、総会資料を確認しまして6年度の実績として収入が7,912万6,406円、支出7,815万4,136円、差額が97万2,270円です。その前年度の繰越額が91万1,243円でありますので令和6年度の純利益は6万1,027円となります。受注件数は964件で会員数は108名となっております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。大変失礼ながらですねこの運営実績について、一時期1億円を超える実績があったわけですが、やはり会員数これから伺います会員数の変化に合わせてということもあって中々この実績というのが、右肩下がりになってそれが続いているという状況だと思います。その要因としてはやはり会員数が減少しているということもあろうかと思えますので、会員数の減少についてですね私のほうに頂いた資料を見ますと令和元年度に154名であったものが令和6年度、今年度途中の数字だそうですが103名に減少している。およそ3分の2ですね。154から100ですから。ここがやはり非常にセンターとしても厳しいというふうなことをおっしゃっておられます。この減少に対しては、様々に社会的な要因があって退職年齢の引上げであったり、中々60代の新規会員は入ってきていただけないという話も伺っておりますが、減少対策というものは何かとおられるのか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい。議員おっしゃられるとおり1番多い時期で平成25年の213名から半減している現状となります、減少対策につきましては、町としましては、積極的な対策が余り出来てないというのが現状であります、うちでしていることとしましては、不定期に広報紙で会員募集のお知らせを掲載したり、シルバー連合会熊本の広報紙を窓口に配備しております。またシルバー人材センターにおかれましては、県のシルバー人材センターの連合会と一緒に就業相談会の実施や、またラジオやテレビでのPR、また会員からの口コミや紹介をされて

いると聞いております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、中々もうやはりこれこそ高齢化は進んでるけれどもシルバーの会員数っていうのは逆転してるということで、非常にもどかしいと思いますが、中でもですね会員数にはちょっと比例するかどうか分かりませんが、契約金額の中で公共の契約と民間それぞれあるんですが、元年度は公共がおよそ2,000万、民間が9,000万。5年度においては、公共が1,500万、民間が6,800万。どうですかねこの公共のところにシルバーが受けられるかどうかそのスタッフ数の問題があると思うんですけど。公共を増やすということは可能なのかお尋ねしたいと思います

◎議長（小見田 和行 君） 尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） 公共の割合を増やすというのは、やはり会員さんの人数によって対応できるできないというのは大きなところがあると思うんですが、あさぎり町のシルバー人材におきましては、公共と民間の比率としまして公共分は23%程度となっております。圏域の他のところを見ましても、70%を超えるところ等ありまして、中々会員さんの状況によっては公共分を受ける、または民間分を受けれないという各市町村の対応があると思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、分かりました。中々難しいのは私も重々承知してますけど、あえてお尋ねをさせていただきました。次の発注者側の変化っていうのはですね、これはもうはっきり言って発注金額の高止まりっていうか。もうこれを誰が負担していくのかっていった問題があるんだろうと思ひまして4番目の町の関わり方と一緒にですねお尋ねをしたいんですが、いかがですかね先ほど6年度の実績で、もうほぼほぼ収支は、赤字に転落するような状況。そんな中で町としてですね、このシルバー人材センターの運営にどう関わっていくのか。その点の基本的なところをお尋ねしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 尾方課長。

●高齢福祉課長（尾方 圭 君） はい、運営状況としましては本当に厳しいというものとなっております。実際町が平成22年度までは毎年補助金を出しておりました。それ以降は、シルバー人材の独自の活動により補助金を出していないという状況が続いているんですが、今の状況でしたらシルバー人材が赤字に転落するっていうのはもう目に見えている状況でありますので、今後補助金であったり、また過去は町から理事長等を出しておりましたのでそういった人員体制だったり、補助金体制だったりの検討はもう早急に必要な時期となっているのではないかと感じております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。まさに今課長がおっしゃったような内容だと思ひまして人吉球磨管内の状況をですね、ちょっと見させていただいたんですが、錦町と相良村を除く7市町村では、市町村からの運営補助金が出されているということをこれは令和6年の内容でございますが伺っております。金額はそれぞれでございますけれども。やはり町がですね、これだけのス

タッフを抱えているシルバー人材センターに対して、今後どう関わっていくかは大事な局面に移っていくんだろうと思います。ちなみに補助金の話しましたが人吉球磨管内で契約金額が1番大きいのは人吉のこれは令和6年ですけれども約1億4,000万ほど。その当時であさぎり町は9,700万、1億をちょっと切るぐらい。これだけ大きい事業を扱ってるんですよね。あさぎり町の次に人吉球磨管内で大きいのは錦町ですけど、あさぎりは1億の時に錦は5,000万を切るぐらいですよ。会員数もちろん影響すると思いますが、それだけ人材センターが地域に貢献しているということを是非御理解頂きたいと思います。それではですね時間が余らないので続いて施政方針の内容について少しお尋ねをしていきたいと思うんですが。ここにありますとおり「予算編成の中で事務事業の選択と集中を徹底」、その具体的な取組をお尋ねしたいと思います。まずはですね、総務課長に職員数について類似団体との比較を含め、御説明頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。それでは職員数につきまして先日の当初予算の折にも人数は申し上げていたところでございますが、類似団体との比較ということでございますが、これにつきましては、総務省が毎年実施しております定員管理調査データに基づきまして全国の市町村を対象に人口規模や産業構造を基準として団体を分類し、職員数を算出して比較するようなものでございますが、町のほうで定員適正化計画としまして令和6年度から令和8年度まで計画を立てております。この中でも類団との比較をしてございますが、作成当時では5年4月時点の比較でございますが、その時、普通会計で申しますと類団で161名。当時の職員数も161名ということで同数であったということでございます。それに特会も含めまして当時、令和6年度からの職員の定数としまして182名ということで設定してございまして、令和8年度までこの数字を維持するということで182名という定員管理を行っているところでございます。その中で令和8年4月1日におきましては、職員が179名でございます。定員管理上はこれに再任用のフルの職員が1名ございますので加えまして180名ということで、実質は2名マイナスという状況にあるところでございます。これにつきましては近年の退職者に応じた採用が中々至らなかったということでございましてマイナスということでございますが、令和8年度におきましては予算のほうにはですね、専門職、保健師とか学芸員になりますが、それぞれ1名、2名分の予算を配しまして、早期に採用が可能であればということで予算的には確保しているところでございます。それ確保出来ましたら令和8年度におきまして182名ということで定員管理、計画どおりの人数になるかと思っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。本当によく頑張っていただいてですね、業務についていただいていると思います。今総務課長おっしゃいましたけれども180名ですか、あさぎりの特性としてですね、救護施設も維持しています。そして支所も維持してます。こういったところを考えれば類似団体と仮に同数だとしてもですね、実質的には職員数が本当に足りているのか、充足しているという言い方を適当かどうか分からないにしても、果たしてその職員数が類団と同等だというふうにみなしたほうがいいのか、総務課長はどのようにお考えですか。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい。議員がおっしゃいますとおりですね特殊事情としましては、支所分で現在8名。それからしらがね寮で10名ですか、職員が配置されておりますので、その辺が類似団体の数値がですねどれだけ反映されてるかっちゃうのはちょっと不明確ではございますが、それを考えた時にも一般分普通会計分の職員については、今の職務の状況からすれば不足する面もあるのかなというのは、個人的には感じるところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。今おっしゃったように類似団体ですからですね、中々比較も難しいとは思いますが、しかしあえて救護施設を維持運営直営している団体というのはそんなに多くないわけですから、今おっしゃった10名というのは確かにもうまず比較の対象外というふうに考えていいのかなというふうに私も思ってます。なぜその職員数を聞いたかっていうのとまた別にこの後話しますが、財政課長ですね、当初予算の説明の際に性質別分類の御説明を頂きました。その中で私がちょっとお尋ねしたいのは、扶助費と補助費と普通建設事業費。このあたりについてですね、類団等の比較等がなされているか。そういったところがもし資料としてありましたら、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 中村財政課課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。ただいまの御質問についてお答え致します。令和8年度当初予算の性質別分類表を作りましたが、今回の予算編成において類似団体等との比較をもとにした資料というのは現在のところはございません。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、分かりました。補助費もですね、相当減額になってます。あるいは普通建設事業。そういったところがこの年度だけ見ると確かに数字は出てくるんですけど、町の実態としてですね、類団との比較はどうなのかっていうのをもしよければ、後日でもお示し頂ければと思います。そういった中でですね、ここにありますように選択と集中っていうのは、具体的にどういうことをしようとなさってるのか。お尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。この選択と集中に関しましてはですね、以前も行財政改革の中でもそういうふうなうたい文句で言われてきたことなんですけれども、やはり必要なところには集中して行くと。それをえり分けるとのことだろうと思うんですけれども、財政規律の確保ということでそういった表現を使っております。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） 中々町長、具体的には答弁なさらないので。私前にもお尋ねしたんですけど、いわゆるスクラップアンドビルドということを事務事業評価の中で常に言われてますが、町長がその時にお答えなさったのは、中々スクラップの部分は進まない。やっぱり、これはもう廃止あるいは縮小していこうっていうのは非常に勇気が要る。当然ですよ町民サービスを後退させるわけですから。だけどそれをしないと先ほど総務課長がおっしゃったように、少ない、少ないというか類団から比較すると少ない職員で業務を執行していく上には、それこそ適正なそして迅速な業務遂行というのは中々厳しくなると思うもんですから、やはり私はそのスク

ラップの部分は明確に職員に指示されるべきだと思うんです。ここで質問していいのかわかりませんが、デジタル審議監おいでですから国の場合ですね、やはりスクラップアンドビルドはもちろんもう優先してやっておられると思うんですけど、いかがですかねその具体的な取組ってというのが何かございますか。ありましたらお答え頂きます。

◎議長（小見田 和行 君） 長沼デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（長沼 宏季 君） はい、私は今あさぎり町役場の職員でありますのでこちらの回答に関してはあくまで個人的な知識の中での回答とさせていただきますが、主に中央省庁で取り組んでいるというところについては、やはり定量的な評価。いわゆるK P Iと言われるですね、目標を設定してそれに対して数字を用いてどれだけ達成したかという根拠に基づいて行政事業レビューというところを行うのが、事業の評価として主に実施されている内容だと把握しております。この取組に関しては、今まさにあさぎり町においても仕組みを構築しているところだと思っております、本質的な部分ですね、何を目指していてどういう手法で実現していくかというところは、かなりツーペイしている部分があるというふうに私としては考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。私が外部から見た見解ですけれども、国の場合はもう職員さんもその年度年度で取り組むべき事業が大きく変化していく。ですからその年度内であっても担当が入れ替わってみたいとかですね。もう本当にスピード感が自治体とはやっぱ違うなというふうに私の経験上そういうふうに思った場面も数ありました。あさぎり町においてもですね、是非このいまデジタル審議監おっしゃったようにK P Iというひとつのやっぱり評価をしてるわけですから、それをですね、具体的なその行動に移すってということがどうでしょうか。中々バツサリ切れることは町長も心苦しいと思うんですけど。やはりこの新しい仕事をつくり上げていく。もちろん私たちは政策提言いっぱいしますから、もうそこまでアップアップだよって職員の方は多分あきれられてると思うんですが、であればこそ、中々思い切りがないと出来ないそのスクラップの部分。今後は具体的に何かやっていただけないかなというふうに私は思っております。これは、何も私が効果を認めてないということではありませんがあえてちょっとひとつの例として考えたのはですねもう前も言ったんですけど、健幸運動教室ですね、これは保健師さんの数が減少していく中で保健師さんが自ら関わっておられる。ということはその作業量が通常プラスアルファになってるのに一生懸命頑張っておられるので、これはこれとして指導の対象者である方をターゲットとして継続するというのなら、それはそれで必要なんでしょうけど。その関わり方をあるいは少し減らして民間へ少し流していくとか。あるいは若い人、その指導を必要としないじゃないですけど健康な方、あるいは自分の体力づくりを目指すという方に対するそのターゲットには民間のスポーツジムとは言いませんけど、そういうところを活用すると。何かしらのそういう民活ももちろん含めながら、具体的なスクラップの行動というものを町長が示していたかないと中々職員ではそれは出来ないと思うんですけど、町長いかがお考えですか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 先ほどの質問の中に選択と集中のことからなんですけれども、現在ですね総合計画と予算事務事業評価を一体的に運用して、その中にもK P I等出てきますけれども、

そういったことで財政需要に合った事業に見直すということで今進めておりますけれども。中々経常的な部分に関しましてはですね、やっぱり国・県とは違う町の行政の密着度が違いますので住民の方とのですね。ですから中々そこをスクラップ出来ないという部分は確かに私も考えております。ただそうですね、できるものはちゃんと町です。そして民間にできる部分は民間に渡していくというような考えは私も持っておりますので、そういった部分に関しましてはその選択と集中に加えてですね、実行していきたいというふうに考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1 番 小松 英一 君） はい。やはり民間にできることっていうことは、結果的に地域経済にそれだけ還元していく、活性化につながっていくわけですから、できるだけですね、そういう視点も職員の皆さん方に持ち合わせていただくことが大事なのかなというふうに私なりに理解をしております。今回は施政方針については少し具体的な質問をさせていただくことはできませんでしたが、8 年度の予算がですね町民の皆さん方にとっての本当に有益な予算になるということを執行部の皆さん方、予算編成の中で考えていただいていると思いますので、その執行につきまして今後 8 年度の 1 年間の効果測定の中で十分に発揮出来たというふうなことをお示し頂けるようお願いを致しまして私の一般質問を終わりたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） これで 1 番 小松英一議員の一般質問を終わります。会議の途中ですがここで休憩致します。再開は 1 3 時 3 0 分と致します。

休憩 午前 1 1 時 5 2 分

---

再開 午後 1 時 3 0 分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。次に 1 3 番 永井英治議員の一般質問です。（議長。）永井議員。

○議員（1 3 番 永井 英治 君） はい。1 3 番 永井でございます。通告書に従いまして一般質問を致します。本日の質問は、伝統芸能継承についてと丸池のリュウキンカの保護対策という文化財の保護に関する質問。そして町長の施政方針にあります「魅力ある就業・産業の構築」の中の中山間地域の農業と商工業に関する質問をさせていただきます。それでは最初に町長に質問を致します。あさぎり町には、伝統芸能を含めた有形無形の文化財、また丸池のリュウキンカなどの町指定の天然記念物など多数の文化財が存在します。これらの貴重な文化財の保護をして後世に伝えていくということは、私たちの世代の責務と考えます。このことに対する町長の基本的な考えを伺います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 文化財保護法に基づき有形文化財、建造物、美術工芸品など形のあるも

の、そして無形文化財、伝統芸能や伝統工芸技術、そしてほかには民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群と定義されておりまして、これらの文化財のうち特に重要なものは、国から指定登録を受け保存継承をされております。過疎化、少子高齢化に伴いまして、文化財を保存する継承する担い手が不足し、文化財が大きな危機に瀕していることから、従来の地域や個人で保存されている保護から地域の歴史文化を連携させる地域といいますか、町全体での保存・活用への転換というものを社会全体で支えていく体制づくりというものが必要になってくるものだと思います。ただ文化財につきましては、その土地にかつて生きた人々の営みを伝えるものであり、それを通じて地域とのつながりが持続してきたことこそ意味を持つものと思われまゝす。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） はい。伝統芸能継承・文化財、ひっくるめての文化財ですね。それこそこれは先ほども言いましたように、私たち世代のですね責務と考えておりますということとは皆さん同じだと、こういう考えは同じだと思っております。それではですね、まず伝統芸能継承について質問を致します。その前に２月２７日の熊日新聞のですね、こちら編集局の記事を少しだけ紹介をさせていただきます。「郷土芸能を続けることの困難さを痛感」という宇城市の公務員の方のお話が記事になっておりました。その人の話では「小学生時代から郷土芸能の活動をしていたが、社会人になり仕事との両立も難しく、保存会のメンバーも４０代から５０代が中心で担い手も不足しているので、若い人にも郷土芸能の存在を知って欲しい」との記事でありました。この記事を読みましてですね、本当に改めてどこの地域でも悩みは一緒だなと思った次第でございます。そこでまずは伝統芸能保持団体、あさぎり町２２団体ありますけれども、その団体の近年の活動状況を分かる範囲でお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 山内教育課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。議員言われますとおり伝統芸能保持団体２２団体でございます。その中で近年といいますか、令和６年度には６団体。それから令和７年度には７団体が、あさぎり町の伝統芸能保存継承費補助金を申請しておられます。補助金の実績の報告によりますと計画と実績報告によりますと、各団体の活動は神社等での奉納、また道具・衣装管理のための活動が主になされております。それから令和６年度には須恵小学校の１５０周年記念事業で、これは児童のほうですけど上手石坂棒踊り保存会の活動が披露されております。それから令和７年度には深田小学校の１５０周年記念事業で、下里の白太鼓踊り保存会が踊りを披露されておるという状況がございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） ７年度でこれ伝統芸能継承補助金をもらったから活動、７団体がされたということではイコールではないと考えていいですね。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。７団体が申請をされておるところです。はい。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） はい。課長が先ほど紹介していただきましたけれども、須恵小の

150周年それから深田小の150周年とかですね、そういう節目節目の行事で本当に協力していただいてそういう郷土芸能を披露していただく。大変有意義なことだと思っております。しかしながらですね、この22ある伝統芸能保持団体で中々その補助金をもらっただけのところでも6年度で6団体、7年度で7団体ですか。そういったことを考えますとですね、中々近年踊り等の活動・披露がなされてない。そういった活動がなされないことについてですね、どのような要因が考えられるのか教育課としてお考えになられたことありますか。お伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい、令和これ5年度にですね保持団体に対しましてアンケートを実施しております。その中で活動中の団体も含めまして当時は9団体より回答頂いたところでございますけれども、アンケートの中では、高齢化による踊り手や指導者の減少。それから道具や衣装の管理の難しさ、困難さ。それから修理や新調にかかる費用捻出の難しさなどが当時のアンケートでは、活動休止の理由や活動の課題として挙げられているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。はい。どこの恐らく団体もそういうことであるとは思いますが。私も久鹿の太鼓踊りという保存団体に踊り手といいますか世話役といいますかちょうど中間付近におるんですけども、そういった所属しておりまして、同じような悩みも抱えておるところでございます。しかしながらですね、近頃それこそ、ここ5～6年のコロナの影響、これが大変大きかったですね。活動がほとんど出来なかったと、どこの団体もですね。そういったこともありまして、本当にこれが継承されていくのかなと心配をしております。私たちの団体でもそれこそ後継者がいない。そしてまた居てもですね、先ほど課長言われました費用の面もですね、そういう面もありまして今度は踊りなどのですね、今の若い人たちの何といいますか、練習を非常に費やすわけです。太鼓踊りというのは1団体が全部踊るってしたらば、どのくらいでしょうかね1時間以上かかるような踊りになりますので、そういったことをですね本式といいますか、伝統ある踊りを全てを覚えようと思えば相当な練習を積まなければいけないということで、若い人には踊る時間が練習のですね練習の時間がないというような、もう何といいますか初めから、もうそういう私は時間がありませんよというようなところのですね、踊りのその団体の悩みを抱えておるところでございます。それでですね、先ほどでありました須恵小とか深田小とかで150周年で披露されたというような団体はですねそうでもないと思いますけども、活動が途切れている団体はですね、大げさに言うわけでもありませんが恐らくですね本当に存続の危機に瀕していると思わざるを得ないというかそういう団体もたくさん22団体の中にあると思います。だからですねそういうことが、その踊りがこれで、踊りとか伝統芸能がこれで途切れてしまわないように、踊り等のですね記録、踊りの太鼓のたたき方とかですね、そういったことが分かるようなビデオ等の記録、これは残しておられますか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい、教育委員会ではですね、伝統芸能に関してのテープ、当時VHSとかですね、いろいろございましたけれども、十数点は教育委員会のほうにございます。ただ中にもですね、現在活動を休止している団体のものも含まれている可能性もあるかと思います。

ただ多分そのほとんどがですね、踊りの奉納の様子を撮影したものと思われまので、指導、踊り方とか指導ですね、太鼓のたたき方。が、わかるものというものは、難しいのではないかというふうには思っております。ビデオテープ等はあるのはあります、はい。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。もうもしもですね、何年ぶりにもう十数年ぶりでもいいですから、そういうことがもしもその披露される団体はですね、是非ビデオとかを撮ってもらって、もう私たちの経験でも分かりますが伝統芸能というのはずーっと同じ踊りのようでどこそこで変わってきております。私たちが経験上踊る時に踊る人はですね、昔の人から言われても「踊りにつか」っていうてからですね、踊りやすいように踊っていくようなところも見受けられるのが現状ですよ。だから、若い時にも怒られよったんですけども「そら、踊り方が違うぞ」て。そしたら私もですね、「ああんそら踊りにつかですもん」って言えば、「踊りにつかでそん今までんとかどうだって、そぎゃんこと言わるつか」っていうようなですね、何回も怒られたことがあります。そういうことでやっぱりですね、とにかく記録を残すということはですね、大変大事なことを思いますから、あんまり活動されない、披露は出来ない中にも、やられた時にはですね必ずそういう記録を残していただくようお願いをしたいと思っております。はい。よろしく願いします。町ですね総合計画にもですね、「まちは、伝統芸能保持団体等が意欲的に活動・後継者育成を行うために必要な指導、助言、支援を行います。また伝統芸能の後世の継承につなげる記録の作成に努めます」とうたっております。今後のですね支援は、どのようなことを考えておられるのか伺いをいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。やっぱり継続していくに当たってはいろんな費用面に関する課題もございます。その中で町としましては今もですけども、あさぎり町伝統芸能保存継承費補助金、先ほども話しておりますけれども、それについて活動される場合は、その積極的な活用を呼びかけていきたいというふうに思います。それから道具の修理や衣装の新調には当然お金もかかってきますけれども、町の補助金というのが1団体4万5,000円程度というふうになってますんでそれを超える額の助成を受けたいというところがあればですね、財団助成の活用についても紹介をすることは、可能かなというふうに思っております。また踊りの指導とか、後継者への伝統継承のための映像記録も今後進めていきいというふうには思っておりますので、今あるお手持ちのビデオテープ等ですね、デジタル化については活動の補助金申請をしていただければその中でも補助は出せるのかなというふうには思っております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。はい。費用の面とかですね、非常に明るいといいますが答弁頂きましたので、大変ありがたいことだと思っておりますけども、1番はですねやはり披露をする場というところをですね、作っていただくところを行政からも手を考えてやるということがですね、私はまずは大切なことだと思っております。ひとつの例ですけども、もう2002年でしたか。岡留神社のですね、秋の大祭に合わせまして、免田地区の4つの太鼓踊りが一堂に会して踊ったことがあります。岡留神社の祭りでありますけども岡留公園でですね。あそこ

で4つの団体でも同じ踊りというのがひとつだけ、すぐ覚えられる踊りがその中にありまして、それをずーっと順繰り順繰り踊っただけの単純なといいますか、簡単な踊りではあったんですけども。やはり4団体がですね、一堂に会して踊るということは非常に町民の方からも好評といいますか、迫力のある踊りだったなあと、好評な話ではありました。はい。それから今度これが私記録に自分で残しておった写真を見つけきらずにですね、いつってというのが分かりませんがやはり行政でせきれい館であさぎり町芸能を何とか祭か、というのがですね、実際あっております。太鼓踊りじゃ棒踊りじゃ、いろいろな踊りを一堂に会してですね、それも各団体が5分ぐらいとか、もう振り分けてあって、それを工夫して皆さんどこの団体でも5分で5分とか10分でやろうというような工夫した踊りをですね、やられたことがありますので、そういったこともですねこれからひとつの伝統芸能本当に伝えていくというところの披露せんと伝えていかれないと思いますから、そういったところもですね、費用面もありがたいことです。しかしながらそういう「披露する場」を作っていただくことも大変大切なことだと思いますから、町のほうにもそういうお願いもひとつやっておきたいと思います。はい。続きまして丸池のリュウキンカの保護対策について質問致します。まず丸池のですね、リュウキンカの現在の状況。ここ数年のリュウキンカの株数の推移とかですね分かれば。それから丸池の湿地といいますか、この丸池自体の状況などをお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。丸池のリュウキンカの数、数の話を最初にいたしますけれども、最も減少したのが確認してるところは、令和5年の春の株数が15株であったということです。次の年、令和6年の秋にはですね、173株まで持ち直してございまして、令和7年の秋、昨年の秋ですね、は202株まで戻ってきておるというふうに確認をしておるところでございます。それから丸池もともと湧水が豊富なところというところでございますけれども、その湧水につきましては、依然として昔までの湧水量というのは、豊富とは言えないという状況で水、湿地帯、そこから付近の解消といいますか、そこまでまだ至ってないというところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。ですね、そのとおりだと思います。令和4年から5年にかけてですね非常に株数が少なくなっていることは町の広報紙あたりのですね写真を見ても歴然としております。私もあそこの近くに田んぼを持ったり、たばこの育苗ハウスがあったりするもので、そういったことはですねもう重々承知をしておりますけれども、そのですね令和5年ぐらいに激減したと15株に。その原因というのは、把握されておりますか。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。原因いろいろ考えられると思いますけれども、今現在の丸池の状況、また当時ですね管理委託の業者との話からしますと、主な要因としましては、湿地の陸地化による乾燥。これは湧水が少ないということ。それから近年のですね夏場の猛暑ということで、水温の上昇によるリュウキンカの根腐れなどがひとつ原因として考えられるのではないかっていうふうには思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） はい。はい。私も大方そのとおりだと思っております。丸池自体がですね昔のような湿地。それから沼地ですね。あそこほんとの沼地のごたっとこやったんですよ。沼地ではなくなってきた。そういう状況が本当に１番の原因ではないかと思っております。これはですね、時代の流れでっていいですか、町全体というか地域全体がもうコンクリートじゃ、アスファルトじゃでそういったことで雨水、雨水などがですねもう地下に浸透するのが昔からすれば非常に少なくなった。そういったことが考えられるのではないかと。いろいろな話を聞きながら、私も思っております。それに加えて、ここ数年の夏場の猛暑ですね。それから今年、この今ですけれどもこの冬のこんな雨の少ない状況で中々植物は旺盛な生育は出来ないのではないかなと本当にそう思っております。そういうようなですね大変な状況の中にありながらも、今それこそもう町や一般社団法人の今度は球磨川NPの方々の保護活動のおかげでですね、リュウキンカの株数も増えていっておるといいますか増やしていただいておりますという状況にあります。そこでお尋ねを致します。リュウキンカをですね、今リュウキンカを保護しながら尚且つ一昔前のようなですね状態に戻すために行われている今の対策と、それからですねこれから先、昔のように戻そうという対策、方策、考えられることをお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。教育委員会としましてはですね、先ほどの話でもありましたように令和５年の春のリュウキンカの株数の減少を受けまして、令和５年の５月１日付で保全対策に係る熊本県立大学などの学識経験者などの方７名にあさぎり町文化財保護条例施行規則に基づき、調査等の任命をしております。その調査員の方にはですね、リュウキンカの株数や丸池の水環境、その他植物の分布調査を目的としました環境調査、植生調査等をしていただいて、その結果をもとに丸池の管理をしていただいております造園業者に除草の方法等についての指導もしていただいておりますのでございます。今後につきましても今の調査員さんのお話等をもとにですね、適切な保全に努めていきたいというふうに考えておりますけれども。ただ湧水減少の対策っていうのが抜本的にこれっていうのが中々今まだ分かっておりませんので、その湧水量、水を戻すというところの方法については、今お願いしております調査員の方たちとですね、また話をした上でどういう方法が１番いいのか、どういう方法があるのかというのは、検討していきたいというふうに思います。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） はい。本当にですね、昔のような湿地に戻すこと、あと湧水が減ってきた。それ以外もう１番の原因と考えられるっていうか７名の調査員の方がですね専門専門家ですから、その方たちのアドバイスを受けるのが１番と思います。しかしながらですね私も地元の者として、湧水が減ってきたらですよ、人工的に水をやることが出来ないか考えた時に、あそこの現場には上に横に久鹿川っていう川が流れてますね。あそこから上げるということも昔考えられたこともあったようでございますけれども、あそこは東側からあそこから、あの川から取り入れる用水路が南から東に向けて流れてます。流れてますっていうか溝がありますので、そこをですね、土地改良区との相談にもなりますけれども、そこから水をですね、乾いた時には、人工的に東側のほうがあそこの地形的にも高いですから。向こうのほうから入れて、ずっとあそこをも

う水をためておくというようなこともですね、ひとつ通手段として考えられるのではないかと私は思いますのでそういったこともですね教育課のほうでも考えておってもらいたいとは思っております。はい。これはひとつのアドバイスです。はい。それでですね、今後、あさぎり町の町花であります「リュウキンカ」です。そのリュウキンカをですね、復活させることと併せまして、丸池のリュウキンカという名称にふさわしい丸池全体ですね私、環境整備が必要になるのではないかと思っております。来月4月4日には、球磨川NP主催で第1回のリュウキンカ祭りというのが開催されるそうです。はい。多分写真で出たと思いますけども、この2枚の写真をですね見ていただければ分かると思います。看板があったところ、それから東屋はですね、中々手入れが届いていないような状況でございます。それとですね畜産センターと薬草組合の、薬草の根を洗うところにあります現在農林振興課が管轄しておられますけども、トイレ等のですね整備もですね、あそこ丸池のリュウキンカとして全体ですね環境整備を私、将来的には考えなければいけないと思っておりますけども町の考え方をお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 山内課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。丸池今言われましたとおり、いろんなリュウキンカもありますけれども、ほかの植物等もいろいろこうを見てみればですね、生えておったりします。で、もうあその丸池周辺をどういうふうに整備していくかっちゅうのはまだ青写真等もございませんけれども。そこについては、丸池の湿地環境を守ることを前提としまして、どういう方法があるのか。また、そういうどのほうが有効なのかっていうものは検討していきたいというふうに思います。それからちょっとこちらから先ほど議員言われましたお話がですね、まさに4月の4日に今、配信しましたけれども、第1回のあさぎりリュウキンカ祭りというものがございますので、これ先ほど話のとおり主催は球磨川NPということになっております。教育委員会も共催というところで一緒にさせていただくことになっておりますので、こういう機会もですね利用して、丸池にもまずふれ合っていただくということ。裏のほうには、小学生対象のスケッチ大会、また川柳等の募集等もされるということになっております。それからリュウキンカの花言葉がですね、「必ず来る幸福」と言う花言葉がついておりますので、できれば幸せを感じにですね、来ていただければというふうに思います。よろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。免田町の時代、それからあさぎり町になってからも一時期まだ残っておりましたがね。木道のですね橋みたいなので、下にはもう水が張ってですねしてリュウキンカが先に咲いておって、あのような状況をですね、本当に今になって思い出します。地元民とすればあんまりですねこういうことはこの場で言うべきことじゃないかもしれませんが、あった時には興味がなかったんです。しかし、ああいう少なくなってからですね、これは大変だと思ひまして、今になってこういうちょっと遅らばせながらこういう質問をさせていただきました。はい。そういう中でですね、ひとつだけ今度は最後に、今リュウキンカは養生中だというようなことをですね、ネットをなんかくってみたら出ていましたけども、あそこにやっぱ看板ぐらい立ててですね、やっぱり今、今でも見にこられる人は結構おられます。そういう中で乾いておるもんですから結構中に入っていかれる人がおられます。でですねあんまり踏み固めるのはよ

くないと思いますので、看板のちょっとした看板をですね、ただいま養生中ですよというようなことを立てたほうが良かかしらんですね。はい。お願いします。はい。それではリュウキンカの話は、質問はここで終わります。続きまして、町長の施政方針に対する質問をさせていただきます。「魅力ある就業・産業の構築」の中で、まずは農業に関する質問であります。最初の質問ですが、まずスマート農業の推進ですね。それから高収益作物導入で稼げる農業への支援策ということで具体的なことが話されるならばお願いを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。まずスマート農業の推進としましては、町では令和7年度よりスマート農機の導入支援を始めております。またスマート農業と農地の大区画化は、農業の省力化・効率化を実現するための両輪であり、大区画化により自走、走行トラクターやドローンなどの大型最先端スマート農機の性能が最大限に発揮可能となることから本年度より農地の大区画化への取組を始めております。このことによりまして作業時間の短縮や燃料費や肥料などのコスト削減、収益性の向上を目指していきたいと考えております。次に高収益作物導入で稼げる農業への支援と致しまして、町としましては、従来行っています農業施設機械整備事業によりまして機械または施設の導入の支援を、有機農業推進補助金によりましては、堆肥購入の支援を行っております。また国・県事業を活用しましてハウス本体の導入をはじめ、ハウス内の環境モニタリングシステムや自動開閉装置などのスマート農業の導入を支援しておるところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい、非常にありがとうございます。しかしひとつだけ。高収益作物ということに対しては作物ということは何か。もう今はですね、薬草。非常に高収益、やれば上がります。そういったところをですね手を入れてもらって本当に農家としてもありがたいことと思っておりますが、そういったほかにもやっぱり何か考えておられるところはない、ないですか。作物名ですね。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。今、高収益というところで、特に今ある作物から別の作物というのは今のところはまだ思いついてないといえますか、想定してないところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） はい。はい。最後はですね、農業も産業としてもうかる農業というところでそういったところもですね、行政、農協それから生産者一体となって、そういったいろいろな高収益作物というのがあるというのはですね、研究していただければと思っております。次にですね、中山間地域の質問を致します。町長の施政方針には、農地保全の要である中山間地域直接支払制度という文言で表しておられますが、まずはですね、この中山間地域直接支払交付金制度事業の組織のここ数年のですね人員数と面積の推移をお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。中山間地域直接支払交付金制度の事業を御利用頂いてい

る農家数と面積の推移としまして、令和６年度と令和２年度を比較しますと農家数は、令和２年度が１，１３６戸から令和６年度が１，０８３戸ということで５３戸の減となっておりますが、交付金対象面積は、令和２年度から１，２１２ヘクタール程度の横ばいで推移しております。農家数の減があった中で交付金対象面積が維持されてきたのは、担い手農家への引継ぎや集落管理によるものと考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） そうですね、この協定面積というのが私も増えておるということが一体どういうことかなあと思っておりましたけども、分かりました、はい。でですね、私が言う本当に中山間地域の中でも、平たん地、平たん地といいますか中山間地域のエリアでもある程度平たん地も入ってますよね、分かりますか。条件もそんな平たん地と変わらないようなところですね。そこはいいとしまして本当に山間部の中山間地ですよ。もう多分皆さんが思っておられる中山間という言葉は、ああいったところではないかなというような山の間とかですね谷間にあるような農地ですね。こういったところのですね、今後のそのそこを管理される農家数、それから農地面積のですね今後の見通しはどういうふうに考えておられますか。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。実際今のどれぐらいのそういう地域の方で、に農家戸数があって面積というのはちょっと把握しきれてませんが、その中である部分でこの交付金の対象の面積になって入ってないというところっていうのがやはり耕作放棄地、そのあとの非農地判断を受けたような農地ということで、今後そういうところは、については非農地のままで、今後もそうはならないように今の現在の農家さんで中山間の部分を担っていくというような状況にはなっていくとは思うんですけども。そういうところで今回協議会加算金等を利用して、そういう共同とか協業を集落の垣根を越えたところでみんなで守っていくというような地盤が作っていったらなというふうには考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） はい。はい、本当にですね先ほども言いましたけども比較的平たんな中山間地域はですね本当に心配は要らないのかなと思っております。本当に心配するのは、先ほども言いましたけども本当の山あいのようなですね、本当に条件の悪いようなところを耕作しておられるところ。そこのところのづくり手・担い手ですね、がもう本当に減ってくるのは、が１番危惧される場所だと思っております。そういうところのカバーといいますか、そういったことで今回の施政方針にも出てきますラジコン草刈り機導入やドローンの導入、導入になると思っております。これはですね、一昨日の当初予算の説明・質疑の中でも同僚議員から質疑ありまして、いろいろ説明もルール聞いておるところでございんですけども、重ねてですね、お尋ねを致します。簡単で構いませんが、集落オペレーターも含めてですねそこらあたりの具体策をお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい、町で計画している事業案というような状況になりますが、今後その案をもとに協議会のほうで詳細な事業については決定していただくということになって

おります。まず案の状況でお話をさせていただきます。まずネットワーク加算につきましては、除草及び防草対策に係る事業を実施していきます。協議会でラジコン草刈り機を購入し、農地などの除草を行い、高土手などの危険な所につきましては、優先順位により防草シートを施工していきたいと考えております。ラジコン草刈り機のオペレーターにつきましては集落内のオペレーター向けに、農業支援センター職員が講師となった操作研修会を実施する予定としております。研修会が終了した後にラジコン草刈り機を必要な集落に貸し出すこととしまして、集落内のオペレーターが除草作業を実施するということとしまして、次に防草シートの施工につきましては、可能であれば活動支援班を、集落のそういう構成員の中から活動支援班を構成しまして、実施する集落の構成員から成る作業班と協働のもとに自主施工により安価な費用での施工を目指したいと考えております。次にスマート農業加算では、協議会でドローンを購入し、農地の防除を実施します。ドローンのオペレーターにつきましては、オペレーター希望者に対して、5月から購入先で行われる最大5日間の講習会と認定試験を受け資格を取得していただきます。一定の練習期間を経てオペレーターの日程を調整しながら依頼があった農地に防除を行いますが、協議会で防除できない農地につきましては、防除ヘリによる作業受託法人またはドローンを所有する個人などに防除作業を委託して実施することとしております。オペレーターにつきましては、今、最終的な数字というのは3月の27日を期限に報告頂くように集落から頂いてるんですけど、今のところ40名程度はオペレーターになってもいいですよというような回答は頂いてますが、この40名を全てオペレーターとするわけにはいきませんので、予算の範囲内また集落の垣根を越えて他集落にオペレーターとして防除してもいいですよというような方を優先的にオペレーターとして選任していきたいと考えております。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（13番 永井 英治 君） 大変詳しい説明ありがとうございます。そこまでちゃんともう青写真が出来ているとは、知りませんでした。はい。はい。本当にですね、中山間地守るのはそういうことでだろうと思っております。よろしくお願い致します。3月9日の衆議院のですね予算委員会で鈴木農林水産大臣はですね、中山間地域は草刈りの手間などが理由で後継者の確保がかなり厳しい状況という認識から、中山間地域直接支払制度を拡充する方針を言葉ではありますけども示されております。1月の補正予算、うちのですね、うちのうつかあさざり町の1月の補正予算での農業用機械等対策支援事業は認定農家以外の兼業農家や中山間地域の農家にも目を向けられた大変有意義な事業だと思っております。最後に経済的な作物生産だけではなく、国土と環境の保全や大雨の時の洪水の予防など多面的な機能を保持している中山間地域農業に対する町長のお考えをお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。午前中の小松議員のほうからも質問があったと思いますけれども、やはりこの中山間地の農地につきましては、非常に条件不利な土地も多いと。それで今、担い手不足のために集約化・大規模化というものが話出てますけれども中々そういった部分にも対応しづらいという条件があります。そういったことで、やはりその中山間地の農地が持つ機能、要するに利水であり治水であり、そして土砂崩壊等の防止策であったり、そういったもので多面的な

機能を果たしているということで、私たちの自然や生活を守っているという面もございますので、やはり中山間地の農地につきましても存続できるようにですね、行政としても支援をしていきたいというふうに思っています。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） はい、そのような心構えといいますか気持ちでですね、取り組んで頂くようお願いをしたいと思います。最後の質問です。魅力ある就業産業構築の中の商工業に関する質問でありますけども、まず第三者承継補助金の文言があります。まずはですねその現状を簡単にお伺い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。ただいまの議員の御質問にお答え致します。この第三者承継につきましては、本町におきまして、令和５年度に株式会社のライトライトと町と商工会との連携協定を締結しており、事業承継を希望される事業所名を公表する、いわゆるオープンネームという方法で全国から広く公募し、マッチングを行うという取組を現在行っております。本町においても過去に２件ほどマッチング案件がございましたが、事業承継における両者の意見の相違を見て、残念ながらマッチングまで至らなかったという状況でございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） はい。ネットを見ますとですね数名の方が事業承継をしたいとか、経営されてる方がですね、譲りたいとか、そういったことを数件ですけども、あってておると思います。そこにマッチングとかの要は、町としてですよ、サポート的なことはどうされておられますか。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。そのライトライトっていう株式会社のですね、会社のほうのホームページを活用して、希望される方がいらっしゃれば、当然事業者の方とその間を取り持つという関係で町がサポートに入るという形になります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） はい。第三者承継のことはこれで終わります。まずですね今度国の経済産業省にはですね、小規模事業者持続化補助金というのがあります。聞くとところによりますとこの事業に該当するものは該当することは、そんな簡単ではないということを聞きますけども、場合によってはこれは年度を続けて受けることもできるというような事業だと聞いております。そこでですね、町の事業継続拡大補助金及び事業承継補助金もですけども、商工業者には大変有意義な施策だと思っております。しかし現在ですね、物価高騰等による経営者には非常に厳しい時代におきましては、具体的なことは申しませんがもう一步二歩こう踏み込んだような補助金の運用が出来ないものだろうかというようなことを考えますけども、課長、町長、いかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。今回の商工業振興補助金につきましてもやはり商工会サイドと協議した上で方向性を見いだしてきたようでございますので、そういう直接的な商工業者とも協議進

めながらですね、さらに支援できる部分に関しては、継続していきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 永井議員。

○議員（１３番 永井 英治 君） はい。そういう現場等のもので、協議の中において決めていかれるということですので、もうそれ以上のことは申しませんけども、充実した事業になるようにですね、お願いを致します。最後に、令和８年度町長の施政方針の最後にあります「人が集い、支え合う、未来へつなぐあさぎり町」がですね、実現しますように願いまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（小見田 和行 君） これで１３番 永井英治議員の一般質問を終わります。会議の途中ですがここで１０分間休憩致します。

休憩 午後２時２３分

---

再開 午後２時３２分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開します。次に１２番 溝口峰男議員の一般質問です。溝口議員。（議長。）溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） はい。７年度最後の議会でありまして、また一般質問トリを務めさせていただきます。質問に入ります前にですね、１２月議会で私は町長の所信表明にもありましたが、くま川鉄道全線開通に関してのイベントが記載されておりましたですね、中身については書いてありませんでした。このことで１２月議会私は、プレバトの番組の水彩画の展示をポッポー館で出来ないだろうかという話をさせていただきましたが、夕べが木曜日７時からプレバドやっておりましたが御覧になりましたですか。やっぱり有名人が本当に素晴らしい水彩画を書いておられますが、その下に今回は福島県のどこどこで展示会をやりますっていう出てきました。やっぱりそのようにしてですね、全国のいろんなところで展示会がなされているようですが、私はデジタル審議監、総務省出身でありますんで放送局とのつながりというのはおありだと思うんですね。そして尚且つ金子大臣は総務大臣でした。放送局とのつながり、やっぱり一緒にお話を頂いて、何かその方法論ですたい。できるかできないかは別として、折衝してみるだけの価値はあるんじゃないかなというふうに私は思います。いろんなところを見ると相当数の人たちが見学に行きます。くま川鉄道を使ってですね、かなり私は来るんじゃないのかなと思います。湯前では漫画館で展示はよくやっておりますが非常に大きなお客さんが来ますんで、是非ですねその辺も検討頂くならばありがたいと思っておりますので期待しております。それでは通告しております、今回は２つだけでございますんで早く終わると思いますが、公営住宅の空き室対策並びに外国人の入居及び共生社会の実現のための取組について伺ってまいりたいと思いますが、外国人の公営住宅入居に関しましては、国土交通省の住宅総合整備課長名の通知が出てるとい

す。新規入居についてはですね、国籍や在留資格を把握することや緊急時の連絡先は日本語で円滑にやりとりできる人とする。あるいは既存の入居者についても、業務に過度な負担が生じない範囲で実態把握をすること。本町にも多くの外国人が企業等に就労しております。今日です。外国人住民が安心して暮らせる環境を整えるための施策は重要であると私は感じております。外国人就労者の公営住宅の入居の申込み、相談も含めてですね現況をお知らせ頂きたいと思ひますし、尚且つ今回の国土交通省下の数値における内容文、そういったものがやはり条例や要綱等で私は何らかの形で作るべきではないのかというふうに思ひますので、まずはそこから伺ってまいりたいと思ひます。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） 外国人との共生社会を実現するためには国や地方公共団体、民間支援団体等の関係機関が連携協力し、外国人が置かれている状況や支援ニーズを把握し、外国人の立場に寄り添った支援をする必要があると思ひます。そのためには、円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組や外国人に対する情報発信、相談支援などの取組により日本の習慣、税や社会保障等の社会制度に対する理解を深めてもらうことが重要であると感じております。公営住宅入居に関する取扱いにつきましては、担当課より答弁致しますけれども、実態把握をして適切な情報管理を通じて、安心して暮らせる共生社会の実現のための施策になればというふうに考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 小田建設課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい。まずは外国人就労者の公営住宅入居及び申込み相談の現況についてですけど、現在入居者の方はおられません。また外国人の入居申込み状況ですけど令和4年度に申込みのほうは1件あっております。家族構成は、外国の方が家族4人。確認事項として、住民票、所得証明書、納税証明書、在留カードを確認しまして入居資格があるということから選考委員会、抽せん会を得て、入居決定通知を出しましたが辞退届が提出され、入居までは至っていない状況です。また相談状況ですけど直接本人様からじゃなく代理の方が2件ほどありましたが、入居条件に該当せずに申込みまでは至っていない状況です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。それでは、外国人の入居相談があった場合ですね、先ほど条例・要綱の整備の話をさせていただきましたが、やはりこういったことに対しては適切な対応、スピード感を持って対応すると。そういうためにはやはりマニュアルといいますかねそういうものはやはりつくっておいて、担当課がいなくてもすぐ答えが出るように対応できるように私はしておくことは大事なことはないのかなというふうに思ひわけですが、今回の通達も含めて、そのようなことを要綱あるいは何らかの形でマニュアル等の作成は、しておいたほうがいいんではないかなというわけでありすがそういったお考えがありますか。

◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい。今回の通知内容等に関する条例等の整備についてですけど、今回の通知は、公営住宅に住む外国人について、国籍、在留資格などの確認と日本語で連絡できる緊急連絡先を今後の新規入居者から把握をして欲しいという趣旨であります。条例等の整備

は考えてはおりませんが、今後、外国人の相談申込みがあった場合に適切に対応できるように内規や事務マニュアルなどを整備し、しっかりと内部での情報共有は大事だと考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） はい、分かりました。しっかりお願いしたいと思います。現在のですね、入居については外国人だからという特別な制約があるわけではないというふうに思っておりますが、そうですよね。はい。はい。そういう状況の中で現在の公営住宅の空き室状況と入居希望団地の申込み状況について、資料をつくっていただきたいと思って、はい、タブレットに入ってると思いますので御説明頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい。まず公営住宅の団地別空き室状況になります。令和８年２月現在です。団地が３４載せてありますけど、３３番３４番につきましては単独住宅でございますので公営住宅ではありませんけど併せて説明致します。現在の管理戸数につきましては１番下の段ですけど３９６戸と入居世帯が３５４戸で空きが４２戸となります。７番の下道団地そして２０番の丸尾団地につきましては、今後、建て替えを計画しておりますので、政策空き家として２８戸は政策空き家としております。ですので実質の空き家につきましては、２月１日現在で１４戸となっております。続いてが団地別の入居申込み状況になります。令和４年度までは年１回の入居申込みをしておりましたけど、令和５年度より年３回を設定しております。１回から３回までですけど、右の欄で２３団地を募集いたしまして入居が１１戸となっております。この背景には入居決定後に辞退の方が４件、とあと抽せん漏れで１件の方がもう入居はしませんということで辞退されている経緯であります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） 町営住宅の募集についてという回覧等が必ず回るわけですが、その中にですね、入居に当たっての重要事項ということで「連帯保証人２人を必要とします」ということが記載されております。しかしながらですね、国土交通省の住宅局の通達においては、この保証人の取扱いについて出て、文書が出てと思いますが、内容は「保証人が見つからない場合には保証人の免除を行う」と。「緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど、住宅困窮者の居住の安定の観点から特段の配慮をすること」とあります。あさぎり町でもですね、それに答えて連帯保証人免除取扱い規則がありますが、なぜ連帯保証人２人が必要だということの記載があるのかどうか。そのことをお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい。恐らく１人の場合だった場合、連絡等がつかないという場面もある、あろうかと思っておりますので、２人の方の連帯保証人を求めていることだと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） それではその連帯保証人免除取扱い規則についてはどのように把握されているんですか。

◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい、町営住宅入居者に係る連帯保証人免除取扱い規則によります

と、特別な事情があるものは、連帯保証人の確保が困難であると認めるものは免除するということで、該当者の方につきましては60歳以上の方、あと障害者の方、あと生活保護者の方が該当するものと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい、該当する方々もそれは募集には手を挙げてこられるわけですが、そこはどのようにして2名の連帯保証人がですね、必要ですと。これは重要事項として書いてあります。これを見た人たちは、保証人が出来ない人は応募しませんよね。住宅困窮でありながらも。そう思いません。

◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい。中にはですね一応連帯保証人をお2人つけてくださいという御案内はするんですけど、どうしても1人しかできないという事例もあります。ここにちょっと持ち合わせておりませんけど以前に連帯保証人を置かずに入居申込みがあった可能性もちょっと件数等は分かりませんが、そういう事例もあるのではないかと考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） あさぎり町は免除取扱い規則がありますがこれ、これをもととなない自治体でもですね、もう削除されている自治体もあります。もうやはり住宅に入る人たちというのは住宅困窮者ですもんね。ですから、そういう人たちがやっぱり安定した生活ができるためには、行政としては、住宅を提供してあげなければならない。法的にですね。そういう中で保証人を求めるというのは、あまり問題があるのではないかとということで国土交通省も国も通達を出してるわけですから、そこはしっかりとやっぱり受け止めた上でこの募集の要項等についてもです、書き方を検討されるべきではないのかなというふうに私は思います。保証人がなくても入れるということでもあるわけですから。ただやっぱり1番心配なのはですね行政が心配されるのは、「保証人がつかなければ家賃の滞納の時は」という話になってきますけれども、そこはそこなりにここの通達にもあるように連絡がとれる人をね、登録をもって、連絡がとれれば、そういう人たちに相談をなささいということを書いてあるわけですから。もう少しやっぱりそこに柔軟性を持たせながら、困窮者の方々が入りやすい環境整備をしてあげるべきではないのかなというふうに思うわけですが、訂正、訂正ちゅうか改正ちゅうか、書き方とか。その辺は、どのようにお考えですか。

◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい。いま1度要綱等を精査しまして、改定がいいのか、そのままでもいいのかをちょっと検討させていただきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。やっぱり多くの空き家が空き室があるんで、やっぱりひとつでもやっぱり埋めて、町の財政のですね、収入にこぎ着けないと、いつまでも政策的な空き室は別として、埋めていくというのが大切なことじゃないのかなと思うわけですね。もう1点ですが、入居のこの募集にはいろんなことが書いてあります。これは守ってくださいとか。その中で一はやっぱり、住んでるところの周りにはですね、共同施設であったりそこであったりとい

うのは、責任を持って入った人が行ってくださいっていうのがもう原則として書いてあります。しかしながら、現況を見るといろんな団地の方々から声が届きます。中々入ったって草もですね草むしりもしておられない。しでやっぱり隣の人が言っても中々してくれんと。やっぱりこの隣の人たちが言うにはですねあんまり言い過ぎるとやっぱりトラブルに発展することが出てくるわけですね。そこを心配するんです。やっぱりそこがないようにやっぱり行政もしっかりその辺の指導というのは、やっぱりするべきじゃないのかなあって代表の管理者の代表がおられる。その人が言ってくればいいんだけどそれでも聞かないってなればそれはもうやっぱり行政が一言ですね、やっぱ言って、約束は守ってくださいと。そうですね。そういうことはやっぱり言うべきではないのかなというふうに思うわけですね。どうですか。

◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい。そうですね各団地の管理っていうのは入居者さんをお願いしてるところですけど、団地によっては、中々こう高齢者だったり、近所付き合いだったりってことで進んでないケースは、見受けられます。時々管理、住宅管理者、管理委員さんからはですね相談を受ける場面もあります。その時は、担当のほうが出向いて管理員さんとかどういった方法があるんだろうかということで話し合っ、解決に向けて町のほうも現場のほうに出ていきたいと今後も思います。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） その辺がですねまだ出来てないんでこないだも岡原それから免田の住宅に入ってる人たちから苦言といいますかね、聞きました。現状を私も見ましたがやっぱりそうです。もう草ぼうぼうですからね。今はまだ冬ですからいいとしても、もう今から先は、本当に住宅の周りは草だらけになってしまいますんで、そこは本当強く行政指導でお願いしたいと思いますが。特に政策的空き室28室ですね。ここの辺の周辺の管理除草というのは、私は町がやっぱり責任を持ってしなきゃいかんと思うわけですね。政策的に空いてるわけです。空けるとるわけですから。そうであるならば、そこにある住宅についとる花壇であったり、周りでも側溝であったりというのは、町がせないかんわけですね。その団地の人たちに任せるじゃなくて。その辺は現実として出来てないんですよ実際。御存じですか、存じておられますよね。その辺は。今後それは本当にしっかりしてやっていただかないと、特にやっぱりその団地に住む人たちからすると町に対する不信感といいますかね、出てくるんですよ。しっかりそこはもう明日からでも、そこはしっかりとやっていただきたいと思うんですがいかがですか。

◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい。政策空き家は町の事情でありますので、現場のほうを確認しまして対応のほうをしていきたいと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。もう1点この要綱には、こういうことも書いてあります。「団地内及び地区内の各種活動に積極的に参加頂くとともに、各団地内の取決めなどを遵守頂き、そして団地の共益費の支払い等についてもしっかりとやってください」っていうことをこれ書いてありますが、その辺は行政がどうのこうのいう話ではないとしても、やっぱり団地には代表が

おられるんで情報をやっぱり入れてですよ。どういうふうな雰囲気での団地が運営されているのかというのはやっぱり把握しておくべきじゃないのかなというふうに思うわけですね。その辺はしっかりできてるんですか。

◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい。入居・退去時につきましては、管理委員さんのほうにどなたが退去しました。どなたが入居されましたっていうことは、随時報告しているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。団地内での生活がですね、ともに気持ちよくみんながやっていけるようにそこはしっかりと指導あたりもお願いしたいというふうに思うわけですが、今回は外国人との共生社会の実現ということで伺っておりますが、具体的な施策をまずはですね、伺いたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。それでは教育関係においてお話しさせていただきます。本町においてもいろんな事業等で外国の方の労働者の方がお住まいで就労されている状況です。その中の子供たちも外国の方と接する機会も増えている状況です。本年度で言いますと岡原小学校が村田産業の従業員の方と一緒にグランドゴルフの地域の方と3者で花植を花壇花植えをされているということで、共に同じ環境をよくする仲間として活動されています。もうこれも例年もうかなり長く活動されている状況です。また本年台湾のほうから小学校5、6年生が免田小学校のほうに34名おいで頂いて、県と台湾との事業の中での、に手を挙げて免田小のほうに当たったということでもなされましたけども。そこでは、総合の文化に関しての理解と共に、終わってからそれぞれの国の地域の文化とか行事とかの紹介をした後、ゲーム並びに一緒に給食をとって交流を深めたところです。また子供たちは、その後、英語もしくは中国語をそれぞれが調べて、手紙を出してお礼の言葉を出して交流をさらに深めていきたいという思いで、つなげているところです。あとALTのほうに3名うちはおりますけども、授業等はもちろんですけども夜昼の英会話教室、並びに各町民の方が催される行事等にも積極的に参加して、交流を深めているところです。そういったことから子供たちにとっては、私たち年代の時よりはもう遥かに外国人の方との垣根は低くなっているというふうに感じているところです。学校のほうでも国際理解教育とともに、異文化交流も含めてですね、多様性を認め合いながらやっていくっていうのを教育を推進しているところです。参考に皆さんも御覧になられたかもしれませんが深田小のお子さんが社会を明るくする運動で2名、県の表彰を受けられていらっしゃいます。その中の1名 田中梨聖さんの作文ですけども、2ページのほうの上の段の段落2段目からですが「もうひとつ、つながりを感じることがあります。それは、地域に住んでる外国人の人たちです。近くにベトナムからの技能実習生がいて、登下校でよく挨拶をします。」ということで、かなり自分たちの関わりの中は広がってきたんだなというのを実感している状況です。そういったことから今後も国際理解教育も含めてですね、多様なグローバルの中で生活出来ている力を育てていきたいというふうに思っているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） はい。今説明がありましたがあさぎり町においてもですね、外国人が年々増加しておるわけですが現況及び就労先、職種、把握しておられれば御説明頂ければと思いますが。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次 君） 資料を送ります。はい。この資料はですね、外国人のあさぎり町在住の資格別の資格別にですね、在住されてる方の人数を把握しているものでございます。合計でですね、２３９名の方があさぎり町に在住をされております。その中で１番多いのがですね、技能実習１号、技能実習２号。それと技能実習３号と特定技能１号・２号となっております。人数的にはですね技能実習で１２４人、特定技能で１３３人、合計でですね１５７人の方がですね、あさぎり町のほうに来られております。就業先なんですけれどもその技能実習生とかですね特定技能の方の就業先は、半導体製造工場とですね、２輪車部品の製造工場と縫製工場。それとですね、食品加工品製造工場、あと農家等が主なものでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） 農業関係は入ってますか。

◎議長（小見田 和行 君） 中竹課長。

●町民課長（中竹 健次 君） はい。農家関係に来られる従業員さんもですね、技能実習のほうにですね含まれております。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） はい。今回は２３９名、今年の３月、２月１日現在ですね。前回資料を頂いた令和６年の２月の１日現在２０８名でしたが、それからすると３１名増員になってます。そのようにして、やっぱり年々あさぎり町においても外国人の就労者が増えていって行く。やっぱり人手不足、人口減少に伴ってですね、人手不足がありまして、やっぱり外国人に頼っていかなければ、産業が成り立たないっていうのがあさぎり町でも言えるのではないのかなというふうに思うわけですね。やっぱりそういったこともあって国も共生社会に対しての対策に本腰を入れている現状であります、そこで１点伺いますが、外国人受入れのための環境整備の交付金というのがあるわけでありまして、これは人数によって変わってきますが５００人未満でしたら２００万の交付が対象となるわけです。この辺は財政課長として、財政課としてどのように把握して、あさぎり町としては、その対象になっていないのか。なるような事業をしてないというのか。してても申請をしてないのか、そこを伺いたいと思いますが。

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩致します。

休憩 午後３時０５分

---

再開 午後３時０８分

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。ただいまの御質問につきましてはですね大変申し訳ございませんが認識しておりません。この場でお答えすることはできませんので今後勉強させていただきます。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。分かりました。出入国在留管理庁、法務省の事業のようでございますので出来ましたらそういった交付金等を活用してですね、共生社会の実現に向けての施策の充実に努めていただければなというふうに思うわけです。そういった交付金の活用をしてですねやっぱり先ほど教育長がお話がありましたが、私も思いますのはやっぱり働いてる人と地域の人たちとの交流の場。例えば農業委員会と農業従事者のその外国人との交流。あるいは商工会青年部や婦人部、そういった方々と商工業のいろんな形で働きに来ておられる外国人との交流。こういったことができればですね、私は、非常に活発な交流になってくればですね、カップルが誕生し国際結婚につながってくるのではないのかなと。人口減少に歯止めがかかるんじゃないのかなというふうにも思っております。そういったことでですねひとつひとつ知恵を出し合っていていただいてですね、せっかく働きに来て頂いてる外国人の方々と共に生活が出来て、そしてお互いに支え合って気持ちよくまた年数が来たらお帰りになる部分もありますし、また結婚して永住される方もおられましょうし。そういった形で日本を好きになっていただいて、あさぎり町の町民をもう本当に物すごく好きって、そう言われる、言われて欲しいなと言って欲しいなというふうに思いますので、ひとつ頑張っていただければというふうに思うわけです。そこで先ほど教育長からお話があった、私は去年まるまる英語デイ・キャンプが開催されております、昨年。この内容と子供の感想を聞かせていただければありがたいんですが、うちの孫も参加しましたが非常に行って良かったって言うてくれてました。人数が少ないということもあったわけですが、しかしながらもうひとつは子供と一緒に食事をして、もう日本語はしゃべれないわけですから、もう英語でですね、ずっと話をして、もうちょっとそういう時間が欲しかったなあっていう話もしてくれてました。もっともっと今年も計画が継続されるとするならば、して欲しいと私は思いますが、もっと人数が増えるように。そして、もっと中身が時間を濃縮してでもいいんで交流の深めてもらえるような工夫をしていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。まず参加ありがとうございます。平成24年にちょうどまるまるもりのドラマがあった時のこともあって、全部英語でということで当時ビハ公園のほうで小学5年生対象と小学校6年生の2本立てで1泊2日のキャンプでスタートしたところです。ただ天気等の悪くてですね、大分延期等もありましたので現在デーキャンプということで小学校5年生を対象にしております。昨年よりは少なくなって今年は1桁の参加ということで残念、大変残念だったんですけども、議員からおっしゃられたとおり非常に子供たちが喜んで、感想の中では、「来年も是非してください」とか「来年も来たいです」という感想を頂いたところで

す。教育委員会としてもとてもうれしい感想を頂きました。それで何か開催期日がですね実は10月の日曜日行って、そういった期日の問題もまたあるのかな。特に今いろんな遠征に子供たちも行ったりとか行事がいろいろあつたりするので、そういったことも含めて期日等の選定も含めてですね、また子どもたちが参加しやすいように検討していきたいというふうに思います。また内容についてもですね、お昼間挟んでということもありますので、そこら辺も含めてまた検討してまいりたいというふうに思います。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。期待しておきます。それでは共生社会の問題についても1点ですが、これは共生社会というのは外国人ばかりでないわけでありまして性別や年齢、障害の有無にかかわらず全ての人がですね、互いに支え合って認め合う社会のことを指しておるわけですが、私は前回、その手話を言語に関する条例の制定についてですね、提案を致したわけですが、町は条例の制定はしないとの答弁が委員会で示されました。その中でですね、気になった発言があつたのは、「障害のある方や家族に手話を必要とすることを知られたくない人もいることが現実です」という話がありました。私はこの発言はですね、非常に敏感に來ました。これまでですね、障害のある方や家族が生活してくる上で随分とつらい思いをされてきたのではないのかなという、思ったわけですね。だからこそ周りに知られたくない。そういうふうに考えておられるのではないのかなと。だからこそですね、だからこそ私は、そのような思いをさせない社会、あさぎり町にするために条例の制定が必要だというふうに思ってるんです。要はやっぱりそういう思いをさせない障害のある人も堂々と胸を張ってですね、あさぎり町民の1人として、自分らしく生活できる社会をつくる。これは我々が責任を持つべきべきだろうと私は思うわけですね。だからこそ、この手話を言語とする条例、人吉市も数年前作っておりますが、今これがこの条例を制定する自治体はかなり増えてきました。人吉市はですよ、こないだ新聞報道でもなされておりますけれどもね。本当に私はすばらしい活動を行政はやっておられます。私はそういうことを見ると本当にあさぎり町のその取組というのは遅れてるな。いろんなところに老人福祉の計画とかいろんな文言を入れておりますからという話を委員会でされましたけれども、文言を入れとったって事業して共生社会の実現のために政策を実行していかなければ何もならないですよ。その辺があさぎり町は遅れてる。私はそう思ってるんです。だからこそ教育長。「手話は言語」これを熊本県が推奨してやっていますが、私もこの間観に行きました。この映画を是非子供たちに見せてあげてもらえませんか。これはお金は要りません。うん。これを見ると子供たちの本当に共生、外国人、そういった障害者に対する考え方、接し方、私は変わってくると思います。是非ですね、検討してみてください。いかがでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。残念ながら私もまだその映観てないんですが、教育委員会のほうにも手話をされる協会の方がおいでになられていろいろお話を聞かせていただく機会もあつていところですよ。大事、とても大事なことだというふうに思っております。対象年齢等もよく見ながらですね、また話のほうについては、いろいろ学校とも協議しながらですね、検討してまいりたいというふうに思います。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） はい。よろしくお願ひしときます。それでは空き家対策の最後の中で人吉市のことばかり言うわけじゃありませんが、市営住宅の入居条件を見直してですね、これまで制限があった単身世帯の入居を大幅に緩和して、近年の単身世帯増加や住宅困窮者の現状に即した形へ転換しました。このことは担当課も把握していると思いますが、人吉市のこの取組があさぎり町においても同じような取組ができるのかどうかですたいね。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい。人吉新聞でしたか「入居資格の緩和をして单身の方を住宅入居できるようにします」という記事は読んだところです。あさぎり町の入居、今の現在の入居者の資格につきましては、「現に同居または同居しようとする親族がいること」と「所得の制限」と「現に住宅に困窮していることが明らかなものであること」。あと同居の例外につきましては、高齢者。これはあさぎり町の場合は６０歳以上のものなんですけど、あと障害者、生活保護等となっております。今回人吉のほうは緩和条件としましては、６０歳以上のものをなくして、単身の住宅許可をするっていうことを伺っております。また人吉の場合、全住宅が対象じゃなくて単身用の住宅を指定しましてそこに空きがあった場合に単身の方を入居できるようにしている状況です。しかしながら今、人吉のほうでは単身で入れる住宅はもう全て埋まっているという状況です。「あさぎり町で出来ないだろうか」なんですけど、空き家もありますけど、例えば須恵にある単独住宅ですかね。そういった整備ができるのであれば単身用も可能じゃないかとは考えておりますけど。今の段階では年齢の緩和というのは今考えていないところです。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） はい。今後の空き家の状況も踏まえての検討課題ということで受け止めておきたいというふうに思います。少しでも空き家がですね、ないようにしてあげることが大事だと思います。それでは次に水道事業のＤＸ化の活用について伺いますが、水道事業は人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、職員の減少などの様々な課題に直面しております。将来にわたって安全で良質な水道水の供給を確保して事業運営を行っていくためには、運営基盤の強化とともに、業務の一層の効率化を図る必要があると考えております。このためＤＸを活用することで、自動検針や漏水の早期発見といった業務の効率化に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化、それから故障予知診断などの付加効果の創出が見込まれます。水道事業の運営基盤の強化につながると考えるわけですが今後の取組について伺ってまいりたいと思います。はい。まずは。

◎議長（小見田 和行 君） 小山上下水道課課長補佐。

●上下水道課長補佐（小山 英治 君） はい。お答えしたいと思います。水道事業におけるＤＸの活用についてですけれども、まずスマートメーターですね。こちらのほうにつきましては、令和７年３月 国土交通省作成の資料によりますと、令和４年度末現在で５９事業者のほうが導入をされてるというようなところです。県内におきましては、令和７年度南関町で集合住宅２棟８０戸を対象に実証実験が行われておりまして、検針業務の一部自動化をされているようです。あと漏

水調査についてですけれども、最近よく聞くのが衛星を活用した漏水調査の取組です。こちらにつきましましては、令和5年度には大分県のほうで18事業体、宮崎市内の一部地域などでも取組をされているところです。令和8年度には、宮城県、岩手県、山形県、福島県の4県15事業体が共同発注で取り組まれるなど実績も増えております。県内のほうでは、本年度令和7年度に7市町で共同発注をされ衛星を活用した漏水調査のほうが実施されました。県内での今後の動きにつきましましては、漏水調査ですね、それを行ったデータをもとに令和8年度以降2次調査として音聴調査ですね、そういった現地調査を行って漏水箇所を特定させ修繕を行うというような流れになっております。本町では、現在漏水調査につきましましては、音聴の調査というものを行っております。衛星のほうを使うとですね、やはり単年で広範囲にわたって漏水調査が可能です。ただしその調査についてはスクリーニング調査というような形で「漏水がありそうだ。なりそうだ」というような判定を半径100メートルを1単位として行うような形になっております。ただしスピード感が上がってくるものと効果は感じておるところです。そういったところから県内の今後の事業成果とか、そういったところも参考にしながら、あさぎり町のほうでも取組に対して検討していきたいと考えます。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。取組についての検討をしていくということですが、スマートメーターについてはですね私は早急にしていきたいというふうに思うわけでありまして、今日では電気もガスもDXされておりまして、私も仕事で使っておりますが、やっぱり時には種火の消し忘れであったりと長時間ガスを出しておると管理会社から電話があつとですたいね。忘れてませんか、て。うわー助かりますね、そういうのは本当に。ですからやっぱりもうそういう時代に入ってきておるんで、漏水調査もこないだ皆越地区漏水があつて、2人の職員が1軒1軒回って検針してですねメーター見て回っていましたが、本当に時間がかかって職員も大変だろうと思います。そういったことを考えると、やっぱりこれはもういち早くですね、スマートメーターについては導入をして、これは国からの援助も支援もあるわけですから、しっかりこういったものを受入れて、やっぱり効率化を図っていく。やっぱりそうしないといずれは水道料金にも影響してくるわけでありまして。検討検討ばかりでじゃなくて、1回検討すれば次に1回進むようにやっていただくことができますか。

◎議長（小見田 和行 君） 小山上下水道課課長補佐。

●上下水道課長補佐（小山 英治 君） はい。確かに検討ばかりだとどうにもなりません、スマートメーターとかにつきましましては、議員の質問でもありました今後の水道事業の運営基盤強化というような観点もございまして、現在スマートメーターにつきましましては国土交通省とか日本水道協会のほうでいろいろ、いろいろな検討資料が出されているところです。課題のひとつとしては、導入コストっていうのもございまして、検定の有効期間、現在のメーターもですが8年間というようなことで、短期間で交換を必要とするような形になっております。そういった導入コストや検定期間の延長とかもですね、要望したいというような形で日本水道協会等も進めておられます。そういった中から導入コストのほうが高く抑えられたりとか今後する可能性もございまして、そういったところも判断しながら、検討にはなりますけれども進めてまいりたいと思いま

す。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） はい。あさぎり町の水道事業経営戦略というのが令和４年から令和１３年度まで計画がなされておるわけですが、このＤＸ化についてはどのようなことでこの組み込んでいかれる予定がですか。最後に伺って終わりたいと思いますが。

◎議長（小見田 和行 君） 小山課長補佐。

●上下水道課長補佐（小山 英治 君） はい。水道の経営戦略につきましては、当初予算のほうにも計上させていただきましたとおり、令和８年度に改定の中間改定の時期を迎えます。そういった中で今後の水道事業の施設整備の事業もですね、そういったところも上地区のほうがスタートしていくような形にもなってまいりますので、そういうところも踏まえた中でこういったＤＸの取組ですね、こういったところも経営関係のほうで盛り込んで判断をしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男 君） はい。これで終わりたいと思いますが、町長におかれましてはですね、任期残すところ１年であります。今回の当初予算、しっかりと事業効果が出ますようにですね、こちらも期待しておりますし、スピード感上げて、結果が１番ですんで期待しております。それでは、一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

◎議長（小見田 和行 君） これで１２番 溝口峰男議員の一般質問を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） お諮りします。明日１４日、明後日１５日は休日のため、また１６日は委員会開催等、１７日１８日は例月出納検査のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって明日１４日、明後日１５日は休日のため、また１６日は委員会等開催、１７、１８日は例月出納検査のため休会にしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午後３時３１分 散会

| 令和7年度 あさぎり町議会第8回会議会議録（第23号）                                              |                            |                    |            |                      |         |            |
|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------|------------|----------------------|---------|------------|
| 招 集 年 月 日                                                                | 令和8年3月9日                   |                    |            |                      |         |            |
| 招 集 の 場 所                                                                | あさぎり町議会議場                  |                    |            |                      |         |            |
| 開 閉 会 日 時<br>及 び 宣 告                                                     | 開 議                        | 令和8年3月19日 午前10時00分 |            | 議 長                  | 小見田 和行  |            |
|                                                                          | 散 会                        | 令和8年3月19日 午後 2時36分 |            | 議 長                  | 小見田 和行  |            |
| 応（不応）招議員<br>及び出席並びに欠<br>席議員<br>出 席 13名<br>欠 席 1名<br>○ 出席 △ 欠席<br>× 不 応 招 | 議 席 番 号                    | 氏 名                | 出欠等<br>の 別 | 議 席 番 号              | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|                                                                          | 1                          | 小 松 英 一            | ○          | 8                    | 森 岡 勉   | ○          |
|                                                                          | 2                          | 加 藤 弘              | ○          | 9                    | 豊 永 喜 一 | ○          |
|                                                                          | 3                          | 小 谷 節 雄            | ○          | 10                   | 山 口 和 幸 | ○          |
|                                                                          | 4                          | 岩 本 恭 典            | ○          | 11                   | 皆 越 てる子 | ○          |
|                                                                          | 5                          | 難 波 文 美            | ○          | 12                   | 溝 口 峰 男 | ○          |
|                                                                          | 6                          | 加賀山 瑞津子            | ○          | 13                   | 永 井 英 治 | ○          |
|                                                                          | 7                          | 橋 本 誠              | △          | 14                   | 小見田 和 行 | ○          |
| 議事録署名議員                                                                  | 9番 豊永 喜一 10番 山口 和幸         |                    |            |                      |         |            |
| 出席した議会書記                                                                 | 事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 溝 口 久 志 |                    |            |                      |         |            |
| 地方自治法第12<br>1条により説明の<br>ため出席した者の<br>職 氏名<br>出席 ○<br>欠席 ×                 | 職 名                        | 氏 名                | 出欠等<br>の 別 | 職 名                  | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|                                                                          | 町 長                        | 北 口 俊 朗            | ○          | 教 育 長                | 椎 葉 勇 二 | ○          |
|                                                                          | 副 町 長                      | 土 肥 克 也            | ○          | 教育課長                 | 山 内 悟   | ○          |
|                                                                          | デジタル政<br>策 審 議 監           | 長 沼 宏 季            | ○          | 高 齢 福 祉<br>課 長       | 尾 方 圭   | ○          |
|                                                                          | 総 務 課 長                    | 酒 井 裕 次            | ○          | 健 康 推 進<br>課 長       | 荒 川 誠 一 | ○          |
|                                                                          | 会 計 管 理 者                  | 上 田 日 和            | ○          | 農 林 振 興<br>課 長       | 橋 本 英 樹 | ○          |
|                                                                          | 企 画 政 策<br>課 長             | 万 江 幸 一 朗          | ○          | 商 工 観 光<br>課 長       | 沖 松 勝 彦 | ○          |
|                                                                          | 財 政 課 長                    | 中 村 光 成            | ○          | 建 設 課 長              | 小 田 淳   | ○          |
|                                                                          | 税 務 課 長                    | 高 田 真 之            | ○          | 上 下 水 道<br>課 長       | 鬼 塚 拓 夫 | ○          |
|                                                                          | 町 民 課 長                    | 中 竹 健 次            | ○          | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 | 中 神 啓 介 | ○          |
|                                                                          | 生 活 福 祉<br>課 長             | 緒 方 理 恵            | ○          |                      |         |            |
| 議 事 日 程                                                                  | 別紙のとおり                     |                    |            |                      |         |            |
| 会議に付した事件                                                                 | 別紙のとおり                     |                    |            |                      |         |            |

## 議事日程（第 23 号）

|        |          |                                              |
|--------|----------|----------------------------------------------|
| 日程第 1  | 議案第 69 号 | 令和 8 年度あさぎり町一般会計予算について                       |
| 日程第 2  | 議案第 70 号 | 令和 8 年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について                 |
| 日程第 3  | 議案第 71 号 | 令和 8 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について                |
| 日程第 4  | 議案第 72 号 | 令和 8 年度あさぎり町介護保険特別会計予算について                   |
| 日程第 5  | 議案第 73 号 | 令和 8 年度あさぎり町水道事業会計予算について                     |
| 日程第 6  | 議案第 74 号 | 令和 8 年度あさぎり町下水道事業会計予算について                    |
| 日程第 7  | 議案第 75 号 | 令和 8 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について                 |
| 日程第 8  | 議案第 76 号 | 令和 8 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について                 |
| 日程第 9  | 報告第 20 号 | 専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について       |
| 日程第 10 | 報告第 21 号 | 専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について       |
| 日程第 11 | 報告第 22 号 | 専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告について     |
| 日程第 12 | 報告第 23 号 | 専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告について     |
| 日程第 13 |          | 総務建設経済常任委員会の報告について（令和 7 年度要望第 11 号）          |
| 日程第 14 |          | 総務建設経済常任委員会の報告について（令和 7 年度要望第 12 号）          |
| 日程第 15 |          | 地方自治の未来を創る調査特別委員会の報告について<br>(令和 7 年度要望第 7 号) |
| 日程第 16 |          | 議員派遣について                                     |

## 本日の会議に付した事件

|        |          |                                        |
|--------|----------|----------------------------------------|
| 日程第 1  | 議案第 69 号 | 令和 8 年度あさぎり町一般会計予算について                 |
| 日程第 2  | 議案第 70 号 | 令和 8 年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について           |
| 日程第 3  | 議案第 71 号 | 令和 8 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について          |
| 日程第 4  | 議案第 72 号 | 令和 8 年度あさぎり町介護保険特別会計予算について             |
| 日程第 5  | 議案第 73 号 | 令和 8 年度あさぎり町水道事業会計予算について               |
| 日程第 6  | 議案第 74 号 | 令和 8 年度あさぎり町下水道事業会計予算について              |
| 日程第 7  | 議案第 75 号 | 令和 8 年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について           |
| 日程第 8  | 議案第 76 号 | 令和 8 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について           |
| 日程第 9  | 報告第 20 号 | 専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について |
| 日程第 10 | 報告第 21 号 | 専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について |

|         |           |                                              |
|---------|-----------|----------------------------------------------|
|         |           | との報告について                                     |
| 日程第 1 1 | 報告第 2 2 号 | 専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告について     |
| 日程第 1 2 | 報告第 2 3 号 | 専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告について     |
| 日程第 1 3 |           | 総務建設経済常任委員会の報告について（令和 7 年度要望第 1 1 号）         |
| 日程第 1 4 |           | 総務建設経済常任委員会の報告について（令和 7 年度要望第 1 2 号）         |
| 日程第 1 5 |           | 地方自治の未来を創る調査特別委員会の報告について<br>(令和 7 年度要望第 7 号) |
| 日程第 1 6 |           | 議員派遣について                                     |

---

## 午前 10 時 00 分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（小見田 和行 君） ただいまの出席議員は 13 人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。ここで執行部より追加答弁の申出がっておりますのでこれを許可します。中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。それでは財政課から 3 点お願い致します。まず 1 点目が、3 月 11 日水曜日の当初予算説明の際に補足資料として使用した当初予算性質分類別比較表について訂正をさせていただきます。ただいま資料のほうを送信いたしました。まず歳出の予備費について、令和 8 年度当初予算額 800 万円を 730 万円に訂正をお願いします。次に物件費の旅費・費弁について。令和 8 年度当初予算額 4,308 万 9,000 円を 4,378 万 9,000 円に訂正をお願いします。これに係る令和 8 年度当初予算額の構成比欄、予算額増減欄及び性質別ごとの集計欄につきましても、訂正をさせていただきます。なお総額についての訂正はありません。誠に申し訳ございません。次に 3 月 11 日の当初予算説明の際に小谷議員から資料請求がありました令和 8 年度当初予算における地方債種別一覧表について御説明致します。起債の目的別に予算費目、当初予算額、事業充当率、交付税措置率を一覧表にまとめております。説明は以上です。最後に同じく 3 月 11 日の当初予算説明の際に小松議員から資料請求がありました令和 8 年度当初予算性質分類別における類似団体との比較資料でございます。先日本答えていただいたとおり令和 8 年度当初予算ベースでの比較表については、作成が困難であることから、令和 6 年度決算時点における国の財政状況資料集を用いて、性質別の歳出における本町の特徴を御説明致します。まず御手元のグラフが小さくちょっと見づらくなっておりますことをまずおわび申し上げます。表の見方ですけれども性質別に住民 1 人当たりのコストというところで分析をしておりますが、赤の折れ線が本町の住民 1 人当たりの決算額、青の折れ線が類似団体 32 団体の平均値を

示しております。またそれぞれのグラフの上部に類似団体内順位、全国平均、熊本県平均が記載されております。単位は全て「円」でございます。あくまで令和6年度決算までにおける傾向となりますが、具体的に割合が高く、特徴的な経費は3点でございます。まずひとつ目、扶助費でございますが類似団体中3位と高い水準にあります。要因としましては、救護施設しらがね寮の運営経費分となります。次に普通建設事業費の新規事業分も同じく類似団体内で3位となっております。要因といたしましては第二庁舎建設事業、光基盤整備事業等の大型事業によるものとなっております。さらに災害復旧事業費が同じく3位となっております。これにつきましては令和2年の7月豪雨以降の災害復旧事業が主な要因となっております。令和8年度におきましては、これまでの事業進捗に伴い普通建設事業費や公債費、災害復旧事業費の動向に変化が見られることが想定されるところです。説明は以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。それでは健康推進課所管分としまして3点、答弁をさせていただきます。まず3月10日、令和8年度一般会計当初予算 厚生文教所管課分の説明・質疑におきまして、難波議員の御質問のひとつ目 不妊治療費助成金対象者の年齢構成の御質問がっております。対象者につきましては、治療期間の初日におきまして年齢が43歳未満であることとしております。実績ですが実人数といたしまして、令和5年度20代が3人、30代が8人、40代が5人、計16人。令和6年度が20代が3人、30代が8人、40代が0人、計11人。令和7年度は20代が2人、30代が6人、40代が0人、計8人となっております。2つ目の健幸ポイント事業委託料で、利用者のデジタルと紙の割合の御質問がっております。紙のポイントカードにおきましては、100歳体操やサロンなど各事業で配布をしており、人数の把握が出来ていない状況でございます。ですので、割合につきましても把握が出来ていないというところになります。このような問題を解決するためデジタルポイントにすることで、配布者、利用者把握することを目的のひとつと致しまして、現在デジタル化の推進に努めているところでございます。参考といたしまして現在のデジタルポイントの加入者は、令和6年で420人、令和7年度で313人、計733人となっているところでございます。続きまして後期高齢者医療特別会計当初予算の説明・質疑におきまして小谷議員より資料請求がっておりますが、保険料の大幅な増額の要因の御質問がありました。資料を送信いたします。中ほど（1）保険料の基本的な考え方から（3）保険料の算定につきましては、このことを基準と致しまして広域連合会で算出をされているところでございます。表の説明を致します。緑色の部分につきましては、町の予算と致しまして計上しました保険料と被保険者数になります。オレンジ色の部分につきましては、県全体の医療分と子ども子育て支援の保険料の基礎となります均等割額、所得割の率、賦課限度額となります。まず左側の部分につきましては、当初予算保険料になりますが、令和8年度と令和7年度の合計を比較致しますと約4,300万円の増となっております。これにつきましては、2年に1回の保険料改定の年であること、令和7年度税制改正に伴います給与所得控除額の引上げ、1人当たりの医療費の増加、高額療養費負担金の見直し及び診療報酬改定率の大幅な上昇により例年にない影響と、令和8年度に創設されます子ども子育て支援金制度に伴うものが大きな要因だと考えられます。被保険者数は、広域連合会で算出した基礎となる数値で令和8年度にお

きましては団塊の世代の後期高齢者医療への移行も落ちつき、微増となっているところでございます。オレンジ色の部分につきましては、県全体の保険料の算定基礎となる数値で、表の下に前年度比を記載しておりますが全て増となっているところでございます。医療分の1人当たり平均保険料を見ましても、1万円を超える負担となり、この部分と合わせますと約1万3,000円程度になります。被保険者数に乗じますと約4,200万円の保険料の増加になるところでございます。令和8年度予算に計上しました保険料の前年度との比較で約4,300万円ですので、おおむね県全体の1人当たり平均保険料の増額分が加算されているというところになると思っております。説明につきましては以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 小田建設課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい。3月11日に行われました当初予算の質疑において、小松議員からの2つの質問にお答え致します。ひとつ目が、清願寺ダムの予算で財源内訳の中で一般財源が県補助金の倍近くではないかという御指摘で、費用負担割合は1対1ではないかと、また県の財源的な問題ではないのかという御質問でした。財源内訳になります84ページの節8旅費から次のページの節13使用料及び賃借料までは、それぞれ県と町の負担は予算額の2分の1ですが前のページの節1給料から節4共済費までの人件費につきましては、基礎額で約50%しか見ていただけませんので県が4分の1町が4分の3の費用負担となります。また節18の負担金につきましても、町の負担となりますので一般財源が県補助金より倍近い負担となるところです。なお人件費の負担割合につきましては、清願寺ダムの事務にどれだけ町職員が時間を要しているのか等の要件で通常2分の1ではないと伺っているところです。2つ目ですけど、道路新設改良費と道路改良費の事業費が前年度からトータルで1億円近くの減額であるが、どのような意図を持ってこの事業費を組まれたのかという御質問でした。道路新設改良費におきましては、道路改良と致しまして江島田頭川線、瀬戸口線の2路線を、道路改良費におきましては、黒田古町線、岡原免田線の2路線の歩道整備の工事を計画しているところです。道路新設改良費の工事につきましては、繰越事業で、4,100万円。道路改良費の工事におきましては、現年分と繰越金を合わせまして約8,500万円を予定しております。令和7年度の工事請負費の比較となりますが、現年分・繰越分を合わせまして約7,000万の減額となります。なお、今年度から江島田頭川線の工事を行っておりますが、現在、県のほうで工事を行われております田頭川の改修工事におきまして、隣接工事ということで本町の工事の進捗を調整する必要になったために令和7年度の工事が大幅に遅れることで2年継続で計画していた工事ですが、令和8年度には着手が困難な状態で本年度の予算では見送っている経緯があります。また今年度、茶屋西別府線の用地測量の委託料を計上しておりますが、令和9年度以降から着手できればと考えております。今年度の道路改良事業につきましては、4路線であります。今後も計画に沿って事業に取り組んでいきたいと考えております。また道路維持費の工事におきましては、舗装等の改修と致しまして、国の前倒し補正予算も含めまして前年度より5,700万円の増額であります。道路改良とあわせまして、今後も計画的に事業に取り組んでいきたいと考えております。以上説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 小山上下水道課課長補佐。

●上下水道課長補佐（小山 英治 君） はい。まず初めに3月11日、小谷議員から追加資料の請

求がございましたので上下水道課分の地方債種別一覧表を提出させていただきます。それでは3月11日の令和8年度あさぎり町下水道事業会計予算説明で、小谷議員から御質問がございました減債基金の財源元についてお答え致します。確認いたしましたところ財源元は一般会計からの繰入れのみとなっております。次に経営戦略の見直しの中で、平準化債について議論がなされ、検討の結果、このような予算措置になったのかという御質問です。令和7年度の改定に伴い平準化債の検討も行っているところでございますが、経営戦略の完成に至っていないのが現状でございます。そのため予算につきましては、従来の考え方で計上をさせていただいております。3月25日に完成を予定しておりますので、成果品を基に財政課とも十分な協議を行い、早い段階で議会への説明をさせていただきます。以上です。申し訳ございません。今、資料のほうを送信いたしました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第1、議案第69号令和8年度あさぎり町一般会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。90ページになりますが前回の中でも質疑を致しましたが、再度確認をさせてください。その前にこれは販路拡大にも関わりますし他にも関わるわけがありますが、地域おこし協力隊のですね、全員の名簿と所属先そして並びに業務内容。これ表があったらですね、今日でなくても構いませんが1日の全協でも示していただけますか。それと併せてあさぎり商社も同じですが社員名簿と業務内容、それからあさぎり商社においては、職務権限ですね。そういったものが明確に示してあれば示すものがあれば、これも今日出来ませんでしたら1日でも構いせんのでその時にお願い出来ますか。今日できればもう今日説明していただければありがたい。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員に申し上げます。そういうことに関しましては資料請求の手続きを行ってから、請求をしていただけますでしょうか。

○議員（12番 溝口 峰男 君） 分かりました。はい。それでは、今回の90ページの販路拡大の事業補助金が1,500万です。これ令和7年度からするとですね、これは令和7年度は550万でした。1,450万円の増額です。その増額に対しましてですね説明を受けましたが、8年度から商品開発については、あさぎり商社それから事業者と連携してやっていただくという説明がありました。それではですね、販路拡大への日とそれから商品開発費。これはどのような配分で積算されているのか、お尋ねを致します。項目がありますからね。一緒に述べておきます。補助金要綱ではですね販路拡大のほかに商品の開発及び磨き上げを行うと明確に示してありますが、今申し上げたように商社と事業者が互いに連携をしながら開発をするということになっておりますが、その事業者に対する支援対象要件あるいはまた対象経費、金額。これが作成してあるんだったら当然もう作成はしてあるはずでありますね。これを説明頂けますか。それと併せてですね、あさぎり商社の業務体制それから業務内容の見直しも整備するという答弁があってございましたが、現況においてはもう味噌の加工も出来ないような状況に陥っております。商品担当職員もですね定まってなくて、事業者が相談する相手もないというのが現況のようでありまして、事業者のほうからはですね、非常に戸惑うの声が聞き漏れてきます。そういうことを考えるとやはり早急

に体制を整えないと予算は増額をしても、ひとつの商品も開発が出来ないような状況ではないのかなと今の状況では。それができるようにするにはどのように持っていこうと計画されているのか。具体的にお示し頂きたいということ。それと最後に商工業振興補助金ですね、これが50万であったり販路拡大それから事業継承。ここの要綱には、どこにも商品開発については分限が一言も入ってません、どこも。趣旨それから補助対象要件、補助対象経費の中に私はしっかりと商品の開発の文言を入れ込むべきではないのかなと。そうしないと事業者は非常に分かりにくい。今回も販路拡大についての販路開拓に要する物品等も購入費用、これは掲げてあるんですが2分の1の上限50万。販路拡大をするための経費、物品等の購入、機械等の購入。これちょっと理解は私は難しいなって。販路拡大するのに備品等の必要性があるのかな。今までは販路拡大の中には、商品開発も含めたところで補助を出しておられたような感じがするんですけども、それが今回はもう全てあさぎり町商社に振り分けていかれるわけで、再度お尋ねしますけれども販路拡大に伴う物品等の購入費用というのは具体的に何を指しているのか。ここにですね、やはり販路開拓を及び物品・商品の開発というのを入れれば、意味が分かるんですけども、そういう必要性はありませんか。はい、ここまでお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。まず御質問がありました販路拡大等の内訳ですね、につきまして1,500万ほど予算化しておりますが4つの項目に分けております。まずひとつが、専門スタッフ等の人件費に係る部分とそれからオンライン運用プロモーションに係る部分。そして物産販売の拡大等に伴うもの。そしてこれは企業等によるマッチング商談会等に係るものということで予算化をしているところでございます。まず専門スタッフ等の人件費等も含めた部分でございましてその人件費概算で400万。そして今回、特定分野、特に商品開発に当たっては、デザインとかですね、表示ラベル等々の専門分野の方を招聘する費用として概算で100万円が計上しております。トータルの500万ですね。それからオンラインの充実を今年度リニューアルを行っておりますので、そのECサイトの誘客促進に向けた取組。特に各ポータルサイトといいましかねこれはECで売上げを上げてる楽天とか、その他諸々のサイトがございましてけれども、こちらのPR費等であとマーケティング調査を今回行うようにしておりますので、そのマーケティングの費用等も含めて概算で350万円を予定しております。次に3つ目ですけども、都市部における販売会あるいは物流、あるいは物産販売におけるポップ・チラシ等々の製作費も含めて、旅費も含めてなんですが概算で450万円を予定しております。そして最後に企業とバイヤー等への販売促進に向けた取組ということで、概算で230万円程度ですね。を予定をしておるところでございます。基本的には個別商談会やサンプル及びカタログ等を作成する費用等を計画をしているところでございます。次にあさぎり商社の社員名簿等々ですね、という話がありましたがこれについてまた先ほど議長からもありましたように資料請求を頂きましたら、その分を後日準備をさせていただきたいというふうに思います。次に今回こういう新商品開発とかですね、商品の磨き上げ。そういった取組を行うに当たっては、今年度もそうでしたが広報紙等で募集をしまして参画頂けるような呼びかけを行うようにしております。また、その対象者につきましては、

具体的に商品の中身の相談なのか、あるいは商品ラベル表示方法等の相談なのか、そういったものをヒアリング等をさせていただきながら、その支援内容を検討していくということで考えているところでございます。次に今回の商工業振興補助金の補助対象要件といたしますが、備品等の購入、機械設備の導入ということでしておりますが、こちらは主な目的としましては、やはり人手不足あるいは人手しないといけない業務を機械化を図ることによって限られた人数で、その商品製造等を行っていただくような体制を目指すということで、備品設備等の導入ということで計画をしているところでございます。従いまして令和7年度までは、商工業振興補助金の中で認めてありました物品、特に商品開発に伴う容器、ラベル、印刷代諸々の消耗品的なものについては、今回令和8年度からは、対象から外しているという状況でございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） はい。あさぎり商社の社員の名簿、業務内容、職務権限については後ほどということですが、あさぎり商社との商工観光課との関わり合い。あそこには社長が存在されてると思うんですが、社長の権限がどこまであるのかということと、それと町長がどこまでその関わりを持って、次、行かれるのか、推進していくのか、事業推進運営においてですね。今日、今まで、あさぎり、ふるさと振興社時代も見てきましたけれども、いろんな事業を展開する上に町長の決裁が要ったり、商工観光課、当然、決裁が入ったり、非常に時間がかかって事業が進んでなかったと経緯もございます。今は商社になってから、どのような形で事業が進められていくのか。また今後体制の見直しもするというところでありますが、社長、人事は私は分かりませんがその関わりと商工観光課の立ち位置ですね。その辺を明確にあるんだったら、構想というのか。そういうのがあるんだったらお知らせ頂きたいと思いますが。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。やはり商社につきましてはですね、株式化したということで株主は町だけです。当然、町長に権限があるというふうになっておりますが、7年度において商社の職員の入れ替わりが大分あってですね、非常に加工の部分につきましては、止まっている状況になっているのは、現実としてあります。今月末にでもですね臨時の株主総会を実施致しまして、業務内容であったりその体制であったり、そういったものを協議をしまして令和8年度には新たな体制づくりというものにも着手していきたいというふうに思っております。当然、商社の窓口につきましては、商工観光課が窓口となってやっておりますので、それにつきましては今後も変わらないところであります。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男 君） これは今までのいきさつから見て是正しといいますかね、もう新しく出発して欲しいと思うのは、やっぱりもう商社になりましたから振興社と違って商社機能もやっぱりしっかりと持たせていただいて質疑の中でも申し上げましたが、商品開発・販路拡大というのはもう非常に私は大きなウエートを占めていかなければならない部門じゃないのかなと思うんですね、商社ですから。ですから、そこにやっぱり社員にやる気を持たせるには責任もまた持ってもらわなきゃいけない。そこに一々やっぱり商工観光課が入っていったってですね、私はすることが果たしていいのかどうか。もう会社ですから任せるものは任せるというのが私は、いい

んじゃないのかなと思うんですよね。そこに人材の育成も今度はこうするんだと。そこに配置をするんだと。予算も400万から今ですぬ申し上げられましたが、そういう人たちを入れるんだったらもう任せる部分は任せていかないと1回1回事業を推進する上にて商工観光課に伺い立てて顔色見て、それでは果たしてスピード感持って事業が進められるのかなと私は思うんですけれども。いい時もありますけれどもねあんまり会社の従業員が行政のほうだけを見とって、私はいい結果が生まれんのかなと思うんですけれども。会社として存続独立させるがためには、思い切った方策が必要ではないでしょうか、町長。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） ほんとふるさと振興社の時代からやはり公共性とその利益を追求するこの2つの両面を持った会社でしたので、非常に難しい運営面も感じてきました。その公益性も守りつつ、利益も追求していくというようなところで非常に悩んだ時期もあったんですけれども、当然商品開発につきましては、公益性の部分も強いというところもあってですね、そういった業務の分担・割合というものをちょっとはつきりしなくちゃならないのかなというふうに感じているところです。特に商工観光課がやはり携わる部分に関しましてはですね、そういった商品開発といった公益性の部分が主になってくるかと思うんですけれども、今後そういった支援体制等の協議をしながら、進むべき方向性も探していきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（4番 岩本 恭典 君） すいません今の事業に関連することなんですけど、あさぎり商社で今、先ほど販路拡大のほうで予算が1,500万ということでその中のダブルパッケージに100万円ということなんですけど、お尋ねなんですけどこれはパッケージとかデザインを開発する人がする場合に、例えばデザイナーさんにそれをお願いするための費用、それからそれをつくるときの費用、これを含めた費用になっているのかが1点と、もうひとつがあさぎりふるさと振興社の時には、県のデザイナーの派遣事業というのがあったんですね。それを利用して、県からの派遣、デザイナーさんが派遣されて、その人がその新商品開発のパッケージとかデザインをデザインされて、それはもう無償で行われた経緯がありますんで、そういうのが今そういう制度を利用していないのか。それともう1点が、あさぎり商社の今後のやり方なんですけど、今まで豆乳とかみそとかも独自で作られておりましたけど、今後そのあさぎり商社が運営をする状況において、あさぎり商社独自その特産物も開発していくのか。それともあさぎり町内におられる事業者の方が新たに商品を開発するのにそれにお手伝いするための商社でいろんなほかの商社のやり方でやっていくのか。どちらの方向性でやっていくのかは、お聞き致します。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。先ほどですぬいわゆる専門分野のアドバイザーの方の旅費等の謝金も含めた100万円ということで御説明を致しましたが、これは主には専門家の方を招聘するための旅費謝金等を予定しております。次に商品開発のいろんな商品に必要なラベルとか容器だとか、そういった費用負担的なものですねこれについては、今のところこの予算では一応見ておりませんが、今の県の食のみやこのですね、フードバレー事業でもいろいろと事業等がありますのでそこら辺とも精査をしながら活用できる補助金はですね、有効に活用してまいり

たいというふうに思っております。そして商社の今後の商品開発等についてなんですけども、既存の商品を生かした磨き上げは継続が可能かと思いますが、新たな商品を作るというのはまだまだ今の現体制では難しいかなというふうに思っております。従いまして今回の商品開発においては、あくまでも町内の事業所さんを支援するということも含めてですね、この販路拡大事業で取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。いま商社で扱っている加工品につきましてはですね、原価計算をしてみると非常に作れば作るほど赤字という状況というのが見えてきましたので、そういった部分についても解消していきながら、新たな加工品を作るということになればそれなりのやはり設備投資が必要だというふうになってきますので、そういったところもちょっと検討しながら今後進めていきたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） はい。１１番皆越です。ページ１８ページで教育使用料の中で上校区公民館施設使用料が２万円ほど計上されております。こういった方に貸出しされるのかお尋ねします。それとですね、４３ページで交通安全対策費工事請負の中でですね、私昨年ですね個人ごとですけども歩道と車道の白線がですね、もう消えて見えなくなっておりましたのでお願いしますということを担当の方にお電話しましたら、優先順位がありますというようなことで御返答頂きました。私はここで問われますけども、私、ほかの人がですね、問われた時にどういった対応をしていただけなのかあそんな疑問を持ちましたので、私はここで問うことができます。いつぐらいできますかねということを答えを聞くことができますけども、他のですね、依頼した人は、こういった形で対応されておられるかその辺のところもお伺いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 山内教育課長。

●教育課長（山内 悟 君） はい。上校区公民館使用料２万円を計上しております。これにつきましては、調理場の使用料であったり、そういうものの歳入ということで計上しているところでございます。

◎議長（小見田 和行 君） 酒井総務課長。

●総務課長（酒井 裕次 君） はい、交通安全対策の区画線の優先順位ということで基本的には通学路を優先的にですね行っている中で、地元の区長さんなり町民の方から要望があった時にはそれも含めて計画をするわけでございますが、要望に応じて直ちに実行できるということではございませんので、そういった中ですぐにできるできないの返答は中々難しいということということでございますので、その場では要望をお聞きしてるということになるのかなというふうに思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（１１番 皆越 てる子 さん） はい。公民館の使用料ですけども、ある団体がですね、貸してくださいということで申し上げましたところですね、もう耐震に耐えてないから貸出しは４月から出来ませんというお断りをされたそうです。どこの課でしたでしょうかって問いましたら「教育委員会ですかね、高齢福祉課ですかね、総務課ですかね」っていう私３名の方から言われ

ましたので「管轄は教育委員会ですよ」というお答えをしました。教育委員会に行きましたらですね、貸出しはしておりませんということがありました。で、貸出しはどういう方にしていますかって言ったら、1～2名で使用される方には貸出しをしますということでございました。であればですね、ある団体14名ですけどもその方が月1回調理をしておられます。その方にはですね「4月から使用できません」という御返事だったそうです。4月から岡原の保健センターか免田の保健センターを使用してくださいということであったそうです。で、岡原の保健センターもですね、ゆくゆくは免田の保健センターと統合するというような計画でございます。またそのことでもありますけどもまた上地区がいいかなと思って「A L O Tはどうでしょうか」という案がありましたそうです。3月1日にですね、A L O Tを一応、調理場として使用したというようなことでございました。耐震に耐えないということでございますけども、いつまで公民館がですね延期になっております。この昨年、今年もですね、公共施設個別計画でもですね、やはり延び延びになっておりますので、この解体までですね、日にちがあると思いますので借用してもいいんじゃないかと思いますが、その辺のところの考えをもう一度お願いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。上中央公民館についてはですね、ほんと解体の施設ということで延び延びになっている状況でありますけれども、あそこの跡地利用の方向性を示した後に解体するというふうに説明してきたわけですが、中々先まだ進んでいないという状況です。今現在、太鼓の練習等で活用されているようでもありますけれども、確かに私たちも耐震化されていない施設を貸出しするというのは非常に心苦しいというか、非常にあってはならないことだとは思いますが、必要性にかられたところでの貸出しをしているわけです。方向性がですね、決まり次第解体をしたいというふうに思っているわけでありまして。4月からの貸出しはさせれないというのはちょっと、今日初めて伺ったんですけれども、増改築、議場の時に増改築された部分に関しての調理場をあたりはですね、しっかりしているように見えるんですけれども、全体を見ますとやはり耐震化されていないということで今後ちょっと担当課のほうともですね協議した上で方向を示せればと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子 さん） はい、町長いま答弁されましたけども、あそこでですね調理をしておられます。A L O Tをですね3月1日に使用してみたけども、やはりあそこの冷蔵庫がですね、1回1回切ってくださいっておっしゃったそうですよ。で、電気製品を1回1回切ったら傷むんじゃないかなあって思うんですけども、そういうことを言われた。で、何か物が不足する場合は、不足するものがあったら書き出してくださいということを企画政策課ですかね、言われました。書き出したらですね、予算もないから今年は駄目ですよということも言われましたということをお話しされましたので、私もですね使用しておられる方から直接話を聞くもんですからどれが事実かどうか全然分からなくなりましたので、あえてですね、ここでですねまた確認しないといけないという思いでですね、公民館の使用が駄目になったか、そのA L O Tがどういう使い方をしたらいいか。その辺のところをですね、使用者14名おられますのでそこ辺のところですね、御説明頂ければですねその人たちも納得してA L O Tであろうと免田

の保健センターであろうとですね、使用されると思うんですよ。説明不足って私は思うんですけども、その時にですね、課長、御無礼ですけども職員の方2名こられましたということだったです。その時に大事なことであればですね、課長さんもですねもう暇を潰してでも御説明に行っていただくと納得されたかなあ、そんな気がしましたので、あえてですね、ここでまた質問させていただきました。納得いくようにですねその人たちに御説明を頂きたいって思いますけど、いかがでしょうか。よろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 臨時休憩致します。

休憩 午前10時49分

---

再開 午前10時50分

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。企画政策課課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。ALOTについてのお尋ねの部分なんですが、ALOTについてはですね、昨年6月から交流スペースも含めたところで全面的な使用ということを始めしております。まだまだ利用者についてはですね少ない状況もございます。ただかなり周知的にはですねやっております、ただ使う側からした時にですねこういったあそこのスペースがですね、割とまだまだ小さいという部分もありますのでその用途に関してもまずは御相談をくださいということで、どの道予約等も必要になりますので、その際にですね、お尋ねを頂くような形をとっております、その話を聞いてですね、いろんな我々から伝えるべきところは伝えてるというような状況でありますので、基本的にはどなたが使われても構わないというスタンスであります。それから備品等に関してはですね昨年度予算を計上させていただきました。我々が企画政策課として必要な部分というのが中々その全体を網羅できるものでもありませんので、そこは使用された方々にですね、いろんなお話を聞きながら、こういったものがあと必要だなということも含めまして、いろいろ現在に至っている状況です。皆越議員が多分お話しされたのがシニア教室の部分だろうと思うんですが、そこについてもですね、一応健康推進課を通しての利用だったということで、そこについてもですね健康推進課にも使われる方からお話を「こういったものがあればいいな」ということも含めてですね、リストをくださいということで一応頂いております。予算的にですね小規模なものであればすぐにでもそろえることは出来ますが、中には大きなものっていうかですね、高額な備品等は中々すぐすぐにということもちょっと難しい部分もありますので、ただスタンス的にはですね我々はその予算がある限りは今年度中にあらゆるものをそろえたいというふうに考えておりますので、どういうふうな直接的に我々も話は聞いておりませんのでどういうことを言われたのかっていうのは把握しておりませんが、とにかくいろんな情報をですね我々に伝えていただいて、そしてよりよい利活用の環境をつくっていきたいと考えています。

ころです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。予算書ですね、96ページ722の道路維持費2億7,759万3,000円。それから724、97ページの724ですね。道路改良費6,791万8,000円についてお尋ねを致します。昨年ですね稲刈り後になりますが、農道を町道に昇格させて町道として使用している道路ですが、そこを表層のやり替えを行って町道の法面、法面でですねそこを防草コンクリートされたか所がありました。その道路をですね地域の方と一緒に見させていただいたんですが、その道路はですね、地域の人と一緒に見たんですが親父の代にずっと農業をしていたということで、親父が町道の法面をずっと草刈りをしてきたと。親父から自分が引き継いだ、引き継いでからですね、もう引き継いだ人も、もう今70代ですが、30年ぐらい町道のその法面の草刈りをしてきたと。今回去年その工事を防草コンクリートしていただいてから非常に助かったと。といいますのは、もう70過ぎて両膝が痛くてですね、棒歩きをされている状態の方がその斜めの法面を草払いして、丁度去年滑り落ちてもうケガする寸前だったということで、去年のこの防草コンクリートは非常に喜んでおられました。農道を町道に昇格した道路ですのでその付近は農地がいっぱいありますんで、そのような道路はたくさんあります。今後ですね、非常に助かったということで今後その付近の町道を今後どのようにされるのか、欲しいということです。近所にはもう農家の方もいらっしゃらないしですね、草刈りもする人もほとんどもうゼロに近いということで、その将来が不安であるということで、今後どうされるのかなあということです。その道路につきましては、管理の方法が3通りあると思うんですが、そのまま草のままにしておく方法と防草シートに変える方法と防草コンクリートですね、その3つの方法があると思うんですが、そのまま草にしておくともう管理が大変です。でも景観的にはそのほうがいいとおっしゃられておりました。防草シートは多分3年か5年ぐらいで終わりだと思しますので、あと防草コンクリートは半永久的に大丈夫かなということで、今後ですね、町道5地区を合わせると農道を昇格して町道にさせた道路が相当数あると思います。これを全部ですね、若手がいなくなった後には、町で管理するのもですね非常に大変な作業だと思います。人口が少なくなつて、作業される人もいないもんですからですね。町全部するにしても今度は役場に来てくださる方も少なくなると思しますので、今後ですね、この道路の管理についてどのように考えておられるのかもし指針等があればですね、教えていただきたいと思います。それからこの今の予算の中で来年度、令和8年度に道路維持費の道路工事請負の中で来年もその防草コンクリートを計画されているのか。この2点についてお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 小田建設課課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい。防草コンクリートにつきましては本町では約15年前ほどから取り入れていると聞いております。防草コンクリの目的なんですけど、雑草の発生管理コストを抑えたり、道路保護などの防草対策のためのコンクリート舗装ですが、道路、道路わきの法面の勾配、構造物等の状況を見て、全ての町道の工事には、該当しませんけど、その状況を見て防草コンクリートまたは防草シートがいいのかというのを判断を行っているところです。また今後の計画につきましては、今年度計画しておりますのは、道路維持の工事で堂ノ下堀内線と免田百

太郎線と別府線の3路線を防草コンクリートで、免田川南線の1路線を防草シートで。あと道路改良事業の工事におきましては黒田古町線を防草コンクリートで、岡原免田線を防草シートで法面の一部をその防草工を計画しているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。随時ですね防草コンクリートなどで進められるようですが、例えばですね、1年間に何路線とか今後はずっと5年後10年後を含めてですね、これだけはやってみようという指針等がありますか。

◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。

●建設課長（小田 淳 君） そうですね今はっきりと計画はありませんけどやはり今後維持工事費ですかね舗装補修が今からたくさん出てくると思うんですけど、やはり道路の状況を見て、あとは法面の状況を見て、管理しやすいように。また、耕作者の方ともやっぱ相談しながら防草工が必要ならばそういう考えで工事を進めていけたらと考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 加藤議員。

○議員（2番 加藤 弘 君） はい。去年の工事につきましては地域の方々大変喜んでおられましたので、先ほど言いました3つの事ですね。そのままの草のままでが景観的にいいのかですね。それから2つ目に防草シートがいいのか、それからコンクリートのほうがいいのか地域の方というろいろ話を聞かれてですね、進めていって欲しいと思います。今も昨日ちょっと見てまいりましたが県道の法面もまだ去年の雑草がそのまま国道もそのままのところがいっぱいありました。今後これだけの町道の法面の草の管理も本当に行政だけするのは本当に多分将来的には行政だけでせにゃなんだろうと思いますが、本当に大変だと思いますので、できればその辺のバランスをとりながらですね、地域の方の意見を聞いていただきながら、将来のコストを下げていったらなというふうにも思いますので、一応、御提案をさせていただきます。

◎議長（小見田 和行 君） 小田課長。

●建設課長（小田 淳 君） はい。防草対策につきましては、いろいろと内部でも勉強していき、また防草、防草工のほかの工法もある可能性もありますのでそういった部分も勉強しながら、今後、防草対策については進めていきたいと考えております。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで10分間休憩致します。

休憩 午前11時02分

---

再開 午前11時11分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。ただいま令和8年度あさぎり町一般会計予算の質疑中でございます。質疑ございませんか。小谷議員。

○議員（３番 小谷 節雄 君） はい。まず今日の最初のほうでいろいろお願いしました資料を時間をとっていただいて、準備していただいてありがとうございました。１点だけ特会のほうの起債関係の資料も作っていただきましたが、出来ましたらですね今日じゃなくて結構なんすけど、あれに充当率とか今年度の財政負担の要するに起債すいません交付税の財政措置の分も一般会計同様ですね入れといていただければ大変ありがたいなと思いますし、出来ましたらですね、今回は資料要求という形でございますが、起債に関しましてあの部分が分かったら我々として非常に分かりやすいもんですから、できれば説明の段階からお示しを頂ければありがたいという希望を持っております。質問をさせていただきます。今日、地域おこし協力隊の話いろいろこの議場でも出てまいりますが今の１０名ですか１１名かちょっと正確な数字すいません把握出来てないんですが、地域おこし協力隊の皆さんそれぞれ志を持ってあさぎり町に来ていただいていると思いますが、任期を終了された後ですね、この付近は前も申し上げたかと思いますが、地域おこし協力隊の事業の目的の中の柱のひとつとして、その後の定住化促進ですねその隊員の方のですね、その部分につきましてですねいろいろ、いろんな御本人のいろんな人生設計もあるでしょうし、いろんな課題もあるんだろうと思いますが町としてですね、任期後の定住化率の向上のためにですね、いろいろ御苦労頂いてるんだろうとは思いますが、そこら辺についてのお考えをちょっとまた改めてでございますが具体的なものがありましたらですね、お示しを頂きたいと思います。今現在、任期中にいろいろ活躍頂いている業務にですね、邁進していただいていることは重々私も評価というかですね見ておりましたありがたいと思っておりますが、是非そういう方があさぎり町にその後の定住率が上がるようなそういった方策も今以上にお願ひできればなという気持ちを持ってお尋ねをしたいと思ひます。もう１点でございます。これもどこの予算書云々じゃないですけど、ちょっとだけつい昨日の新聞記事の熊日の「読者の広場」なんですが、「児童手当支給を体験活動にも」という御意見が新聞に載ってたんですね。児童手当を体験活動に支給。要するにいろんな、例えばですけど、この方のお話は子ども会やＰＴＡにですね、そういう部分も予算措置をして、児童手当の一部をですね、回して、そういうそういった体験、子供さんたちの体験活動を活性化させる、そのそういうお金の使い方も出来ないかと。要するに次世代を担う子供のですね成長支援は惜しまないが、その支給方法に一考を求めたい。さすがに児童手当をそのままそちらに回すというのは不可能と思いますが、私はこれを見ましてですね、やっぱりそうなんだなと思ひました。要するに今、体験活動に限らず、例えばこの前行われました民生委員さんの活動の支援とか。あるいは地域の区の活動とかですね。あるいは防災活動。いろいろあの活動をそれぞれ地域の皆さん方がやっていただく。そのひとつとしてこの例では、子ども会やＰＴＡのですね子育て支援というスタンスで書いておられるんですが、そういったいろんな活動のですね、支援にやっぱりどうしても当然御本人さん方やっていただく方々の思いだけでは中々賄い切れない。具体的に言うとやっぱり経費的な負担等も出てまいりますが、そういう意味で町としてもですねいろんな補助金制度で御支援を頂いていると思ひます。ここでお尋ねしたいのは、そういったですね子育て支援、高齢者支援あるいは福祉、防災、いろんな活動をされてる、いろんな団体に対しての補助金の算定の基礎があると思うんですよ。基礎が。それに基づいていろいろされてると思ひます。そこについてですね見直しというか今の現状からした時に、私の考えは基本支

援を増やす方向でのですね、算定の基礎。そういうのを見直しを頂くことが出来ないものかなあというような気持ちを持っております。それ先ほど言いましたようにさっきあった例えば児童手当を云々で。要するに個人個人への直接の支援もちろん大事なんですけど、そういった活動されるのをですね全体に底上げしていくことイコール地域全体に対してですね、プラス面が十分あると思います。闇雲にですね、金額を上げるというのもまた問題がありますので、先ほど言いましたそういった補助金の算定の基礎・基準。その付近を時代の流れの中で今の現状に合った形。もうちょっと具体的に言いますと、例えば食料費的な部分をですね、ちょっとその基礎が恐らく団体によってはありうると思うんですよね。全てかどうかは別として。そういった部分、もうひとつちょっと具体的に申し上げます。例えばスポーツ協会、昔の体育協会の流れの中でですね、郡民体育祭の名目は強化費ですかね。そういう形で今郡体にお1人出場頂くと結果的に確か3,000ぐらいずつ出ると思います。あれも私の知る限りでもう20年以前から変わっておりません。現状と中々かみ合っていない部分があるんですよ。それは飲み代は自分たちで出せという発想もありますが現状じゃそういうことで、でもですねちょっと誘引して、そういった活動を活性化する要するにスポーツ協会の目的のひとつであると。そうやって話を広げていけばいっぱいあるんですけど、だから再度申し上げますがその基本ですね基礎の付近を何か見直す余地があるんじゃないかなと。当然財政負担がありますので、ひとまず今日の段階でそういうのの見直しをこれまでされたかどうか、あるいは今後されるお気持ちがあるかどうかをお尋ねをしたいと思います。その2点よろしくをお願いします。

◎議長（小見田 和行 君） 当初小谷議員より資料請求にありましたが、後日書面をもって正式に申込みさせていただきます。答弁はどうぞ。町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。まず地域おこし協力隊につきましてですけれども、現在12名ですか。いらっしゃいますけれども、やはり、これはやはり移住・定住政策の一環としてですね、私も捉えておりまして、当然、移住につながるものが1番の目的なんですけれどもやはり今の状況は、人が人を呼ぶような状況になってきていると。例えば、空き家対策を一生懸命やられてる方に同じ思いの人がまた地域おこし協力隊として申し込んでいらっしゃるというような状況もありますし、これは非常にまちづくりにおいていい展開になってるんじゃないかなというふうに感じているところであります。それと助成金の話なんですけれども、やはりこれらにつきましてはやはり毎年実績報告書が出てまいります。そういった実績を見ながら活動の状況によって金額というものは決まってくると思うんですけれども、先ほど食糧費の話等もありましたけれども、確かに時代の流れでもうそういった金額では追いつかないという状況もありますので、そういった点につきましてはやはり補助要綱なりを再度見直していく必要があるというふうに感じました。ですから、今後そういったことに対しましても関係課で協議を進めたいと思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小谷議員。

○議員（3番 小谷 節雄 君） はい、先ほどちょっと私資料要求をしたつもりはございませんでしたが議長からのお話も先ほどはありましたので、その付近のちょっと私も具体的な対応をしたいと思います。今町長から御答弁頂きました件ですね、ちょっと私は先ほど言ったつもりですけど、協力隊の皆さんが今活躍を頂いているというのは大前提ですね。そこを何もとやかく言って

るつもりはございませんので。何ていうかな。やっぱ数字をあんまりとやかく言う必要もないかもしれないけどいろいろ見てみますと、協力隊の皆さん方の定住化率は全国平均で7割とか何かそういう数字も出てきたりします。で、だったらあさぎり町はどうなんだっていうそこをとやかく言う意味で言ってるのではなくてですね。あれだけ私が知る限りでもなんか物すごく一生懸命やっている方々が、このまま残って、極論すると100%残っていただいて御活躍していただく方向にですね、是非この制度の中でいけばなという期待を込めて申し上げたつもりでございしますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。各種団体の件は、もう繰り返して申し訳ないんですけど、要するに今どちらかというそういう団体が何ていうかな、低調に行く方向というふうなイメージで私捉えてるもんですから、補助金を、補助金政策だけでそれが活性化されるかどうかそれはもうもちろん一概に言えません。ただ、すいませんこれも私のうがった見方して申し訳ないんですけど、補助金というのは、予算措置、財政の時ですね、やっぱりどっちかといえば緊縮でやっぱ厳格にというような方向でこれまでいっていただろうと私の経験も含めてなんですけど。ただ、それはそれで財政としてはそういうことは必要なんでしょうけど、さっき言いましたように全体的にそういった地域の活動が低調化になっていく時に、そういう気持ちを持ってそういう活動をされてる団体はやっぱり活性化させる方向にやっぱり行政としてですね、そこにはやっぱ財政的な投入はやってしかるべきだろうという趣旨でちょっと申し上げております。もちろん相反する面もあるとは承知してますので、是非その付近あの今後の、先ほど町長の御答弁頂きましたのでですね、御検討頂いて、それが結果として人口が減っていくという課題の中で、でも地域にいる人たちが活躍する場はですね、やっぱり町としても支援をしていく。そういう意味でのお願いというかをお尋ねしてるところでございしますので、是非お願ひしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 中村財政課長。

●財政課長（中村 光成 君） はい。地方債の一覧表につきまして、毎年度の当初予算の補足資料として提出する考えはないかというところについてお答えを申し上げます。3月11日の質問の時にもございましたけれども、担当としては手持ち資料として持っておりますので、その分を提出するということは可能なんですけどその時のお答えの繰り返しになりますがあくまで地方債計画を基に採択されるであろうという見込みをつけてあげているところでございまして、最終的には、県との協議の結果、適債事業として認められるという性質から、中々やはりデリケートなところがあって補足資料としてあえて載せていないところもございしますが。そういった前提のもとで提出して、分かりやすい議論につながるのであればという考え方もございしますので、令和9年度の当初予算編成に向けて、その件については検討させていただきます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 土肥副町長。

●副町長（土肥 克也 君） はい。補助金の交付の基準ですが、これ議員御指摘のとおり町のほうで統一した基準にのっとって毎年予算を計上しております。この交付基準につきましても、先ほどありましたとおり行財政改革の一環で一定の基準を持って交付すべきということから、定めております。その内容につきましては、やはり社会情勢等は変化してまいりますので都度見直しは行っております。1点触れられました食料費については、総会1回に限るという規定であったと思います。そういうものもやはり見直すことも必要かと思っておりますので、再度、今までどおり毎年

度その中身については、その時の情勢に合ったような対応をしていきたいと考えております。それと地域おこし協力隊につきましては、国のほうもやはり定住っていうものには課題であると認識しているようでございます。これ8年度の予算がまだ国のほうも決定しておりませんが、前情報では、地域おこし協力隊の起業奨励金といいますか助成金につきましては、初めての引上げを行うという情報は入っております。その辺りも含めて、可能な限り定住頂く方向で町のほうも取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。3点ほどお尋ねを致します。健康推進課のスマートウェルネス事業で健幸運動教室、今年度も対象者と事業費を計上されておりますが、この対象者についてですね、厳格なルールというのはないのかと思うんですが、その点についてまずはお尋ねをしたいと思っております。それから教育委員会の特別支援教育支援員について、これは県の教育委員会のほうで教職員の配置というのとは定められてると思うんですがいわゆるその配置の状況ですね、これがきちんと満たされているのかということをもっとお尋ね致します。それから3点目ですけど、これは非常に多岐にわたってんですが今年度新しい地域未来交付金事業、今年度とか8年度からですかね。それから、これは継続ですけど地域プロジェクトマネジャーあるいはワーキングホリデー。こういった事業についてですね、事業効果の測定はどのように考えておられるのか。例を申し上げますけれども、ALOTもですね先ほど話が出てましたが、まだまだその利用の増大というのにはつながっていない。当初の事業目的あるいは事業費から様々に膨らんでいくケースが散見されます。本当に事業としての成り立ちを予算化しているのであればですね、その事業効果っていうのはお示し頂くはずなんですよね。例えば1年目であろうと今こういう効果が出ていると。でないと私たち議員でも中々分かりづらいです。ましてや一般の町民の方々に「地域未来交付金事業でこういうことがありました、こういう効果がありました」ときちんと説明できるのかという話です。この点は私は非常に大事なところだと思いますので、一応3点お尋ねをしたいと思っております。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。それでは1点目の健幸運動教室の対象者につきましてですが町内に在住の40歳以上の方をまず対象と致しまして、募集をしているところでございます。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。特別支援教育に関しても含めての職員の配置ですけども、まず県費職員はもう新聞等で報道があって中々厳しい状況ということで報道されてますけども、本町においては定数どおりの配置を頂く予定にはなっております。ただそれとはまた別に定数とは別に加配ということで特別に上乗せで配置頂く先生たちがいらっしゃいますけども、それに関しては随分御配慮頂いて配置を頂いてますが、各学校から希望した配置数が全て満たされているというわけじゃありません。ただ担任の先生の数に満たる部分はきちんと配置頂いているという状況です。それから特別支援教育支援員さんについては全額町費でお願いして、勤めていただいております。小学校に14名、中学校に5名の全部で19名ということで、近隣の自治体と比べるとそれ

なりにいい状況ではないかなというふうに思っているところです。ただ財政的にはかなりこうありますので、毎年県のほうには財政保障してもらえないかないかっていうことは、教育長会のほうでも、それから校長会のほうでも上程させていただいているところです。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江 幸一朗 君） はい。3点目の地域未来交付金についてなんですが、地域未来交付金につきましてはですね、3つの事業がありまして、まずは地域資源を活用した共創を軸とした町民活躍のまちづくり事業として1,410万。それから地域課題解決型人材育成事業のいわゆる高校魅力化に関わる場所の地域未来留学それからお試し体験留学ということで617万円。それからもう1つは8年度からの取組になりますが、スマホ市役所サービスの導入ということで359万円の事業費に対して、それぞれ2分の1の財源を受け入れるものということになっております。検証、事業の効果ですがまずはスマホ市役所サービスにつきましては導入してからのことになろうと考えております。と1点目の町民活躍のまちづくり事業としまして、これは昨年度からの取組でありました。いろいろ実績等はですね県のほうにも提出を致しているところなんですが、確かにどのくらい事業の効果が上がって出てるのかという部分についてはですね、中々分かりにくい部分もありましてこれは検討が必要かなという部分もありますので、ちょっと課内に帰りましてですね、その効果が見えるような形で出せるのかどうかを検討していきたいと思います。それから2点目の地域未来留学、お試し体験留学につきましては、こちらは昨年度から取り組んでおりまして、昨年度につきましては、これにつきましては単独、町の単独事業ということでやっているところです。関東・関西等出向きましてですね、いろいろ南稜高校の生徒さんそれから先生とともに出向いて、ブースでおいでの方に南稜高校の魅力的な南稜高校のことについてですね、いろいろ御説明等も申し上げたところです。実績と致しましてはですね最終的には南稜高校のほうに何名の方が来ていただけるのかという部分に関して、残念ながらですね、県外の方は入学されるという1名は入学されるという話を聞いておりますが、この未来留学に関連した方ではないというような話も聞いているところです。大変多くの方がですね説明を聞きにこられたという実績はあるものの、実際その南稜高校の実績としましては、入学と入学生と致しましては、実績がまだまだ上がっていないというような状況であります。今後また来年度につきましてはですね、さらにこれを南稜高校とも協議をしながら実施する、拡充をしていく取組と8年度はなっておりますので、それに向けてどうすればそういった効果が出るのか、実績を得ることができるのかということも検討しながらですね進めてまいりたいと考えているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。先ほどのですね、効果測定というところで地域プロジェクトマネジャーとワーキングホリデーの取組の成果をどう判断するのかっていうところの御質問だったと思いますが、現在、地域プロジェクトマネジャーがですね、昨年末12月に着任を頂いております、やはりこの方を通じたあさぎり町の新たな販路開拓。いわゆる事業所を通じたこの商品のやりとりですね、そういった件数あたりがひとつの生活指標になるんじゃないかなと。新たな販路の開拓というところでそれがひとつ件数として挙げられるんじゃないかなというふうに

思います。そのための取組としてこれまでですね、昨年末12月に熊本市内の上通にありますビブレス広場というところでの町内の物産販売会が2日間にわたって開催されておりますし、また1月の27～28で歌舞伎座のほうに出向きまして、町内のあさぎり町産の商品をですね、今後どう展開していくのかという打合せ会をやっております。また2月末から3月上旬にかけては、地元サンロードでの販売会をされておりますし、また今回、企業版ふるさと納税を頂きました事業所さんからですね、あさぎり町産の野菜を取引したいというお話も頂いておりますので、そういった個別案件をきちんと町内の事業所さんあるいは農家さんとなぎ合わせていく、そういった細やかなサポートが必要になりますのでそういった部分をこの地域プロジェクトマネージャーに担っていただき、またその成果につなげていただきたいというふうに期待をしているところでございます。そしてその次にワーキングホリデーの取組についてなんですけども、今年度ですね、あさぎり商社のほうでその取組・募集・受入れ等々実施していただいております。9月の中旬から受入れを開始しまして3月末まで約半年間にわたって受入れをしておりますが、全国から13名の方が本町にお越し頂いております。1番短い方で2週間の滞在と。また1番長期の方で30日の滞在を頂いております。具体的な取組としては、町内の空き家を活用した宿づくりであったりとか、あるいは農業体験、空き家の改修事業等々に参画をしていただいております。実はこのワーキングホリデーに参加された方の中にはですね、あさぎり町が募集、今後募集する協力隊がもしあればそういったものにもエントリーしたいというような前向きな御意見も頂いてる方もいらっしゃると思いますので、そういうふうにこのワーキングホリデーをきっかけにあさぎり町を知っていただき、またその方があさぎり町のために協力隊として活躍したいと、そういうつながりになっていく、そういったものがこの効果測定のひとつにもなるかなというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 長沼デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（長沼 宏季 君） はい。先ほど企画政策課長から御説明を差し上げた地域未来交付金の中のスマホ市役所事業に関してのみちょっと補足をさせていただきたいと思います。こちらに関してはその地域未来交付金の中の「デジタル実装型」という類型の中の補助金の交付申請を行っているものでありまして、申請に当たっては実施計画書を作成して提出しております。その実施計画書の中で目標を設定しており、今設定している内容としては、まずいろいろな機能を職員のほうでカスタマイズして載せられるというのが今回実装を目指しているサービスでありますので、搭載する機能数をまずひとつの目標として掲げています。加えて、その結果として達成目標としては、実際のサービスの利用率ですね、具体的に言うとあさぎり町の公式LINEに実装するサービスのLINEの友達登録数っていうところを目標として設定して、この目標達成状況を実績報告として上げていくということを計画しているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。私が意図するところと若干こう答弁がまだまだというところがあるので2回目の質問質疑をしますけど、スマートウェルネスの場合、課長がおっしゃった40歳以上という非常に幅広い対象者ということですが、委員会あたりでお尋ねした時には、ほぼほぼいわゆる健診のですね結果これは指導が必要じゃないかという方々にお誘いをして、その

方々の中から参加者がおいでになるというふうな御説明でした。ということ等はですね本当に運動教室の目的とするものをですね、もっと明確化してもいいんじゃないかというのがあると思うんですね。ということは結果的に健康を今維持出来ている人あるいは若い人は中々この運動教室の参加っていうのは、なされていないということでしょうから、そういった方々向けとの両輪ですね、二本立ての事業も考えていいのではないかと思ったので、お尋ねをしたところです。というのは、保健師さんが今、今度新年度でまた募集をされるということですが、私何回も言いますが保健師さんのやっぱり活動量がですね本当に厳しくなってるんじゃないかと思う中で、直接この教室を運営されてるのはいかがなものかというのもあったもんですから、お尋ねをしているところです。2番目の支援員のところ特別支援ですね。教育長の御答弁にあったように加配も頂いてということ等ですが、もちろん特別支援の教室の先生方も充足はされてると思います。あるいはT Tもなされてるのか今私はちょっとそこは確信持てませんが、そういう配置がですねもう常態化しているというふうに教育長もおっしゃっておられます。国が財政的に余裕がないからあるいは人材的な余裕がないから適正な配置がなされていない。であれば、私が単独で加配をしなければならない。あさぎり町はその点非常に理解をさせていただいて、教育委員会の必要とされる教職員数について頑張っておられると思うんですけどもその点について今後もやはり町が独自ですね、加配といいますか、配置を続けていかなければならないのか。その点の見込みといいますか見通しをお尋ねをしたいと思います。3点目ですけど、やはり地域未来交付金事業についても学校の南稜高校の留学であったりあるいは高校魅力化のコーディネート専任といいますか、非常に難しい事業をですね抱えこまれてる。尚且つ、私たちも明確なイメージ、事業のイメージが湧きづらい事業なので、やはりそこはですね、単年度ごとにでも事業効果というものを示していただかないと、もう3年間事業をやってこれは結果としてどうだったねというのでは、幾ら国からの補助金交付金を活用するとはいえですね、職員もそれに従事するわけですし町民の方も巻き込んでの事業でなければ、何もその役場の行政だけの事業ではないわけですからですね。その町民にとってのメリットっていうのは何なのかっていうのが、中々今の御回答では私はイメージ出来なかったんですよ。だからそういうところをですね、もう少し踏み込んで「こういうふうに町民にとってのメリットを見いだしていこうと思ってるんだよ」と。デジタル審議監おっしゃったように、そのLINEの友達登録数を増やしていくんだと。そしてそれによって電子化を進めていくんだという明確なものは、町民の方に受入れられると思うんですけど、最初に言った3点の事業が中々そこら辺が見えづらいんですよ。事業そのものの性格だろうと思うんですけど。そうであれば余計にですね、この事業はこういうことを目指して展開して、こうやって町民の方にあるいは事業所の方にこの事業を活用していただきますというような事が果たして言えるのかっていうところが非常に不安視されると思うんです。再度御答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。先ほどの御質問ですけども、一応先ほど町内の町内在住の40歳以上の方ということで、ここにつきましても医師からですね運動についての制限がない人が限定とはなっております。先ほど議員からも言われましたとおり、現在健診で指導を受ける方について勧誘をしているところではございます。これにつきましては、やはり早い段階から

運動を行うことで健康維持ができるのではないかとこのところこういった指導をしているところでございます。ちなみに現在の運動教室につきまして40から50代の方、全体の約11%の方が参加というところになっております。やはり40・50代の方については、ちょっと物足りないとか、体に異常がないというかですね、そういった方については確かに物足りないような運動の内容となっておりますので、その辺りをですね課内のほうでどこに重きを置いて教室に参加を頂くのか。その辺りは今後やはり検討する必要があるのではないかとこのように思っております。ですので保健師の関わりと致しましても、こういった健康の分野での関わりが必要ですので今後につきましてもやはりどうしても保健師が関わっていく場面が必要ではないかとこのように考えているところです。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） 椎葉教育長。

●教育長（椎葉 勇二 君） はい。まず定数の件ですが国に標準法という法が定められて、学級数に応じて定数が決まって配置されるという状況です。例えば小学校で言うと6学級あると6人ではなく、7名配置されると。特別支援学級が1クラスあると1名配置されるっていう状況です。逆に言うと学級数が少なくなってくると例えば、5学級だと6になるかという、もう先生は5の配置というふうにして、ある学級数の規模に応じて決まった数が配置されるという状況になってます。現在、個に応じた教育ということで、定数が40人だったのが35人に変更されて、ずっと小学校1年生から上がってきて今現在小学校全て35人で中学校1年生までが来年度35人学級ということになります。そういったことから国のほうもより細やかな指導ができるようになっていくことで子供の定数自体の大きさを下げているという状況です。そんな中、特別支援教育支援員さんの配置については何ら規定がなく、それぞれの自治体独自でより細やかな支援をするために配置を行っているっていうのが現状です。すなわち自治体の体力によって配置できる人間にも数にもやっぱりいろいろ変化があるっていうことで、先ほど申しましたようにあさぎり町においては御理解頂いて、近隣にどう比べても見劣りしないぐらいたくさん配置をさせていただいているという状況です。ただ財政的にはそういったことでもともと国の定数に入っていないので、給与等に関しては、措置はされていない状況です。ただ現実からすると非常に特性をお持ちのお子さんも多くなってきたので、そういったことから特別支援学級であったり、それから通常学級の中にも配慮が必要なお子さんも多くなっていると。特に特別支援教育支援員さんは、特別支援学級の担当でなくて通常学級の中にいらっしゃるちょっとグレーゾーンのお子さんであったり、配慮が特に必要なお子さんにより多くついていただくという現状で動いているところです。そういったことから、ただ予算的にはやっぱり自治体の体力にもよるので、是非国とか県のほうから予算補助をいただけないかっていうことでやってるところです。先の見通しということですが学級数が今だんだん減少しているっていう状況もあってですね、現状の19人で満たってるわけじゃありませんけども財政でできる限りは配置頂けたらというふうに思っているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 荒川健康推進課課長。

●健康推進課長（荒川 誠一 君） はい。申し訳ありません、先ほど健幸運動教室の40代から50代の参加者のパーセントですね、先ほど11%と申しましたが12%でしたので、申し訳ありません、訂正をさせていただきます。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。再度お尋ねを頂きましたことに関しまして、この地域未来交付金事業につきましてはですね3点目のスマホを市役所サービスを除きまして、いずれもですね最終的な目的は人口減少対策といったものでありまして、高校の魅力化事業ですね、こちらにつきましては、高校授業料の無償化でありますとか、それから高校再編というような話もですねささやかれているような状況の中で、何とかこの南稜高校をですね確実に存続させていく必要があるというところでこの事業を始めたところというところで聞いてます。7年度におきましてはまずは、事業者の方に委託を致しまして、やっていただきましたこととすれば、まずは学校の内部の状況の聞き取り、それをもとにした今後の南稜高校としての方向性ですね。それを魅力化計画という形で一応成果品として出していただくことになっているところです。それに基づきまして8年度につきましてはですね、未来留学関係は引き続き実施をします。そして最も大きなのがコンソーシアムの組織をつくると。と共にコーディネーターの配置という大きな事業があります。中々簡単にはいかないことだろうというふうには考えますが、そういった今後の計画されている中で、南稜高校をもっと魅力ある学校にしなければならないと。そういう責任があるという目標のもとにですね事業を実施していきたいと考えておるところなんです、中々口頭ではですね分からない部分もありますので、例えば、今年度の成果品として高校魅力化計画というものが最終的に提出等頂きましたらその中身につきましてですね、また全協等を通して御説明の機会を設けさせていただきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。商工観光課で所管しております地域プロジェクトマネジャー事業とそれからワーキングホリデーの事業ですね、この地域プロジェクトマネジャーにつきましては、いわゆる町内の事業所さんの商品をですね、域外に販路を広げていくという、そういったミッションがございますので、そういった販路拡大につながった件数あたりがやはりこのひとつの効果に含まれるものというふうに思います。またワーキングホリデーにつきましても、今回農業体験等、実際体験頂いた方がいらっしゃるんですが、その方々は当然地元町民との交流を通して、あさぎり町の良さや住んでみたいと思えるようなそういった関心度を高められることによって今後移住定住につながっていくのではないかなというふうに期待をしておりますので、その移住者数がひとつの効果というふうに判断できるのではないかなというふうに理解してるところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい。健幸運動教室についてはですね課長おっしゃったようにまだまだ対象者をどうするのかっていうことについては、これから御検討頂く場面もあるんじゃないかなと思いますので、その点幅広くですね、お考えを頂ければと思います。特別支援教育支援員につきましては、教育長おっしゃったようにあさぎり町ですね子供さんをどうやって守り育てていくかということの基本的なところですよ、小学校・中学校。私は今後もずっと国・県の支援はもちろん頂きますけれども、町の独自の財源もできるだけ確保していただきたいというふうに思います。やはり子供さん方、この義務教育の期間のですね9年間の価値というのは、それ

はもう先生1人の減らす増やすの話ではないと思うんですけれども、できるだけ教育環境の充実ということについては、町長にも是非前向きに捉えていただければと思います。3点目の事業ですけど、なぜ私がここまでこだわるかっていうとやはり効果測定が非常に難しい。何回も言ってますけど、これは地域の方々でもですね、今おっしゃいました地域プロジェクトやワーキングホリデーは、地域プロジェクトは新商品開発等クロスしてる部分もありますよね。このマネジャーはどういう部分を担うのかっていうようなことも私たちには中々分かりません。ですから、効果としてどのようにこの活動を見えやすくするかっていうのは、やはり担当課の役割だと思いますので極力ですね、言えば1年単位でも結構なんですけど、このような事業を展開してそれによる経済効果であったり、あるいは経済だけに限らずですね、町民の方の利益がどういうことを得られたのかというのは大事なことだと思います。その点についても最後ですので町長のお考えをですね、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。まず健幸運動教室につきましてはですね、別に健診に異常が見られた方ばかり対象じゃなくて、健康な方も一緒になって40以上の方は参加されているというふうに私は思ってます。ですから、大分こう対象者は広がってきているというふうには思っております。それと学校支援特別支援につきましてはですね、やはり今も不登校の子供たちも非常に増えてきているということもあって、やはりそういった面の対策も今後は必要かなということでやはり今後も継続していかなければならないというふうには思っております。そして最後の地域未来交付金につきましては、やはり住民の方との交流であったり関係であったりそういったものも非常に重要な部分も出てくるかと思いますので、やはり住民の方を対象に周知をする機会もあってしかるべきだというふうに感じておりますので、今後とも周知も含めて事業効果等を図っていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 会議の途中ですがここで休憩致します。再開は13時30分と致します。

休憩 午後12時00分

---

再開 午後 1時30分

◎議長（小見田 和行 君） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

◎議長（小見田 和行 君） あさぎり町一般会計予算について質疑ありませんか。山口議員。関連のページがあればページをお示し願えば幸いですのでよろしくお願いします。

○議員（10番 山口 和幸 君） はい。それでは、10番 山口です。3点について質問をさせていただきます。41ページから42ページ、くま川鉄道関係の各種負担金、補助金等々に関す

ることでございますが、いよいよ待ちに待ったくま川鉄道全線開通が本年の8月下旬から9月の上旬というふうに伺っております。そういう中であさぎり町としてどのようにこのことに取り組んでいくかということの質問になりますが、まず1点目は、上下分離方式による軌道敷地内を各自治体が担うということになると思うんですが、そういう中で昨年もうちょっと随分と心配しましたが、草の繁茂ですね鉄道敷地内。今回は、特に全線開通に向けて、やはり何らかの取組はしていくべきだろうと思うんですよね。その中で免田川から西、錦の境の鼻先までぐらいの部分を昨年見ておいてもですね、中々管理が届かない。くま川鉄道に話をしても、もう職員も手も足りない予算もないみたいな話で最終的には、防災協力会にお願いをして、完全ではありませんでしたがある程度の整備が出来たというふうになったというふうに思います。そういうことで、会社自体が出来てるわけじゃないんで具体的なことがあさぎり町内で出来上がっているというふうには思いませんが、開通する時に後で出てきますが、記念の催物を何かやると。イベントをやるとということも記念行事の取組が出てくるというふうに思うんですが、そういうことがあるのでやはり事前に新年度4月以降から夏までに向かって、鉄軌道敷地内、あさぎり町はもちろん、あさぎり駅から東免田駅まで行きますが、そういったところを管理することをですね昨年みたいなことにならないように、やはり全線開通に向けてふさわしい軌道敷地内にしていきたいというふうに思います。そういうことで一部町道の部分は、あさぎり町内の業者、入札をして一社がとると。から、もうひとつは、防災協力会にお願いしてやる等々をする時に数年前に区長会にお願いをして、各地区から鉄軌道敷地内を東免田駅から西いわゆる錦境まで、それぞれの人が出て除草作業をしたことを覚えております。当然執行部の方も覚えていらっしゃると思いますが。その辺りについて、どう考えているか。いわゆるみんなで協力して、私たちのとても大切な財産をみんなで守っていくというような、運動体を作るべきだと思うのが1点ですね。それから2点は、いわゆるせっかく開通しても乗降客が増えないことには、何のためのいわゆる全線復興かということにもなろうかと思えますんで、実はここにくま川鉄道に乘ろう運動の云々ということを皆さん方のどういうふうに考えておいでかお尋ねしようと思いましたが、余りにも質疑が長くなっておりますのでこれは少しやめます。皆さんのために。そして3点目はですね。それでよかですね。（はい。）はい。3点目はですね。全線の開通記念行事にどうやってあさぎり町として取り組むのか。聞こえておりますのは、その記念行事をするために幾ばくかの補助金があると。補助金が出ると。もう不適格な数字は想像でのけて言いますのでおかしいんでそれは言いませんが、後で説明していただきたいと思いますが、そういう中で今、おかどめ幸福駅を岡留公園あたりの活性化をやろうということで地域の方たちが委員会を作って活動をしていらっしゃいます。その中でまず、「花とレールサイドいきいきプラン」というのが旧免田町時代にありましたが、是非花を飾っていろんなおもてなしをしようということで今年も4,000ポットぐらい花を植えて、ポットに花を苗を作ってそれを先日ご紹介しましたが各学校とか公共施設に今、花を飾っていただいております。ということでその団体の方がですね、その思いを今度は開通記念日に合わせて夏のから秋に咲く花の準備に4月を超えてから行くということで、みんなでやはりくま川鉄道の全線開通をお祝いをし、しっかり見守っていこうという運動が始まっております、既に。また伺いましたところ、もうやがて桜が咲きますが、岡留公園の桜のライトアップをマル

シェの確か仲間の皆さんと聞いておりますが、そういうことであの付近を盛り上げていこうと。さらに秋には、黒木家の大事な銀杏がまっ黄色に秋にはなりますがあれもライトアップするということで。地域の方たちがこうやって盛り上げていこうという運動を既にされております。その開通に向けて、しっかり気合が入って進んでおりますが、町としてこの記念行事を何か考えておいでというふうに伺っておりますので、そのことについてお伺いします。いわゆる上下分離方式による軌道敷地内の整備の方法そして記念行事への取組についてお尋ねを致します。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。まず1点目ですね。上下分離方式ということですね、くま川鉄道株式会社とそれからくま川鉄道管理機構ですね。これの2つでそれぞれ分けてですね分担してやっていこうということで、言われた部分が線路の維持管理という部分に当たろうかと思います。最終的な確認はしておりませんが、いわゆるくま川鉄道管理機構ですね、この部分ということで維持管理ですね、線路の維持管理。その部分に含まれておまして、以前伺った話によりますと管理機構の中でそういった維持管理的な部分もを担うということで、集められた負担金ですね、を活用致しまして業者に委託を行うということで、そこら辺の雑草の管理でありますとか、そういうものをやっていくというような話ではありました。ただ被災前と違って被災前はですね、くま川鉄道が全面的にそういったこともやっておりましたが、この新しく上下分離方式となったことによって管理機構のほうがその役割を担うということになりましたけれども、実際、業務を委託するということですが、全線を含めたところでですね、夏場の雑草の繁茂状況を全てクリアできるのかという部分は不明確、今の現時点ではですね、中々難しいものもある可能性があるということもありますので、そこはですね議員からありました以前もありました町としての立場というかですね、我々職員からしてもやはりそこは手が回らない部分に関しては、ボランティア的なことも必要ではないかということ考えているところです。それから、あとは記念行事の関係ですかね、につきましてはですね昨年もお話をしておりました。今年に入りまして1月の30日にくま川鉄道全線運行再開関連イベント実行委員会というのが1月の30日に設立をされております。こちらは1市9町村の各首長それから県振興局それから本庁の企画振興部ですね、それからくま川鉄道の取締役社長等で組織されたものです。組織をされました具体的なイベントの担当者会というのがですね、本日まさに第1回目が開催されたというところでありまして、基本的には企画の担当者ですね、企画からとそれから商工観光課のほうで出席をする形をとっておりますが、イベントの中身ということでですねそちらについては、商工観光課のほうでお願いをしたいと思いますが、予算額についてはおおむね決定ではありませんが150万円程度になるのではないかとということで今現時点では話を聞いているところです。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 沖松商工観光課課長。

●商工観光課長（沖松 勝彦 君） はい。それでは先ほどの山口議員からの御質問にお答え致します。現在の段階でですね、全線開通イベントの内容等について検討段階ではございますが回答したいと思います。先ほどもありましたとおり、おかどめ幸福駅ですね、こちらには、今年度地元の住民の関係者による新たな組織として「岡留公園周辺活性化イベント実行委員会」が立ち上がっております。現在この委員会を中心に今年度秋祭りにおいて、失礼しました今年度ですね7年

度の秋祭りにおいて宮崎県の串間市との交流がスタートしております。こちらではですね、この串間市には和太鼓の活動組織がございまして本町にもあさぎり和太鼓保存会という太鼓の組織がございすけども、こういった和太鼓を通じた交流イベントの開催などが出来ないかなということも今検討をしているところでございます。また2つ目ですけども、あさぎり駅前におきましては、毎月第2日曜日に町内外からの50団体を超える出店があっておりまして、こちらにあさぎりマルシェとして駅前のにぎわい創出に取り組んでおりますが、こういったマルシェであったり、あるいはあさぎり駅が恐らく上下線が交差する駅として、上り下り線がですねあさぎり駅に止まりますから、このポッポ館の2階を活用してですね、過去に開催した実績もあります例えば農家レストランというような地元の食材をふんだんに使ったおもてなしによってですね、鉄道利用客の促進に寄与するような取組が出来ないかなということも考えておりますし、また先ほどのこのあさぎり駅と幸福駅ですね、これの拠点でですね、マルシェとかイベント等を開催しながら、くま川鉄道の利用促進につなげていきたいなということも一応考えてはいるところでございます。以上です。

◎議長（小見田 和行 君） 山口議員。

○議員（10番 山口 和幸 君） はい。丁寧に説明を頂きましたが、実はいわゆるその管理機構に移行してからの話はそれでいいと思うとですよ。問題は、しよせん経済力のなか団体ですよ。もういわゆる負担金をもらってやる事なんで、先ほど言ったように過去に区長さん区長会にお願いをして地区から出ていただいて、みんなで1回ないし2回清掃活動をやる。このことは私はお願いすれば、協力していただけると思うとですよ。もう既に実績もあるし。それに防災協力会も当然そうやって毎年協力してくれるんで、その辺りの取組については事前に団体等と話をされてですよ、して進めていったほうがいいと思うんですよね。あとで出るかもしれませんが。もう早めに早めにしていかないと4月にもう年度替わりすればすぐ動ける体制をとっていかないと、また5月、6月。もう草のこやんになってから議員からぶつぶつ言われるよりも、早めに取り組むということで各種団体との連携を取ってもらえないかなと思うんですよね。それに対しての答えと、それから記念行事についてはですね私もその役場職員の経験者として大変申し訳ない言い方になるかもしれませんが、役場職員だけで記念行事は考えてもあんまり成功せんですよ。だから、その実行委員会という名がいいかは別にしてもマルシェの団体があったり、あるいは商工青年部があってそしてまたいろんな団体をお願いをして、その記念行事をやるための実行委員会を作ってみませんかということでお尋ねしてみたいと思います。役場職員の皆さんはね、いろんな知恵も知識もお持ちですがやはり地域の皆さん方の協力を仰いでみんなでやはりこの記念行事、みんなが待ちに待ったくま川鉄道の全線開通でありますので、みなでお祝いをし、これをさらには育て上げていくということが大事だと思うんで、そういう実行委員会を広く声をかけてやってみませんか。その2点についてお尋ねいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。やはり鉄道の敷地内の除草作業というのは非常に制約があって、中々くま川鉄道との当然承諾も必要なんですけれども。先ほどから地区のほうで対応されたということでやはり、やはりそういうこう機運を醸成していくためには、そういった活動も必要だな

というふうに感じておりますので、区長会あたりで提案はしてみたいと思います。イベント等につきましてはですね、県の予算が3,000万ほど予算がついているようでありまして、当然鉄道沿線のところしかそういう開通イベントに関しては、実施されないだろうということが想定されます。そういった予算配分等もあってですね、今後そういったやり方等検討させていただければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 山口議員。

○議員（10番 山口 和幸 君） はい。ありがとうございます。是非ですね先ほどから何回も申し上げましたとおり、全町民挙げて、やはりこのくま川鉄道を守り、つなげていくという大きな使命を私たちは持っていると思います。そういう意味でも、今町長おっしゃったように地域の皆さん方の協力なくしては出来ませんので是非区長会等々にお話をされて、一緒になって鉄道を守っていきましょうという運動を展開していただければありがたいと思いますし、さらには、やはり記念行事についても初めて3,000万という金額を聞きましたが、くま川鉄道が確か半分ぐらいたったですね。それにしても国・県の補助金かもしれませんがありがたいことで、是非その貴重な財源を使って、この開通記念行事がイベントが成功するように是非答えがまだ聞いていませんが実行委員会の回答を求めて終わります。どうぞ。

◎議長（小見田 和行 君） 町長。

●町長（北口 俊朗 君） はい。担当課長ではちょっと答えづらいですので前向きにということで、今日はお許し頂ければと思います。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第2、議案第70号令和8年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について、執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第70号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第3、議案第71号令和8年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第71号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第4、議案第72号令和8年度あさぎり町介護保険特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これか

ら討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第72号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第5、議案第73号令和8年度あさぎり町水道事業会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、1点お尋ね致します。収益的収支の（議長：ページをお願いします。）5ページですね。5ページの収益的収入の水道事業収益総額4億301万1,000円。7ページの水道事業費用これが4億3,600万8,000円。これだけの表面的な数字を見るとですね、収益的な収支は赤字の予算になっているというふうに理解できるんですけども、その点については、担当課の考えはいかがなものかお尋ね致します。

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩致します。

休憩 午後1時57分

---

再開 午後2時01分

◎議長（小見田 和行 君） 暫時休憩前に引き続き会議を再開致します。小山上下水道課課長補佐。

●上下水道課長補佐（小山 英治 君） はい、御説明致します。小松議員が言われましたとおりページ5ページの収益的収入と比較致しまして、7ページの収益的支出を比較しますと収益的支出のほうが多くなっております。こちらにつきましては、令和8年度に上地区の施設整備に伴います調査を行う関係で予算が大きくなっております。こういった予算組みと致しましては、25ページのほうになりますけれどもこちらの1番最終行になります当年度未処理分利益剰余金というものがございますので、収益的収入と支出を比較しますと赤字といたしますか、そういった形にはなっておりますがこちらの金額がございますので、そういった予算も組むことが可能ということで認識をして8年度の予算組みとしております。以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 小松議員。

○議員（1番 小松 英一 君） はい、ありがとうございます。確かにですね資本的収支のところも加味すれば、そのような年度内における収支は維持できていると。この収益的収支のほうだけを特化して見ているわけではないんですけど、今後におけるですね、水道料金の収入の見込みといたしますか。そういうものの見直しが必要になるのかということもこの予算立てから見ると、少し不安視をされるわけですけど。水道料金については現状ということで考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

◎議長（小見田 和行 君） 小山上下水道課課長補佐。

●上下水道課長補佐（小山 英治 君） はい。御指摘のとおり収益的収入につきましては、人口減少とかに伴いまして水需要が減っていくものですから、年々減っていくことが予想されているところです。今後につきましては、令和８年度に経営戦略の改定といいますか中間見直しの時期になっております。その中で今後の収支のシミュレーションを行いまして、料金改定が必要なのか、そのほかに方法があるのかというようなところをですね見極めていきたいと思います。そして現在行っております水道施設整備につきましては、合併してから水道施設が多くございますので、そういったところの統廃合とかも行っていき、そういった支出のですね、削減、そういったところも行っていきたいと考えております。以上になります。

◎議長（小見田 和行 君） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第７３号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第７３号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第６、議案第７４号令和８年度あさぎり町下水道事業会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第７４号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第７４号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第７、議案第７５号令和８年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第７５号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第７５号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第８、議案第７６号令和８年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。補足説明がありませんのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第７６号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第７６号は原案のとおり可決されました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第９、報告第２０号専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第２０号専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について、地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告致します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 万江企画政策課課長。

●企画政策課長（万江 幸一郎 君） はい。それでは報告第20号について説明致します。2ページをお願い致します。専決第4号、根拠につきましては省略をさせていただきます。令和8年2月9日付けで専決処分を行っております工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてであります。令和7年6月13日に議会の議決を経ました「デジタル同報無線システム屋外拡声子局整備工事請負契約の締結」につきましての一部を次のように変更をしております。1 変更する事項といたしまして契約金額であります。既決金額 1億6,610万円。変更する金額 1億6,660万6,136円。50万6,136円の増額となります。2 変更する理由といたしましては、車両の通行が多い子局に対し、安全を考慮し反射版の設置を行ったため。もうひとつが、地理的及び周辺家屋の状況を勘案し、基礎工事を新たに追加する必要があったためということになります。説明は以上となります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。報告第20号専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第10、報告第21号専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第21号専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告致します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。報告第21号について説明致します。2ページをお願い致します。専決第3号、根拠につきましては省略をさせていただきます。令和8年1月28日付けで令和6年12月13日に議会の議決を経た「令和4年災 林道西平線災害復旧工事（4号）請負契約の締結について」の一部を専決処分により変更しております。変更する事項は、契約金額で既決金額8,388万6,000円に218万7,365円を増額し、変更後の金額を8,607万3,365円としました。変更する理由は、現場までの林道において、一部路肩等が崩れている3箇所に重機等搬入のための敷鉄板設置と、現場内の重機等の転回や軟弱地盤箇所の対応として敷鉄板設置を行ったことと、現場法面において、雨により一部土砂崩壊が発生したため土砂撤去と、再度崩壊する恐れがあったことから仮設モルタル吹付工を施工したことが主な理由となります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。報告第21号専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第11、報告第22号専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第22号専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処

分したので、同条第2項の規定により報告致します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。報告第22号について説明致します。2ページをお願い致します。専決第5号、根拠につきましては省略させていただきます。令和8年2月17日付けで令和7年12月12日に議会の議決を経た「一ノ木谷沈砂池設置工事請負変更契約の締結について」の一部を専決処分により変更しております。変更する事項は契約金額で、既決金額5,621万5,595円に275万4,268円を増額し、変更後の金額を5,896万9,863円としました。変更する理由は、現場上部から流れてくる湧水について、作業の支障となるため排水管により処理を行ったことと、現場で発生した木の根について、重量の軽減を図るため仮置きにより乾燥等を行い伐根の産廃処理を行ったことと、切土した法面において崩壊する可能性がある箇所へ植生工の面積を追加したことが主な理由となります。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。報告第22号専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告についての質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第12、報告第23号専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告23号専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告致します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願い致します。

◎議長（小見田 和行 君） 橋本農林振興課長。

●農林振興課長（橋本 英樹 君） はい。報告第23号について説明致します。2ページをお願いします。専決第6号、根拠につきましては省略させていただきます。令和8年2月25日付けで令和7年12月12日に議会の議決を経た「【R6農業農村整備事業】齊堂地区排水路改修工事（1工区）請負変更契約の締結について」の一部を専決処分により変更しております。変更する事項は、契約金額で既決金額9,274万1,342円から358万9,282円を減額し、変更後の金額を8,915万2,060円としました。変更する理由は、埋戻し・盛土工について、購入土による施工箇所に現場発生土を利用できたことと、水替工について、農閑期に施工を行ったため、予定よりも少ない日数で施工ができたことが主な理由となります。以上で説明終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。報告第23号専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告について質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第13、総務建設経済常任委員会の報告について、令和7年度要望第11号を議題とします。委員長の報告を求めます。皆越委員長。

◎総務建設経済常任委員長（皆越 てる子 さん） 日程第13、令和8年3月19日 あさぎり町議会議長 小見田和行様。総務建設経済常任委員会委員長 皆越てる子。委員会審査報告書。本委

員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、あさぎり町議会会議規則第73条の規定により報告します。1 審査事件、令和7年12月9日付託 要望第11号「あさぎり町商工業振興費補助金見直し要望書」について。2 審査の結果 採択。3 審査の経過及び意見（1）令和7年度あさぎり町議会第6回会議（12月定例日）において本件要望書を総務建設経済常任委員会に付託される。（2）令和8年1月20日 総務建設経済常任委員会。要望書の内容を確認し、会議の審議の進め方について協議する。（3）令和8年2月2日 総務建設経済常任委員会。商工観光課及び商工会会長、商工会事務局長より要望書に対する経緯と説明を受ける。（4）令和8年2月18日 総務建設経済常任委員会。提出された申請書の内容について、再度、商工観光課より説明を受け、要望に対して反対意見もなく、採択すべき結論となった。以上、報告と致します。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。以上で総務建設経済常任委員会の報告を終わります。次に総務建設経済常任委員会委員以外からの質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお戻りください。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから日程第13 総務建設経済常任委員会の報告について、令和7年度要望第11号を採決します。総務建設経済常任委員長の報告は採択であります。本要望を委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。起立多数です。したがって令和7年度要望第11号は採択することに決定致しました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第14 総務建設経済常任委員会の報告について、令和7年度要望第12号を議題とします。委員長の報告を求めます。皆越委員長。

◎総務建設経済常任委員長（皆越 てる子 さん） 日程第14、令和8年3月19日 あさぎり町議会議長 小見田和行様。総務建設経済常任委員会委員長 皆越てる子。委員会審査報告書。本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したのであさぎり町議会会議規則第73条の規定により報告致します。1 審査事件、令和7年12月9日付託要望第12号「あさぎり町商工会補助金増額要望書」について。2 審査の結果、採択。3 審査の経過及び意見。（1）令和7年度あさぎり町議会第6回会議（12月定例日）において本件要望書を総務建設経済常任委員会に付託される。（2）令和8年1月20日、総務建設経済常任委員会。要望書の内容を確認し、今後の審議の進め方について協議する。（3）令和8年2月2日 総務建設経済常任委員会。商工観光課及び商工会会長、商工会事務局長より要望書に対する経緯と説明を受ける。（4）令和8年2月18日 総務建設経済常任委員会。要望に対して反対意見はなく、採択すべき結論となった。以上、報告と致します。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。以上で総務建設経済常任委員会の報告を終わります。次に総務建設経済常任委員会委員以外からの質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。委員長は自席へお戻りください。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから日程第14 建設経済常任委員会の報告について、令和7年度要望第12号を採決します。総務建設経済常任委員長の報告は採択であります。本要望を委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起

立を求めます。起立多数です。したがって令和7年度要望第12号は採択することに決定しました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第15、地方自治の未来を創る調査特別委員会の報告について、令和7年度要望第7号を議題とします。委員長の報告を求めます。豊永委員長。

◎地方自治の未来を創る調査特別委員長（豊永 喜一 君） それでは、地方自治の未来を創る調査特別委員会に付託されました要望書につきまして報告致します。令和8年3月19日 あさぎり町議会議長 小見田和行様。地方自治の未来を創る調査特別委員会 委員長 豊永喜一。委員会審査報告書。本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、あさぎり町議会会議規則第73条の規定により報告します。1 審査事件、令和7年9月8日付託 陳情第7号 要望書（町長選挙と議会議員選挙を同時に行うことを求める）。2 審査の結果、継続審査。3 審査の経過及び意見。（1）令和7年度あさぎり町議会第4回会議（9月定例会）において本件要望書を、地方自治の未来を創る調査特別委員会に付託される。（2）令和7年10月23日 第5回地方自治の未来を創る調査特別委員会。要望書に関する今後の進め方を検討する。11月12日現在でのアンケートで、議員各位の考えを問うことに決定。（3）令和7年12月1日 第6回地方自治の未来を創る調査特別委員会。アンケート結果を参考に議員間での意見交換。自主解散の時期、方法等を再度確認するため講師を呼んで勉強会を実施することに決定。（4）令和7年12月24日 第7回地方自治の未来を創る調査特別委員会。同時選挙に関する勉強会開催。講師は、熊本県町村議会議長会 事務局長 古家洋介氏。客観的な意見としてだがメリットとして経費削減、有権者の利便性向上と投票率の向上。デメリットとして、4年間の任期を途中放棄することへの批判、町長の途中辞職等が挙げられた。仮に令和9年4月25日が町長選挙だとした場合、同年3月16日以降の自主解散（40日以内に選挙を行わなければならない）を議決することを確認。本委員会での決定はあくまでも要望書への回答であり、特例法で行う自主解散はしかるべき時期に本会議場で議決するものと再確認する。したがって、令和9年4月実施予定の町長選において、同時に選挙をするもしないも決定することは困難で、今の段階では方向性を示すことしかできないことも併せて確認する。（5）令和8年1月15日 第8回地方自治の未来を創る調査特別委員会。要望書を提出された代表者との意見交換会を実施する。第7回特別委員会時に勉強した内容を説明し、その後、出席者4名との意見交換会を行い、それぞれの立場における認識を共有する。要望書提出者からは、経費削減、投票率アップ、民意の反映、住民の負担軽減などのメリットが挙げられた。（6）令和8年2月2日 第9回地方自治の未来を創る調査特別委員会。これまでの委員会、勉強、意見交換会を踏まえた上での議員アンケートをとることに決定。次回の特別委員会において、その結果と委員長報告（案）を議員に示すこととした。（7）令和8年3月2日 第10回地方自治の未来を創る調査特別委員会。アンケート結果については、事前にタブレット掲載。内容を確認した上で委員長報告案を検討する。重い判断をするにはまだまだ調査、検討が必要と考え、本件を「継続審査」とすることに決定した。アンケート結果については、議会だよりに掲載することとし、その内容は無記名で意見を抜粋し要約することとする。継続審査とした理由を申し上げます。同時選挙において客観的なメリット・デメリットがあるのは当然である。選挙費用について、金額は不明だが2回よりは1回のほうが安価で済むのは明らか

である。2回選挙に行く住民にとって1回で済むなら負担は軽減できる。しかし、投票率がアップするかの数的根拠は不明である。また、要望書提出に添付された2,000人以上の署名の方以外の方が4年間の任期を付託したにも関わらず、1年短縮して同時選挙を望んでいるかも不明である。町長においても、不慮の事故、不祥事などで辞職した場合、また日程がずれる可能性がある。また、町長選挙の陰に隠れ、議員個人を選ぶ選挙ではなく、ある町長候補の応援議員と見られることもあることなども考えられる。何より、昨今の議員のなり手不足の中で、何の手だてもない中、前回同様無投票になる可能性は否めない。まずは報酬改定や議員定数などを検討し、なり手不足解消を進めるべきとも考える。全国議長会では、統一地方選挙で議員選挙を行っている自治体が約3割程度という点に着目し、議員の任期を一時的に延ばす等、同時選挙にすることを目標に掲げている。また、なり手不足解消の手段として、厚生年金適用も視野に入れ、将来への不安解消やサラリーマンから議員へ立候補しやすい環境づくりも進められる予定である、要望書提出者の意思は十分に理解できるものの、本委員会に付託され検討を重ねた結果、「自主解散」という重い決断は、現段階で委員会での判断は困難であり、本会議場で14人中12人の賛成が必要となる案件について、議員それぞれがひとつの判断を下すにはまだまだ調査、検討が必要と考えるため「継続審査」とした。最後に、経費削減の方法としては、令和10年4月実施予定の議員選挙の1か月前の熊本県知事選挙と同時に実施するのであれば、約2か月の短縮で済むので検討の余地はある等、様々な方法があるということを申し添える。以上、会議規則第71条により報告致します。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。以上で地方自治の未来を創る調査特別委員会の報告を終わります。委員長は自席へお戻りください。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから日程第15 地方自治の未来を創る調査特別委員会の報告について、令和7年度要望第7号を採決します。地方自治の未来を創る調査特別委員会の報告は継続審査であります。本要望を委員長報告のとおり継続審査することに賛成の議員の起立を求めます。起立多数です。したがって、令和7年度要望第7号は継続審査にすることに決定致しました。

◎議長（小見田 和行 君） 日程第16、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。御手元に配付しました文書のとおり、議員の派遣を行いたいと思いますが御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって議員を派遣することに決定致しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任することに決定致しました。

◎議長（小見田 和行 君） お諮りします。本会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和7年度あさぎり町議会第8回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午後２時３６分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年４月２７日

議 長 小見田 和 行

署名議員 豊 永 喜 一

署名議員 山 口 和 幸